

令和元年

島本町議会 1 1 月臨時会議

島本町議会 1 2 月定例会議

会 議 録

令和元年 1 1 月 2 8 日 (木)

令和元年 1 2 月 4 日 (水)

令和元年 1 2 月 1 3 日 (金)

令和元年 1 2 月 1 6 日 (月)

令和元年 1 2 月 1 7 日 (火)

島 本 町 議 会

令和元年

島本町議会 11月臨時会議 会議録

令和元年11月28日開議

令和元年12月4日散会

令和元年11月28日(第1号)

令和元年12月4日(第2号)

令和元年島本町議会11月臨時会議会議録目次

第 1 号 (11月28日)

| | |
|----------------------------------|---|
| ○出席議員 | 1 |
| ○議事日程 | 2 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○諸般の報告 | 3 |
| ○第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について | 3 |
| ○延会の宣告 | 7 |

第 2 号 (12月4日)

| | |
|----------------------------------|----|
| ○出席議員 | 9 |
| ○議事日程 | 10 |
| ○開議の宣告 | 11 |
| ○第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について | 11 |
| ○散会の宣告 | 87 |
| ※付議事件の議決結果 | 90 |

令和元年

島本町議会 11月臨時会議 会議録

第 1 号

令和元年11月28日(木)

島本町議会 11月臨時会議 会議録（第1号）

年 月 日 令和元年11月28日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

| | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 塚田 淳 | 2番 | 大久保 孝幸 | 3番 | 東田 正樹 |
| 4番 | 平井 均 | 5番 | 河野 恵子 | 6番 | 清水 貞治 |
| 7番 | 岡田 初恵 | 8番 | 川嶋 玲子 | 9番 | 戸田 靖子 |
| 10番 | 中田 みどり | 11番 | 野村 篤 | 12番 | 伊集院 春美 |
| 13番 | 福嶋 保雄 | 14番 | 村上 毅 | | |

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 山田 紘平 | 副 町 長 | 小田 哲史 | 教 育 長 | 持田 学 |
| 総 合 政 策 長 | 北河 浩紀 | 総 務 部 長 | 由 岐 英 | 健 康 福 祉 長 | 原山 郁子 |
| 都 市 創 造 長 | 名越 誠治 | 上 下 水 道 長 | 水木 正也 | 消 防 長 | 近藤 治彦 |
| 教 育 こ ど も 部 長 | 岡本 泰三 | 会 計 管 理 者 | 永 田 暢 | | |

本会議の書記は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 妹藤 博美 | 書 記 | 坂元 貴行 | 書 記 | 村田 健一 |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|

令和元年島本町議会 11月臨時会議議事日程

議事日程第1号

令和元年11月28日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について

(午前10時00分 開議)

村上議長 公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。議案審議のため、「地方自治法」第102条の2第7項及び会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより令和元年島本町議会11月臨時会議を開きます。

本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は、本日から12月4日までの7日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 塚田議員及び9番 戸田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

会議規則第129条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

山田町長(登壇) おはようございます。それでは、「第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例について」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、77の1ページをご覧ください。

本件につきましては、令和元年11月11日付けにて、条例請求代表者 厚東隆氏ほか19名の方から、「地方自治法」第74条第1項の規定に基づく条例制定請求を受理いたしましたので、同条第3項の規定により、意見を付して本会議に提出するものでございます。

この条例にかかる町長としての意見につきましては、議案書77の3ページ以降にございます意見書のとおりでございます。

それでは意見書の朗読をもって、ご説明とさせていただきます。

意見書

本町における建築物の高さ規制の現状。

本町における建築物の高さの規制にかかる経緯については、まず昭和48年に、主に市街化区域内において用途地域及び高度地区の決定を行い、建築物の用途、建ぺい率、容積率などとともに、高さについての規制を設定しました。これら用途地域及び高度地区については、現在までに、都市計画法や建築基準法等の改正や政策的な方針により、適宜規制の内容を変更しており、「島本町都市計画マスタープラン」などに基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保すべく、地域に応じたまちづくりに取り組んでいるところです。

また、本町における都市計画に基づく建築物の高さ規制のうち、建築物の高さの最高限度については、「建築基準法」に基づき「用途地域内における建築物の高さの限度」や「地区計画」により規制しています。

これらのうち、「用途地域内における建築物の高さの限度」については、昭和48年に住居系の「用途地域」のうち、第一種低層住居専用地域にあたる地区について、「建築基準法」第55条に基づき建築物の高さの最高限度を10mと決めました。また「地区計画」については、令和元年に町域内の一部において、「都市計画法」第12条の5に基づき、建築物の高さの最高限度を定めた「地区整備計画」を都市計画決定し、現在に至っています。

請求の趣旨。

今般、住民発意による「島本町建築物の高さ制限に関する条例」の制定について、「地方自治法」第74条の規定に基づき、直接請求がありました。

本請求の要旨によると、島本町の恵まれた景観を保全し、良好な住環境、地域環境の実現を図り、未来へ引き継ぐための規範として条例の制定を請求するものと謳われており、町全域で行われる開発事業に対して、建築物の高さの上限を設定することを目的とするとされています。

条例（案）の法的課題について。

今回の請求にかかる条例（案）においては、開発行為及び建築行為を行う際に、建築物の高さを、「都市計画法」や「建築基準法」第68条の2に基づく手続き等によることなく、町内全域で一律に20m以下または25m以下とするよう誘導する内容となっております。これは、住民説明会や意見聴取等といった都市計画手続きを経ることなく、指定区域（町内全域）における住民の皆様への周知等が不十分なまま建築物の高さに制限を設けようとするものであり、「法律の範囲内で条例を制定することができる」とされている憲法及び「地方自治法」に定められた条例制定権の限界を逸脱している可能性を孕んでいるものと認識しております。

また、条例（案）の内容によると、第一種低層住居専用地域においては、「建築基準法」に基づく用途地域内における建築物の高さの限度である10mの高さ規制よりも緩やかな、20mの高さの建築物まで可能としています。これに加え、すでに決定された「北

部大阪都市計画J R島本駅西地区地区計画」における地域ごとの建築物の高さの最高限度とも矛盾する部分があり、条例（案）が施行された場合、「建築物の高さの最高限度」が複数存在することになります。このため、行政手続上の支障や、場合によっては法律上の争いが生じるおそれがあるものと考えております。

加えて、本町においては駅周辺を中心市街地や、国道171号沿道部等の近隣商業地域や準工業地域といった非住居系用途地域において、現在、高度地区を指定しておりません。こうした中で条例（案）が施行された場合、先に述べた地域内の住民の皆様の財産に大きな影響があり、憲法上の財産権の侵害にあたる可能性があるだけでなく、町内全域を対象地域としているため、町内全域の住民の皆様の財産にも影響が広がる可能性も否めないものと認識しております。

最後に、条例（案）は法令に基づかないものであるうえに、条例（案）中に罰則規定も設けられていないことから、法律上は実効性に乏しく、実質的に機能しないことも想定されることです。

建築物の高さ制限にかかる手法等について。

実効性のある建築物の高さ制限を設ける場合、まず第一に、条例による手法としては、地域別に「都市計画法」に基づく「地区計画」等を指定することにより、建築物の高さの最高限度を設定し、「地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」における罰則規定により、実効性を担保する手法等があります。

第二に、条例によらない手法としては、「都市計画法」に基づく「高度地区」に建築物の高さの最高限度を設定することにより、「建築基準法」等の罰則規定に基づき、実効性を担保する手法等があります。

「他の地方公共団体における事例」と「地域性」について。

一部の地方公共団体においては、「都市計画法」や「建築基準法」等に基づかない自主条例により、建築物の高さを規制している事例も確認しております。しかしながら、それらは条例制定にあたり、それぞれの地域性を踏まえ、都市計画手続きに準拠する方法で地域住民の皆様への十分な説明を行う等、慎重な議論や手続きを踏まえたうえで、行政区域の一部地域に対して必要最小限の規制をされているものと認識しております。

また、過去の一部の裁判例では、「景観利益」を認めて建築物に対する規制を容認したケースも確認しております。しかし、これらは、景勝地や町並み保存地区等、行政区域内全体ではなく、あくまで具体性の高い「景観利益」が存在する一部の地域を対象としたものと考えております。

これに対し、条例（案）においては、町内全域を対象地域として20mまたは25mという一律の基準で建築物の高さ規制を設けていますが、現在、本町では、町域全体において一律の基準によって保護すべき具体性の高い「景観利益」を認めるべき根拠や、地域性を見出すことは難しいと考えております。

今後の方向性について。

他の地方公共団体においては、地域ごとの特徴等を踏まえたうえで、「高度地区」における建築物の高さの最高限度を導入されているところもあります。今後、本町においても、地域ごとの特徴等を踏まえたうえで、建築物の高さに統一感を持たせ、商工業用地及び中心市街地などでの高度利用を維持すること等を目的として、「高度地区」における建築物の高さの最高限度を導入する必要性を検討することとしております。

これらの方向性については、これまでの町議会における答弁や、現在、島本町総合計画審議会に諮問しております「第五次島本町総合計画基本計画（素案）」でもお示ししておりますが、来年度以降、「島本町都市計画マスタープラン」の見直し作業やその内容を踏まえた具体的な検討作業において、地域別の課題や効果などの議論を十分に行ったうえで、中長期的な視点で「高度地区」における建築物の高さの最高限度の導入等の検討を行ってまいりたいと考えております。

結論。

本町は現在まで、「都市計画法」や「建築基準法」等の法令をはじめ政策的な方針に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するために、合理的に必要と認められる限度において建築物に対する規制を行いながら、周辺の住環境との調和に配慮し、地域別に適正なまちづくりを実施してきました。

こうした中、近年、町域内において中高層マンション等の建設が相次ぐことになり、景観や住環境の変化等を懸念される住民の皆様の声が集まり、建築物の高さ制限を条例によって規制を加えるべきというご意見の署名が集められたものと認識しております。

町としましても、景観形成の取り組み等を推進するため、建築物の高さに一定の制限を加えるという方向性については認識をしているところです。しかし、直接請求された条例（案）は、「都市計画法」や「建築基準法」等の法令に準拠していないだけでなく、町域内の地域ごとの特徴や土地利用の方針、また既存建築物の状況を考慮せず、町内全域に一律の規制をかけるものであるため、適正なまちづくりのあり方とは異なるものと考えております。

今後においては、これまでの政策的な方針を踏まえながら、今後の「島本町都市計画マスタープラン」見直しの際の議論や都市計画手続き等を経て、地域ごとの特徴等を踏まえた「建築物の高さの最高限度」の導入等について、中長期的な視点で検討していく必要があるものと考えております。

以上のことから、町内全域を一律に高さの制限を加える条例（案）については、制定すべきではないものと考えます。

以上、簡単ではございますが、「島本町建築物の高さ制限に関する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

村上議長 ただいま説明が終わりましたが、第 77 号議案については、審議を行うにあたり、

「地方自治法」第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこととなっております。

お諮りいたします。

請求代表者による意見を述べる機会については、12月4日午前10時から、本議場において、条例制定請求代表者のうち6人以内から1人10分以内で行うことといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、請求代表者の意見を述べる機会については、12月4日午前10時から、本議場において、条例制定請求代表者のうち6人以内から1人10分以内で行うことに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました請求代表者による意見を述べる機会については、「地方自治法施行令」第98条の2の規定により、請求代表者に対し、その日時、場所、その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告知し、かつ公衆の見やすいその他の方法により公表いたしますので、ご了承願っておきます。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日から12月3日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、明日から12月3日までを休会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもって延会とし、次会は12月4日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦勞様でございました。

(午前10時17分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第 7 7 号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について

令和元年

島本町議会 11月臨時会議 会議録

第 2 号

令和元年12月4日(水)

島本町議会 1 1 月臨時会議 会議録 (第 2 号)

年 月 日 令和元年 1 2 月 4 日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

| | | | | | |
|------|----------|------|---------|------|-----------|
| 1 番 | 塚 田 淳 | 2 番 | 大久保 孝幸 | 3 番 | 東 田 正 樹 |
| 4 番 | 平 井 均 | 5 番 | 河 野 恵 子 | 6 番 | 清 水 貞 治 |
| 7 番 | 岡 田 初 恵 | 8 番 | 川 嶋 玲 子 | 9 番 | 戸 田 靖 子 |
| 10 番 | 中 田 み どり | 11 番 | 野 村 篤 | 12 番 | 伊 集 院 春 美 |
| 13 番 | 福 嶋 保 雄 | 14 番 | 村 上 毅 | | |

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | | | |
|-------------|---------|-------------------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 山 田 紘 平 | 副 町 長 | 小 田 哲 史 | 教 育 長 | 持 田 学 |
| 総 合 政 策 長 | 北 河 浩 紀 | 総 務 部 長 | 由 岐 英 | 健 康 福 祉 長 | 原 山 郁 子 |
| 都 市 創 造 部 | 名 越 誠 治 | 上 下 水 道 部 | 水 木 正 也 | 消 防 長 | 近 藤 治 彦 |
| 教 育 こ ど も 部 | 岡 本 泰 三 | 会 計 管 理 者 | 永 田 暢 | 都 市 創 造 部 次 長 | 佐 藤 成 一 |
| 都 市 計 画 課 | 今 井 康 仁 | 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長 | 中 嶋 友 典 | 都 市 計 画 課 主 幹 | 藤 本 慧 |

本会議の書記は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 妹 藤 博 美 | 書 記 | 坂 元 貴 行 | 書 記 | 村 田 健 一 |
|---------|---------|-----|---------|-----|---------|

令和元年島本町議会 11月臨時会議議事日程

議事日程第2号

令和元年12月4日(水) 午前10時開議

日程第1 第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について

(午前 10 時 00 分 開議)

村上議長 おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

初めに、傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

島本町議会傍聴規則の規定により、傍聴席においては静肅を旨とし、議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明することは禁止されております。また同規則には、傍聴席において写真などを撮影し、または録音などはしてはならないことと定められております。従わない場合には、ご退場をいただくことがございますので、ご留意願っておきます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、本日の会議を開きます。

日程第 1、第 77 号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、「地方自治法」第 74 条第 4 項の規定により、条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

本案は、去る 11 月 28 日の本会議において、意見を述べる代表者の数を 6 人以内、陳述時間を 1 人 10 分以内とすることに決定したところでございます。

本日、意見を述べる請求代表者は 6 人であり、意見陳述の順序は山田サキ子さん、末岡友行さん、五江渕弘臣さん、白藤美穂子さん、永山優子さん、そして厚東隆さん、以上の順序であります。

6 人の方には、この後、お一人ずつ意見を述べていただきます。

また、意見陳述の時間はお一人につき 10 分以内となっており、時間の管理は、議場内に設置されております発言残り時間の表示板により行います。

それでは、意見を述べていただきます。

初めに、山田サキ子さんの入場を求めます。

(山田サキ子さん 入場)

村上議長 山田サキ子さんの発言を許します。

請求代表者・**山田サキ子氏** (登壇) 水無瀬二丁目の山田サキ子です。「島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について」の直接請求署名の請求者を務めました。議会での意見陳述の機会を設けてくださり、ありがとうございます。

初めに、私たちが請求しました条例案の趣旨を理解していただくために、条例案の前文を読み上げます。

「自然は 大地をつくり、人間は まちをつくります。まちは 住む人びとの参加によって、より住みよいまちへと発展します。わたくしたち島本町民は、めぐまれた自然と文化を生かし、互いに助けあいみんなの幸せをねがって、この憲章をさだめます。(島

本町民憲章)」

島本町の水と緑の豊かな自然は、この町に住む人びとを育ててきました。町を流れる水無瀬川、古来から重要な水運であった淀川など、水の流れの恵みに加え、私たちが慣れ親しんでいる北摂山系の山並みは、多くの人が暮らす扇状地部を囲むようにつながり、人の生活が自然と深い結びつきをもって成り立っていることを私たちに知らせ、島本町民を守り育てています。

水源の涵養地となる山林や、町内に広がる田畑の緑は、人が維持し管理することで豊かな環境を後世につなげることができるものであり、家々の植栽や街路樹は、すぐ身近にある自然として、この小さな町の、人と人の顔が見える暮らしの豊かさを支えてくれています。

島本町民憲章にあるように、景観は、生活の中に織り込まれ、町の風土、文化、営みの基礎となり、そこに暮らす人の存在の礎となって、土地の人を育てるものです。

今ここに私たちは、「わたくしたちは、自然を愛し、水と緑の美しいまちをつくります。（島本町民憲章）」の理念をもとに、島本町の恵まれた景観を保全し、良好な住環境、地域環境の実現を図り、未来に引き継ぐための規範として、本条例を定めます。

以上です。

まず、条例などに対する町長からの意見書には、私たちやたくさんの住民の「島本の景観を守りたい」との想いを受け止める姿勢が全く見られず、非常に残念です。

この島本町は、町の「都市計画マスタープラン」にも、「町は、町域の約7割を山岳丘陵地、淀川の南側の平坦地に市街地を構成、交通の要衝、大阪と京都の中間で交通の便がよく、緑や水が豊かで、歴史と文化が薫る生活環境から、ベッドタウンとして発展してきました。（中略）自然と調和した個性と活力のある人間尊重の町をめざし、すべての住民の皆さまが将来に夢や希望、いきがいを持つことができ、住み続けたいと思える『ふるさと島本』の実現に努め」と記載されているように、自然豊かな町で、大阪府も北摂の山並みの景観を守るよう「景観計画」を制定しています。そして、この北摂山系に沿った箕面市、吹田市、高槻市、各市が景観を守るための条例を持っています。

もともと、島本町は町のどこから見ても山が見え、振り返れば淀川の対岸の町まで見える、のびやかな景観を持った町でした。しかし、島本町には景観条例、町全域の高さ制限がないため、近年、次々と10階を超えるマンションが建ちはじめ、町の様相が変わってきました。保育所、学校、道路と、生活環境も変わってきました。島本はどうなるのかの思いは、島本町民の中に広くあったと思われまます。

高層建物が災害に弱いということは、すでに近年の災害の多発の中で実証されています。電気が止まれば水道も止まってしまう、エレベーターも動かない中での大変な生活は、広く報道されているところです。また、高い建物の周りではビル風も起こります。思いもよらない風の力が、周辺に新たな災害を生むこととなります。高層階で火災が起き

れば、はしご車のはしごも届かない、どうなるのかとの懸念も聞きました。

今、空き家問題が全国的に大きな問題になっています。島本町内でも空き家が増えてきています。大きなマンションが増えることは、数十年先に深刻な空き家問題を抱えることになるのではないのでしょうか。島本町内に20mを超える建物が増えることが、島本の発展に繋がるとは考えられません。

今回の直接請求署名の取り組みは、1ヵ月という短い期間の間に2,661筆、有効署名が2,598筆という結果になりました。受任者には100人がなっただけでした。受任者の中にも、署名者の中にも、「島本の町の緑が好きで引っ越してきたのに、こんなに町の様相が変わってしまって悲しい」「緑が見えなくなったら島本の値打ちがない」と言う方がたくさんおられました。街頭署名をしていると、「ようやくくれた、頑張っていて欲しい」「ほんとはこんなことは町がせなあかんのにな」との声が寄せられ、家族も書きたいからと、署名簿を持って帰られる方もたくさんありました。「やっていると話には聞いてたけど、どこでやっているのかわからんで、どうしようかと思ってた。ここで会えてよかった」と走り寄ってくださる方、後半には判こを用意してきてくださる方と、やっているこちらがビックリするような反響がありました。

署名したいと思いながら、私たちが接することができず、今回、署名ができなかった町民がまだまだたくさんおられるものと思います。町民は、島本はこのままではいけない、町がやってくれないなら、こんな活動が必要だと感じ、待っていた。これは、いずれ誰かが始める取り組みだったと感じています。

島本町民の「島本愛」はとても強く深いと感じていましたが、今回、署名活動をして、この「島本愛」は、島本の緑の多い自然とおいしい水、清々しい空気、そういうものすべてがそろってのものなのだろうと思わせられました。「島本がこんなことになっていくのなら、もう引っ越そうかと思っている。」「ここに住んでいる意味もなくなる。」とおっしゃる方もたくさんおられます。

私は、この署名活動に参加したことで経験した、これがとても貴重だったと思っています。島本の自然、景観を守りたいと思っているたくさんの町民の皆さんの声を聞くことができました。どうか、たくさんの町民の声を受け止めて、本条例をこの本会議で通してくださるようお願いして、私の陳述を終わります。ありがとうございました。

村上議長 以上で、山田サキ子さんの発言を終わります。

陳述者の退場を求めます。

(山田サキ子さん 退場)

村上議長 次に、末岡友行さんの入場を求めます。

(末岡友行さん 入場)

村上議長 末岡友行さんの発言を許します。

請求代表者・末岡友行氏(登壇) 意見陳述。広瀬の末岡友行です。

私は、島本町の木造の長屋に引っ越してきて5年半になります。三方が北摂連山や天王山に囲まれ、淀川の対岸には男山を望み、紅葉や新緑を、町を歩くだけで感じる事ができる島本町を好きになりました。またファミリー農園を利用し、折りを見て農園に行って作物の変化を見て、その作物を収穫し、食し、土と向かい合うことができる生活に、本当に島本のありがたさを感じています。

この島本の素晴らしい環境を、未来の世代にどのように残していけるのか。必死の思いで考え、議論する中で、高さ制限を自主条例によって制定しようという思いに至りました。自主条例は、「地方自治法」14条の条例制定権を根拠とし、各自治体が創意工夫して、独自にまちづくりをする重要な手段です。例えば、開発を規制する「まちづくり条例」が各地で作られ、逗子市や国立市は高さ制限を含む「まちづくり条例」を制定しています。

1980年代以降、「景観法」がない中で、自主条例として高さ制限を含む景観条例が各自治体で作られ、2000年には450市区町村が景観条例を先駆的に作り、2004年に国が「景観法」を作る原動力となってきました。

1990年代から高層マンションの建築紛争が起こっている島本町で、この1年で4カ所、2千人規模の高層マンション建築ラッシュが起き、高層マンションの規制が必要であるという意見が、「総合計画」策定のための住民アンケートや、子ども・子育て支援事業の関するニーズ調査報告書でも、数多く噴出しています。遅らせながらも、島本町は2011年の「第四次島本町総合計画」において、景観条例を策定して景観計画を作ると明記したにも関わらず、未だ策定が行われていません。この10年間、計画は放置されたままで、高層マンションが建ち続けています。

私は総合計画審議会の公募委員ですが、過去の10年間は、町の住民に対する大きな不作為ではないかと、思いを深めています。その中で、町の動きを待っていても始まらない、直接請求において条例を提案し、議会で制定すること、それこそが住民ができる唯一の高さ制限を実現できる方法であるという思いから、この条例を提案することになりました。

町長意見書の、「建築物の高さの最高限度の導入を中長期的な視点で検討していく」というのは、町民の思いとしては、これ以上待てない、今すぐ必要だと考えています。来年の「総合計画」の完成の後、「都市計画マスタープラン」を2年間で作り、その後、都市計画・景観計画を作ろうとすれば、4年間は最低でもかかってしまいます。このまま問題を4年後以降に先送りし、その間に景観は悪化し、待機児童問題で子育て世代を苦しめ、学童保育、小学校・中学校の過密化、増改築のために予算の逼迫、そして何よりも、町民が島本町に愛着が持てなくなる状況を何とか止めたいと考えています。

そのうえで、この町長意見書が高さ制限を今すぐ行うかどうかについて正面から議論せず、町民がやむにやまれぬ思いで提起した本条例案に対して、不誠実で不当に貶めて

おり、怒りを禁じ得ません。そして、もし条例を否決して、町の不作為を町議会が追認してしまうとすれば、町議会も、今後起きる島本町の未来に対して、大きな責任が生じるというふうに思っています。

まず、第一種低層住居専用地域や地区計画と、町内全域に適用する本条例案と「法律上の争いが生じるおそれがある」と述べています。私は、国土交通省の都市計画課に問い合わせしましたが、法的争いは生じるおそれがないとのことでした。第一種低層住居専用地域や地区計画といったものは「都市計画法」や「建築基準法」を、本条例案は「地方自治法」を根拠としており、法的根源が異なっているため、規制が重なっていても、規制が強いほうが優先されるという見解でした。第一種低層住居専用地域の10m規制と、20mの本条例案であれば10m規制が優先され、50mや35mといった地区計画の規制と本条例案であれば、本条例案の20mの規定が優先されるという見解でした。そもそも国土交通省は、ホームページにおいて自主条例による高さ規制が自治体の取り得る政策として例示されるなど、公式に認めるものとなっています。

また、「罰則規定がないため法律上の実効性に乏しい」と述べられていますが、これまでの島本町の開発指導を自ら否定することになっています。島本町は、開発指導要綱の指導勧告によって開発指導行政を機能させており、議会でもそのように答弁してきました。この表現は、行政職員がこれまで行ってきた努力を、積み重ねを、ないがしろにしています。指導要綱よりも強い本条例ができれば、より強い姿勢で行政指導が行えるはずです。

また、島本には様々な自主条例と罰則があります。例えば森林の保全の条例であれば、違反者に罰則はありません。地下水汲み上げの条例であれば、違反者の名前を公表したり、「行政上の一切の協力」の拒否ができます。「土砂埋立て条例」であれば懲役2年、罰金100万円までの罰則が行えます。これらは全部、自主条例です。そのため、本条例制定後にどのような罰則が必要か、必要に応じて警察などと協議して、条例の改正をすることができるはずです。罰則規定が現段階でないことによって、この条例を裁決しない理由にはなりません。

自主条例による高さ規定が、他自治体で「一部地域に対して必要最小限行っている」というのも、当てはまりません。神奈川県逗子市では、最低でも20m以下の高さ制限を市街化地域全域に行っています。

また、「商工業用地及び中心市街地での高度利用が必要」と読めますが、それに異議があります。島本町は、狭い市街地に低層住居が密集しており、商工業用地にも低層住宅が多数存在しています。その上、同じような都市である隣の大山崎町では、住宅建設が適さない工業地域を除いた町内全域の市街化区域に15m以下の高さ制限を行っています。準工業地域や近隣商業地域を含めて高さ規制を行っている逗子市や大山崎町のように、工業地域が存在しない島本町全域に高さ規制を行うことは適切な対策だというふう

に考えています。

また、大阪府の「景観計画」でも、島本全域で20m以上の建物は届出が必要で、北摂の山並みや、対岸からの景観を保全するには20m以下が望ましいことを、大阪府も認めています。

もし、用途地域ごとの高さ規制が必要であるという議論を行うとすれば、本条例を最低限の基準として、より細かい地域ごとの高さ規定を、今後、追加で行えるはずです。

最後に、本条例の可決は、議会のできる高さ規制の重要なチャンスです。町議会が高さ規制に主体的に関わることができるのは、条例の制定だけです。中長期的に島本町が高さ制限を検討するというのを追認し、あとは最低でも4年後の町の動きにゆだね、条例案を否決されるなら、島本の景観や環境を未来に引き継ぐ主体的役割を放棄したと言わざるを得ません。条例の署名を集めていたとき、小学生や中学生の子ども達が、署名したいと自ら声をかけてきました。その子ども達は、島本の本当の良さを直感的に知っていて、それを守るためには一刻の猶予もないという、まっすぐな気持ちを私は感じました。その思いに応じて、次世代のため、未来に責任を持ってまちづくりができたと誇りを持てる態度表明を、町議員の皆さんに求めたいと思います。

以上で、意見陳述は終わります。ありがとうございました。

村上議長 以上で、末岡友行さんの発言を終わります。

陳述者の退場を求めます。

(末岡友行さん 退場)

村上議長 次に、五江渕弘臣さんの入場を求めます。

(五江渕弘臣さん 入場)

村上議長 五江渕弘臣さんの発言を許します。

請求代表者・**五江渕弘臣氏**（登壇） 青葉在住の五江渕弘臣と申します。高さ制限に関する条例直接請求意見陳述を申し上げます。

私は、7年前に島本町に転入してきた者です。島本町の魅力は、何といても、このコンパクトな規模感とのどかな環境です。子育て世代にとっては、地域環境はとても重要です。顔の見える地域社会とのどかな環境の中で子育てができることは、大きなメリットだと思っております。

公立中心の教育環境において、全国学力・学習状況調査の結果、大阪府・全国の平均より島本町が高い傾向があることから、子ども達が良好な生活環境に身を置いていることが伺えます。そののどかさは、緑豊かな景観や農空間、良好な住環境が育んできたものに他ならないと考えております。

ところが、私が島本町で生活した7年の間にも、農空間は住宅やマンションに取って代わり、緑が遠い存在になったように感じています。特に、ここ1～2年の中高層マンション開発は、急激な人口の流入を生み、街並みのデザインが大きく変わったと感じる

ほどインパクトの強いものでした。私が転入してきたときは、島本町は「待機児童がない」という触れ込みでしたが、いつの間にか、毎年 100 名以上の待機児童を出し、待機児童と公立保育所の過密化は常態化し、待機児童率は大阪府下ワースト 1 位にまでなっておりました。

「第四次総合計画」の冒頭には、次のような一文があります。「住民福祉の維持・向上を最優先に、これまで以上に住民ニーズに沿ったきめ細やかなサービスの提供とともに、すべての人が島本町に住むことに誇りを持てる、手作り感を大切にしたい、ぬくもりのあるまちづくりを進める」。また、現行の「都市計画マスタープラン」の冒頭にも、次のような一文がございます。「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまちをめざし、すべての住民の皆様が将来に夢や希望、生きがいを持つことができ、住み続けたいと思える『ふるさと島本』の実現」。昨今の住宅・マンション開発の影響によって、すでに一部の住民にしわ寄せが行っています。しかし、現状、町行政にはこの事態を食い止める術がありません。

なお、「第五次島本町総合計画」策定のためのアンケート調査においては、人口の増加を求める意見は少数で、半数以上が現状のままでよいと回答しております。そして、自由意見欄にも、保育所の問題はもちろんのこと、住宅・マンション開発による景観や、農空間や緑地の喪失を懸念する声が数多く寄せられております。

私がこのたび、「建築物の高さ制限に関する条例」を請求する理由は、これ以上の住宅・マンション開発を抑制して欲しいからです。2018 年の子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書においても、同様に、住宅・マンション開発による環境の変化を懸念する声が数多く寄せられております。一見、子育てに直結しない意見のように見受けられますが、私と同じように、子育てにおいて地域社会の規模感と、のどかな環境に魅力を感じている方が多いのだと感じました。どちらにしても、子育てに関するアンケートに住宅・マンション開発を懸念する意見が寄せられるのは、異常な事態だと考えています。

さて、このたびの直接請求において、街頭での署名活動にも参加しましたが、実に多くの住民の意見を聞かせていただきました。やはり、一番多くいただいたのは景観保全に関する意見です。北摂山系や天王山などの山並みの景観、農空間の残る街並みの景観など、「景観」と言っても様々ですが、緑豊かな景観は島本町の住民の誇りなのだと、改めて感じました。「総合計画」においても、「都市計画マスタープラン」においても、景観保全に関する記述が見られますが、具体的な効力はなく、残念ながら精神論となっているように見受けられます。

「島本町には景観保全に関する取り決めがない」ということを伝えると、皆さん、驚かされていました。住環境が悪化したという話も多く聞かれました。中高層マンション開発により、「急に住宅に振動が起こるようになった」「騒音がするようになった」と訴

える人が多かったのが印象的でした。

子育て世代からも、多くの意見をいただきました。「なぜ、こんなにも住宅・マンション開発を行っているのに保育所に入れないのか」と憤っておられる方もたくさんいらっしゃいました。公立保育所の過密化を懸念する声もたくさん聞きました。加えて、第四保育所の転園問題もあり、直面している保護者の方々は本当に疲弊しきっていました。しかし、働きに出られないことは、家庭の死活問題になるかも知れない非常に深刻な問題です。

うれしいことに、中高生から声をかけられる機会も多くありました。今回、彼、彼女らは選挙権がまだない子も多く、署名をすることができませんでしたが、それでも「田んぼをなくさないで欲しい」「山が見えなくなったら嫌だ」「保護者に署名してもらおうように言うておきます」と、一生懸命訴えてくれました。実際には、子ども達が山や田んぼで遊ぶことは少ないかも知れません。春先に田んぼでツクシ取りをするだけでも、不法侵入と言われかねないご時世です。それでも、慣れ親しんだ緑豊かな景観や農空間が失われることは、子ども達にとっても、想像以上の喪失感を与えているのかも知れません。

保育所の問題もそうですが、子ども達を取り巻く環境も大きく変わってきました。昨今は、公園や校庭におけるボール遊び等の制限により、思いっきり身体を動かす機会が減っている子が多いように見受けられます。町営プールや町営キャンプ場の閉鎖もあり、野外活動の機会が大きく減りました。「第五次島本町総合計画」策定のためにアンケート調査、2018年1月に開かれました将来の町の姿を考えるワークショップ、2018年の子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書でも、子どもの遊び場が少ない、子どもがのびのびと遊べない、子どもの遊び場所を造って欲しい、という意見が多く寄せられております。

100名以上が詰めかけた2019年7月31日の島本町都市計画審議会でも、わざわざ傍聴に来た中高生の姿がありました。子ども達は、大人が思う以上に生活環境への愛着が深く、昨今の住宅・マンション開発に伴う環境の変化を敏感に察し、窮屈な思いをしているのではないのでしょうか。

「持続可能な開発」という言葉をご存じでしょうか。将来の世代の要求を満たしつつ、現在の世代の要求も満足させるような開発だそうです。様々な調査結果からもはっきりとわかるように、住民の多くは住宅・マンション開発を望んでおりません。多くの住民が望むものは、島本町が誇る緑豊かな景観とどかな環境です。また、まちづくりが未来を見据えて行うものなのであれば、島本町の未来を担う子ども達をないがしろにしてよいはずがありません。今、島本町はまちづくりにおいて重要な局面を迎えています。

町長の意見を拝見しましたが、私たちの請求に対して、できない理由を羅列してあり、事の本質がわかってもらえず、大変残念な思いです。良識ある町議会議員の皆様、今こ

そ住民と行政が協働する、真の住民自治を目指そうではありませんか。少なくとも、現状のように、住民にしわ寄せが行っているにも関わらず何もできないという状況が是正されるような結果を出していただけることと期待しております。

賢明なご判断をお願いいたしまして、私の陳述とさせていただきます。ご静聴、ありがとうございました。

村上議長 以上で、五江淵弘臣さんの発言を終わります。

陳述者の退場を求めます。

(五江淵弘臣さん 退場)

村上議長 次に、白藤美穂子さんの入場を求めます。

(白藤美穂子さん 入場)

村上議長 白藤美穂子さんの発言を許します。

請求代表者・**白藤美穂子氏** (登壇) 若山台の白藤美穂子です。

私が「建築物の高さ制限条例」を請求した動機は、水と緑の町・島本町の美しい景観と住環境を守るためです。島本町から淀川を渡り、対岸の国道13号を八幡市から大阪方面に車で走ると、この季節、天王山の赤や黄色の紅葉が美しく、大山崎町は素晴らしい眺めです。しかし、島本町になると突然風景は一変し、要塞のような建物で町が覆われ、ここ数年の変化にギョッとします。原因は、町が建物の高さに制限を設けてこなかったことにあります。

そのため、近年マンションが乱立し、これに伴う待機児童問題で「緊急事態宣言」を町長は出さねばならなかった。この異常事態は町行政の計画性のなさ、不作為に起因します。そのせいで町民が「高さ制限条例」を請求せざるを得なかったことを、町は自らの怠慢の結果と気づき、恥じて反省すべきであって、住民の直接請求を非難するとは、まさに天につばする行為そのものです。

1ヵ月という短期間に、2,600筆に及ぶ署名が集まりました。もっと期間が長ければ、半数近くの有権者が署名したかも知れません。署名活動中に、「この条例に反対する議員はまさかないでしょう？」とか、「町長はもちろん条例に賛成でしょう？」という声が多く寄せられました。「ありがとう！」「頑張ってください！」と、積極的に応援してくださる声は日に日に高まっていきました。町民の多くが近年のマンション乱立を歓迎しておらず、島本町の豊かな景観を大切に思っていることを実感しました。

ところが、署名に対する町長の意見書は、町全域の住民への周知が不十分、罰則規定が設けられていないと難癖をつけ、住民の条例請求を無効化しようとしています。住民の要望を聞き、町全域の住民へ周知し、法的に調べて条例制定の可否を問うのは、町政の仕事であったはず。町長、副町長、町職員、議員の怠慢です。それとも、町はこれからもさらに高層マンションを建てたほうが良いという考えでしょうか。

島本町を愛し、美しい景観を守る活動をする町民の権利は憲法13条で守られており、

憲法 29 条 2 項で、財産権は公共の福祉に適合するように法律で定められています。

「大阪府景観計画」の北摂山並み景観形成地域に、JR 島本駅西側地区などは指定されており、この景観は我々住民の公共の財産です。個人の土地だから好きにしていよい、というものではありません。ところが、「本町では、町域全体において一律に保護すべき具体性の高い景観利益を認めるべき根拠や地域性を見出すことは難しい」と、島本町への誇りも教養もないと、自らを貶めるようなことを意見書は述べていますが、町は、島本町の歴史の価値をどう考えておいでなんでしょうか。

この地は、古来「水無瀬野」と呼ばれ、風光明媚な土地として知られ、京都にも近いため、天皇や貴族が狩りをして楽しむ絶好の場所でありました。奈良時代の桓武天皇をはじめ嵯峨天皇、淳和天皇など、多くの貴人が訪れています。『伊勢物語』には、水無瀬野に惟喬親王の別荘があり、在原業平と桜を愛で、山に月が沈むのを惜しむ様子が描かれています。鎌倉時代初期には後鳥羽上皇が水無瀬離宮を営み、頻繁に訪れています。「見渡せば山もと霞む水無瀬川　夕べは秋となに思ひけむ」、新古今集で後鳥羽上皇がこの地の素晴らしさを讃えて詠まれた有名な詩は、多くの方がご存じでしょう。

近年、歴史学的研究と考古学的調査が進み、水無瀬離宮の範囲が桜井にまで広がることが研究者により指摘されています。ほぼ島本町域に相当する広いエリアに、貴族の邸宅や庭、池、寺院が点在し、山や田畑も借景として取り込んだ高い美意識によって造られた風景が想像できます。これを裏付けるものとして、桜井にある小野薬品研究所新棟の場所からは、2014 年、後鳥羽上皇の離宮の一部と考えられる庭園の遺構が発見され、歴史的な大発見としてメディアに大きく報道されました。

島本町に離宮が造られた理由は、この場所が平安京などと同じく風水上の理想の地形であり、これらの吉相には「北摂山系の山々や天王山、淀川、そして対岸の男山などが重要な鍵となる」と、研究者の豊田裕章氏は、今年、京都大学人文科学研究所から発行された論文の中で述べられておられます。

桜井地区に御所ヶ池という地名があり、池も残っています。そこには修学院離宮にもある州浜の跡と見られる形が残り、対岸の石清水八幡宮のある男山を眺めることができます。京都、大阪という都会の近郊でありながら、かつて天皇や貴族達が見たであろう鎌倉時代の痕跡を見ることができる場所が、全国的にも、この地において他にあるでしょうか。私自身、そこから石清水八幡宮のある男山を見たときの驚きと感動は、言葉になりませんでした。ここを訪れた方々をご覧になれば、必ず感動されるに違いありません。町長、副町長、町職員の皆さん、この素晴らしい歴史的資産をご自分の目でご覧になったことはあるのでしょうか。

平安、鎌倉時代の景観が奇跡的に残るこの場所が、具体的な地域的「景観利益」でないというなら、「景観利益」とは一体何を指すのですか。歴史を軽んじ、町を貶め、将来の子ども達から町への誇りである歴史遺産、景観遺産という、島本ブランドの財産を

奪うのは、暴挙と言うほかありません。

島本町の景観は、日本の歴史を語るうえで、天皇家とのゆかりも深く、大変重要な意味を持つのです。今後、町に遊歩道を設け、説明板を置くなどして、大切な観光資源とすべきです。世界中から観光客が日本に集まる昨今、この景観は島本町の重要な歴史的観光資源となるでしょう。

ところが、J R島本駅西側に50mの高さのマンションを建てると、奇跡的に残る石清水八幡宮のある男山が見える景観を完全に壊してしまいます。町は、歴史的景観という永遠の資産を、ディベロッパー・ゼネコン、一部の地権者に一時的に入るお金に交換するつもりですか。それとも、開発によって何らかの利益を得る人が他にもいるのでしょうか。

島本町の高さ制限条例について取り上げたテレビ番組で、この駅前開発は典型的な日本の錬金術だろうという意見が出ていました。山林、農地など安い土地を開発し、莫大なお金が生まれ、結局、それで儲けるのはディベロッパーやゼネコン、その金が政治家に流れる。これは駅を造るときからそういう狙いがあったのでは？と、コメンテーターは述べていました。しかも、開発による人口増に伴うインフラ整備、その維持は今後も私たちの税金でまかなわれていくのです。私たちが心配するのは当然のことです。

そもそも高層マンションは、近年、甚大化する災害に脆弱であることが、前の台風19号の武蔵小杉の件ではっきりしました。その上、大規模修繕や解体工事の前例はまだなく、その際の安全性は担保されるのでしょうか。高層マンションはそれらの問題点において時代遅れになり始め、買う人が減ってきており、場所によっては価格が下がってきていると聞きます。安全と将来の問題や、人口減少を考えれば、土地の少ない大都会以外、高層マンションに住む人は今後減少するでしょう。ゴーストマンションだらけになったら、町は責任を取れますか。むしろ、町内に田園風景を残すほうが島本町の新しい道です。

地権者の高齢化に伴う営農が困難ならば、農地バンクや、企業として農業を請け負う会社などを活用し、農業、自然、歴史遺産などの価値に着目した公園等の開発を考えるほうが、人口減少のこれからの時代にあっています。

今だけ、金だけ、自分だけ。高層マンションをこれ以上建てるよりも、歴史的価値、景観価値という将来性のある素晴らしい資産を大切に、住みよく、真に価値の高い町にすることが、本来、町政のあるべき姿であると思います。

どうか、島本町への愛、知性、教養をお持ちの心ある町民代表の議員の方々、重ねてお願いいたします。島本町の将来を左右する大きな分岐点に立っていることを真剣に考え、住民の声に耳を傾け、島本町のよりよい未来をつくるため、慎重のうえにも慎重な議論を重ねてください。私たち住民は、あなた方の議論をしっかりと注視し、後々まで語り継ぎたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

村上議長 以上で、白藤美穂子さんの発言を終わります。

陳述者の退場を求めます。

(白藤美穂子さん 退場)

村上議長 次に、永山優子さんの入場を求めます。

(永山優子さん 入場)

村上議長 永山優子さんの発言を許します。

請求代表者・永山優子氏(登壇) 広瀬在住の永山優子です。

私は、島本町の美しさに感動して、この町へ引っ越してきました。しかし、それからわずか数年の間にマンションが次々と建ち、町の景観は様変わりしました。住民生活の様々な面でも影を落とし始めています。

一体、どうしてこんなことが起きてしまったのでしょうか。それは、島本町がまちづくり、「建築物の高さ」ということについて全く無策であったからに他なりません。昭和48年の都市計画決定で、町内のごく一部に限って10mの高さ規制が設定されましたが、それ以外の地域は、その後約45年もの間、何の高さ規制もされない、無防備な状態のまま放置され続け、今や、この町は開発の波に飲み込まれようとしているのです。これは言うなれば、なすべきことがなされなかった、自治体の不作為が招いた結果であるといっても過言ではありません。

「もう町には任せておけない」「この流れに歯止めをかけなければいけない」、そんな多くの住民の危機感が、この条例案には込められています。対する町長意見は、住民の声を真っ向から否定するだけでなく、その内容には見過ごすことができない筋道の誤りが多数存在しており、到底、容認することができません。

以下、条例案に付された町長意見に対して、意見を述べます。

意見書は、条例案が「都市計画法」や「建築基準法」に基づく手続きによらずに高さ制限を設けるもので、都市計画手続きで保障される住民説明会や意見聴取といった周知が不十分だ、と指摘します。しかし、このような指摘は全く的外れであると言わざるを得ません。そもそも、「都市計画法」の手続きを経れば、住民参加がより良く保障されるような前提に立つこと自体が虚構です。

私は、令和元年の駅西地区の都市計画決定で行われた住民説明会、意見募集、タウンミーティング、公聴会、そのすべての機会に住民として参加してきました。しかし、この都市計画決定で、住民意見は一切反映されませんでした。島本町という自治体においては、「都市計画法」が保障する住民参画の手続きは、「仕方なくこなすプロセス」としての意味しか持たないことは、すでに多くの住民が知っています。

また、条例は地方公共団体の自主立法であって、住民によって直接選挙で選ばれた議員の採決を経て制定されるものです。とりわけ、今回のような直接請求による場合は、

その過程に多くの住民が深く関わり、議会に提案されて、採決に至ります。民意反映の点だけを見れば、行政主導、行政判断を中心に進められる都市計画の決定手続きより、住民発信・住民参加という点で、憲法92条の住民自治の本旨にかなうものと言えます。都市計画手続きを持ち出して民意の反映に協議を差し挟もうというのは、憲法を基礎にする法令について理解不十分、との指摘を免れないものと考えます。

また、条例で建物の高さ規定を定めるには、「建築基準法」68の2を根拠に、「都市計画法」の定める手続きに沿って行われることが大前提であるかのような、誤解を招く表現がされているように思います。「建築基準法」の規定は、高さ規制を設ける手法の一つを規定するものであり、法令による委任を前提としない自主条例によって、それぞれの自治体が独自に高さ規制を設けることを何ら妨げるものではありません。むしろ、平成12年の「地方分権一括法」の施行によって、住民に身近な行政は、地方公共団体が「自主的かつ総合的に広く担うこと」が求められるようになりました。自治体独自で制定される自主立法の比重は、委任条例よりも増えています。このような国の方針に照らしても、不当な表現です。このことは、議会提案の条例でも、住民請求による条例でも、変わりません。

では、町が指摘するような、憲法や「地方自治法」に定める法律の範囲を超えて、条例案が憲法、「条例制定権の限界を逸脱する可能性」というのはどうでしょうか。

法律と自主条例の抵触の問題について言えば、最高裁判決ですでに確立した基準が示されています。重複する法律と条例は、それぞれの趣旨、目的、内容、効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって決せられます。今回、町長はそれぞれの要件をどのよう検討して、「限界を超える可能性」があると判断したのか。最も重要な検討過程も示さず、言いつ放しであり、反論の体をなしていません。

さらに意見書は、条例案は、現在の高さの上限を10mとしている地域で、より緩やかな20mの高さ規制を可能としている、とも指摘しています。この条例案は、景観保全を図るために、建物の高さに20mの上限を設けようとするもので、町内一律に高さ規制をしようとするものではありません。このことは条文の文言を素直に読む、いわゆる「文理解釈」からも、法の趣旨からも明らかです。

また、町内に置かれた10mの高さ規制は、「都市計画法」で第一種低層住宅地域に全国一律、例外なく定められた絶対的高さ規制であり、そもそも地方自治体が条例によって変更することが認められない性質のものです。批判は、その前提を欠いています。意見書の批判は、悪意に満ちた上げ足取りであるばかりか、「都市計画法」などの領域で、住民を不正確な表現で欺こうとするものであると指摘いたします。

次に、高さ規制によって「住民の財産権が侵害される可能性」についても言及します。

そもそも財産権は、表現の自由などに比べて、より強い制約に服する人権であり、憲法29条2項は「財産権の内容は、法律でこれを定める」と規定しています。ここに言う

法律には、自主条例も当然含まれています。建物の高さに関する制約であっても、立法目的によっては、権利にもともと内在する制約として、立法主体に広範な裁量が認められているのです。今一度、判例を確認されればいいでしょう。

続いて、条例案が「町内全域を規制対象」とすることに否定的である点、「景観利益」という概念についても意見します。

島本町の面積は約 16 km²、そのうち市街地は、その 3 割に過ぎません。そんな小さな町で、高さ規制を行政区域の一部に限ってしまつては、本来、ある程度の区域を含めて保全することが必要な「景観」というものを、保全・保護していくことは事実上、不可能になるでしょう。また、「景観利益」は景勝地や街並み保存地区などに限られた利益ではなく、都市景観としての風景を争う訴訟の中で取り上げられた考え方です。判決は、「景観利益は法的保護に値する」と判示しています。景観利益は、そこに暮らす住民が持つ主体的な利益であつて、条例制定にあたり、その利益のあるなしを自治体が判断できる性質のものではありません。

意見書は、結論部分で「高さの最高限度の導入については、中長期的な視点で検討していく必要がある」としていますが、私たちはそれを待つてはいられません。それでは遅すぎます。なぜでしょう。

意見書を読んでいると、駅の西側に 15 階建て相当のマンションを建てるまでは、是が非でも建物の高さ規制に手をつけません、と聞こえて仕方がありません。頑なで、思考停止状態の町の方針のために、島本町全体に歪みが生じているのではありませんか。山並みに守られた景観をこれ以上崩さない、これが住民の意思であり、条例の制定を求める声です。

地方自治の主役は、住民です。町長も、議員の皆さんも、私たちの信託を受けて、今、そこにおられるのだということを忘れてはいけません。署名数 2,589 は、有権者の 1 割に当たります。前回の町議会選挙の投票率が 50% だったことから考えれば、これは軽視できない数ではないでしょうか。有権者のこの声に向き合うのは、議員の皆さんの責務だと思います。

7 月の都計審で、議員選出の委員は「50m の高層マンションには僕も反対です。マンションなんか建てて欲しくない。」と発言されました。別の議員も、「私も 15 階のマンションに関しては、正直なところ反対しています。」と明言されました。当該議員におかれましては、本条例の精神に少なからず共鳴していただけるものと私たちは確信しています。

議員の皆様には、条例案の曲解とも言える反論を展開する町長意見には惑わされず、住民発意のこの条例案の制定に向けて、条例の事実上の問題点については必要に応じて修正案を提案していただけるものと、強く期待を寄せるところです。

以上で、私の意見陳述を終えたいと思います。ありがとうございました。

村上議長 以上で、永山優子さんの発言を終わります。

陳述者の退場を求めます。

(永山優子さん 退場)

村上議長 最後に、厚東隆さんの入場を求めます。

(厚東隆さん 入場)

村上議長 厚東隆さんの発言を許します。

請求代表者・厚東隆氏（登壇） 東大寺の厚東隆です。

「島本町建築物の高さ制限に関する条例」制定の直接請求に対して、町より意見書が出されています。その意見書で記述された町の意見に対して、反論いたします。

まず、憲法及び「地方自治法」に定められた「条例制定権の限界の逸脱のおそれがある」という町の主張ですが、本直接請求は憲法 94 条、「地方自治法」14 条の条例制定権に根拠がある自主条例です。「景観法」や「環境基本法」の趣旨にも沿っています。直接請求によって条例制定がもたらされた例も、もちろん存在します。

「都市計画法」で定められた「住民説明会や意見聴取がなく、周知不十分」という指摘については、そもそもが「都市計画法」で住民説明会や意見聴取が必要とされていることについて、行政自身がどのように考えているのでしょうか。このような規定は、まちづくりが住民の意思と参加に基づいて行われるべきであるという考えを具現化したものです。しかし、今年行われた都市計画の変更においては、住民説明会やパブリックコメント、意見聴取など、あらゆる住民参加システムが形式的に行われたと言えます。何なれば、「反映できる住民意見はなかった」と行政自らも認め、実際、そのとおりだったわけです。参加してきた多くの住民にとっては、無力感しかありません。

行政と我々の、どちらがより住民意見を吸い上げ、「都市計画法」の本来の趣旨に則っているのでしょうか。行政は、自ら行う形式的手続きを擁護する一方、町民同士で対話を続け、島本の未来について実質的な議論を展開しようとしている我々の直接請求を、この意見書で否定しようとしています。

平成 31 年の島本町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書においては、その自由記述欄に、これ以上のマンションは要らないという訴えが多数見られます。また、平成 31 年 1 月の「第五次島本町総合計画」策定のためのアンケート調査にも、その自由記述欄において、マンションによる人口増加や景観が守られなくなってしまう懸念が多く寄せられております。

もとより、島本町に多くのマンションが続々と建設されているのは町民には周知のことであり、島本町の土地利用の現状を考えれば、マンション建設の可能な土地はまだまだ多くあります。昨年の夏に行われたタウンミーティングにおいても同様の意見が寄せられたことは、町長自身がよくご存じのはずです。

この従前のアンケート結果でも、あるいは過去のアンケートを見ても、島本町民の誇

りは、水と緑です。アンケートで町の魅力について問うと、島本町の場合はたいてい水と緑が1位か2位になります。そのような町民の認識が広く共有されている島本町で、北摂や男山の緑が見えなくなっていくことは、町民に大きなインパクトを与えることになるでしょう。

また、本町全域に対して高さ規制をかけることについて問題だとされていますが、本町においては、近隣商業地域や準工業地域であっても、一般の住居が多数混在し、高さにおいては、むしろ一律の規制が住民福祉に資すると考えます。

我々の条例案では、高さの最高限度を20mとしています。これは高過ぎもありませんが、低すぎもありません。5～6階になると思われますが、市街地にまんべんなく住居がある島本町の特性から考えて、現実とかけ離れた高さとは思えません。だからこそ、多くの有権者の方に署名をいただけたのだと思います。

とりわけ「景観」ということを考えれば、梶原山を中心とした北摂の山並み、天王山、淀川対岸の男山と、町内市街地のどの方向からも、日々、我々に親しみのある風景であり、地域性で区切るには無理があります。「高さを規制する」という条例の文言に単純に捕らわれるのではなく、具体的な数値を、現実の風景として想像していただきたいと思います。

財産権の侵害については、高層建築物の建設が周辺住民の住環境を毀損する可能性があることを鑑みれば、一定の制限は公共の福祉に見合うものとして、憲法29条2項により容認されています。京都市においては、景観地区を指定して高さ規制を行ったり、箕面市では容積率を定めて独自の規制をかけています。今年では、神戸市ではタワーマンションを規制する条例が可決されています。

一部の住民や関係者からは、建築物に対する規制は財産権の侵害であるという主張もしばしばなされてきましたが、各地方自治体は、その指摘は当たらないとしています。また、憲法29条第3項、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」とありますが、この「補償」という部分は、公共事業の土地収用の場合などに適用されるもので、法律や条例による高さ制限等で、直ちに補償の必要性が出るものではありません。

天災における高層マンションの脆弱性も、今年、大きな話題になったところです。日本において気候変動が大きくなっていることは、もはや誰の目にも明らかになっています。エレベーターの停止や、断水による高層階住民の影響は大きなものであり、また老後の住まいとしてマンションを選ぶ方も一定数おられます。自助やボランティアだけでOKというわけにはいきません。緊急時には、行政として手を差し伸べなければいけません。そういったマンションのリスクを、行政と住民とがどのように負担するべきか、実際に事が起こったときの運用はどうなるのか。高層マンションの数が増えると、小さな自治体には非常に難しい問題になります。

島本町の意見書は、全体的には条例案が不備だと事細かな主張が大半を占め、はたして島本における適正なまちづくりをどう考えているのか、島本の将来をどう見ているのか、具体的には一向に示されておられません。行政がこれまで推進してきた様々な手法が、どれほど公益に資しているのか、また、どれほど住民参加を中心に据えてやってきたのか、現実には多くの住民が行政の手法に満足をしているのか。それらの分析結果をもとに、この条例案を不要とおっしゃるならわかりますが、そうなっていません。

町意見書は、結論として「建築物の高さの最高限度の導入について、中長期的な視点で検討していく」と記述されています。景観についての問題意識は、すでに10年前の「第四次総合計画」で記述されています。方向性は、我々と同一なのです。

確かに、条例案の高さ20mという数字は、我々直接請求者が提案した数字ではありません。ただし、理念として景観を守ることが必要であることは、すでに10年前から島本町の公式見解であり、審議会を経てコンセンサスとなっているのです。しかし、この10年間、景観を守るための具体化への議論の積み重ねは行政にも議会にもなく、本町だけでなく、北摂全体でのマンション建設ラッシュが到来している昨今の状況から、これから決めるのでは数年はかかり、何もかも遅くなります。この町意見書は、マンション業者の視点から見れば、島本町におけるマンション建設への呼び水にもなる可能性があります。

とにかく、高さにせよ容積率にせよ、具体的議論を先送りしてきた不作為を、我々の高さ制限決定プロセスに対する批判とすることは、議論のすり替えと思います。

本来ならば、我々の貴重な条例案を肯定的に受け止め、もし行政から見て不備な点があればサポートするなど、建設的な方向に努力するように考えるべきであり、それを細かい法的技術論に持ち込んで全力で否定するのは、住民参加への否定と、行政絶対主義というものです。こんな意見書では、島本町のまちづくりとして実りある議論のスタートにもならない。実質的価値がないと思います。

しかしながら、議会で審議をされる関係上、意見書の細々とした指摘に反論せざるを得ません。町長の目指す「住民自治」というのは、このような空疎なやりとりのことだったのでしょうか。町長が、反対を表明するのは自由ですが、この内容では、未来の島本のための貴重で大きなチャンスを、町長自らが逃したと思います。本当に寂しいことです。

島本町の今後取るべき道は、北摂を代表するような良好な住宅地として維持発展させることと考えています。大規模工場やオフィスをどんどん建設するような余地もなく、またそれにふさわしい環境でもありません。では、我々にとって「良好な住宅地」とはどのような場所なのか。それは子育てのしやすい町、緑の山並みがいつでも、どこでも目に入る町、適度な空間のある町、防災のしっかりした安心のできる町、だと考えます。

今回は6名の陳述によって、町意見書における法的指摘に対する問題点、高層マンシ

ョンが今後も増えていくことに対する懸念、町の姿勢に対する批判と、景観も含めたあるべき町の姿について述べさせていただきました。その根底にあるのは、水と緑の島本町を愛し、それを次世代にも引き継いでいきたいという思いであり、ここにおられる皆様には、そのことも十分伝わったことを信じたいと思います。

残念ながら、我々は本日の議会での質問に直接お答えすることはできません。議員の皆様と町の討論にお任せするしかありません。議員の皆様への選択の材料は、我々なりに十分に提供できたと思っております。よろしく願いいたします。

これにて、陳述を終わります。

村上議長 以上で、厚東隆さんの発言を終わります。

陳述者の退場を求めます。

(厚東隆さん 退場)

村上議長 以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 04 分～午前 11 時 20 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 今回の直接請求は、住民の皆さんが、これまで町が行ってきた都市計画決定に対してノーだと言っている、そういう認識は行政にはありますでしょうか。一つ目の質問です。二つ目、今回の意見書を作るにあたり、誰に意見を行政として求めましたか。三つ目、意見書には「都市計画法」のみが高さ制限を設ける手法の例として書かれていますが、それ以外の手法もあるかどうか、お答えください。また、それは何でしょうか。高さ規制を実現する手法は、「都市計画法」だけでなく自主条例による手法もあるという認識でよいか、これを確認したいと思います。

次の質問です。条例に罰則規定がないと実効性に乏しいというようなことを書かれていますが、夏に行われた都市計画決定では、行政は駅前に 50m の建築物が建てられるようにしました。そこで無視された、これ以上マンションは要らないという住民意見は、今後の事業主体との協議で反映されるように相手をお願いすると、行政は述べています。この住民意見を実現させる方法として、このように、あくまでもお願いして協議を行う手法と、今回の条例と、どちらが実効性があると考えられていますか。

次の質問です。意見書の中で述べている「条例制定権の限界を逸脱している」という可能性は、どういう意味でしょうか。

次の質問です。同じく意見書で、「財産権の侵害にあたる可能性」とは、一体何のことを言っていますか。憲法 29 条は、財産権の内容は「法律の定めによる。」としており、ここで言う「法律」とは、自治体の自主立法である条例も含まれるという最高裁の判例があります。財産権の侵害にあたる可能性イコール法律の定めの中に、自主条例が含ま

れないという根拠があるのでしょうか。

次の質問です。条例案は、「法令に基づかないもの」という文言がありますが、これは事実なんでしょうか。

もう一つ、罰則規定がないということに関しての質問です。罰則をつけないと規制の効果は弱まるし、もちろん自主条例はそういうものではありませんが、それが条例に反対する根拠にはならないと考えます。この批判は、論理的に成り立ちません。実効性が問題であれば、それは高さ規制というものを是としているということと理解します。であれば、なぜ前の都市計画でそれをしなかったのか。本当に高さ規制をしたいと思っているのか。この点、伺いたいと思います。

都市創造部長 それではまず、1点目の直接請求にかかります町の認識についてのご質問でございます。

町といたしましては、今回の直接請求の総意は、過去の町の都市計画決定に対して肯定的か批判的かを判断することは困難であると考えております。

なお、今回の直接請求につきましては、近年の町域内における中高層マンション等の建設が相次いだ結果、景観や住環境の変化等を懸念される方の声が署名という形で集められたものと考えており、今後、建築物の高さ制限を新たに条例によって規制を加えるべきというご意見として提出されたものであると認識いたしております。

続きまして、意見書の策定過程にかかるご質問でございます。意見書の策定にあたりましては、所管部である都市創造部で当初案を作成し、法規担当である総務部の確認を経て、町の顧問弁護士に法的な観点から意見を求め、その意見内容を反映したうえで策定したものでございます。

続きまして、高さ制限を設ける手法の例にかかりますご質問でございます。建築物の高さ制限にかかる手法につきましては、意見書でお示した手法の他に、「景観法」に基づく手法や、自主条例により設定する手法等があげられるものと認識いたしております。

なお、意見書でお示いたしました高度地区による規制や、地区計画による規制と比較すると、今回のような手続きで定める自主条例での規制は、実効性の担保という点で課題が多いものと認識いたしております。

続きまして、事業者との協議と、今後予定しておりますまちづくりに関する委員会との協議で、今回の条例とでの、どちらに実効性があるのか、についてのご質問でございます。仮に、条例案が可決された場合におきましては、他の協議と比較すると、法律上は条例に優位性があるものと推察されます。しかしながら、都市計画審議会の答申における付帯意見でいただいた組織体制につきましては、現在、どのような組織体制とさせていただきますか検討中でありますことから、比較すること自体が困難と考えております。

私からは、以上でございます。

総務部長 まず、「限界を逸脱している可能性」があるのではないか、というご質問にご答弁申し上げます。

憲法上、条例は「法律の範囲内で制定することができる。」とされております。建築物の高さ制限を課す場合につきましては、「建築基準法」では、都市計画手続きにおける地区計画等の内容として定められたものを条例で定めることができるとされており、自主条例により、これらの手続きなしに制限を課すことは違法性を指摘される可能性があるものと、このように考えているところでございます。

続きまして、条例案が法令に基づかないのではないか、というご質問にお答えをいたします。

今回の条例案につきましては、法令上に「〇〇については、条例でこれを定める」といった規定があつて、それに基づいて制定がなされるものではなく、独自に制定を求められているものと認識いたしておりますことから、そのように考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

総務・債権管理課長 憲法第 29 条第 2 項の財産権のところについてのご質問をいただきました。

ご質問の中では、憲法第 29 条 2 項の「法律」というところに自主条例は含まれないのか、というご質問だつたと思うんですけども、一般的に有力な見解としては、「法律」はいわゆる国会で作った法律だけではなくて、地方公共団体が作った条例も含まれるという見解が有力でありまして、私たちもそのように認識をしております。当然、そこには法令の委任による条例も、自主条例も含まれるというふうに考えております。

ただ、地方公共団体が策定する条例につきましては、あくまで法令の範囲内で、これを制定することができるというふうになっております。ですので、財産権の内容を構成する条例につきましても、当然、それは法令の範囲内において制定しなければならないという規制に服しますので、今回の意見書の中で述べさせていただいたように、今回の条例案の内容につきましては、その範囲を逸脱する可能性があるものというふうに認識をしておりますので、そのことによりまして、財産権の侵害にあたるという可能性が指摘されるおそれがあるというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員 一つひとつ、質問していきたいと思つています。

都市計画決定にノーと言っている住民が今回の直接請求で、という認識はあるかということについて、判断がつかないということを言われたと思つていますが、そういうものではなくて、今回は意見陳述の方も同じようなことを言われていました。そういうものだと都市計画決定、これまでの都市計画決定に対して大変住民の中には不満がある、そういうものと受け止めて、今後の都市計画に臨まれたほうがいいと思つています。真実か

ら目を背けても、町はよくなりません。

そこで質問ですが、意見陳述の中で末岡さんが、もし、今回、条例案が否決されれば、「景観条例」に基づくルール設定の議論を開始した場合、最低4年はかかるというような概算をされていましたが、この主張に対してのご意見はありますでしょうか。大体、どれぐらいかかるのか、確認をさせていただきたいと思います。

次に、意見書を作るにあたり誰に意見を求めたかについて、町の顧問弁護士と行政内部で話されたということです。ですが、これまで都市計画に関わってこられた内部の人間や、行政の顧問弁護士のような中立的とは言いがたい方に意見を求めることで、このような重たい、住民の、有権者の1割にも及ぶ署名を集めた意見書を作るにあたって、それで事足りると考えているのでしょうか。第三者の意見を聞くべきだったのではないのでしょうか。

それから、自主条例、高さ制限においては「都市計画法」や「建築基準法」だけでなく、自主条例も手法としてあることが確認できました。そのとおりだと思います。認識していただきたいのは、今回の請求は、前の都市計画決定を受けての側面があること、ということです、重ねて言います。そこで、有効な高さ規制が図られなかったから、こういう直接請求が出てきたわけです。行政が住民意見を汲んで高さ規制をかけていれば、あのとき20mの規制をかけていればよかったです。あのとき、なぜ20mの規制をかけなかったのでしょうか。反対の理由にならないことを、反対の理由にしているだけのように感じます。これは意見です。

またそれを、言うに事欠いて、条例は実効性が弱いからとか、罰則がないから課題がある、だから反対だというような反対の意見の根拠にすることはあり得ないと思います。規制の必要があるということは、行政も意見書の中で認めているわけです、今後において。そう認識しているのであれば、住民の皆さんが言われたように同じ方向を、住民の今回の直接請求と向いているわけです。言わば、この直接請求は行政の手助けをしていると感じます。そのような認識がおありであれば、今後、規制を、もし、この条例が通らなかったのであれば、早急により強力な規制をかけていただきたいと思います。これは意見です。

次の点です。夏に行われた都市計画決定、法律上、今回の条例のほうが優位性があるということは認識されているが、比較することが困難だとも一方で言われています。ちょっと、何を言っているのかわかりません。優位性があると推察できる、けれども、今後の行われる協議体、都市計画に関してお願いしていくという組織のあり方がどうなるか、比較が困難ということですが、ということは、今後、開催されるその組織が、この条例よりも、より強力になる可能性があるということをおっしゃっているのでしょうか。であれば、その具体的な道筋を教えてください。

それから、「条例制定権の限界を逸脱してる可能性」とはどういう意味か、というこ

とを質問しました。私は「どういう意味か」と質問しただけであって、条例制定権の限界を逸脱している可能性があるというふうに訊いているわけではありません。どういう意味か、ということをお訊きしました。お答えいただいたんですが、具体的にどこが逸脱しているのかというところが、ちょっとわかりませんでした。高さ規制は「建築基準法」でしか制限してはいけないと言っているように主張されているのですか。というふうに聞こえました、先ほど答弁では。ということは、この自主条例によって高さ規制をするには、例えば住民が説明会や公聴会意見募集をしなくてはならない、そういうことを言っているのでしょうか。

それから、「財産権の侵害にあたる可能性」は一体何を言っているのか、という質問をしました。財産権の侵害にあたる可能性があるかという質問ですか、ということをお尋ねしましたが、違います。一体何を言っているのか、ということをお尋ねしました。それで、この件は自主条例が、その法律の定めの中に含まれるという見解があるということをお尋ねしましたが、私がこの件を質問するにあたり、事前に担当の方と話をしたときには、もう少し違うことを言われていました。また、自主条例が含まれるかどうかということに関しては学説が分かれるところであり、ということをお尋ねしました。そこで私が、最高裁の判例はこういうものがありますよとお示したならば、そういうものがあつたのですね、ということをお尋ねし、結局、自主条例は含まれるということの答弁になったと思うのですが、それは意見書を書いた後にそういうことを発見された、ということをお尋ねします。そのような状態で、こういう大事な意見書を書かれたということに、私は大変不安を感じます。住民の方も、意見書の法的な内容に関しては、かなり疑義があるということをお尋ねしていました。この点は指摘しておきたいと思っております。自主条例がそもそも法律の中に含まれるということは、もう常識になっていることで、そのようなこともご存じなかったということは衝撃でした。

それから、他の自治体でも自主条例で高さ制限をしているところはたくさんあります。この「財産権の侵害にあたる可能性」という言い回しですが、例えば、明日、交通事故に遭うかも知れないから外に出かけないほうがいいと言われたら、外に出かけないということにはなりません。そんなことをいったら、いつまでも外には出かけられません。つまり、私が言いたいことは、蓋然性が、この「可能性」についてはどのくらい高いのかということも同時に示していただかないと、判断の基準にならないわけです。そのことをお示してください。

そして、条例案は法令に基づかないと言っているのは、これは事実なのかということをお尋ねしました。先ほどのご答弁の内容を聞くと、単に自主条例はそういうものであると述べているだけです。授權法に基づいて条例を作ろうとしているわけではないので、確かにそうなんです。「〇〇については、条例でこれを定める」といったものはありません。法の授權に基づかずに自発的に制定しようとするものが、自主条例です。「法令

に基づかない」というのは、そういうことを言っているのでしょうか。直接請求は、「地方自治法」の条例制定権に基づいてやっています。これは意見陳述の皆さんも、何度も言われていました。これでは、この「条例案は法令に基づかない」という表現は、住民が何の根拠もなく条例案を提出したように聞こえます。実際に、そのように誤解されている方もおられました、見聞きしています。ミスリードをしています。そういうミスリードを引き込むものであって、悪質です。その認識はありますでしょうか。

以上です。質問です。お願いします。

都市創造部長 数点、ご質問頂戴いたしております。

まず、今後のスケジュールについてでございます。まず、次年度より「島本町都市計画マスタープラン」の見直し作業を約2ヵ年かけて行っていく予定といたしており、その後、立地適正化計画の策定に取り組んでいく予定といたしております。これら各種計画の見直しや策定作業における議論などにおいて、住民の皆様のご意見をお伺いしながら検討してまいりたいと考えておりますことから、概ね約4年程度かかるのではないかと、現在、思っているところでございます。

続きまして、意見書を作成するにあたって専門的な方からのアドバイス等いただいたかどうかのお問い合わせでございます。本意見書に関します顧問弁護士への意見照会についても、客観的な視点で法的な確認を依頼いたしているものでありますことから、町といたしましては、特に顧問弁護士以外の第三者への意見聴取の必要はないものと認識いたしております。

続きまして、今後、設置を予定いたしておりますまちづくりに関します委員会の実効性についての再度のご質問でございますが、現在、その組織体制等のあり方については鋭意検討している段階でございますので、どちらに実効性があるのかという部分についての答弁については、現時点では答弁することは困難ということで、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

総務・債権管理課長 まず、「条例制定権の限界を逸脱している」とはどういう意味かということについて、再度のお尋ねをいただいております。

先ほどお答えさせていただいたように、条例はまず法令の範囲内で制定をできる、というふうにされております。これは憲法にも、「地方自治法」にも、そのような規定がございます。今回、請求していただいた条例案というのは、建築物の高さに規制をかけようという内容のものというふうに認識をしております。文面上、そういうふうに読めるというふうに考えております。

「建築基準法」という法律では、建築物の利用に制限をかける条例を制定する場合は、地区計画等において、そういった用途に関する事項というのを定め、その内容として定められたものを条例で制限として定めることができるというふううにうたわれておりま

す。これは、当然、建築物の——今回で言えば高さ制限になるんですけども、そういった制限を課す場合は、「都市計画法」に則った手続きによって行いなさい、というのが法令の趣旨であるというふうに考えております。

冒頭の意見陳述の中でもおっしゃられてましたけれども、条例が法令の範囲内と言えるか言えないかということ判断するにあたっては、最高裁判所の判例が確定しておりまして、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較検討して、その条例がその法令に矛盾抵触しないかどうかということ判断基準にする、というふうにされております。

今回、その法令のほうの規定というのを見ますと、高さ制限というものを課すにあたっては、「都市計画法」のような手続きを踏まえて制限を課すべきものであって、単に高さ制限というルールだけを設けて一方的に課すというのは適當ではない、という考え方に則っているというふうに考えております。これを今回の条例案の内容であると、その法令の趣旨、あるいはその目的、手法というものを没却してしまうおそれがあることから、仮にこれが何かしらの法的な争い、裁判になった際に、この法令の違法性を指摘される可能性がかなり高い。これは過去の事例とか法令の解釈等を検討した結果、そういう可能性がかなり高いというふうに考えております。それをもとに、今回、意見書の中で「条例制定権の限界を逸脱している可能性が高い」というふうな意見を書かせていただいたということでございます。

それから、「財産権の侵害」とは何のことか、ということのお尋ねだったと思います。「財産権の侵害にあたる」というのは、具体的な中身、内容のことでいきますと、今回の条例案の内容であれば、建築物の高さを町域全体にわたりまして一律の規制をかけるという内容になっております。当然、それは新たに何か建築物を建てようとする場合だけではなく、建て替えの場合についても一定の制約がかかりますし、また用途変更なんかの場合も、もともと 20mあるいは 25mを超えるような建築物を所有しておられる方が、例えば取り壊しとか減築とか、そういうものをしないと、そういうことができない。例えば、そういうような影響というのが当然想定されるわけです。それはもともと財産権として、その財産を使用、収益できる権利というものに大きな制約を課すということになります。ただ、それが公共の福祉に適合すると言えるかどうかということが最終的な問題になってくるわけですけども、「公共の福祉」の内容というのは、かなり行政の裁量が幅広く認められてまして、どういった形での内容を認めるかというのは、裁量が多いということについては認識をしております。

ただ、今回の条例案であれば、先ほどの話に戻りますけれども、その手法において適當ではない部分があることから、やはり、この条例のまま規制を課すということになると、不当な財産権侵害というふうな評価をされる可能性は高いものというふうに考えております。

それから最後に、「条例案が法令に基づかない」ということについてのご意見をいた

できました。今回、意見の中で「法令に基づかない」というふうに書かせていただいたのは、議員からもご指摘があったとおり、いわゆる条例に授權をするというものに則って定めたものではないということをおっしゃっています。なぜ、このことを言ったかということ、先ほどの話に戻りますけれども、「建築基準法」で法律では、法令では、高さ制限というものを条例によって課す場合は、そういう「都市計画法」に基づいた地区計画等の内容をもって、その内容を定めなければならないというふうに書かれている。それに基づかないということで、「条例制定権の限界を逸脱する可能性がある」ということによりまして、法令に基づいていないことによって、この条例案は問題があるということをお指摘をさせていただいたものでございます。当然、直接請求手続きというものが違法であるとか、法令によっていないとかということをお述べたものではございません。

以上でございます。

中田議員 先ほど質問し忘れたところが1点あります。顧問弁護士の方に相談されたということですが、町の顧問弁護士の方は何を専門にされているのでしょうか。この方は、自治体や公的機関が裁判に巻き込まれたときに、自治体や公的機関側に立って仕事をされることが多い方なのではないですか。1点、確認です。

それから、今後、開催される、都市計画の中に意見を反映していただくための組織体ですね、委員会か協議会かわかりませんが、それについての実効性と、今回の条例案の高さ制限について、どちらが実効性が強いかということをおっしゃることは困難だということですが、先ほども確認したのですが、困難だということは、この条例案よりも、その今後「お願いベース」で行われる協議会が、より、この条例よりも強く効力を発揮する可能性があるんですか、そういうことを言われているんですか、ということをお尋ねしました。確認したいです。

そして、「条例の制定権の限界を逸脱している可能性」という質問から出てきたところですが、ちょっと言っていることが、先ほどから外形的に判断することおこなうことがなかなか難しいことをおっしゃっていると思います。他の自治体でも、高さ制限を自主条例でやっているというところがたくさんありますが、これまでの行政答弁とどう整合性を取るつもりなのか。それほどまでに問題があるというのであれば、他の自治体ではどうして自主条例で高さ制限ができていますのか。そのあたりが整合性が取れません。ここまで、この条例案に対して法的な問題を様々に言うのであれば、その点が、自分の言っていることは正しい、うちがうちの判断をするということでは通らないので、そのあたりのことをお伺いします。

それから、「財産権の侵害の可能性」とは一体何を意味しているのかということですが、いろいろご答弁いただきましたが、一般に財産権は必ずしも自由に行使できるものではなく、調和ある共同生活を営むうえにおいて、社会的な制約がその権利の中に含まれているものとされます。一般的に、財産権というものはこういうものです、制約があるも

のなんです。それに比べて、今回の条例案に対する意見は、極端にあり得ない可能性を、「財産権の侵害」について可能性を述べておられることが考えられます。先ほどご答弁いただきましたが、その部分の疑念が払拭できませんでした。

なぜ、今回の自主条例が、一定の制約されるはずの財産権の「一定」を超えていると言われているのか。そこを説明していただかないと困ります。なぜ、それが不当なのか。高さ制限を自主条例で求めることは、ごく一般的です、他でも行われています。それが不当に財産権を侵害することの可能性がすごく高いのであれば、これほどよその町で、全国で、こういうことが行われるはずがありません。その点も疑問がかなり残っているところです。お答えください。

それから、「条例案は法令に基づかない」という意見をいただいていると言われましたが、私はそうは言っていません。条例案は法令に基づいていると私は思いますが、これについてお伺いしているだけであって、条例案が法令に基づかないということは言っていない。

そこではっきりさせておきたいのは、今回の直接請求の条例は法的に——今言いましたが——根拠がないものではありません。ここは強く主張しておきます。専門家の作ったものでないから質的に劣っているものでもなければ、全く問題がありません。何か行政の中に、住民の意見や希望を愚かなものとして蔑むような雰囲気があるのではないかと疑いたくなるような意見書に対する数々の見解が感じられました。これは意見です。

そして最後に、いろいろと確認してまいりましたが、意見陳述でも指摘されているように、今回の意見書には多数の問題があるように感じます。このような状態で意見書を出すということは、島本町の恥にもなりかねません。町長にお伺いします。意見書を撤回されてはいかがでしょうか。

以上です。

都市創造部長 まず1点目、顧問弁護士にかかります専門分野等々についてのご質問でございます。私といたしましては、行政法全般に精通されている弁護士というふうな認識でございます。また、過去におきましては本町から弁護士業務をお願いした経過があることは、理解いたしております。

次に、まちづくりに関します委員会についての再度のお尋ねでございますが、あくまでも現在、鋭意検討中でございますので、ご理解賜りたく存じます。

私からは、以上でございます。

総務・債権管理課長 まず、他団体の自主条例というのは限界を逸脱していると言うのか、というお尋ねでございます。当然、島本町が、他団体がそれぞれの責任で制定されている条例に対して、その当否をこういう場で申し上げる立場ではございませんけれども、一定、自主条例によって何かしらのそういう財産権に対する規制をかけていられている他団体の条例というのは、当然、その制度設計において法令の範囲内に収まるように、

法令と矛盾抵触のないような制度設計をして、一定の手続きを踏んで制定されているものというふうに考えております。ですので、当然、そのあたりが杜撰であれば、住民間、あるいは住民と行政との間の紛争になりかねないわけですので、そのあたりについては、制定する以上は慎重に検討されて制定をされているものというふうに考えておりますので、自主条例だから限界を逸脱しているとかいうことではございません。

今回の、あげていただいている、請求していただいている条例案が、限界を逸脱している可能性があるというふうに、今回、意見の中で述べさせていただいた理由としては、先ほど申し上げたとおり、法令が求めている手続き、そういう都市計画手続きによらずに、ルールだけで一方的に規制をするということは、法令の趣旨を没却する可能性が非常に高いと考えているということでございます。

それから、財産権侵害の問題で、あり得ないことを述べられているというふうなご指摘だったと思いますけれども、現実的に、過去の事例等を見ると、建築物に対する規制を巡って、やはりそれなりに裁判にまで至ったような事例というのは見受けられます。当然、町が条例を制定する場合、これは町長が提案する場合であれ、議会、議員の方が提案される場合であれ、直接請求によって町長が提案する場合であれ、そういう法令上の疑義と言いますか、違法なものというふうな評価がされるような条例案を制定することは、やはり避けるべきだというふうに考えておりますので、そういった過去の事例とかも踏まえて、こういうおそれがあるということと考えさせていただいたものでございます。

それから、法令に基づかないということが、意見の中で書いたことが、住民を蔑んでいるというふうなご指摘ですけれども、当然、そのような認識はございません。ただ、今回の内容について、あくまで条例案の内容について、やはり町としては問題がある、こういうやり方ではなくて都市計画手続きに則って、そういった手続きを踏まえて、財産権の制約、ルールというのは作っていくべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

山田町長 意見書を撤回してはどうか、というご意見でございます。本条例案につきましては、「地方自治法」第74条の規定に基づき直接請求がなされたものであり、町といたしましては法に基づく手続きにおいて意見書を作成し、本議会に付議させていただいたものでございます。意見書の内容につきましても、あくまで町の見解として述べさせていただいたものでございます。答弁や内容に不備があるものではないと認識をしておりますことから、この意見書を撤回するといった考えは、現在ございません。

以上でございます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時58分～午後1時00分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

戸田議員 第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について、6名の方の多岐にわたる意見陳述を心して拝聴いたしました。私は、町長の意見書の内容に則して、まず4点、問います。

1点目、本町の建築物の高さ規制にかかる経緯と現状についてです。意見書では、まず、本町における建築物の高さ規制にかかる経緯と現状について述べておられます。昭和48年の都市計画決定において用途地域や高度地区を定められ、これが島本町の現在までの都市計画の基礎になっています。京都府の乙訓2市1町では、同時期、一斉に最高限度高度地区を導入されています。それは具体的にどのようなものであったか、ご説明ください。

2点目、用途地域内における建築物の高さの限度についてです。現在、用途地域は13種類あり、これらのうち絶対高さ制限が定められているのは第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域だけであり、島本町の場合、第二種低層住居専用地域はなく、第一種低層住居専用地域に適用される10mが定められていると思います。意見書に、「本町における都市計画に基づく建築物の高さ規制のうち、建築物の高さの最高限度については、『建築基準法』に基づき用途地域内における建築物の高さの制限により規制している」とあるのは、住居系の用途地域の第一種低層住居専用地域において適用される絶対高さ、高さの最高限度10mのことをおっしゃっているのではありませんか。この認識に間違いがなければ、用途地域の設定により、自ずと10mと定められているもの以外は絶対高さの規制がない、これが島本町の現状である、こういうことになるかと思いますが、いかがでしょう。

意見書ではまた、令和元年に「地域内の一部において、建築物の高さの最高限度を定めた地区整備計画を都市計画決定した」とおっしゃっています。地区計画による規制です。「地域内の一部」とは、すなわちJR島本駅西地区のことですが、20m、35m、50mという高さ制限は、もはや制限と言えるものではなく、北摂山系の山並みを望む当該地の景観形成への配慮を欠くものであり、建築物の高さの上限を制定する住民直接請求による本条例案が提出されるに至った大きな要因の一つと、私は考えています。これについては、どのようにお考えでしょうか。見解を問います。

3点目、平成20年、JR島本駅開業とマンション建設の視点からです。JR島本駅開業を機に、周辺の用途地域が近隣商業地域に変更された際、高度地区あるいは地区決定によって建築物の高さを制限するという発想が、なぜ町になかったのでしょうか。JR島本駅開業以来、幾つもの悲劇が繰り返されてきました。高さが大きく異なる建物が隣接することで、日照や圧迫感といった深刻な問題を招きました。町道高浜桜井幹線——楠公道路ですね——沿いに新たな建物が建ち、隣接する既存の戸建て住宅に「助けて」「一生穴ぐら生活」といったようなのぼりが立っていたのを、今でも鮮明に覚えています。

高層建築物の立地は十分に予測できました。にもかかわらず、当時、斡旋しかできない、規制できないという姿勢を貫き、議会でも開発行為にかかる指導要綱に基づきお願いするしかない、という答弁が繰り返されていました。が、このとき高さ制限を設けていたら、状況は大きく変わっていたのではないのでしょうか。

4点目です。建築物の高さ制限にかかる手法等について問います。意見書では、建築物の高さ制限にかかる二つの手法を紹介しておられますが、高度地区によるものか、地区計画によるものかで、何が、どのように違ってくるのか。また、本条例案による規制においてはどのようなのでしょうか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

都市創造部長 それではまず、京都府乙訓地域の事例についてのご質問でございます。

乙訓地域の市町では、昭和49年に高度地区を指定し、建築物の高さの最高限度を定められています。まず、大山崎町では市街化調整区域と第一種低層住居専用地域及び工業地域を除き、第一種高度地区から第三種高度地区まで3種類に分けて、町域内の一部に高度地区を指定されており、建物の敷地境界線付近における建築物の各部分の高さの規制については、北側の敷地境界線からの高さにかかる立ち上げや傾斜勾配に差異はあるものの、建築物の高さの最高限度は3種類の高度地区とも一律に15mとされています。また長岡京市においても、第一種高度地区から第三種高度地区まで3種類に分けて市域内の一部に高度地区を指定されており、建築物の高さの最高限度は第一種高度地区で15mを概ね長岡天満宮より山側の地域に、第二種高度地域で20mを長岡天満宮より名神高速道路側に、第三種高度地区で25mを西山天王山駅周辺に指定されており、地域ごとの特徴に応じて、一律でない高さ規制をされているものと認識いたしております。

次に、意見書中の「用途地域内における建築物の高さの限度」についてのご質問でございますが、第一種低層住居専用地域における建築物の高さの限度である10mのことを指しております。

次に、本町における絶対高さの指定状況にかかるご質問でございます。

現在のところ、本町においては第一種低層住居専用地域に定めている絶対高さ10m以外、町域内には用途地域に基づく建築物の高さの最高限度、絶対高さの規制はございません。

次に、直接請求にかかる要因についてのご質問でございます。

ご指摘いただいたようなご意見は、住民の方から頂戴しているところであり、またJR島本駅西地区のまちづくりを契機として、景観に関する住民意識が、これまでよりも高くなっているものと推察いたしているところでございます。

なお、JR島本駅西地区の地区計画における高さ制限については、事業の実現性などを鑑み設定したものとなっておりますが、7月31日に開催いたしました島本町都市計画審議会の答申の付帯意見でもいただいたとおり、今後、委員会等を組織し、景観を含む

ルール作り等について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ＪＲ島本駅開業の際における議論にかかるご質問でございます。

仮に、ＪＲ島本駅開業時に高さ制限を設けていれば、議員ご指摘のような事象に対する町の対応は異なり、現在、存在する建築物が建たなかった可能性もございます。しかしながら、当時、そのような内容については「総合計画」や「都市計画マスタープラン」等における政策的な位置づけもなく、ＪＲ島本駅開業時の当該地区のコンセプトは、本町の都市軸にふさわしい土地利用の形成を図り、駅前地区の高度利用を図ることが望ましいとの理由により、都市計画手続きを経て用途地域の見直しを行ったため、建築物の高さを制限するという趣旨はなかったものと認識いたしております。

次に、高度地区と地区計画による規制の手法の違いについてのご質問でございます。

高度地区については、設定した数種類の高さ規制に一定の範囲ごとにその規制を当てはめ、「建築基準法」上の規制により実効性を担保するもので、地区計画については、当該区域内における地権者への一定の合意形成のもとで建築物に関する規制を定めるものであり、建物の高さの他、最低敷地面積や意匠等の建築物などに関する事項を地区ごとに定め、条例の規制により実効性を担保するものと認識いたしております。

しかしながら、本条例案による高さ制限については、「都市計画法」や「建築基準法」等の法律において、条例により高さ制限を定めることを可能とするといった根拠を持たず、仮に本条例案が可決された場合、本条例案に基づく町の指導勧告を聞き入れられずに建築確認申請を申請された際においても、大阪府や指定確認検査機関は本条例による規制内容を踏まえずに審査されると推測され、規制内容を実行しない場合の罰則も示されていないため、実効性が担保されていない制限になるものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 用途地域の設定により、自ずと定められる高さ制限の規制をもって、「建築基準法」に基づく用途地域内における建築物の高さの制限により規制している。本町にも、高さ制限があるとおっしゃっているのですから、それは本条例案に対する意見としては、いささか説得力を欠くと思われまます。

島本町においては、昭和48年の都市計画決定以来、高さの最高限度という点では、何ら規制が行われていないのです。用途地域とは、「都市計画法」の地区計画の一つと認識していますが、住居、商業、工業など、用途の混在や雑多な建物の混在を防ぐために定めるものです。住環境の悪化や、都市機能の低下を防ぐための重要なルールではありますが、あくまでも全国共通の大枠の定めであり、市町村の中長期的な戦略にはなり得ない。建ぺい率や容積率の形態規制でも、建物の高さの制限は一定可能ですが、これだけで良好な住環境や景観を保つことはできていないのは明らかです。

また、最高限度高度地区を定めていないまま、地区計画という手法を用いて街区の形成を誘導しようとする、土地所有者の合意形成の過程で、やはり採算性が優先される

という事態を招きます。実際、島本駅西における50・35・25という高さの限度は、まさしく土地区画整理事業の実効性と採算性を重視したものであり、いや、ちょっと待って、それは違うだろう、島本町としてのまちづくりの理念として、まず都市計画上の高さの最高限度があって、開発はその範囲内で行われてしかるべきだというのが請求代表者の一部の思いであると、あるいは大きな思いであると私は受け止めています。

加えて、島本町が地域ごとの特性を生かして、しかるべき高度地区を設定していたならば、これほど次々に高層マンションが乱立することはなかった。大型高層集合住宅の多くが企業跡地に建てられたものであり、これは島本町の大きな特徴と言えます。今後でも大規模な企業跡地が生まれる可能性は十分にあります。4点、問います。

非住居系用途地域と高度地区についてです。町内企業の流出によって跡地にマンションが建っているということは、準工業地域など非住居系用途地域における高度地区の指定がないことが招いた結果と言えるのではないのでしょうか。また、近隣商業地域・準工業地域などの非住居系用途地域には、北側斜線制限も設定されていないではありませんか。ここに住環境と景観の悪化を招いた要因があったと考えますが、見解を問います。

2点目、近隣自治体の動きと「都市計画法」の改正です。箕面市が平成16年、茨木市が平成22年、吹田市が平成23年、最高限度高度地区を導入されていると、過去の戸田の一般質問でのご答弁でしたが、その背景には「都市計画法」の改正など、法的にどのような動きがあったのでしょうか。同時期、平成20年、本町においてはJR島本駅ができています。このとき、一定の見識を持って町域内の建築物の高さ制限のランドデザインを描いていたなら、急激な人口増を招く高層マンションの乱立は避けられたのではないのでしょうか。JR島本駅開業を機会として、スワット分析等を行い、まちづくりの総合ビジョンを描くことができなかつたことに大きな問題があったと思えてなりません。見解を問います。

3点目、法的課題、既存条例との関係性についてです。9月20日に告示されたJR島本駅西地区・百山地区の都市計画決定については、「島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例」、改正するという事、そのような議案が12月定例会にあがっています。両条例案がともに可決され、施行された場合、建築物の高さの最高限度が複数存在することになると思いますが、この場合、行政手続き上に起こり得る支障とは、具体的にどのようなものになるのですか。

4点目、景観形成団体への移行についてです。大阪府内で景観行政団体へ移行している他の自治体と異なり、特定行政庁ではなく、景観計画の協議が整わない場合、建築確認や開発許可をしないとする権限が本町にはないということにより、景観条例、景観計画の導入には至っていないと、過去の戸田の一般質問におけるご答弁でした。けれども、島本町が特定行政庁でない、すなわち建築主事を置く地方公共団体ではないというのは、景観条例や景観計画の導入に至らない理由にはなり得ないと私は考えます。むしろ、だ

からこそ景観条例という自主的条例において島本町が自ら規制しておく必要があり、それが地方分権、何より「景観法」の本旨ではないでしょうか。自主条例には、建築確認申請や違反建築物に対する是正命令の権限がある大阪府が行う業務に混乱が生じることがないように、「都市計画法」「建築基準法」に準拠していることが求められる。前のご答弁で、こういうことは理解はできました。しかしながら、景観形成団体の移行についてはどのようにお考えか、ご答弁を求めます。

以上4点が、私の2問目の質問になります。よろしくお願いたします。

都市創造部長 まず、企業跡地におけるマンション建設にかかるご質問でございます。

現状、近隣商業地域や準工業地域につきましては、商工業施設を誘致する地域として土地の高度利用を図る目的から、建築物の高さを規制する高度地区の指定は行っておりません。今後につきましては、北摂地域における先進自治体等の事例等を踏まえ、非住居系用途地域における建築物の高さの規制についても調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、他市における最高限度高度地区導入の背景にかかるご質問でございます。

他市における最高限度高度地区の導入については、全国的に高層建築物を誘導する制度が整えられてきた結果として、各地で景観保全の取り組みが進んできたことや、平成11年の「地方分権一括法」制定に伴う「都市計画法」改正により、市町村が自主的に高度地区を決定できるようになったことが要因と考えております。

次に、J R 島本駅開業時のビジョンにかかるご質問でございます。

平成20年のJ R 島本駅の開業時においては、当時の「第三次島本町総合計画」や「島本町都市計画マスタープラン」に基づき、島本駅や水無瀬駅周辺の中心的な都市軸にふさわしい土地利用の形成を図ることとし、種々検討の結果、都市計画手続きにより見直しを行ったものであり、それ以上の条件を踏まえ、スワット分析という手法を利用するまでには至らなかったものと認識いたしております。

続きまして、両条例案が可決された場合に生じる支障に関するご質問でございます。

本条例案と、地区計画にかかる制限条例がともに可決された場合、本条例案に基づき開発業者等より20mを上回る高さの建築物に関する建築確認申請が提出された際には、条例違反となるため、是正するよう指導勧告することになるものと考えております。一方で、地区計画にかかる制限条例は「建築基準法」に基づく条例であることから、用途地域や地区計画等に基づく絶対高さの規制を上回らない限り、建築確認を行う大阪府としては、本条例による制限を踏まえず審査されると推測され、「建築基準法」上は違反にはならない可能性があるものと考えております。このことから、町の指導勧告を聞き入れず建築確認を取得された場合においては、本条例案に基づく規制を上回る建築物が建つ可能性をはらんでいるものと認識いたしております。

次に、景観条例にかかるご質問でございます。

今年度の島本町総合計画審議会において諮問しております「第五次島本町総合計画基本計画」素案において、「良好な景観誘導を図るとともに、景観行政団体への移行と景観計画、景観条例の策定に向けた取り組みを進めます。」と、景観施策の展開についてお示ししております。町といたしましては、関係法令を踏まえたうえで、今後、景観に関する施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 現在、審議中の「第五次総合計画基本計画」素案ですか、ここには景観行政団体の移行等々につきましては「取り組みを進めます。」と書かれています。第四次の「検討します。」よりも一步進んで、踏み込んだ表現をされている。景観に対する取り組みは、これで必ず進むのではないかと、そうあらなければならないと思うところです。

さて、スワット分析とは、強み・弱み・機会・脅威の頭文字から名付けられたフレームワークですが、新駅開業という機会に、強みとして例えば交通の利便性の向上や中心市街地の活性化、弱みとしては景観の喪失や生物多様性の後退、脅威としては高層マンションの乱立や急激な人口流入による待機児童の増加というふうなことが考えられると思いますが、これらをあらかじめ要因分析して、環境の変化に対して対策と戦略を練ることが必要であったと、今思えば考えています。この時期、前述の北摂他市が行われた最高限度高度地区の導入は、まさにこの重要な戦略の一つであったと私は考えます。そして今、J R 島本駅西地区の土地区画整理事業、すなわち開発についても、こういった分析から導き出した戦略がないと、また同じ失敗を繰り返すのではないかと懸念しているのです。

さて、建築物の高さ制限については、もはや「中長期的な視点」で取り組んでいては遅すぎる喫緊の課題。本条例案の直接請求は住民側の切実な願いであり、突きつけられた鋭いご指摘です。質問します。「都市計画マスタープラン」についてです。

意見書では、「地域別の課題や効果などの議論を十分に行ったうえで、中長期的な視点で、高度地区における建築物の高さの最高限度の導入」を行ってまいりたいとおっしゃっていますが、そもそも地域別の課題や効果などの十分な議論については、各地域における住民参画なくして成り立ちません。今の「都市計画マスタープラン」の修正業務においては、地域ごとの市民的な議論がなされていません。このことの反省なしに、あたかも問題がなかったかのようにおっしゃる姿勢は、今後の「都市計画マスタープラン」の見直し業務においても同様のことが起こり得ることにもなり、私は容認できません。反論できますか……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。現在の「都市計画マスタープラン」の計画の目標は令和3年、2021年。見直しの時期が迫っています。島本町がこのまま適切な都市計画を打たなければ、高層マンション建設は今後も加速します。近隣他都市に比べて規制が緩いことが、事業者の皆さんにとって大変好都合となるからです。

もう一つは、景観条例・景観計画です。島本町の将来像を左右する目指すべき景観、守るべき景観について、なぜ市民的な合意形成の過程を踏まなかったのか。島本町にとって景観とは何なのか。その反省を踏まえて、今後、この課題にどう向き合っていくのか。その覚悟をお示しいただきたいと思います。

最後に、町長にお尋ねいたします。意見書では、本条例は「制定すべきではないもの」と結論づけておられますが、本条例案は、島本町の景観を維持し、良好な住環境、地域環境を目指し、住民福祉の向上を期待して、住民側から請求されたものです。これを否定するのであれば、町長、執行部と議会は、より適切で、より効果をあげられる方法を考えなければならない立場にあると私は考えます。より適切で、より効果的な方法について、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、建築物の高さ制限は、景観形成による街区の価値と、個々の個人財産の価値の動向に配慮しながら、納得できる着地点を見出すという大変困難な作業が求められるものです。この点について、町長の見解を問います。特に、既存不適格の建物については、丁寧な説明と議論による合意形成の過程が欠かせません。また、既存不適格の建物を現状のままの高さで建て替えることを認めた場合、将来的に住宅戸数を賢く縮小していくことも、かつての街並み・景観・眺望を取り戻すこともできないということにもなりかねません。町の将来像をどのように描きたいのか、夢とビジョンと戦略が感じられるような町長のご答弁を、力強くお示しいただきたいと思います。

以上です。

都市創造部長 現行の「島本町都市計画マスタープラン」策定時の手続きと、今後のマスタープランや景観施策にかかる方針に関するご質問でございます。

現行の「都市計画マスタープラン」の策定に際しましては、「総合計画」策定時のアンケート調査を活用するとともに、パブリックコメントによる住民の皆様への意見聴取などを行ったうえで、都市計画審議会での議論を踏まえ策定いたしました。それらの手法について不十分であったというご意見をいただきました。今後につきましては、現在、策定を進めております「第五次島本町総合計画基本計画」素案にもお示ししておりますとおり、来年度以降、「島本町都市計画マスタープラン」の見直し作業や、その内容を踏まえた具体的な検討作業において、地域的な課題や効果等の議論を十分に行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

山田町長 今後の具体的な方向性について、ご質問ございました。

本町といたしましては、意見書にも記載させていただいておりますとおり、地域ごとの特徴等を踏まえたうえで建築物の高さに統一感を持たせ、商工業用地及び中心市街地などでの高度利用を維持すること等を目的として、高度地区における建築物の高さの最高限度を導入する必要性を検討することとしております。これらはすでに、総合計画審

議会でもご審議をいただいている「第五次総合計画基本計画」素案にも、町としての方針としてお示しをさせていただいているとおりでございます。

今後におきましては、次年度より、「島本町都市計画マスタープラン」の見直し作業をおおよそ2ヵ年かけて行っていく予定としており、その後、立地適正化計画の策定に取り組んでいく予定としております。これら各種計画の見直しや策定作業における議論などにおいて、住民の皆様のご意見をしっかりと伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

また導入に際しましては、近隣自治体における建築物の最高限度の取り組み事例を参考にし、本町における地域ごとの特徴等踏まえ、住民説明会や公聴会などを含む「都市計画法」の手続きに基づき、高度地区に建築物の高さの最高限度を導入するなどの検討を、着実に、かつ計画的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 本条例が施行され、20メートルの制限となると、住宅だけでなく、工場や研究所も該当することになると思うのですが、現在、町内で20メートルを超えている建築物のある法人を把握していますか。また、今後も非常に厳しい財政状況が予想される当町で、町税全体に対し、法人関連の町税は何割ぐらいを占めるのですか。また、おおよその金額がわかれば伺います。

都市創造部長 まず、町域内で20mを超えている建築物のある法人に関するご質問でございます。

現在、本町において把握しております法人の建築物で、20mを超えているものとしたしましては、サントリースピリッツ株式会社山崎蒸溜所、小野薬品工業株式会社、トップフォームズ株式会社、積水化学工業株式会社開発研究所、学校法人浪商学園、医療法人清仁会などがあげられます。

私からは、以上でございます。

総務部長 2点目の町税全体に占める法人関連の町税の割合及び額でございますけれども、直近の平成30年度決算数値でご答弁申し上げますと、法人町民税の額は約7億6,500万円となっております、全体の約15.4%を占めております。

以上でございます。

清水議員 それでは、財源確保の面から、平成23年4月に「島本町企業立地促進条例」を施行し、企業誘致を推進してきたと思うのですが、今回の条例案が施行されると、どのような影響があると考えられますか。また、現在、土地を確保されている企業が複数あると思うのですが、土地を活用する際に、どのような影響があると考えられますか。

都市創造部長 条例案の施行による企業への影響についてのご質問でございます。

条例案のような規制が課せられることにより、土地利用の制限が課され、現在、町内において活動されている企業の事業拡大に制限が課され、場合によっては他市町村への

移転にも繋がるおそれや、新規で町内に移転されようと検討される企業から敬遠されるおそれがあるものと認識いたしております。そのため、高さの最高限度を定める際には、このような商工業を誘致する用地についての考え方についても十分に整理したうえで、検討を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 まず、この条例案における制限の内容について、地域ごとの特徴を踏まえず、一律に町内の高さ制限を20m、または25mとされるということについて、私は大変疑問を持っております。請求にかかる条例案の内容が、仮に法的に問題があるとするならば、町は直接請求自体の受理を拒否できるのでしょうか。

総務部長 直接請求自体の受理を拒否できるのかどうか、ということにご答弁を申し上げます。

町長が、条例案の内容をあらかじめ審査をして、請求代表者証明書の交付や条例制定改廃請求の受理を拒否できるといたしますと、ある事柄を記述することが条例事項となるか否かについて、町長と住民との間に見解の相違がある場合、住民の発案権の行使が議会の審議前に阻止され、審議の機会が失われることとなります。条例案が発案された場合、その内容について十分に審議を尽くして、条例として成立させるべきかどうかを決定することにつきましては、議会の固有の作用であると認識をいたしております。このことからいたしますと、条例案の内容を町長が事前に審査をし、議会への提案を阻止できるとするのは、住民の条例制定改廃請求制度の意義を不当に軽視するのみならず、議会の権能をも侵すものとなると考えております。

従いまして、請求にかかる条例案の内容が非条例事項であることが一見して明白であるということがない限り、請求受理を拒否することはできないと、このように考えております。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。では、条例案の内容についてお尋ねします。

提案されました条例の第2条では用語の定義をされており、「開発事業」とは開発行為や建築行為とされておりますが、床面積200㎡を超える用途の変更を行う場合も、本条例の規制を受けるとの解釈でよろしいのでしょうか。

都市創造部長 用途の変更にかかるご質問でございます。

条例第2条第3号に規定されている建築行為には、「建築基準法」第87条に基づく用途の変更も含まれており、床面積200㎡を超える用途の変更を行う場合も、本条例の規制を受けることとなるため、仮に建て替えを行わなくても、用途変更を行う建築物が20mまたは25mを超えていた場合、減築する必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。私が一番懸念をしていますのは、この条例が制定されますと、

用途の変更の際の減築の可能性等を含めまして、町内の開発事業全般に規制がかかってくるものではないかということです。そうしますと、土地や建物といった個人の資産への影響が少なからずあるものと考えますが、町はどのように認識をされているのでしょうか。

都市創造部長 本条例の制定が個人の資産に及ぼす影響についてのご質問でございます。

例えば、現状、高度利用できる土地を所有されている方が、本条例の制定によって高度利用できなくなることや、一定規模以上の建築物を所有されている方にとっては用途の変更が制限されることなどが考えられることから、個人の土地や建物に対する資産価値に少なからず影響が生じる可能性があるものと認識いたしております。

以上でございます。

東田議員 第77号議案について、質問をさせていただきます。

先ほど他の議員からありましたように、個人資産への影響ですね。町長から、今回の議案に対して付議されている意見書の部分で、「財産権の侵害にあたるおそれがある」という部分、私、これを一番危惧しておるんですけども。建物の高さに制限をかけるということは、当然、土地の評価額等にも影響を及ぼすものだと思います。こういうことが結局、財産権の侵害に繋がる可能性があるというふうに考えておられるのかというのを、まず、見解をお伺いしておきます。

それと、憲法第29条の財産権の第2項の部分の「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」というふうにありますけども、これが「消防法」であったり「宅地造成等規制法」であったり、「建築基準法」「都市計画法」などがこれにあたり、この法律に準拠した形で、これまでまちづくりをしてこられたというふうに考えておるんですけども、それについての見解を伺っておきます。

それと財産権ですね。これにつきましては基本的人権として保障されているんじゃないかというふうに考えますけども、どのようにお考えか、見解をお伺いしておきます。

それと同時に、基本的人権は、これは国民一人ひとりに保障された当然の権利でありますことから、何人がおろうが、何人であろうと、これを侵すことはできないというふうに私、考えているんですけども、どういうようにお考えでしょうか。見解をお伺いします。

総務・債権管理課長 財産権についての、何点か、ご質問をいただいております。

まず、建築物の高さに制限を設けるということが土地の評価額に影響を及ぼす、それが、その財産の制限をかけることに繋がるという見解でよいか、というご質問だったと思います。建築物の高さに制限を設けることで、必ず評価額が下がるかどうかというのはケース・バイ・ケースだとは思いますが、一般的に考えまして、今まで使用収益が可能であった部分に制限が課されるということが、一定、評価額に対して影響を及ぼすことは考えられると思います。こういうことにつきましても、一定、財産権の侵害

にあたる可能性という評価はされる可能性がある、というふうに考えております。

それから2点目、憲法第29条の第2項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」とされておりまして、それが「建築基準法」であるとか「都市計画法」であるとか、そういった法令の規制のことを指しているのかどうか、ということだったと思います。それにつきましては、ご指摘、お見込みのとおりでございまして、まさしくそういった法令の規定に沿って、財産権の内容というのは法律で定められておりまして、そういった法律の手続きを重視して、本町のまちづくりというのは今まで行ってきたというふうに考えております。

それから、財産権の保障というのは憲法上の人権であることで認識間違いはないか、というお尋ねだったと思いますが、当然、「財産権は、これを侵してはならない。」というのは憲法の第29条第1項に規定されている事柄でございますので、当然、個人の基本的人権の一つという評価は妥当であると思います。当然、財産権の内容というのは、それを持っている者が好きなように財産権を行使できるということではなくて、憲法第29条2項にあるように、「公共の福祉に適合する」ように行使しなければならない。それは法律によって、それを定めるというふうにはされております。ただ、基本的人権というのは、財産権に限らずですけれども、基本的には何人によっても侵されてはならない、基本的な人格的生存に不可欠な利益というものを指すというのが基本的な考え方でございますので、それは例えば多数決によって侵すことができるというものではない、という認識でございます。

以上でございます。

東田議員 それと、今回の条例制定の意見陳述を聞いておりまして、他の議員のご意見等もお伺いしておりますと、高層マンションが建ったことイコール駄目だ、みたいな意見が多かったんじゃないかなというふうに思うんですけども、今の高層マンションが乱立しているのが失敗だというようなご意見もあったと思うんですけども、その意見も一つの意見ではあろうかというふうには思いますけども、それでは、今、高層マンションに住んでおられる方々とか、ご意見出された方々も高層マンションにおられる方々もいらっしやるでしょうし、立つ瀬がないんじゃないかなというふうには思います。

この「景観」ですけれども、やはり古くからの景観が好きだというようなご意見も当然あるとは思いますが、そうじゃない景観が好きだというような方も当然あろうかと思えます。これはあくまで景観というのは、主観的な部分に左右されるんじゃないのかというふうに考えているんですけども、その部分におきますと、景観利益というものも一定認められておりますけども、少し、その「景観」に関する捉え方というのは、いろいろあるんじゃないかなというふうには思います。

それで、今回、いろいろ裁判の判例等を私も調べてきました。やはり、景観に対する利益というのは、当然、皆さん、享受されるものであるという考え方もございますから、

そこでいろいろぶつかるわけですね。住民間の紛争にも近いようなことにもなるかと思えますけども、国立市の景観に関する訴訟を見ておきますと、景観の利益というのを一定認めた部分、また、その控訴審判決なんかでは、景観は多義的で個々人の関心の程度や感性によって左右されるものであるため、良好な景観の形成は行政が主体となり組織的に整備するものであって、景観についての個人の権利性や利益性を否定した、というのがあります。それで、最終的な最高裁判決におきましては、良好な景観に近接する住民に民事上の景観利益を認めた。そのうえで、司法上の明確な実態を有する権利と対比して劣る利益であり、行政法規違反等があってはじめて違法となるという判断が確定したということになると思います。

これすなわち、「景観」というのは各々の主観でありまして、主観であるがゆえに、それで私有財産というものを侵すことはできないというようなことが、この最高裁判決で述べられていると思うんですけども、行政としてどのようにお考えか、ちょっとお伺いしておきます。

総務・債権管理課長 「景観利益」についてのお尋ねと、あと、それに関連して国立市のマンション景観訴訟の判断についてのお尋ねだったと思います。

議員おっしゃるとおり、過去に「景観」を争うような形で裁判になったケースというのは多数あると思います。それぞれの判決の中で、ケースがそれぞれ違いますので、一律には言えないんですけども、「景観権」とか、あるいは「景観利益」を主張する根拠というのは事例によって様々でして、「景観利益」そのものを認めた判決というのは、数としては少ないと思うんですが、幾つかありまして、それもいろんな根拠で認められていたというふうに認識をしております。

その中で、「景観利益」を法的な保護に値すると認めるか、認めないという判断もありましたけれども、認めたものであったとしても、それをもとに、その景観利益を根拠にして財産権の制約を認めるかどうかの判断については、なかなか認められた事例というのは少ないというふうに認識をしております。その理由としましては、議員からご指摘があったとおり、「景観」の評価というものが、やはり個人の主観によるところが大きく、その特定の「景観」の評価を同じくする住民のみに景観利益を認めるというのは妥当ではないというふうな基本的な考え方があって、認められたケースというのは少なかったというふうに認識をしております。

あと、国立市の大学通りの景観訴訟の最高裁判決のことを、今、ご紹介をいただきましたけども、当該判決につきましては、「景観利益」そのものにつきましては基本的には法的な保護に値するものとして、そこに近接する住民に認めるという判断をしていたと思います。ただ、その「景観利益」を根拠として財産に対する規制を認めるためには、少なくとも刑罰法規違反とか行政法規違反、あるいは公序良俗違反や権利の乱用に該当するなど、侵害行為の態様や程度が社会的に容認された行為としての相当性を欠くこと

が求められるというふうな判断をしております、最終的には、「景観利益」を根拠にした建築物、マンションの規制というものは否定した、という結論になっていたものというふうに認識をしております。

以上でございます。

平井議員 建築物の高さ制限を設ける条例について、質疑を行います。

まず、建築物の高さ制限については、この条例では町内全域に規制をかけるというふうなことで提案をされてきております。しかしながら、すべての地域に規制をかけるのではなく、地域ごとに規制をかけることが、私は一般的であるというふうに思っております。そのようにすることで、まちづくりを誘導することが大変重要というふうに考えるのですが、町としてどのような見解を持っているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

2点目には、意見書について、お訊きをいたします。意見書の77の5ページにあるように、島本町においては近隣商業地域や準工業地域のような非住居系用途地域において高度地区はしていないということですが、これはどうしてなのか、理由を説明いただきたいというふうに思います。

また、このような地域に対して、条例案にあるような規制を加えた場合、例えば企業活動においても制約が課され、本町における企業立地等の観点からすると足枷になるのではないかと考えておりますけれども、先ほどの他の議員の質疑ともダブる部分がありますけれども、町としてどのような認識を持っているのか。この辺、答弁をいただきたいというふうに思います。

都市創造部長 まず、建築物の高さ制限の考え方に関するご質問でございます。

他の先進的な地方公共団体においては、地域ごとの特徴等を踏まえたうえで、建築物の高さの最高限度を導入されているところがございます。これは、行政区域内において低層系の住居が集中する地域や、工場や研究所等が集中する地域など、様々な地域が存在する中、地域の特色を活かしたまちづくりを実施する必要があるものと考えられていることから、行政区域全域に一律に規制をかけず、地域ごとに適した規制をされているものと認識いたしております。このような事例を踏まえ、町といたしましては、町内全域に一律の規制をかけるのではなく、地域別の課題や効果などを踏まえた規制を検討していく必要があるものと考えております。

続きまして、非住居系用途地域における高度地区にかかるご質問でございます。

現在、本町においては近隣商業地域や準工業地域に高度地区を導入していない理由につきましては、中心市街地や、企業活動の活性化を目的として、土地の高度利用を誘導するものでございます。

次に、条例案にかかる規制と企業活動に関するご質問でございます。

条例案のような規制が、商工業を誘導する地域において課せられることにより、土地

利用の制限が課され、現在、町内において活動されている企業の事業拡大に制限が課され、場合によっては他市町村への移転にも繋がるおそれや、新規で町内に移転されようと検討されている企業から敬遠されるおそれがあるものと認識いたしております。そのため、高さの最高限度を定める際には、このような商工業を誘導する用地についての考え方についても、十分に整理したうえで検討を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

平井議員 わかりました。今の答弁いただきましたけど、私もやっぱり現在活動している企業や、今後、新たに移転等を検討されている企業に対しては、企業が活動しやすいようなまちづくりも、住環境の改善と同様に行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、住環境に関して、お訊きをいたします。今回、提案された条例案は、高さを20mもしくは25m以上の建築物が島本町の景観を悪化させるといった内容というふうに捉えていますが、中高層マンションが建ぺい率や容積率を踏まえると、土地の有効利用に繋がるケースもあり得るというふうに考えております。また、土地を高度利用することによって、土地の有効利用を図ることで緑を増やすことも可能になり、よりよい住環境を新たに造ることが可能というふうに考えておりますが、町としてどのような認識を持っているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

都市創造部長 土地の有効利用に関するご質問でございます。

住環境の改善につきましては様々な方法があり、また所有者だけでなく、周辺の住民への影響もあることから、どのような方法が適切なものかにつきましては、一概に断言することはできないものと考えております。しかしながら、通常、建築物の計画につきましては、高さ制限の他建ぺい率、容積率の制限等に基づき計画をされることとなります。仮に容積率の制限いっぱいまで利用する建物で計画する場合、一般的に建物の高さを低くすれば建ぺい率が高くなるため、緑地や駐車場、道路、隣地との空間の確保等に利用できる土地が少なくなります。逆に、建物の高さを高くすれば建ぺい率が低くなるため、緑地や駐車場、道路、隣地との空間の確保等に利用できる土地が多くなるものと認識いたしております。

以上でございます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時58分～午後2時20分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

伊集院議員 では、種々いろいろと質疑が出ておりますので、もしかしたら、ちょっと重複する観点があるかも知れませんが、よろしくお願ひします。

まず、先ほどにもありました建築物の高さの規制を行う具体的な方法について、伺い

たいと思います。意見書には書いてありますように、今回、直接請求される条例は自主条例ですね、こういった手法であるということを押まえておりますが、自主条例には、もう一個の高度地区による規制や地区計画による規制などがあるというのも理解していますが、これらの3種類の手続き上の仕方、どのように異なるのか、一応、まずは確認させていただきます。

それと、先ほど同会派の清水議員からありましたように、ちょっと法人税の部分で、平成30年度の数字を出して、比率を出していただきましたが、平成29年度が島本町にとっては法人さんの税収が大変いい時期だったと思いますけど、参考までに、その数字も教えていただきたいと思います。2種類、お願いいたします。

都市創造部長 それでは、まず、今回提案されました自主条例につきましては、原則議会の議決のみで行われる手続きによるものであり、「都市計画法」や「建築基準法」に基づかず、都市計画手続き等を経て行われるものではないものと認識いたしております。

次に、高度地区につきましては、「都市計画法」や「建築基準法」に基づき、都市計画手続き等を踏まえて都市計画決定され、高さを制限するものでございます。

最後に、地区計画につきましては、高度地区と同様に、都市計画手続き等を踏まえて都市計画決定されるものですが、その制限の実効性を担保するためには、別途、「建築基準法」の委任に基づく条例を制定する必要があるものと認識いたしております。

私からは、以上でございます。

総務部長 平成29年度決算におきます町税全体に占める法人町民税の割合と金額でございますが、法人町民税の額は約10億8,100万円であり、割合は約20.5%となっております。

以上でございます。

伊集院議員 ありがとうございます。先ほどありましたように、29年度は大変法人の景気がいい状況でありましたが、その点ももちまして、まず、先ほど事務的な手続き、お聞きしました。要は、自主条例においては原則議会の議決のみで判断していくという手続きになると。「のみ」と言いながらも修正動議とか手法はありますけども、基本的には議会のみで判断されるという方法であるということ、理解しました。

そういった中、実質上のハードル的に見ると、意外と議会の議決のほうが低いのか、法律とあわせてないのが。何か低くも感じるところもあるんですが、そこにおいて、例えば我々にとっては大変大きな重責になってくる、議会のみで結論出していかなければならないということですので、法律と照らし合わせていけないといけない。実質上、この意見書に記載されている内容においては、やはり全部が全部ではございませんけど、ちょっと危惧する点も多いという状況であります。

この中で、要は自主条例で過去に他の自治体で、先ほどちょっと参考に、違う同志議員からの話がありましたけども、行政が「都市計画法」の手続きをしないで、自主条例

に関して過去に自治体で行政が敗訴した事例、こういったものがあるかどうか、お伺いします。

それと、今、2回目なので、もうあわせまして、もし敗訴したものがあれば、損害賠償等が発生しているということがあり得るのならば、その金額もお伺いしたいと思います。もし、その金額が支払われていたとしたら、これは、要は首長が支払われたと取るのか、やはり法的自治体、我々の血税から払われたのか。こっちにおいては3点、お伺いします。

都市創造部長 数点、ご質問を頂戴いたしております。

まず、自主条例に基づく制限を受け、地方公共団体が敗訴した事例については、都市計画に関する事例として、例えば宝塚市パチンコ条例事件があげられると考えております。市が、法律上は建築できる地域内において、自主条例のみを根拠としてパチンコ店の規制を行ったことから、パチンコ事業者が建設を強行し、市が条例に基づき建築工事の続行中止を求める民事訴訟を起こした結果、最高裁で敗訴し、事業者に対しまして約4億9千万円の損害賠償を払うことになったものと認識いたしております。

なお、当該事例のような場合におきましては、一般的には自主条例を制定した当該地方公共団体の公金から、損害賠償金については支出されるものと推測いたしております。

私からは、以上でございます。

伊集院議員 一つの事例をあげていただきましたが、要は地方自治体のほうが敗訴したということになられて、自主条例を制定した部分ですね。支払いが血税から、町民さんの公的資金から支払われたということを理解いたします。ちょっと危惧する点が出てきたと思っております。ただ、あくまでも今、事例を出していただいたのは宝塚市のパチンコのほうの自主条例であったということは理解しました。

こういった中で、例えば今、地区計画手法において、意見書のほうに記載されております、この令和元年に町域内の一部において「都市計画法」第12条の5に基づきまして、建築物の高さの最高限度を定めた地区整備計画を、都市計画決定をされた。もう、決定されている状況であります。この条例が、先般ありましたけど、おそらくこの12月議会に出てくるんであるかと思いますが、この地区計画について、仮にこの条例案が可決された場合ですよ、先ほど言った条例に記載されている高さ以上の中高層建築物を建築される予定者というか、そういう可能性を持っていらっしゃるというところから、条例の、要は違法性にかかる裁判を提起される可能性というのは、現在あるのかどうかをお伺いします。もし、その裁判になったら、町側が敗訴する可能性があるのかどうか。ちょっと、そこは慎重に判断していかなければならないので、可能性があるのかどうかをお伺い、3回目ですね、最後にお伺いします。

都市創造部長 今回の条例案が可決され、条例化されたことによりまして、計画されてい

た建築物を建てることができなくなった事業者等から、裁判を提起される可能性についてのご質問でございますが、条例案の違法性等を理由に裁判を提起される可能性としては否定はできず、その際、町が敗訴する可能性も否定はできないものであろうという認識でございます。

以上でございます。

岡田議員 まずね、今回のこの議案なんですけれども、島本町は高さ制限をした条例というのはいんですよ。それで、住民の皆さんはあちこちで高層マンションが建っている、そのことをものすごく心配されて立ち上がったわけなんです。それで議会においても、もう早々から議会で、この高さ制限の問題とかまちづくりの問題は、もう様々意見が出てたにも関わらず、この10年間、島本町が放ってあったんです。そこをやっぱり反省するところから出発せな駄目ですわ、今回の議案は。

それで担当部署の部長も代わってるし、もう辞められてますからね、前の方は。それで町長も代わっているんですよ。幸いにも、今回、お二人が集中攻撃になってますけれども、ほんとに島本町、ゆったりし過ぎておったんですよ、この10年間。なんですか、住民さんが立ち上がって始めて、慌てふためいて前向きになりましたが、それでも4年間かかるなんて言ってね。そんなこと言うてるからね、住民の皆さんは行政を信頼できないんですよ。もっとしっかりしてくださいよ、その辺は。

それで、ちょっと私も感づいている点がありますので言いますけれども、島本町は9月20日の日に都市計画審議会で建築物の最高限度を50メートルということで、JR西地区ですね、50メートルということを位置づけて、これを都市計画で決定されたんですよ。このことに関しては、地区計画にもすでに設定されているってことですが、この50メートルを設定したのは、なぜ50メートルにしたんですか。業者のほうのイメージ図が15階だったから50メートルにしたんですか。どっちが先ですか、これは。もういい加減にしてくださいよ。

それで、この説明会を何度か取られていると思うんですよ。住民説明会とかタウンミーティングとか取られてて、住民の皆さんが高層マンションを反対されてるということも十分わかっていたはずですよ、担当者は。にもかかわらず、これを50メートル、そのままに出してきているんですよ。まあ、いいですよ、それはそれで。どこまで地権者の方とか事業者の方達に住民の声を伝えて、これだけは頑張ったということが全く見えてきてないんですよ。その辺を説明していただけますか。

もう一つ、質問させてくださいね。スケジュールを一生懸命おっしゃってますけれども、4年かかる、4年かかるって、「都市計画マスタープラン」が2年ぐらいで、その後、住民の皆さんから意見を聞いて4年て言うけど、もう少し、こんな4年なんて言うとならどうしようもないですよ。またどんどんマンション建ちますよ。そうじゃなくって、もう少しスピード感を持って。だって、今まで何にもしてなくって、住民の方が立ち上

がって、それから前に進もうとしているんですよ。何が4年ですか。もう少しスピード感を持ってやらなかったら、行政の信頼にも関わりますよ。

以上2点、よろしく申し上げます。

都市創造部長 まず、JR西側の地域におきます地区計画の高さについてのご質問でございます。

利便性の高い駅前を高度利用することにつきましては、都市計画上の誘導のあり方として一般的な方法であり、9月20日付けで都市計画決定いたしましたJR島本駅西地区の地区計画における住宅エリアIについても、駅前という地域特性を踏まえ、また土地の高度利用を図るため集合住宅の建設を可能としており、建築物の最高限度を50mとしたものでございます。

そのような中、高さに関する住民の皆様のご意見をいただき、それらのご意見につきましては、準備組合や事業者とも共有をいたしておりました。しかしながら、本地区は高度利用を図るという前提の中、具体的な高さ制限の変更により、保留地面積及び当該地内の住宅の建築面積の増加と、それによる個々の地権者の減歩等にも大きな影響が生じることなどから、それらを総合的に勘案し、都市計画の内容については変更を行わないこととさせていただきます。

なお、良好な景観形成によるまちづくりを目指すことにつきましては、住民の皆様のご意見をはじめ島本町都市計画審議会の答申の付帯意見にも示されたところであり、今後の事業実施において、準備組合とも十分協議をさせていただく予定でございます。

続きまして、高度地区等の設定にかかります今後のスケジュールについてでございますが、他の議員へのご答弁の繰り返しになるかもわかりませんが、建築物の高さの最高限度の導入につきましては、住民の皆様のご意見に配慮が広がる可能性も否めないことから、住民の皆様への周知と、導入することによる課題や効果などの議論については、慎重に実施していく必要があると考えております。つきましては、まず、次年度より「島本町都市計画マスタープラン」の見直し作業を約2ヵ年かけて行っていく、その後、立地適正化計画の策定に取り組んでいく予定としております。これら各種計画の見直しや策定作業における議論などにおいて、住民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、導入に関しましては、近隣自治体における建築物の最高限度の取り組み事例を参考にし、本町における地域ごとの特徴等を踏まえ、住民説明会や公聴会などを含む「都市計画法」の手続きに基づき、高度地区に建築物の高さ最高限度を導入するなどの検討を行ってまいりたいと考えているところではございますが、約4年後ぐらいからの取りかかりになるかなと想定しておるところではございますが、種々ご意見等いただく中で、スピード感等については、可能な限り早める努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 都市計画審議会におきましてもね、付帯決議が出てたと思います。これね、しっかりと見てますよ、しっかりとこれを実行してもらわな駄目ですよ。字だけ読んでたって駄目ですよ、きちんと実行してくださいよ。私も審議会のメンバーですので、しっかり見させていただきますので、よろしくお願いします。建て方、建てる方向、いろいろあると思いますが、景観をできるだけ邪魔しないような形でしていただくことを、しっかりと島本町からも要望しておいてください。本当に一生懸命やっってはるんだけどね、行政は。ちょっと弱いところがあってね、もうちょっとしっかりと、意見を言っていたきたいと思います。

それで、4年間かかるっておっしゃってますので、4年間と見ればいいのかどうか。それと、もう少し、私、思うけどね、全般的に。島本町は住民の意見を聞く、聞くと言うんだけどね、住民の意見を聞くのは聞くんだけどね、それを反映させるのがものすごいこと下手くそなんです。だから、しっかりと住民の意見が反映できるように、ぜひ、これもお願いしたいというふうに思います。

それと、やっぱりスピード感ですよ。4年間といたのを3年にするとかね、スピード感がなかったら、今、同じ仕事をしてても年数かけてたら、もう仕事のうちに入らへんわ。申しわけないけど、もう少し何でもが、町だからゆっくりしてはるかもわかりませんけどね。もう少しスピード感がなかったら、ついていかれへんわ。そういうことで、スピード感を持って、ぜひやっていただきたい。このようなことをしっかりと要望させていただきます。意見があったら、言ってください。

山田町長 今、ご指摘を多々いただきましたので、我々といたしましても、多くのご意見があるということは重々承知でございますし、今回の直接請求が出てきたということは重く受け止めておりますので、事務方のほうは今、4年ほどかかるということでございましたけれども、それを精査していきながら、できるだけ短い期間で達成できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

塚田議員 それでは、条例が制定された場合の、特に既存の建築物についての影響について、確認をさせていただきたいというふうに思います。

本条例の規制内容を超える建築物、例えば高さ30メートルとか35メートルとかの建築物について、まず1点目は、既存の不適合の建築物となるかどうかということをお尋ねいたします。そして、不適合な建築物となる場合、増改築等行う場合に条例に適合させる必要性が出てくるかと思いますが、その認識で正しいかどうか、お尋ねをいたします。そして3点目、既存不適合な建物を売買する場合、重要事項で説明しなければならないという義務が生じるかと思いますが、本条例制定においても同様の義務が生じるのかどうか。

以上3点、お尋ねいたします。

都市創造部長 まず、1点目でございます。条例上、不適格になる場合についてのご質問でございます。

本条例案が仮に制定された場合、本条例の規制内容を超える建築物は不整合が生じ、条例上は不適格の建築物となるものと考えております。また、本条例の規制内容を超える建築物であっても、「建築基準法」の範囲内で建築された建築物については、「建築基準法」上は適確な建築物に変わりはないものと認識いたしております。

次に、条例案が増築等に及ぼす影響に関する部分でございます。

条例案の第2条第3号に基づきますと、建築行為とは、「建築基準法第2条第13号に規定する建築又は同法第87条に規定する建築物の用途を変更することをいう。」とございます。「建築基準法」第2条第13号においては、建築物の新築、増築、改築、移転について規定されており、ご指摘の増築等に際しては本条例が適用され、仮に建て替えを行わなくても、増築等を行う建築物が20mまたは25mを超えていた場合、減築する必要があるものと認識いたしております。

次に、重要事項説明に関するご質問でございます。

条例上、不適格となる建築物の売買手続きに際しましては、建築物が不適格であることについて、一般的には、重要事項として説明する必要があるものと考えられると思っております。

以上でございます。

塚田議員 答弁内容を確認させていただきますけれども、条例上の不適格の建築物となつて、増改築の際には条例に適合させるために減築しなければならない。この減築というのが、例えば30mの建物であれば、20mもしくは25m以下にしなければならないというものであるということだと思っております。あと1点ですね、重要事項として説明をする必要があるという認識で、よろしかったでしょうか。

都市創造部長 条例上、不適格になる建築物に関しまして、再度のお尋ねでございます。

まず、条例上不適格となる建築物につきましては、増改築の際には本条例案に適合する建築物とするため、減築する必要があるものと認識いたしております。また売買契約等における重要事項説明に関しまして、説明する必要があるという認識でございます。

以上でございます。

塚田議員 わかりました。ありがとうございます。

高さが20メートルを超える建築物にお住まいの方というのが、島本町内にどれくらいいらっしゃるのかというのを、ちょっとお尋ねしようと思ったんですが、私が今、質問飛ばしてしましまして、おそらく4千戸程度存在するんじゃないかということを調べさせていただいているんですが、11月1日の時点で、島本町の世帯数が1万3,543世帯ということで、大体3分の1、住民の方で言うと1万人程度のお住まいの方が、先ほど確認させていただいた状況に建物が該当していくということになるかと思うんですが、

1万人程度の方が影響を受けるということで、町内全域に今回の条例を制定するというのは、制定した後に、今後、様々な課題が出てくるということを危惧するわけでありまして、先ほど他の議員がおっしゃっていましたが、やはりまちづくりという観点で考えまして、地域ごとの特性を活かした中で条件をつけてまちづくりをされていくということ、4年間かかるというご答弁もされてましたが、今後、町長もそれよりも早くできるように努力するというをおっしゃってましたので、できる限り、そういった状況を早く作っていただくように要望をしたいと思います。

質問に関しては、その4千戸という数字が正しいのかどうなのかというのを最後確認して、質問を終わらせていただきます。

都市創造部長 4千戸についてのお尋ねでございます。20mを超える集合住宅等にお住まいの世帯数について、詳細な、実際のところ調査というのはできておりませんが、最近の20mを超えるマンションといたしましては、で、ご答弁させていただきます。

まず、江川二丁目地内のライオンズ水無瀬グランリバーが556戸、百山地内のアーバン島本シティが264戸、高浜三丁目地内のジオ阪急水無瀬ハートスクエアが315戸、江川二丁目地内の水無瀬駅前ザ・レジデンスが53戸、水無瀬一丁目地内のプレサンスロジエ水無瀬一丁目が58戸などがございます。また、以前からあるものとしましてはメゾン水無瀬、シャルマンコーポ水無瀬、ユニライフ山崎、ユニハイム山崎、ライオンズマンション水無瀬、シャリエ水無瀬、ジオ阪急水無瀬、水無瀬グランスイート、ライオンズ水無瀬ローレルコートなどがあり、それらを合計いたしまして、約4千戸程度存在するものという認識でございます。

以上でございます。

川嶋議員 1点だけ、確認をさせていただきます。町長の意見書によりますと、この条例案が施行された場合、建築物の高さの最高限度が複数存在することや、場合によっては「法律上の争いが生じるおそれがある」ということで書かれております。これに関しましての具体的な説明を求めます。よろしく申し上げます。

都市創造部長 建築物の規制基準が複数存在することで、どのような問題が発生するかについてのご質問でございます。

本条例案が制定されると、これまでの「都市計画法」や「建築基準法」に基づき設定を行ってきた高さ規制に加えて、新たな高さ規制が加わることとなり、高さ規制が複数存在することとなります。その際、仮に本条例の規制内容を超える建築物に関する建築確認申請が提出された場合、条例違反になるが、「建築基準法」違反にはならない可能性があり、町の指導勧告を聞き入れず建築工事に着手する事業者との法律上の争いになる可能性をはらんでいるものと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 77の5ですが、このページに書かれている、この内容については、これはJR

島本の西側開発においての懸念というか、そういうことの確認でよろしいでしょうか。

それと、これの「法的な争いが生じるおそれがある」ということは、これというのは、島本町全体にも及んでいくおそれもあるのかということと、例えば先ほども他の議員からありましたが、法律上の争いにより負けとなりますと、損害賠償の請求とか、そういうことにも及んでいくのか。その点についても確認させていただきます。

都市創造部長 影響等についてでございます。

本条例案の施行、影響範囲については、JR西側の地域を含め全町域内でございますので、全町域内での影響が考えられるという認識でございます。

以上でございます。

川嶋議員 1点、ちょっと質問が漏れてます。法律上の争いになった場合の負け、本町が負けとなった場合に、損害賠償金とかの発生があるのかどうかということも先ほどお伺いしたんですが、その点についても、お願いします。

都市創造部長 大変失礼いたしました。法的なところで争いが生じた場合、町が訴えられて負けるという可能性でございますが、可能性はあるのではないのかなというふうに思っております。ただ、最終的には司法の判断によってまいりますので、可能性としてははないとは言えない、あるかもわからない、という形でよろしいでしょうか。失礼いたしました。

損害賠償については、当然、敗訴した場合は払う必要が出てまいりますということでございます。

以上でございます。

河野議員 質疑を聞かせていただき、確かに、この条例ができることよってのデメリットについて、質疑が今まで集中していたように思います。ただし、この高さ制限及び景観というものも求められた条例提案について、かつて、これがなさ過ぎたために「総合計画第四次」で10年間、ずっと棚上げになり、後回しになり、またさらに町長の意見書によって4年以上先送りにされることまで、今、示されている。そこは今、たくさんの議員が、もっと早くするべきだと、当然のことです。そのような意見書を、中長期でやりますなんて意見書を追認するような議会では、これはまずいと思っております。そういう意味では、この意見書は不備であるということを言わざるを得ません。

そういう観点で、先ほど他の議員から様々なマンションの紛争についてね、担当していた職員は、もう今はいなくなっているようなことをおっしゃってましたけど、実はほとんど残っておられます。そのことに関して、私は資料請求をさせていただいております。7件、資料請求させていただきました。ファイル3冊分、1件だけ資料なしでしたけども、全部、それ以外は出していただいた。そのことの努力は認めるものです。今、ここに1冊にまとめておりますが、この資料を使って質問させていただきたいと思しますので、ちょっと時間をいただきますが、よろしく願いいたします。

それから、先ほど議長も含めて14人の議員の方には、質問に使いますからということ、島本町の人口動態、特に児童生徒数の、これの高層マンション建設に関わって人口が増えるという、そのような過去の一般質問の答弁に基づいた一覧表、そして決算議会でも四つの小学校の児童生徒の生徒数の増加、今後10年間、どうなるのかという一覧表を町が出しておられます。そのことも多少触れますので、それは追加資料とは言いませんが、議員の皆様にはお渡ししているところです。執行部においては、もう十分にご承知のことだと思いますので、特にお渡しはしておりませんが。

資料の河3、「『島本町都市計画マスタープラン』修正業務における地域課題、地域別アンケートの集約されたもの」ということを求めております。これはまさに「都市計画マスタープラン」の修正業務で出されたものの抜粋を出していただきました。奇しくも先ほど部長から、この修正業務をするにあたっては、「都市計画マスタープラン」策定、修正業務に対してアンケートは行っていなかったと。あくまで「総合計画」で取ったアンケートを引用したんだということを説明されています。これについての不十分さは、当時、私、審議会委員及び議員として再三再四、議場で述べさせていただいております。

また、住民説明会を開催されていません。これは「都市計画法」にも住民説明会、公聴会を開くことができるという規定がありますので、やろうと思えばできた。当時、ほぼ同時期に隣接の高槻市でも「都市計画マスタープラン」修正業務を行われておりましたが、市内で2ヵ所の住民説明会が行われ、その後、公共施設などを使ってパネルで、修正する中身や、「都市計画マスタープラン」の中身を、来庁される住民の方にも広く周知する、そういうことを行っておられました。そのことも含めて再三再四求めましたが、必要なしと言うことで作られたのが、これから地区計画などが出てくる基盤となる「都市計画マスタープラン」修正業務であります。はっきり申し上げて、瑕疵があったということを当時も申し上げておりますし、それが土台となって、今の島本町のまちづくりが進められつつあるということです。その中で出てきたのが今回の条例であったというふうにも、私は思っております。

また、いやいやパブリックコメントは取りましたということですが、パブリックコメントを取る前提として、修正業務の素案をどのように公表されたかと言いますと、インターネットで見るか、あるいは公共施設まで行って、そこで座って読むしかなかった、持ち帰りは認められていなかった。これが現状です。この中で取られたパブリックコメントで多く寄せられた、西側地区の保留フレーム設定について多くの異論があったにも関わらず、それもほとんど採用されずに現在に至っているということですが、こういった事実間違いはないのか、答弁を求めます。見解というのか、答弁を求めます。

また、そのJR島本駅西地区、この「都市計画マスタープラン」修正業務において行われたのは、JR島本駅西地区の市街化調整区域を保留フレームに設定したということ

が、大きな変更点でありました。当時のパブリックコメントに、圧倒的合意、あるいは圧倒的合意の形成が見られたのか。数値的な根拠も含めてお示してください。

また、資料河5をご覧ください、事務分掌上ということで——これは「景観計画」のことをお訊きいたします。「総合計画基本計画」第2章第3節「景観形成」というのが、10年前の「島本町総合計画」基本構想の中の基本計画の中に、このブックレットを作ってくださった48ページに置いてます。「景観行政団体を目指し、住民や事業者とともに本町の特性を活かした魅力ある景観の形成を図ります。」「景観行政団体への移行と景観基本計画の策定を目指した取り組みを進めます。」ということで、先ほど他の議員からは、今回の第五次の「総合計画」はそれを一步進められていると。当然のことですが、10年間、棚ざらしにしてたわけですから、第五次の1年目からもう着手するというぐらいのものがなければ、住民はとても容認できないと、今の行政の進め方では、ということですね。

それと、そういった景観も、高さ制限も、本格的な議論も、そして今回私たち議員も、この本会議で判断を迫られるという状況です。常任委員会について、いろんな先進例を調査するとか、議会として参考人を呼ぶとか、そういうこともしないまま、今日中にやらないといけないという、すごいスピード審議ですが、私は正直申し上げて、1人の議員として、このような重大な案件、まして島本町において大いなる不作為のあったものをはらんでいる案件について、1日で判断をする。まして、先ほどの60分にわたる意見陳述をいったん聞いて、自分の中に落とし込んで、それについても精査する、調査をするという暇は全く与えられなかったわけですから、本当に町政については、きっちりとした答弁をしていただきたいと思います。

この辺で、本来、この基本計画の景観形成、景観行政団体を目指すということの策定の担当部署、配置職員数、部署のわかるもの、と求めました。これによっていただいた内容は、ほぼ都市創造部の都市計画課すべての方、都市創造部の管理職ということになります。概ね11人というふうに示されておりますが、では、先ほどマンション建設での紛争が続いているということですが、一番最近の記憶に新しい例として、これは資料河7として請求をしております。「最近のマンション建設での開発指導要綱に基づく指導内容、住民説明会、要望苦情、指導した結果のわかるもの」ということを請求いたしまして、これも開発審査会に出された資料すべてを出していただきまして、再度、読ませていただきました。水無瀬一丁目に建設されたマンションの開発指導、工事着工、入居までの際に、先ほど言った景観形成を担当する職員、その担当部局にいた職員と、資料河7で出された事例について関わった、その職員とで重複されていた職員はどのぐらいおられたのか。ほとんどの方が残っておられると思いますが、両方、経験されていると思いますが、答弁を求めます。

これは、町長にお尋ねいたします。この出していただいた資料河7の中で、島都計第

357号、平成29年7月18日、開発申請者宛完了報告書、これは山田町長名で出されたものですが、この報告書の中身には間違いはありませんか。答弁を求めます。

もう1点、「景観行政団体を目指す」ということの不作為について、ここはきっちり質していきたいと思います。不作為があったために、様々な開発と景観とが対立をしてしまうということになっております。ここの議場では、その景観について深い議論はほぼ難しいと。それだけ今まで、議会も調査・検討を率先してやれてこなかったという、これは私自身の反省でもありますので、町長だけを責めるというつもりはありませんが、ただ、町長の意見書の末尾で、77の9ページ、「今後においては、これまでの」と、「中長期的な視点で検討していく必要があるものと考えております。」と、先ほど多くの議員が引用された「中長期」という問題ですが、この「中長期的な視点」という「中長期」の期間というのは何年を指すのか。最短でも何年を指すのかということ、答弁を求めます。これは町長に訊いております。及び景観行政団体になり得る、その時期の目標年次はいつ頃を考えておられるのか。それと景観計画、条例策定の着手の時期は、遅くともいつ頃だと考えておられるのか、答弁を求めます。

それから、先ほどちょっと、この議場で改めて聞いたんですが、なぜ「都市計画マスタープラン」修正業務の次に、景観のことを後にして、立地適正化を入れているのかと。JR島本駅西地区のときには、一切、その議論はなかったのに、今から立地適正化を入れて、景観計画、また後回しになる。そのことは私も、全く納得できてないですね。その有用性について改めて、ここでもおっしゃったことですし、もう考えておられると思いますので、立地適正化計画を率先して一番に持ってくる理由を、内容について、ご説明を求めます。

1人で、あと、やらなあかんね……。 「建築基準法」68の2項について……。

村上議長 2回目ですよ。

河野議員 1問目ね……。 （「答弁なしでやるのか」と呼ぶ者あり）……。 1問目ですね。

都市創造部長 まず1点目、現行の「島本町都市計画マスタープラン」の改定手続きに関するご質問でございます。

現行の「島本町都市計画マスタープラン」の改定手続きにかかるご意見につきましては、これまでの議会等においてもいただいているところでございますが、町といたしましては、住民参加の手法の一つとしてパブリックコメントを実施させていただき、多くの皆様からいただいたご意見に対し町の考え方を示すなど、手続きを踏まえておりますことから、改定の際の手続きが不十分、または瑕疵があったとは考えておりません。

続きまして、JR島本駅西地区における保留フレームの設定に関するご質問でございます。

当該地区に初めて保留フレームを設定させていただきましたのは、平成22年度の大阪

府における「北部大阪都市計画区域の整備開発及び保全の方針」の改定時でございました。当時は、「島本町総合計画」の改定及び「島本町都市計画マスタープラン」の改定を控えた時期であり、平成20年3月のJR島本駅の開業を受け、駅西地区におけるまちづくりに関する気運が高まっていた時期だったものと認識いたしております。こうした中、平成21年度にはJR島本駅西地区に土地を所有されている地権者を対象としたアンケート調査を実施させていただき、一定数の方がまちづくりを希望され、同時に平成22年度にはJR島本駅西地区まちづくり勉強会を発足されたことから、当該地区における保留フレームの設定を行ったものと認識いたしております。

なお、パブリックコメントにつきましては、「都市計画マスタープラン」見直しの際に行っておりますが、あくまで計画全体のものでありますことから、保留フレーム設定のための意見募集を行ったものではなく、そのような根拠は持ち合わせておりません。

続きまして、ちょっと順番、前後するかもわかりませんが、水無瀬一丁目のマンション開発にかかります開発指導の際等における職員体制にかかるご質問でございます。

水無瀬一丁目の当該マンションにつきましては、平成28年度から平成29年度にかけて開発指導を行い、平成30年4月から工事に着手され、令和元年7月から入居を開始されたものでございます。そのため、開発指導時の担当職員は、平成28年度は7人で、平成29年度は9人、平成30年4月の工事着工時の担当職員は11人、令和元年7月の入居時期の担当職員は11人で、現在の担当職員も11人でございます。現在の事務分掌上、「総合計画基本計画」第2章第3節 景観形成の策定担当部署の配置職員と重複する職員につきましては、開発指導時の前期の職員については5人、後期の職員については7人、工事着工時の職員については9人、入居時の職員については11人の全員となっております。

あと、町長名で完了報告を開発申請者に発出した分についてでございますが、町長名で発出させていただいたところでございます。その内容については、当該水無瀬一丁目のマンションについての島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱に基づく開発事前協議といたしまして、平成29年1月12日付けで申請書が提出され、その後、関係各課において協議を行い、島本町開発行為等審査会を開催したうえで、平成29年7月18日付けで島都計第357号におきまして、島本町長名で事前協議の完了を開発申請者宛てに通知したものでございます。

あと景観計画、条例策定に関する今後のスケジュール、方向性でございます。

景観計画や景観条例の策定に関しましては、今年度の島本町総合計画審議会において諮問しております「第五次島本町総合計画基本計画素案」において、「良好な景観誘導を図るとともに、景観行政団体への移行と景観計画、景観条例の策定に向けた取り組みを進めます。」と、景観施策の展開についてお示しいたしており、町といたしましては、今後、景観に関する施策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的な時期に関しましては、他の議員へのご答弁と重なる部分ございますが、次年度より、「島本町都市計画マスタープラン」の見直し作業を約2ヵ年かけて行っていく予定でございます。また立地適正化計画の策定にも取り組んでいく予定といたしております。そのため、仮に町において景観計画や景観条例を策定すると意思決定した場合においては、先ほどから出ておりますように、最速で約4年程度必要になるのではないかと考えております。

あと、立地適正化計画より景観計画や景観に関する条例の策定が先ではないかというご質問でございますが、これはあくまでも予定で、現在考えております一定の予定でございます。今後、「都市計画マスタープラン」改定作業における種々のご意見、ご議論等、また本議会でもスピード感の部分でありますとか、種々ご意見いただいておりますので、今後、鋭意努力して、順番の変更についても、場合によっては変更というのもあり得るのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます……（河野議員・自席から「質問に答えていない、優先的なのか訊いている」と発言）……。

都市創造部長 失礼いたしました。現在、優先、順番の話、答弁漏れておりまして、まことに申しわけございません。

立地適正化計画については、「都市計画マスタープラン」があつて、まちのグランドデザインを描いたうえで、どういうところにどういう施設等の立地が適切かというのを、次に立地適正化計画で置かせていただいて、それを景観上、どのような影響あるかというのが一般的な流れじゃないかなという認識のうえで、そのような予定を今現在立てているところでございます。

以上でございます。

河野議員 ちょっと町長にお尋ねした件も、部長が全部答えてしまわれたんですが、町長名で出されたものは町長の責任において出されたということですね。

水無瀬一丁目の高層マンション、これは前期から引き続いて議員をしている者としては、選挙の直前ではありましたが、多くの住民の方から、近隣の自治会から繰り返し要望書が出されておりました。それは資料請求で、ファイル1冊分です。皆様ご存じということで質問をさせていただきますが、これが2016年の11月、一番に要望書を出されたのが2016年の11月24日に初めて要望書を出されて、12月8日に、当時川口町長でしたが、回答書を出されています。この12月8日の後の12月11日に第一中学校での住民説明会が行われ、私自身がこういった要望書が出されていると住民の方からお知らせをいただいたのは1月、年が明けて、たぶん消防の出初め式の後であったと。それまでは、このような要望書が出ているということ、非常に調査不足、情報収集不足として、1ヵ月ほど遅れてしまったということにはなっておりますが、しかしながら、その12月11日の時点では、住民の方は議会あげて、この自治会の願いを応援

していただけているというふうなことをおっしゃっていたことを記憶しております。ですので、当然、私も応援しなあかんとは思っておりましたけども、29年4月の町会議員選挙、町長選挙の改選を控えて、議会日程なども非常に制約があった中で、議会での論議は十分でなかったと自分自身の反省として残っているものです……（「議案と関係あるのか」他、議場内私語多し）……。

ですけど、これで資料の河4に基づいて質問しております。建築制限の早急な見直しということ、当時から、この地域の近隣自治会は示しておられました。絶対高さというものが必要ではないかというふうな声を出しておられました。それについて、ちょっと割愛して恐縮ですが、町の回答としては、「本町においても、このような高度地区の内容を取り入れ、同様の絶対高さの規制を都市計画高度地区において定める場合、先述のようなメリットはございますが、デメリットとして高度地区の新たな設定に関して、住民の皆様の合意形成等に時間を要することや、既存不適格建築物を誘発させ、個人の土地の権益を損なう可能性もあり、導入の是非に際しては慎重な検討を踏まえる必要があるものと考えております。ということですが、住民からの求めに対して「慎重な検討を踏まえるもの」ということで、ここで回答されているわけですね。

もちろん、出された住民の方は、「絶対高さ」が自分の目の前に立つマンションに適用されるというふうにはね、とても間に合わないことは十分承知のうえで、これは要望されているわけですよ。自分たちと同じような思いを、もうこれからの住民には経験して欲しくないということで、相当な知見を投入されて、繰り返し要望が出されたものが、今回、資料請求で議会に出されております。

その後、町は、やはりこのような住民の声……（「質問は」他、議場内私語多し）……資料請求に基づいてやっております。

村上議長 質疑は簡潔にお願いします。

河野議員 これを言わないとわからないでしょう。これ以上、制限しないでください。

村上議長 簡潔にお願いします。

河野議員 この88ページに対して……（「質問しよう」と呼ぶ者あり）……、それはだから町長の不作為のことを言っているんですよ。2017年1月24日の、当時の町長からの自治会長宛ての回答についても、しっかりとこれは建設業者に取り次いでいただきたいという名前で、そこの開発者に対して、88ページですね、「第14条 事業主は開発行為等を行う場合は、建築物及び工作物の外観等並びに屋外広告物の提出について、景観法、大阪府景観条例、屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例、その他関係法令等遵守し、周辺と調和した景観づくりに努めるものとする。」ということ引用して、住民からの要望を受けて、斡旋をされています。

そういったことが、すでにもう2016年の末には起こっていたわけですから、今、2019年の12月です。まさに3年間経っていた。この間に、そのことに関わった都市創造部都

市計画課開発指導担当が知っていたにも関わらず、この3年間、どうだったのかということと言うと、資料河6景観計画・条例策定スケジュール、進捗状況のわかるもの、「資料なし」というふうになっております。この間も検討していないし、今後のスケジュールもまだ出せないというようなことを、今、議会の資料として出してきているわけですね。これらから、ということです。その点について……（「質問して」他、議場内私語多し）……、資料請求してやっているんですよ。ということで、資料に基づいて訊いております。それを制約するのはやめていただきたい。最低限の調査権として……。

村上議長 質疑は、議案の範囲内で行ってください。

河野議員 その点の不作为について、町長はどうお考えなのか。この点についての反省が、意見書には全く現れていない。先ほどの答弁で「不備はない」とおっしゃいましたが、不備はありますよ、不作为があり、様々な高層マンション建設のもとで、これ以上はやめて欲しいと、これ以上繰り返して欲しくない。それは……。

村上議長 それは見解の相違やから。

河野議員 見解の相違って、議長、決めないでください。町長に答弁を求めます。町長に答弁を求めておりますので……。

村上議長 第三者が聞いて、言うているんだから、ちゃんとやってください。

（「気にしないで」と呼ぶ者あり）

河野議員 それはあかんわ。見解の相違やからって、議長が言い切っているんですか。議会ですよ、ここ、議会が質問しているのに。

村上議長 わかっております。

河野議員 見解の相違ですからって、決めないでください。

村上議長 進めてください。

河野議員 町長、答弁を求めます、この事実をもとに、3年間あった中で不作为極まりないということでは、意見書にかかる「中長期」というところは、やはり撤回され、「早急に着手する」というふうに改めるべきと考えておりますが、いかがでしょうか。そうでなければ、この意見書を追認するということは絶対にできません。答弁を求めます。

それから、先ほど他の議員からありました「建築基準法」68の2、高さ等の制限等を設ける一つの可能性を示すということで、これは他の方法を否定するものではないと私は解釈しております。自主条例は当然できるものであると、再度、お訊きいたします。答弁を求めます。

それから、準工業地域の事例ですが、日立金属株式会社の撤退問題に関わって、前期の議員と今期の議員が一般質問で何度か質問されています。そのときには、準工業地域ということでもありましたが、マンションよりも企業誘致をということで、相当、議会からも要望していたんですが、この点の背景には住宅開発、住宅の大量供給がそこで行われた場合、小・中学校、保育所に不足を生じ、インフラ整備に関して、今後、財政収支

においても、その支出に対して懸念があったというふうに記憶しておりますが、その認識で間違いはないのか、答弁を求めます。

それから、財産権の中で触れられている「公共の福祉」という文言について、お訊きします。JR島本駅西地区まちづくりの例で、この財産権の中の公共の福祉は、まさに町職員が果たすべき役割、任務を示しているものと思いますが、その点について、何だと、どういうものだと考えておられるのか。また、そういった観点から業務代行予定者や地権者の担うべき役割と、町職員の役割との明確な線引きは、これまで行われてきたのか、答弁を求めます。

都市創造部長 景観計画の策定に関します再度のご質問でございます。

これまでも住民説明会や、町に対する要望書でも、景観や建築物の絶対高さに関するご意見を多くいただいており、景観計画や建築物の絶対高さの規制の必要性は十分認識いたしております。現在まではJR島本駅西地区や百山地区の都市計画変更など、他の都市計画業務を優先してきたことなどから取りかかれておりませんでした。次年度より「島本町都市計画マスタープラン」の見直し作業に取りかかる予定としているところでございます。しかしながら、住民の皆様の財産にも深く関わる内容であり、計画策定における議論や、住民の皆様のご意見を伺いながら、丁寧に手続きを図るため、時間を一定要しますことを、ご理解賜りたく存じます。

続きまして、町内企業、日立金属株式会社との協議に関するご質問でございます。

日立金属株式会社につきましては、非住居系の用途地域である準工業地域に位置しており、「都市計画マスタープラン」におきましても、本町の貴重な産業系地区として、事業活動を行いやすい環境づくりに努める地域としております。また、当時、当該地域の小学校区においては児童数の増加等が既存教育施設に与える影響が大きかったことや、既存の大規模な産業系地区であることなどを総合的に勘案し、日立金属株式会社に対し、売却先を企業としていただけるよう協議させていただきました。

続きまして、町の職員が担うべき業務等についてでございます。財産権に関わる公共の福祉にも関する質問でございます。

JR島本駅西地区のまちづくりにおきましては、今後、都市計画審議会の答申の付帯意見でいただいたように、財産権及び公共の福祉も踏まえたうえで、景観等に関するルールを踏まえたまちづくりを行っていただけるよう、業務代行予定者や地権者と協議していく必要があるものと認識いたしているところでございます。

私からは、以上でございます。

山田町長 これまで景観などについての行政としてやってこなかった、というご指摘でございます。

先ほど担当部長からございましたように、やはり、そのときそのときで、行政として優先すべき課題というものがある中で、限られた行政の事務の力を使っていくというこ

とで、その優先付けという部分におきましては確かに低かったと、それは私自身が反省すべき点であるというふうには、今、感じております。ですので、これから「中長期」ということで申し上げておりますけれども、事務担当部と話をする中では、やはり4年ほどかかるということは言うておりますので、それをいかに中身を精査していきながら、スピーディーに、スピード感を持ってやっていけるかというところは、これからしっかりと優先順位を上げてやっていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

総務・債権管理課長 「建築基準法」第68条の2で、自主条例を否定するものではないのではないかというお尋ねだったと思います。

自主条例だから、すべて駄目だというようなことではなくて、冒頭、請求代表者からの意見陳述の中にもございましたけれども、条例が法令の範囲内で制定されているという判断基準として、法令の内容と条例の内容と、それぞれ種々、目的、内容、効果等を比較検討して、法令等の内容と矛盾抵触するところがないかどうか、という判断基準でもって判断をしていくものでございます。ですので、当然、すべての自主条例が駄目だということではなくて、自主条例を何かしらの目的で制定される場合というのは、当然、その法令の内容と矛盾抵触しないように制度設計をして策定をされているものというふうに考えております。

今回、その意見書の中で「違法と判断される可能性をはらんでいる」というふうなことを書かせていただいたのは、やはり過去の裁判例等の中で、いわゆるまちづくりのルールといいますか、を決める手続きとしては、都市計画における設定を通じて、都市計画手続きを通じて行うのが法の予定するところであるということで、自主条例による効力を否定した見解というのがございます。また、それ以降、それを覆すような判断がなされたというふうなケースというのは見受けられないということも含めて総合的に判断すると、やはり、今回の提案していただいた条例案の内容というのは、その「建築基準法」68条の2で定めている手続きによらないで、要は条文の規定だけで規制をかけるというところについては、やはり、違法と判断されるおそれが高いのではないかということで、意見を述べさせていただいたところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 第77号議案について、質問いたします。

意見書には、町内全域を対象地域としているため、町内全域の住民の皆様の財産にも影響が広がる可能性も否めないもの、とあります。今回の直接請求者の方の意見陳述の中で、すぐにでも取り組む必要があるというような意見もございました。町全体ではなく、特定の範囲の地区で、その地区のほとんどと言える多くの住民が、自分の住んでいる地区の景観はこうしたい、自ら発意された場合、その地区の景観を維持改善していくための手法があれば、ご紹介いただきたいと思っております。

都市創造部長 そこにお住まいの方、すなわち住民の皆様主体で行うことができる景観保全等の方法についてでございますが、「都市計画法」上の制度といたしましては地区計画や、「建築基準法」上の制度としての建築協定を、区域内で設定もしくは締結することにより、区域内の住環境や景観を保全する方法があるものと考えております。

以上でございます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 32 分～午後 3 時 50 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

河野議員 ちょっと質問、先ほどの答弁についてですが、私は町長に対して、意見書の不備を指摘させていただいたわけです。「中長期」という言葉は不適切であり、過去の不作為を何ら反省しない表現であったというふうに言えますし、今、部長の答弁をいただいた中では、相当先にまで延びるなということですね。そんなふうの中長期と言わずとも、いろんな形で景観については深く、広く、議論する手立てはあると思いますので、その点、やはり不十分であったということを、この意見書の不十分さ、これは私以外の議員も様々な形で指摘をしているところだと思いますので、「中長期」とされることについての不備についてお認めの上で、早急に着手するというふうに約束すべきところだと思います。再度、答弁を求めます。

それから、すべてが、そういった中長期というふうには実質先送りし、4年以後になり、その実効性が発揮されるのは5年以上後になるというふうに思ったときには、先ほどの意見陳述の中にもありました、向こう5年間は、少なくとも高層マンション建てられる町だというふうに発信しかねないというふうに、この意見書については、そういった危険性をはらんでいるというふうに思います。それに対して、議会がこれを支持したり追認することになれば、この町はあと5年間、建てられるだけ、売れるだけ建てられるところだということですね。

ちょっと、先ほどの不規則発言で十分に説明できなかったというふうにも思いますが、資料として河1から7まで請求したものの一部は、過去の、一番身近な島本町において、高層マンション建設に対する紛争の事実ですね。やはり、その事実を振り返ることなくして、この高さ制限の議論はできないと私は思ったので請求させていただいたわけです。もちろん、前期議員でなかった方にも目を通していただきたい。通していただいていると思いますが、これだけの要望書が来ていたわけです。11月の1番の要望書の中に、すでに9階建てのマンションを2階か4階にしてくださいと、そのような要望も出ております。町民憲章も引用されています。絶対高さの規定が、もう必要ではありませんかと問われていました。その点を十分に反映して、この条例審議の後に、その苦勞が報われるような、そういったものに道を開くような結論を出していきたいと思っております。

先ほどの町長に対する質問以外に、やはり、その中に町の、「景観法」とか景観条例、

景観計画に対する不作為ということは、結局は軽視、軽く見ていたということをお認めざるを得ません。これだけ遅れたのは、やはりそういうことです。優先順位がこれだけ後回しになったということです。改めて景観について、法に関わったことについて見解を伺いたいんですが、財産法、憲法に規定された、影響するという意見書のくだりですが、公共の福祉の関連性と、違憲違法とする法令や判例というのは実際にあったのか。まして、「地方自治法」「景観法」に基づく依拠した条例について、今回、示されているわけですから、そのことについての違憲違法とする法令、判例があれば、お示ください。

それから、「景観法」第4条での、自治体の、この施策策定を「実施する責務を有する」という条項については十分に承知されているのか。その点についても、今回の高さ制限は、その「景観法」の第4条を引いて、その中での「高さ」というものについて規定する提案をされていると私は思っておりますが、町の責務についてどのように認識し、見解も含めて、総括も含めて、その不十分さの根源に何があったのか、改めてお訊きします。先ほどの11人という都市創造部の職員が、結局、この高層マンションの紛争及び西側の、J R 島本駅西地区の50mのマンション建設、両方に時期を同じくして関わっているということですから、そこに相当な景観についての熟知や検証がされていなければ、今度は、町の行うまちづくりの中で新たな紛争を巻き起こしかねないという、そういったおそれについても、この議場では十分に議論されるべきだったと思っておりますので、まず「景観法」の責務について、お答えください。

それと、これはもう先ほど出尽くした感もありますけど、景観利益について、前述の最高裁の判示、景観利益は法律上保護される利益と聞いております。最高裁の判示と聞いています。改めてお訊きしますが、どういう見解か、具体的に説明してください。この景観利益というのが問われた時代は、もう50年近く前の、「景観法」がなかった時代だというふうにも聞き及んでおります。日照権や眺望権などが争われた時代に問われていた概念だと聞いております。それを契機に、その後の時代の変遷を経て、地方公共団体が先駆けて景観に関わる様々な、景観行政団体となり、条例、計画を策定され、それを追う形で2004年に「景観法」が公布されたと私たちは認識しているものと思いますが、この法律では、限定的な景観利益を問う規定はないというふうに言われていますが、その点についての「景観」と、具体的なものについて、お示しいただきたいと思っております。

最後の質問になってしまうので、もう質問としてはこれが最後ですけれども、先ほど、住民説明会をやっていない、ここに意見書にも指摘をされていますが、島本町としては、その「都市計画マスタープラン」修正業務においては、それに対する住民アンケートをしていなかった、住民説明会はしていなかった。他市がやっているぐらいの標準的なものをやらないままベースを作ってきたということを、町長は、やはり、それがわかっておられたがゆえに、今回のJ R 島本駅西地区まちづくりや百山地区の地区計画に関して、町独自の都市計画説明会をおやりになりました。その次にはタウンミーティング、あの

災害の後の大変な時期に、職員も夜間土日を使って、複数箇所、タウンミーティングをされました。町史上初、公聴会を開催された。これは島本町の都市計画行政上では史上初だと私は認識しておりますし、記録的な、歴史的なことだったと思っております。

そのことがあったがゆえに、この地区計画や都市計画について住民が広く知るところになり、そして皆さんが意見を述べられ、その意見を述べた結果としての都市計画審議会のご判断や、行政の執行の方法について考え直して欲しいということも含めて、今回の条例提案に至っておられると、直接請求署名行動に至っておられるんですよ。だから、やはり、その点は山田町長も、かつての「都市計画マスタープラン」の様々な策定において、「瑕疵」とは認めておられませんが、そういったことの不十分さをお感じになったからこそ、こういう手立てを取られたんだと。その延長線上に、今回の条例があるんですよ。ここのところは絶対に切って、離して、考えていただきたくない。その点について何か見解がございましたら、答弁を求めます。

都市創造部長 まず、1点目の意見書に「中長期」という表記があるので不備ではないか、というご指摘でございますが、先ほど町長からもご答弁申し上げましたとおり、スピード感を持って進めてまいりたい、景観施策についてもスピード感を持って進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、「景観法」第4条の責務についてでございます。

「景観法」第4条では、地方公共団体は基本理念に則り、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、「その区域の自然的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。」とされております。これらの趣旨を踏まえまして、本町といたしましても景観施策の推進を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、「景観利益」についてでございます。

他市の行政区域内の一部の区域におきましては、景観利益が認められたとの裁判例の事例をもとに記載をさせていただいているところがございます。なお、個々の景観利益が認められるかどうかにつきましては、裁判等での司法の判断になるものと認識しているところがございます。

続きまして、具体性の高い景観利益についてでございます。

景観利益につきましては、先ほど申しましたとおり、裁判等での司法の判断になると認識しているところではございますが、一例といたしましては、直近では平成30年1月に大阪府において策定されました「都市景観ビジョンおおさか」にて、大阪の主な景観上、重要な要素として位置づけられておりますのは、若山神社のツブラジイ林などと認識いたしているところがございます。

私のほうからは、以上でございます。

総務・債権管理課長 「景観利益」のことについて、国立市の訴訟の最高裁判決について再度ご指摘がございましたので、改めてご紹介をさせていただきたいと思っております。

ご指摘のように、この訴訟の上告審判決——平成18年3月に出されておりますけれども——では、ご指摘のように景観利益それ自体を、この事例では法律上の保護される利益であるというふうに示されております。具体的には、都市の景観というものは「良好な風景として、人びとの歴史的または文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には客観的価値を有する」ということを示しまして、また、その良好な景観が有する価値を、「その良好な空間に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に共助している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有する」、「この恵沢を享受する利益を景観利益という」というふうに示しまして、これを法律上の保護に値するものというふうに示した、ということでございます。先ほど他の議員のご質問にお答えさせていただいたとおり、それを根拠にした具体的な建築物等への制限については、かなり厳しい判断基準を示しているものでございます。

それから財産権に関して、憲法第29条2項の「公共の福祉」の意義と、それから、それに関連して違憲違法とされた判例があるかどうかというご質問があったと思います。

憲法第29条の「公共の福祉」といいますのは、財産権の内容が法律によって一般的に制約されるものであるということ、そういう趣旨を明らかにした規定とされておりました、具体的には、各人の持つ権利の公平な保障を狙いとするような制約であったりとか、それから社会国家的な目的のための制約というのも含めて、「公共の福祉」に含めて考えるというふうな見解が一般的であるというふうに認識をしております。

具体的に、その第29条2項に違反するという理由でもって、特定の条例が違憲違法であるというふうに判断された事例があるかどうかということに関しましては、私の不十分な勉強の範囲内で、ちょっと確認した限りでは、そういう事例というのは、少なくとも最高裁で判断されたようなものというのではないというふうに考えております。

繰り返しになりますが、憲法29条の2項の問題というよりは、今回の条例案につきましては、いわゆる法律法令の範囲内と言えるかどうかというところで疑義があるということで、意見を書かせていただいたということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

山田町長 今、「中長期的な視点で」というところにご指摘をいただいておりますけれども、期間に関しては、先ほどから申し上げておりますように約4年ほどかかりますというところで、その内容については精査をしていながら、できるだけ速やかに進めていきたいというところで申し上げておるところでございます。「中長期的な視点」という部分につきましては、これから数十年先の島本町のあるべき姿などをしっかりと中長期的な視点で考えながら、そのことについて速やかにやっていきたいというところがございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

野村議員 建築物の建て替えに関して、質問をさせていただきます。先ほど他の議員から

は、いわゆる 20m以上に住まれている方は1万人以上いらっしゃる、かつ4千戸に及ぶといった形の回答をいただいているのを聞いておりますが、建築物、特に区分所有マンションの建て替えに関しまして、お伺いしたいと思っております。

島本町内には先ほどの4千戸もございますが、築年数が古く経過した、そういった分譲マンション、区分所有マンションも多数ございます。そういった区分所有マンション、それを、もちろん初期からずっと住み続けていらっしゃる方、そして途中から住み続けていらっしゃる方、多数いらっしゃるかと思いますけれども、その区分所有マンションを建て替える際に、この20m並びに25mの制限をかけるというときに、第4条では、確かにこの当該建て替え前の建築物の高さ以下であり、かつ島本町都市計画審議会の意見を聞いたうえで町長が認める建築物として規定をされていますが、例えば、一般的に建て替えを行う際にその居住者の方、区分所有の方々が費用負担を実際に行うことが多々あるかと思います。その際に容積率等の緩和を行うことによって、高さを出して、費用負担を極力無料に近い金額に抑えることによって建て替えを行う、そういった手法もあるかと思いますけれども、この第4条で規定されている方法、高さを制限することによって、そういった手法、現状の築年数が経過したマンションを建て替えるときに障害になることは考えられないのでしょうか。

都市創造部長 条例案が及ぼしますマンション建て替えにかかる制限についてのご質問でございます。

マンションの建て替えにつきましては様々な方法があり、議員がご指摘の方法につきましても、選択肢の一つになるものと認識いたしております。条例案におきましては、現在の高さが20mを超えていない場合は20mまたは25mまで、現在の高さが20mを超えている場合は現在の高さ以下までの建築物しか認められなくなりますので、条例案には、議員ご指摘のような方法を制限するものと認識いたしております。

以上でございます。

野村議員 制限するものということで、ご返答いただいております。実際、その区分所有マンションが建て替えの決議を行う際には5分の4の所有者の同意が必要という状況でありますので、例えば、もう長いこと住まわれている方が新しく建て替える際に、同じように新築で建てる2千万、3千万といった高い金額を負担して建て替えると。そういったことに同意される可能性というのは、低いものかなというふうには推察します。できる限り、今までのずっとずっと、そのマンション等に、その地域、その環境に好きで住まわれている方が、その環境を変えたくなくて住み替えたいといったときに取れる方策ができないということ、ちょっと懸念があるかなというふうにご考えております。

実際に、こういった建て替えが5分の4の所有者の同意が得られないときに、こういった形で、この区分所有マンション経過していくのか。こういった形の対応ができるのか、見解をお伺いできればと思います。

都市創造部長 行政といたしまして、マンションについても個人の資産でもございますことから、その建て替えにどのような支援ができるのか、またすべきなのかという部分も踏まえて、先進的な事例等、全国に各種あるかと思いますので、今後、やはりそういう部分についても調査・研究してまいる必要があるなという認識でございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

東田議員 第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について、コミュニティネットを代表し反対の討論をいたします。

本議案につきましては、「地方自治法」第74条第1項の規定に基づき、条例制定の直接請求が行われ、今議会に上程がされました。島本町全域の建築物に20メートルもしくは25メートルの高さの上限を定めるものであり、主な目的は景観の保全であると認識をしています。

事の発端は、JR島本駅西地区の開発であると認識をしていますが、条例は島本町全域を対象としていることに少なからず違和感を感じています。景観の善し悪しや利益についてはあくまで主観的であり、それを否定するものではございませんが、法的な根拠なく建築物の高さを制限するという事は、住民の皆さんの財産に制限をかけることとなり、主観的な観点から私有財産に制限をかけるというようなことは決してあってはならないと考えるとともに、本町内での住民間の紛争に繋がるものだと考えます。

また、財産権は国民一人ひとりに保障された基本的人権であり、日本国憲法第29条では、第1項に「財産権は、これを侵してはならない。」、同じく第2項では「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」、第3項において「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と述べられています。すなわち財産権を侵すことはできず、第2項についても「公共の福祉に適合」するための法律も存在し、本町においては、それを遵守する形でまちづくりを進めてまいりました。また、私有財産を公共のために用いるのならば、「正当な補償」をしなければならないとも明文化されています。これは当然の権利であり、疑う余地のないものだと認識をしています。

住民の皆さんの生命や財産を守ることは、行政のみならず私たち議員においても重大な責務であると考えております。本条例案が可決された場合、町内全域において、現在20m以上の建築物に住んでおられる方に影響があるだけではなく、企業立地や企業活動の取り組みにも影響が出るおそれがあり、本町の税収に及ぼす影響もあることから、町

内一律の規制ではなく、地域ごとの特徴に応じたまちづくりが必要であると考えます。

これまでにおいても、本町のまちづくりは、主に市街化地域内において用途地域及び高度地区の決定を行い、建築物の用途、建坪率、容積率などとともに高さについての規制を設定し、現在までに「都市計画法」や「建築基準法」等の改正や政策的な方針により規制の内容を変更しながら、「島本町都市計画マスタープラン」などに基づき取り組んで来ました。また、「都市計画法」に基づく建築物の高さの規制のうち、建築物の高さの最高限度については「建築基準法」に基づき用途地域内における高さの限度や、地区計画により規制を行うなどをしてきました。

住民の皆さんが、よりよいまちづくり、景観の保全を願う気持ちを否定するものではないと思いますが、個々人の財産権の侵害のおそれがあるような案件であり、利害の衝突がある、このようなケースは関係法令を遵守した手続きを経たうえで条例制定を行う必要があります、それはこれまでも、これからも同様であると認識をしています。

本議案の法的課題、建築物の高さの制限に関わる手法等について等、町長の意見が協議した形で上程されていますが、結論を含め同意をいたします。議会の代表、公募委員も含めた住民の方々の代表、学識経験者などで構成される都市計画審議会において審議された地区計画が、今後、条例として上程される予定であり、これを尊重するものです。

以上の理由で、反対の討論といたします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第77号議案 島本町建築物の高さ制限を求める条例制定について、賛成の討論を行います。

私が、本条例に賛成する理由は二つです。この条例が、住民の願いを結実させたものだからです。そして、条例を制定することに大きな問題がないと考えられるからです。

今は、人口減少時代です。この時代には、量的拡大ではなく、生活の質の向上が求められています。住宅都市としてこれから進んでいく島本町において、住民の生活の質の向上を図ることは必須です。そのような中、景観利益を保護し、ゆとりのあるまちを造るための方策として、本条例は時勢にかなっています。

住民が、この条例を通して、このまちに求めるものは何でしょう。請求代表者の意見陳述では、これまでの都市計画で住民意見が反映されていないことを繰り返し述べられていました。また、もうマンションは要らないという住民の声は、様々な方法を通して、数え切れないほど聞いています。近年、町内では15階建ての規模のマンションが続々と建てられ、町のどこからでも山並みが見えていた、伸びやかな景観が奪われています。この島本の水と緑の素晴らしい環境を、未来の世代にどのように残していけるのか。このまちで誇りを持って生きるためには何が必要か。島本町の恵まれた景観を保全し、良好な住環境、地域環境を実現し、未来に引き継ぎたい。こういった住民の皆さんのまちづくりに対する不安と想いが結実したものが、今回の条例案です。

賛成に際して、幾つか申し述べたいポイントがあります。

一つ目、財産権についてです。この条例には、財産権に関わる問題があるとおっしゃる方がおられます。しかしながら、憲法では第 29 条で「財産権の内容」は「法律の定めによる」としています。ここで言う「法律」とは、自治体の自主立法である条例も含まれます。ですから、公共の福祉を目的とする高さ制限を行う条例によって、財産権に関わる法的な問題は生じません。もし、この条例の制定が財産権の侵害に繋がるのであれば、こういった論点も成り立つのではないのでしょうか。

高さ制限がほとんどない中、次々にマンションが建てば、今以上に町の景観が損なわれ、インフラ整備は追いつかず、保育所や学校は過密になり、生活環境に悪影響が出ます。それは、島本町のブランド価値を下げ、地価下落の圧力となるでしょう。であれば、今、高さ制限を設けず、この状態を放置することは、この町に不動産を持つすべての方の財産権を侵害すると言えるのではないのでしょうか。

二つ目、高さ制限 20m の妥当性と地域性についてです。本町が住宅都市としてやっていく以上、20m の上限は決して過度な規制ではありません。近隣市町村の例を見ても、良好な住環境と心豊かな生活を送るためには、ある程度の規制は必要不可欠だと言えます。6 階建ての建物が可能な 20m という上限は、むしろ最低基準と言って良いでしょう。

上限設定が町内一律であることが問題だという意見もあります。確かに、工場地帯のように工場が集中する地域なら、20m までだと不都合な場合もあるでしょう。しかし、本町の平野部は一面に住宅が拡がり、工場があっても住宅と混在しています。工業地帯はありません。ですから、一律に上限を設定することは、むしろ本町の実情に適したものなのです。そのうえ 20m は最低基準に過ぎません。さらに細かく地域に応じた上限を設定する必要があるということであれば、今回を第一歩として、今後、10m や 15m 上限を設定する地域を増やしていけばよいだけの話です。ちなみに、市町村全域に一律に高さ制限を設けている自治体は他にも複数存在していることを、ここで付け加えておきます。

三つ目、町長の意見書についてです。本日の冒頭、住民の皆様の意見を拝聴しました。その結果、今回の行政意見には多数の問題があることがわかりました。そして質疑においても、行政意見の客観的な事実に基づいた正しさが確認できませんでした。今日、ここまで明らかになったことは、意見書及び行政の答弁の手法は、ごくわずかな可能性をことさらに強調してみせることで議論をミスリードし、町にとってよりよい結論を導くことを妨げるものだったということです。行政にとって都合のよい結論を導くために取っている手法かも知れませんが、それは町のためになりません。行政は、公僕として町のために尽くすべきです。

最後に、これだけはお話しておかなければならないことがあります。直接請求を進める中で、住民の皆さんは、この町のあるべき姿について真摯に考え、話し合い、ビジョ

ンを作ってこられたのだらうと想像します。この姿勢こそが、今の島本町に必要とされているものだと思います。遠い未来を見越したビジョンが、この直接請求の条例案にはあります。今日、ここに来られていない方も含めて、大勢の方々が大変な労力をかけられたことと思います。住民の皆さんに、こんなご苦勞をさせたことが申しわけなくて仕方がありません。これは本来、私たち議会と行政が行わなくてはならなかったことです。私たちの仕事は、住民の願いをかなえることにあるのですから。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長 次に、本案に反對方の発言を求めます。

大久保議員 それでは、第 77 号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について、大阪維新の会を代表して討論を行います。

今回の条例の制定については、町民の約 2,600 名、有権者の約 10%の方の署名を集めた条例制定請求です。この請求の趣旨は、「島本町の恵まれた景観を保全し、良好な住環境、地域環境の実現を図り、未来へ引き継ぐ」ための規範とするためであり、その趣旨には私たち議員、他の町民の皆様も大いに賛同できるところと考えます。

しかし、残念ながら、そのために町内全域に一律の高さ制限を誘導することは、町全域の利益にかなうとは思えません。その理由は、個人の財産に制限を加え個人の財産に影響をもたらすこと、また、今後の本町の発展に大きな影響が懸念されるからです。その反面、現在、町内でマンションにお住まいの世帯数は 60%以上であると推察され、これ以上マンションが増加することは、保育、学校の、インフラの整備など、大きな課題となります。

このことは、行政も議員も認識をしているところであり、各地域の事情にあわせた行動計画の導入が必要となります。今後、行政と議員が協力し、しっかりと取り組まなくてはならない課題と認識をします。今後の島本町のまちづくりの方向性を町長にしっかりとお示しいただき、島本町内の地域ごとの特徴を踏まえ、都市計画の実行を、お願いをいたします。

いずれにいたしましても、島本町域全体の利益を考え、複数の規制が存在することは本町の不利益になることが懸念されるため、本条例は制定すべきものではないと判断をします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 77 号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

種々、資料請求をさせていただきました。私自身、議員としてこの 20 年近く、マンション住民、私自身も生まれてこの方一戸建てに住んだ経験はなく、区分所有者及び賃貸などで集合住宅、マンションでずっと生きてきた人間です。もちろん、町内の区分所有者全員の代表というわけではありません。しかしながら、マンションにお住まいでいな

がら、今も 20mを超えているマンションにお住まいになり、今後、建て替えや大規模修繕を控えておられる、そういった住民の方の中からも、これ以上のマンション建設、20mを超えるマンション建設はストップするべきではないか、あるいは自分達の建て替えや資産運用も含めて覚悟して署名をなされた、そういった声を代弁していきたいと思い、賛成するものでもあります。それだけが理由ではありません。

また、今、住んでいるマンションを大規模修繕や様々なバリアフリー化について、島本町も、このマンションというものが有する高いコミュニティの組織、エリアについて、やはり長く一つの建物を維持管理できるような、そういったことを支援するという法律もできております。そういったことをもとに、マンション相談窓口の設置や、あるいはごみ集積所の固定資産税の減免及び現在は5階建てまでですが、受水槽という、維持管理や水質検査などの負担を生じている受水槽を要しない直圧式水道の中高層のマンションへの適用などを、ここ10数年来求めてまいりました。これは明らかにマンションライフとして優れたコミュニティの形成を、空き家の多発や、様々高齢者の暮らしを支えていく、長く暮らし続けることができるマンションを支える、行政の責任があるというふうに思っていたからであります。

今回の条例については、施行日を境として、これ以上景観を失う高層マンション建設はやめて欲しい、JR島本駅西地区の景観を激変させたり、第三小学校などからの眺望を失ったり、全町からの北摂山系の景観まで奪わないで欲しい。また、山崎や若山台などの高台地域からも、上から見下ろした眺望でも、淀川河川敷の桜が見えなくなった、このような声をユニハムの住民からも聞いております。行政は、財産権の「公共の福祉」の規定により現行法令で良しとせず、景観行政団体に早くなっただき、専任職員を置き、働いて欲しい、こういった公共の福祉を願われる住民の願いを具現したものが本条例の内容であると理解し、賛成するものです。

また、「地方自治法」第74条の規定の5倍の署名数を備えられ、町長の条例制定に申しめられた条例提案であると受け止めております。

ただ、この議場における質疑の中では、今後、起こり得る裁判や紛争について想定し、そういった議論は当然必要なものとは思ってはおりますが、「都市計画マスタープラン」修正業務以来の、この高層マンションの建設事例について、近隣住民、自治会との紛争の事実が夥しくあり、そして、それが今回、資料としても1冊のファイルとして、一番最近の例として示していただきました。相当膨大な要望書を出され、それに対して町も斡旋・取り次ぎに奔走されておりますが、非常に、なかなか残念な結果であったのではないかと私は思っておりますが、そういった、今、住んでいる町民がすでに経験した、こういった高層マンション建設、20m以上の高さの建築物が及ぼした住民に対する被害の面、悪影響の面、環境の問題、そのことがもとで転出された方も少なくありません。一日中日が照らない中で、要介護5の高齢者の母親は、その日の照らない家で一日

過ぎさなければならぬということで、それを機に転居をされ、入所施設に入所された。そういったことも、ここ10年生の間に次々と起こっているわけですから、こういった、過去において私たちの決めてきた都市計画がどのような影響を及ぼしたのかという、この負の経験についても、本来、この議場でもっともっと深く議論し、質疑をしたかったというところでもあります。

もっと言えば、議会運営委員会の決定によって本会議即決ということになりましたが、議会の権能を最大限活用するならば、特別委員会の設置、あるいは常任委員会への付託、継続審査ということをもって、これらの資料を熟読玩味し、あらためて意見陳述の方からも原稿をいただいておりますので、これも熟読玩味し、もう一度、議会として独立して調査・検討し、様々参考人を呼ぶ、有識者の意見を聞くといったことを踏まえて、例えば修正意見を出す、そのような働きができればベストであったというふうに思いますが、今の私自身の力が全く及んでおりません。その点については、住民の方々には大変申しわけなかったというふうには思っております。

先ほど、既存不適格の話が出ておりますが、これは町全域を対象として20mを超えるマンションについては、第3条、第4条による、いわゆる除外規定というようなものが設けられており、既存の建築物の高さの存続を認める手立ては講じられたものとし、賛成をするものです。

一方で、この島本町においての「高さ」ということについて、そして、高さの先にある景観ということについては、全くもってこの10年来、不作為、未着手ということです。それは河7で請求した「資料なし」という言葉に現れております。この10年間の資料も一切ない。今後のスケジュールもペーパーでも出せない。はっきりしているのは、町長の意見書の「中長期」先を、「中長期」という言葉にすべて包含されてしまったということで、これは非常に残念なことであり、今思っても、この議場において、この「中長期」という言葉は撤回していただきたい。ここのところは、やはり住民に、これだけ住民として努力をされてきた、考え方は違ったとしても、町の「総合計画（第四次）」の基本計画、実施計画の中で描かれた景観計画・条例、行政団体になり得るための手立てを示していただいたんだということでは、これを大いに活用し、町長は弾みをつけてスピードアップの仕事をするというところへ繋げていただくのが本来ではなかったのかと。条例を認めていただきたくないという1点での意見書であったというふうに思い、行政や、私たち議会もですけども、振り返って、報酬をもらうプロフェッショナルとして、そこに着手できていなかったということは、もっと真摯に受け止めるべきであったというふうに思います。

また、質疑で明らかにしたその不作為、それと過去の紛争についてですけれども、この資料請求で求めた要望書、一番初めの要望書にも、すでに「絶対高さ」というものが求められていました。そして9階建てのマンションに対して、2階か4階に下げて欲し

いという要望を出されておられました。そういった意味でも、議員としても、当時議長宛てにも要望を出されていて、この紛争に寄せられた要望の課題を調査・検討する必要があったというふうに思っております。ですので、反対の討論、今も出ておりますが、仮に多数決の原理で否決されたとしても、これらの取り組みの中で寄せられた声や、行政の不作為を質すべく、私たち議員はこの条例案を無に帰すことの絶対ないように、継続調査のテーマとして取り上げるべきであると思います。

また、「絶対高さ」を検討するという点についても、島本町は7月31日、先日の都市計画審議会でも、パブリックコメントに対する回答として、このように述べられています。事務局の審議会記録の要点録を引用いたしますと、事務局から、町全域に最高限度高度地区を定めて一定の規制をかけるべきという意見に対して、「町の考え方でございます。町全域への最高限度高度地区の導入については、他自治体の導入状況等を鑑みながら検討してまいります。」、このように過日の都市計画審議会で公言されているわけですから、それから約3ヵ月、4ヵ月余りの間、何も着手されていなかったということについては、やはり、これから「中長期」と示されたとしても、それに対して信頼性を得ることは非常に難しいと。その点は、やはり住民の信頼回復を急ぎ講じていただきたいというふうに思います。審議会での発言は非常に重いものですので、遵守していただきたいと思っております……（「簡潔に」と呼ぶ者あり）……。

また、日本国憲法の財産権の公共の福祉については、質疑で述べました。JR島本駅まちづくりの例では、複数、約10人を超える町職員の労力が投入されています。業務代行予定者や地権者の担うべき役割、それと行政の担うべき役割の中では、行政は明らかに「公共の福祉」というものの観点を裁量の広さにゆだねるだけではなく、この高さ制限についてはしっかりと検証する仕事をするべきであったと思いますが、それがなされていなかったということが、この議場でも明らかになりました。そこまで来ますと、「公共の福祉」ということを基準にし、こういった補助金や職員の人件費、大阪府からも4年連続、職員を出向していただいている。こういった夥しい人件費や公金支出について、今後の地区計画条例などに併行して行われようとしている、このまちづくりの検討組織に「高さ」の要素が未だ十分に反映されておらず、排除されていると言わざるを得ません。ここまで来ると、「公共の福祉」というものに照らして公金支出のあり方も問われかねないと、私は大変懸念しております。

結果として景観、まさに全体の「公共の福祉」のために島本町役場は働いていましたかということが問われ、10年もの不作為、そしてこの5～6年は先送り間違いなし、立地適正化計画がはたして景観や高さに恩恵を被ることがあるのか、その逆を行くのではないかと私は懸念しておりますので、そういったことを排除し続ける行政に対して、まちづくりは語れず、島本町の意見書も各種修正を加えていただきたい、態度の変更を求めたい。町長の行った都市計画のあらゆる、前例のない住民説明会、タウンミ

ーディング、そして公聴会には小学生も参加をした。次世代に対しての願いや、景観の喪失という心理的な打撃を与えないように、その点については、この先駆けた条例を通し、その後、様々な住民への説明や、地区計画条例などにも、審議会の差し戻しなどの手立てを講じて、二つの条例が存在するということがないように、そういったことを、議会でもさらに審議を続けていきたいという願いも込めまして、賛成の討論といたします。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

川嶋議員 第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について、公明党を代表し反対の討論を行います。

本町はこれまで用途地域や高度地区について、「都市計画法」や「建築基準法」等の改正や政策的な方針により適宜規制の内容を変更し、「島本町都市計画マスタープラン」などに基づき、地域に応じたまちづくりに取り組んでこられたところです。地権者や事業者だけではなく、都市計画を進めるにあたり、地域全体の住民福祉の向上を図るべくまちづくりに取り組む必要があると認識はしております。

本町の景観のまちづくりの取り組みとしては、これまで議会などでも議論がなされておりましたが、町長の意見書では、今後の方向性について、地域性を考慮した高さ制限の取り組みの検討を行うということが改めて示されております。これは、住民の皆様の思いを具体的な形で実現できる方法の一つであると一定評価させていただき、今後の町の取り組みに期待したいと考えておりますが、できるだけスピード感を持って取り組んでいただきたいこと。またJR島本駅西地区開発における良好な景観形成によるまちづくりについては、住民の皆様のご意見をはじめ島本町都市計画審議会の答申の付帯意見も十分に反映していただけるよう、強く要望をしておきます。

今回の条例制定の内容については、第1条に「島本町全域で行われる開発事業」とあります。高さ制限は、住民一人ひとりの財産に関わる重要な要素であり、町長の意見書でもありましたとおり、議会の条例制定という手続きのみではなく、「都市計画法」などの法律や、また「都市計画マスタープラン」に基づき、住民との合意形成の手続きを丁寧に行いながら決定すべきと考えます。また、この条例が施行されると、最高限度の高さの建物が複数建ってしまうことや、場合によっては法律上の争いになってしまうおそれがあること、また町内全域を対象とすると、住民の皆様の財産にも影響が生じる可能性があることなど、意見書に伴い、様々な問題があるものと考えます。

以上のことから、条例案を制定することについては課題が多いものと判断し、反対の討論とさせていただきます。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

戸田議員 令和元年11月臨時会議、第77号議案、住民の直接請求による「島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定」について、戸田より反対の討論を行います。

複数の大型開発で、高層マンションの谷に沈むように暮らすことになる島本町民の失望はいかばかりか、なぜ、こんなことになってしまったのか。我が町島本は、水無瀬川と北摂山系が織りなす風光明媚な地域特性を尊重し、これを活かすまちづくりができていたとは言えません。「都市計画法」に基づき最高限度高度地区等を設け、建築物の高さを制限することができたのに、それを怠った結果、後鳥羽院ゆかりの離宮跡地や、ジャパニーズウイスキーの発祥の地という歴史的・文化的魅力を十分に継承することができていません。仮に、島本町が過去のある時点で、地域ごとの特性を活かし、最高限度高度地区等を導入していれば、北摂山系、天王山を背にした街並み、景観、眺望を分断してしまうような高い建物の乱立は避けられました。

はたして本町は、意見書で述べられるように、地区別に適正なまちづくりを実施してきたでしょうか。例えば山崎地区です。京都西山、天王山に繋がる山並みと、奥深い谷の景観、西国街道の風情とサントリー山崎蒸溜所の近代建築が溶け合う風光明媚な地区であったはずですが、複数のマンションが建ち並び、淀川対岸の男山との連続性も失われました。世界に誇れるジャパニーズウイスキーの発祥の地としての魅力は、企業努力によってかろうじて支えられていると言っても過言ではありません。

言うまでもなく、これは単に街並み、景観、眺望の問題ではなく、島本町のあらゆる施策に関連する人口に関わる重大課題です。近年の急激な人口増は、島本町に様々な課題をもたらしました。深刻な待機児童数は、その最たるものです。過去にも同様のことはありました。昭和後期には、都市への人口流入に応える形でベッドタウンとして発展してきたという側面があります。その歴史的文脈の中で、私もここ島本に住み、暮らしているのです。

しかし、これからはどうでしょう。すでに人口減少、世帯数減少時代に突入しています。住宅は必ず余っていく。人口を構成する年齢も、昭和の当時とは異なっています。住宅開発により人口が増えたら町が発展する、という時代ではありません。これからは、都市の美しさが問われる時代、私はそう確信しています。もちろん、人口適正規模を維持し、税収入増を図る必要はあります。しかし、これを開発に頼ってしまえば、都市間競争で疲弊する、住環境が悪化する、公共施設の整備が負担になる、町の空洞化を招くなど、むしろマイナスの要因が懸念されます。実際、今、保育・教育施設の加速化的な整備に迫られ、これが一つの要因となり、今後の財政収支の見通しは極めて厳しいものになると公表されているではありませんか。

また、今の消防力で高層マンションの火災に対応できるのか。増え続ける救急搬送を担えるのか。大規模災害時に避難所は足りるのか。限られた職員数で多種多様な災害対策に向き合えるのか。高層マンションで電気が止まると水道も止まる。これらの視点も

欠かせません。求められる住民サービスは多種多様化しており、それを必要とする人口が増えるだけで、町の担い手となる関与人口が増えなければ、基礎自治体は疲弊するばかり、活性化どころではないのです。予測できるこれらの社会情勢に向き合い、戦略を持って、都市の美しさと暮らしやすさを維持発展させる、その主体は常に島本町にあります。

近年、町域内において中高層マンションなどの建設が相次ぐことになったのは、島本町が最高限度高度地区や地区計画を定めていなかったからであり、また景観条例の制定や計画計画の策定に極めて消極的であったからです。「建築基準法」にある全国共通の建物の高さ制限とは別に、島本町独自に高さ制限を定めていれば、本請求の趣旨にあるように「島本町の恵まれた環境を保全し、良好な住環境、地域環境の実現を図り、未来へ引き継ぐ」ことができたのです。本条例案の審議に際し、今、改めて私はこのことを強く思っております。

さて、本条例案は、「地方自治法」第74条に規定されている住民による直接請求によるものです。本条例案について、制定すべきではないという意見書や、制定すべきではないと判断することが、そのまま直接請求権への尊重を欠くことになるかという点、決してそうではないはずですが、条例の直接請求の法的根拠である「地方自治法」第74条は、高さ制限を設ける法的根拠にはなり得ないと私は判断しております。このことをまず申し述べたうえで、町内全域一律に高さ制限を定めることを目的とする本条例に賛成できかねる理由を、以下、3点述べます。

まず、建築物の高さ制限については、「都市計画法」や「建築基準法」に基づくしかるべき手続きを経て行われるものであると考えます。条例とは、憲法第94条の規定によって、地方公共団体が法律の範囲内で、法令に違反しない限りにおいて、その事務に関して定める法規の一つであり、住民に対して権利を制限したり義務を課したりするものですから、議会は条例の効果や他の法令との関係を慎重に検討しなければなりません。特に今回の場合、将来にわたり住民の権利を制限することになるものですから、その影響を考えると、意見書でも述べられているように、「都市計画法」や「建築基準法」に基づく手続きを経て行われるべきものと考えます。具体的には、説明会や公聴会における意見陳述の機会が住民に約束され、公開され、記録されていることが重要であり、それが形骸化している、恣意的である、多数の住民意見が反映されていないということが仮に批判されるのであれば、それらのプロセスを踏まない条例での制限については、なおのこと慎重でありたいと思っております。

次に、第一種低層住居専用地域とされた地域の10mの高さ規制や、すでに都市計画決定され、9月20日に告示されたJR島本駅西地区の地区計画との関連性です。本条例案が仮に可決された場合、すでに都市計画決定されている既存の高さの規制との矛盾が生まれ、開発行為に関する行政指導に常に支障が生じるという懸念は、やはりあると考え

ています。場合によっては、司法に判断をゆだねることにもなりかねません。言うまでもなく、JR島本駅西地区にかかる都市計画決定について納得できかねる住民が非常に多いことは、市街化区域編入、地区計画設定など、都市計画決定の過程で行われたあらゆる意見書で明らかです。

ですが、本条例案に対する賛否の判断については別の議論、別の判断がなされるべきものと私は考えました。町内にすでに存在する高層マンションと景観保全についても、多くの関心が寄せられています。本条例案が20mを超える既存建物を規制対象から外し、既存不適格という困難な課題を避けられたであろうことは理解しますが、建築物の増築、用途変更、売却、不動産価格の影響などが考えられます。また長期的な景観形成を考えると、ここは議論を要するところではないでしょうか。

もう一つの理由は、市民的議論と住民参画です。町域内各地区の歴史・文化、商業など、地区ごとの特徴を踏まえたそれぞれの将来像を住民参画で描いていくことこそが重要と私は考えています。ずっと、このことを訴え続けております。「都市計画マスタープラン」、立地適正化計画、景観条例と景観計画、これらすべてが広く住民に理解され、多様な立場の住民の参画によって合意形成を目指すことが重要と考えます。そして、それは着実に、計画的に、加速的に、行われなければなりません。「町民とともに歩む」とおっしゃっている山田町長のもと、住民参画の様々な手法を用いて、公正で民主的な議論が行われるようになることを期待します。行政絶対主義・前例踏襲により政策の方向を見失わないこと、印象、意見、感情論、利権誘導の殻を脱ぎ捨て、専門性のある建設的な意見が交わされることこそが、我が町島本の未来を明るくします。また、住民側にも積極的な関わり、参画への成熟が求められると感じています。

さて、請求代表者の皆さんは、これまでのこと、歴史的な文脈、そしてこれからのことと、要する時間を思うと、そんな悠長なことは言っていられない、だからこそ自分達で考え、行動したとおっしゃるでしょう。実際、そうこうしているうちに、さらに中高層マンションが建設される可能性は十分にあります。急がねばなりません。この危機感が執行部にあったかという、私は全く感じられなかった。ずっと、景観に関しては訴えてまいりました。だからこそ、住民の皆さんが自ら行動されたと私は受け止めています。

今回、私は本条例案には反対いたします。しかし、請求代表者の皆さんの活動は、広く住民に高さ制限の重要性と必要性への理解を促しました。そして、「地方自治法」第74条によって直接請求という参政権が約束されていると、少なからぬ住民が肌で知ることができたのです。このことは、皆さんの、そしてこれからの島本町にとって、大変大きな財産になることでしょう。ここに請求代表者並びに受任者の皆さんのご尽力と、6名の方の意見陳述、そして本条例の条例案の素晴らしい前文に、心からの敬意と謝意を表します。

以上をもって、私の反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

村上議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

賛成の討論の方がありませんので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

伊集院議員 第77号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

本請求の要旨の「島本町の恵まれた景観を保全し、良好な住環境、地域環境の実現を図り」との思いは、我が会派としても同感であり、賛同する思いでもあります。我が会派も、島本町で生まれ育った議員や、60年以上、30年以上の中長期在住のもと、この島本町をこよなく愛し、前にもおっしゃっておられた幾度の開発を経て発展してきた島本町の歴史を見てまいりました。こういった中、山田町長の意見書に記載されております「地区ごとの特徴等を踏まえた建築物の高さの最高限度の導入等について、中長期的な視点で検討していく必要がある」ということにおきましても、やはり先々、未来も見据えていかなければならない点もございますので、同感であります。

過去より我が会派としては、地域ごとの特徴や、その地区の住民の皆様のお声を聞きながら進めていかなければならない地区計画を訴えてまいりました。こういった中、今回の意見書の中におきましては、法的課題を5点、町長は示されております。その中に、我が会派としては4点に注意をしておりますので、引用させていただきます。

一つは、住民説明会や意見聴取といった都市計画手続きを経ることなく、町全体の町民の皆様への周知等が不十分なまま、法律の範囲内で条例を制定することができるという憲法及び「地方自治法」に定められた条例制定権の限界を逸脱している可能性をはらんでいるということ。そして二つ目には、すでに決定された地区計画があり、矛盾が生じる部分によって、複数の高さ基準ができ、行政の手続きの支障や法律上の争いが生ずるおそれがあるということ。三つ目には、近隣商業地域や準工業地域の用途地域において、地域内の町民の皆様のお財産に大きな影響が出てくる。憲法上の財産権の侵害にあたる可能性があるという部分と、町内全域を対象地域としているため、町内全域の住民の皆様のお財産にも影響が及ぶ可能性も否めないということ。四つ目は、この条例案は法律に基づかないものであるとともに、罰則規定も設けられていないことから、法律上は実効性に乏しく、実質的に機能しないということが想定されていると、引用をさせていただきました。この五つのうちの4点は注視しております。

我々議員団としましても、地区計画については、この令和元年に町域の一部において「都市計画法」第12条の5に基づき、建築物の高さの最高限度を定めた地区整備計画を、都市計画を決定されたのが、この9月であります。この段階を経た後で、現在、実質上、この条例がもし可決した際の質疑をさせていただきましたが、答弁では、要は計画されていた建築物を建てることができなくなった事業者等から裁判をもし提起される可能性はあるのか、また裁判になったら町側が敗訴する可能性があるのかという答弁において

は、この計画決定されている地区については事業者からの裁判を提起される可能性は否めない、否定できないと。さらには町側が敗訴する可能性も否定できないということ、答弁いただいております。

こういった危惧する時点におきましては、やはり我々、各それぞれの地域ごとの制定を求めていくには、島本町の最高規範であります「島本町まちづくり基本条例」がございます。こういった中の対話、そして合意へと努めていく、この努力が必要であります。確かに、この努力していくには時間を要する部分があり、急がなければならない部分もございますが、それぞれの地域の方々の声の中のどこを持っていくか、こういったことも慎重にさせていただきたいということ、を申し添えておきます。

今後の島本町の方向性に対しまして、一定のビジョンを意見書にも出していただいておりますが、町としてできることは何か、制度はないかと。それが地区ごとになります。多くの住民の皆様の実現する方法が、建築協定や地区計画制度としてすでにあります。この地区計画制度は、地区のよいところを守ったり、さらによくしたり、また問題点を改善したりする方法で、規制、ルールを地区ごとに作り、実現を図っていく制度。その地区の住民で考えていく、地域をより良くしていく制度と。こういった中、各地区の景観と良好な住環境を守るため、その地域で大多数の方々が賛同する特別な要望内容があるのであれば、住民発意で実効性のある仕組みである建築協定や地区計画制度を活用し、地区ごとで地区計画の立案・制定ができること。今回、これが出された中です。ただ内容においては、我々としてはちょっと危惧する点がありまして、今回は賛同できませんが、ぜひとも島本町としても、地区ごとの地区計画の立案・制定に向けての地域住民のサポートも行っていただきたいと申し添えておきます。

最後になりますが、平成23年4月に「島本町企業立地促進条例」が制定、施行されました。そして先般の決算でも明らかになりましたが、財政状況が現在厳しくなっております。答弁にもありましたように、島本町の町税の30年度の答弁におきましては約7億ほどで、町税に占める15.4%が法人税であります。また29年度では約10億円近い金額であり、占める割合が20.5%であります。現在、町民個人税のほうが上がりつつある状況ではありますが、やはり島本町にとっても法人とのタッグを組んできている。こういった中にも、一定の意見交換をしていただくこともお願いを申し上げます。

我々としましては、今後の土地活用もございます。しっかりと、それぞれの地域の特色、先ほどもありましたように大山崎におきましても計画がありますが、昭和49年に制定されて、当時は不交付団体であったという状況であります。現在は交付団体となられておりますが、こういった中にも、島本町としてもしっかりと税収のアップと、そして地域の皆様の声の、この折り合いを持っていただくようお願いを申し上げ、今回のこの条例においては前に述べました危惧する点において賛同できないということ、を申し添え、反対の討論といたします。

村上議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、裁決を行います。

第 77 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少 数 起 立)

村上議長 起立少数であります。

よって、第 77 号議案は否決することに決しました。

以上で、11 月臨時会議に提出されました議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和元年島本町議会 11 月臨時会議を閉じまして、散会いたします。

次会は、12 月 13 日午前 10 時から会議を開きます。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後 5 時 0 2 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第 7 7 号議案 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月4日

島本町議会議長

署名議員（1番）

署名議員（9番）

令和元年島本町議会 11月臨時会議の結果は次のとおりである。

| 事 件 番 号 | 件 名 | 結 果 |
|-------------|--------------------------|----------------------|
| 第 7 7 号 議 案 | 島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について | 1 2 月 4 日 原 案 否 決 |

令和元年

島本町議会 12月定例会議 会議録

令和元年12月13日 開議

令和元年12月17日 散会

令和元年12月13日（第1号）

令和元年12月16日（第2号）

令和元年12月17日（第3号）

令和元年島本町議会12月定例会議会議録目次

第 1 号 (12月13日)

| | |
|-------------|----|
| ○出席議員 | 1 |
| ○議事日程 | 2 |
| ○開議の宣告 | 4 |
| ○会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○諸般の報告 | 4 |
| ○一般質問 | 6 |
| ・福嶋議員 | 6 |
| ・戸田議員 | 19 |
| ・河野議員 | 29 |
| ・中田議員 | 41 |
| ・大久保議員 | 52 |
| ・東田議員 | 62 |
| ・岡田議員 | 70 |
| ・野村議員 | 75 |
| ・塚田議員 | 86 |
| ○延会の宣告 | 95 |

第 2 号 (12月16日)

| | |
|---|-----|
| ○出席議員 | 97 |
| ○議事日程 | 98 |
| ○開議の宣告 | 99 |
| ○一般質問 | 99 |
| ・平井議員 | 99 |
| ・清水議員 | 102 |
| ・伊集院議員 | 108 |
| ○第78号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 119 |
| ○第79号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 123 |
| ○第80号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて | 124 |

| | | |
|-------------|---|-------|
| ○第 8 1 号議案 | 工事請負契約の締結について…………… | 1 2 5 |
| ○第 8 2 号議案 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について…………… | 1 3 8 |
| ○第 8 3 号議案 | 島本町情報公開審査会条例及び島本町情報公開運営審議会条例の一部 改正について…………… | 1 4 1 |
| ○第 8 4 号議案 | 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部 改正について…………… | 1 4 7 |
| ○延会の宣告…………… | | 1 7 3 |

第 3 号 (12月17日)

| | | |
|-------------|-------------------------------------|-------|
| ○出席議員…………… | | 1 7 5 |
| ○議事日程…………… | | 1 7 6 |
| ○開議の宣告…………… | | 1 7 7 |
| ○第 8 5 号議案 | 島本町水道事業条例の一部改正について…………… | 1 7 7 |
| ○第 8 6 号議案 | 島本町下水道条例の一部改正について…………… | 1 7 9 |
| ○第 8 7 号議案 | 令和元年度島本町一般会計補正予算 (第 5 号) …… | 1 8 1 |
| ○第 8 8 号議案 | 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) …… | 1 8 1 |
| ○第 8 9 号議案 | 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) …… | 1 8 1 |
| ○第 9 0 号議案 | 令和元年度島本町水道事業会計補正予算 (第 3 号) …… | 1 8 1 |
| ○第 9 1 号議案 | 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) …… | 1 8 1 |
| ○散会の宣告…………… | | 2 2 3 |

| | | |
|-----------------|--|-------|
| ※付議事件の議決結果…………… | | 2 2 6 |
|-----------------|--|-------|

令和元年

島本町議会12月定例会議会議録

第 1 号

令和元年12月13日(金)

島本町議会 12月定例会議 会議録（第1号）

年 月 日 令和元年12月13日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

| | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 塚田 淳 | 2番 | 大久保 孝幸 | 3番 | 東田 正樹 |
| 4番 | 平井 均 | 5番 | 河野 恵子 | 6番 | 清水 貞治 |
| 7番 | 岡田 初恵 | 8番 | 川嶋 玲子 | 9番 | 戸田 靖子 |
| 10番 | 中田 みどり | 11番 | 野村 篤 | 12番 | 伊集院 春美 |
| 13番 | 福嶋 保雄 | 14番 | 村上 毅 | | |

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 山田 紘平 | 副 町 長 | 小田 哲史 | 教 育 長 | 持田 学 |
| 総 合 政 策 長 | 北河 浩紀 | 総 務 部 長 | 由 岐 英 | 健 康 福 祉 長 | 原山 郁子 |
| 都 市 創 造 長 | 名越 誠治 | 上 下 水 道 長 | 水木 正也 | 消 防 長 | 近藤 治彦 |
| 教 育 こ ど も 部 長 | 岡本 泰三 | 会 計 管 理 者 | 永 田 暢 | | |

本会議の書記は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 妹藤 博美 | 書 記 | 坂元 貴行 | 書 記 | 村田 健一 |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|

令和元年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和元年12月13日(金)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

福嶋議員 1. 廃棄物処理のトータルコスト削減改善について
2. 減災に向けた取組み
～保育基盤整備加速化方針の状況～
～島本町全体の減災への備え～

戸田議員 1. 大阪府ごみ処理広域化計画
～災害・環境・財政の視点から～
2. 第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて
～幼児教育・保育の指導主事の配置～
3. 庁舎新築、耐震化課題について問う

河野議員 1. 手話通訳派遣・補聴器使用環境の改善について
2. 小中学校施設・体育館の猛暑対策、要援護・障がい児者
対応を問う
3. 町内小中学校で50人近い授業発生一少人数学級の緊急
課題を問う
4. 役場庁舎耐震化の財源確保・経常収支改善について

中田議員 1. 町のもっている情報は住民みんなのもの
2. 気候変動をくいとめたい！島本町にできることは？

大久保議員 1. 島本町の禁煙対策について
2. 島本町庁舎内の節電対策について
3. 島本町の民生委員活動費について

東田議員 1. スポーツを通じたまちのにぎわいづくりについて
2. 町財政の収支見通しの精度の向上について

岡田議員 1. 子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）
2. 保育施設周辺に「キッズゾーン」の整備

野村議員 1. 長期的な歳入増加について
2. 中期的な地域活性化策について

- 塚田議員 1. 自治体クラウドについて
2. 工事単価上昇に伴う入札等への影響について
- 平井議員 LED照明の導入について
- 清水議員 「島本町公共施設総合管理計画」について
- 伊集院議員 1. 子育て支援～病児病後児保育を！～
- 日程第4 第78号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 第79号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 第80号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 第81号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第8 第82号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 第83号議案 島本町情報公開審査会条例及び島本町情報公開運営審議会条例の一部改正について
- 日程第10 第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第11 第85号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
- 日程第12 第86号議案 島本町下水道条例の一部改正について
- 日程第13 第87号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第5号）
第88号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
第89号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第90号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 第91号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和元年島本町議会12月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から12月16日までの4日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 川嶋議員及び10番 中田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

民生教育消防常任委員会の調査研修が実施されましたので、委員長より、ご報告いただきます。

伊集院委員長 (登壇) おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の所管事務調査について、ご報告いたします。

去る11月18日に「こども総合支援条例について」をテーマに兵庫県明石市へ、翌19日には「乳児家庭保育支援手当金支給制度について」をテーマに鳥取県伯耆町に出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。参加者は、民生教育消防常任委員5人と、議長、随員として議会事務局参事の計7人でございます。

初日の11月18日に訪れました兵庫県明石市は、兵庫県南部に位置し、人口約30万人、面積は約50㎢で、日本の標準時を示す「子午線のまち」として有名です。

明石市では「1.すべてのこどもたちを 2.まちのみんなで 3.こども目線で 4.本気で応援」ということをまちづくりの基本理念とされ、子育て支援に力を注いで来られました。

その特色の1点目は、「経済的負担の大幅な軽減」です。第2子以降の保育料無料や、医療費中学生までの無料、親子ともに遊び場の利用料無料などを実施されています。2点目は、「子育て環境の充実」です。2020年までに保育所を整備して5,700人の受け入れを行う、30人学級の段階的实施などの施策を実施されています。3点目は、「セーフティネットの確立」です。離婚前後の子どもの支援、児童扶養手当の毎月支給、無戸籍者の支援、児童相談所の設置といった施策を実施されています。最後に4点目は、「こども総合支援」です。こどもの虐待防止や社会的養育の充実の観点から、1点目から3点目を有機的に連動させ、実施されているものです。各施策の財源は、施設整備につい

ては国や県の補助、独自施策については、財政健全化室における事業仕分けなどによる捻出と、人口増によって増加した税収を充てているとのことでした。

こういった様々な施策を実施する中で、総合的・継続的に施策を実施する必要を感じ、制定されたのが、「明石市子ども総合支援条例」です。平成28年に条例の検討を始め、平成29年4月に施行されました。比較的短期間で条例の議論ができたのは、様々な施策をすでに実施されており、市民の間に「子どもを核としたまちづくり」が浸透していたからとのことでした。

条例の特徴としては、すべての子どもを対象としまして、市や保護者だけでなく、住民や事業所などすべての人が支援の主体となるよう定めています。また、特色ある施策を明文化し、市長や議員が変わっても継続的に施策を進められるようにされています。子育て施策の充実が人口の増加とまちの活性化を生み、その結果、税収が増加して市民サービスの充実が図れるという好循環が、この取り組みの原動力になっていると感じました。

財政規模が違うため、単純な比較は難しいものの、まちづくりの方向性としては大変参考になるものでした。

次に、翌日の11月19日は、「乳児家庭保育支援手当金支給制度について」をテーマに、鳥取県伯耆町で調査研修を実施しました。

伯耆町は、鳥取県の西部に位置し、人口約1万1千人、面積は約140㎢で、「伯耆富士」とも呼ばれる中国地方の最高峰大山の麓にあり、鳥取県西部の中心都市・米子のベッドタウンになっています。

伯耆町では他の自治体同様に少子化の進展という状況にありながら、乳児の保育所入所が増加する傾向にあり、保育士の確保など、運営に支障が出かねない状況になることが危惧されていました。その原因を分析すると、家庭の経済的な問題から乳児期に保育所入所されている実態が推測されたため、家庭での養育へ誘導する施策として、平成27年度に乳児家庭保育支援手当金支給制度を開始されました。

本制度は、家庭で0歳児を保育する保護者に対し、満4ヵ月から満12ヵ月に達するまでの9ヵ月間、月額3万3千円を給付するというものです。なお、育児休業給付金の受給者に対しては、育児休業給付金の支給率が減額される部分を支給するものとなっています。年間の支出額は1千万円程で、対象者は80人ほどです。財源は、当初は地方創生にかかる交付金や過疎債などを活用していましたが、一方で、鳥取県でも保育・幼児教育無償化といった国の制度を踏まえながら保育料の無償化を推進する中で、家庭保育に対する支援も必要との議論がなされ、平成29年度から本制度が鳥取県全体で行われることになり、現在は県の補助金と一般財源を充てています。

効果としては、本制度実施後に0歳児人口が増加傾向となり、それに伴って保育所入所児童数も増えたため、保育所の安定運営に対する施策として成果をあげるには至って

いません。また、本制度は親子の愛着形成の醸成をも目的とされておられますが、判断基準が不明なため、現時点では成果の有無を判断できる状況になく、今後の課題であるとのこと。

多額の一般財源が必要であり、すぐに本町で本制度を取り入れることについては課題も多くあると考えますが、「保育所の安定運営」と「親子の愛着形成の醸成を目的とした家庭保育の推進」という着眼点は、非常に優れたものと考えています。

当委員会の所管事務調査研修の概要は以上でございますが、詳しい資料等は議会事務局に保管しております。

これで、民生教育消防常任委員会の調査研修の報告といたします。

村上議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、戸田議員、河野議員、中田議員、大久保議員、東田議員、岡田議員、野村議員、塚田議員、平井議員、清水議員、伊集院議員の順で行います。

それでは、最初に福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ） 改めまして、おはようございます。それでは、福嶋保雄の一般質問を始めます。

今回の一般質問では大きく2点、1点目は歳出が増加傾向となっている塵芥処理関係について、施設を含めた廃棄物処理のトータルコスト削減改善について問います。2点目は、“減災に向けた取り組み”という観点で、「保育基盤整備加速化方針」の状況について、島本町全体の減災への備えについて、を問います。

1点目として、「廃棄物処理のトータルコスト削減改善」について、問います。

地方自治体として廃棄物処理が求められる中、島本町において年間4～5億円の財政負担は大変大きな負担となっており、現状の施策の効果と今後について質問いたします。

島本町においては、ごみ減量推進・分別や、焼却施設の毎年のメンテナンス・改修工事により施設の長寿命化を図られています。可燃ごみの処理量は、10年前の平成21年度で7,410t、定期収集の可燃ごみ・住民一人1日当たり485gが、平成30年度では6,704t、一人1日当たり445gになっており、可燃ごみは約1割減少となっております。また焼却施設の運転時間は、平成21年度延べ475日（3,201時間）が平成30年度は延べ456日（2,798時間）、日数で数%、運転時間で10%以上の削減をいただいています。

一方、歳出としての塵芥処理費は、平成21年度3億9,631万5千円が、平成30年度4億6,203万1千円と大きく増加しており、その増加要因としては、委託料で平成21年度2億1,300万円弱が平成30年度2億5,700万円弱と4,400万円、20.68%の増加。工事請負費では2千万円ほどの増加となっております。特に工事請負費は、清掃工場施設の改修工事で毎年1億～2億円程度の予算計上がなされています。

そこで質問です。一つ目に、可燃ごみや焼却施設の稼働時間が10年前と比べ1割減と
なっている中、塵芥処理費決算額は増加していますが、その理由について、お教えくだ
さい。

二つ目に、塵芥処理費の中で工事請負費が大きな割合を占めています。これは、施設
の延命を図るためにもしっかりやっていただく必要があると考えていますが、その内訳
の中で、大きな金額で毎年行うような改修はどのような項目で、その必要性についてもお
教えてください。

よろしく願いいたします。

都市創造部長 おはようございます。それでは福嶋議員からの一般質問のうち、「廃棄物
処理」について、ご答弁申し上げます。

まず、「清掃工場の運営費に関する10年前との比較」でございますが、可燃ごみの処
理量につきましては、ごみ袋の透明・半透明化や、住民の皆様のごみ減量に関する意識
の向上もあり、減少しております。一方、運営経費が増額となっている主な要因につき
ましては、平成21年度当時は清掃工場に正規職員6名が勤務しており、職員がクレーン
操作を行うなど、一部直接的にごみ処理作業に従事しておりました。しかしながら、退
職等により正規職員の新たな人員配置が困難であったことなどから、ごみ処理の委託従
事者を増員し、平成24年12月から全部委託としたことが主な要因でございます。その
結果、可燃ごみの処理を行う電気計装管理業務委託料が大幅に増額となったものでござ
います。

なお、清掃工場に勤務する正規職員の人件費につきましては清掃総務費に計上されて
おり、平成30年度では、平成21年度と比較して約3,200万円の減額となっております。

また、その他の増額要因といたしましては、保守点検業務委託料及び工事請負費が増
額となっております。保守点検業務委託料につきましては、施設設備の経年劣化に伴い
軽微な補修箇所等も増加しており、また工事請負費につきましても、年ごとに増減はあ
るものの、経年劣化により相対的に費用が増加しているものでございます。

次に、「清掃工場施設改修工事について」でございます。

清掃工場施設改修工事費が塵芥処理費において大きな割合を占めておりますが、毎年
必ず施工しなければならない改修項目といたしましては、耐火材補修工事と破砕機補修
工事がございます。

耐火材補修工事につきましては焼却炉内の耐火材を補修・更新するもので、年間を通
しての運転で高温に晒され焼損した箇所、並びに膨張・収縮により破損し損傷を受け、
脱落・欠落した箇所を補修するものであり、施工箇所は毎年異なるものの、焼却炉本体
の損傷を防ぐため、毎年施工する必要がございます。また破砕機補修工事につきましては、
不燃ごみや大型の可燃ごみを高速回転し破砕する破砕機を補修するもので、通年の
使用で様々な部品が摩耗・損傷するため、施工箇所は毎年異なるものの、毎年施工する

必要がございます。

なお、耐火材補修工事及び破碎機補修工事以外につきましては、優先順位をつけて、予算の範囲内で、緊急性等を考慮し、施工しているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 破碎機補修は処理量に対応すると思われまので、すぐに削減することは困難かと思いますが、他方、耐火材補修に関しては膨張・収縮により脱落・欠落した箇所を補修するために行うということですので、ここ10年の職員、町民の皆さんの努力でごみ量の削減をいただいたことで、耐火材補修を2炉同時運転より減らすことのできる1炉運転が実現できる廃棄物量となっているのではないかと考えるのですが、現状の炉の立ち上げ時間・投入時間、そして1炉運転にした場合の予想値があれば、ご紹介ください。

都市創造部長 それでは、「焼却炉の運転状況等」について、ご答弁申し上げます。

焼却炉内の耐火材の補修につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、年間を通しての運転で高温にさらされ、焼損した箇所並びに膨張・収縮により破損し損傷を受け脱落・欠落した箇所を補修するものであり、運転回数を減らすことで耐火材の傷みを軽減できるものと認識いたしております。

現状の運転体制につきましては、日によってばらつきはありますが、2炉とも午前9時頃から炉の立ち上げと炉内の温度を上昇させるためのごみの投入を行い、本格稼働に伴うごみの投入を午前10時から午後1時頃まで行った後、立ち下げ、いわゆるごみを完全に燃やしきるのが午後2時頃となっております。

また、1炉運転にした場合の予想値についてでございますが、毎年の焼却炉耐火材の補修工事の際には、その期間、1炉運転を実施しております。その期間中の運転時間といたしましては、立ち上げ時間と本格稼働時間に変更はありませんが、ごみの投入停止時間は午後7時頃、立ち下げ時間は午後8時頃となっているものでございます。これは、運転開始時は炉内が空の状態であるためクレーン7杯程度のごみを投入できますが、本格稼働以後は焼却量に応じてごみ投入するため、1時間につきクレーン3杯程度のごみ処理量となり、1炉運転となった際の運転時間は、単純に2炉運転時の2倍の運転時間で対応できるものではないことをご理解賜りたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 現状の2炉運転を1炉にした場合、炉の立ち上げからごみを完全に燃やしきるまで、2炉であれば延べ10時間であったものが、1炉運転にした場合は11時間かかるということで報告がありました。

1炉運転にするメリットとして、運転していない1炉は損傷することがほとんどなく、それを1年間継続することができれば、検査も1炉分で済み、検査・熱履歴の半減化、補修費の削減に加え、1炉は補修の終わったバックアップ施設とすることができ、施設全体として、より長寿命化が実現できる可能性も大きく、1炉運転を具体的に試行・検

討されてはどうかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

都市創造部長 焼却炉の「1炉運転の試行・検討について」でございます。

ご指摘のとおり、1炉運転にすることによって施設の長寿命化や工事費等経費の軽減が見込めるものと考えております。しかしながら、先ほどもご答弁いたしましたとおり、1炉運転をいたしますと、1日当たりの運転時間が延長されることから、電気計装管理業務委託事業者における人件費の増加が見込まれるとともに、労務管理に関する課題も発生いたします。

いずれにいたしましても、施設の長寿命化や経費の削減等につきましては、本町に取りましても課題であるものと認識いたしておりますので、今後、どのような施設運営を行うことが望ましいか、試行等も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 1点目の質問として、財政面の課題の一つと考えられる塵芥処理費の経年的な増加について、お尋ねしました。そして焼却施設を使用している限り、いつかは建て替えを行う必要がありますが、町単独での建て替えには大変大きな課題があり、より一層の延命化を図る必要があると考えています。

その中で、日々1炉運転にし、その上、日々2炉を交代させながら使用するのではなく、メンテナンス・サイクルまでは1炉のみを使用し、もう1炉はメンテナンス完了時点の状態を維持しておくことで、炉の検査費用の削減とメンテナンスの半減、炉の寿命をほぼ2倍化することができる可能性があります。炉の運転時間が延びることでの労務管理の問題が発生するとのことですが、メリット・デメリット、全体最適の視点で見ていただき、まずは早急に1炉運転の試行・検討いただくことをお願いし、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目の“減災に向けた取り組み”として、主に2点について、お訊きします。

昨年発生した大阪北部地震を受け、第四保育所の耐震化を前倒しで行うべきとの判断のもと、ふれあいセンターへの移転の計画を打ち出され、多くの住民へのご負担をお願いしたことをはじめ、教育・保育関係において各種の保育基盤施設の整備、第三小学校の整備の修正計画など、各種の施策を矢継ぎ早に打たれました。この11月、第四保育所のふれあいセンターへの移転も終わられ、一安心しておりますが、一連の計画として策定されておられますので、1点目として「保育基盤整備加速化方針」の状況について、問います。

昨年の平成30年11月に「保育基盤整備加速化方針」が出され、精力的に施設整備を進めて来られておりますが、まず①点目に、待機児童の現状と3月末の予想値はどのようなものか、歳児ごとにお教えてください。二つ目に、水無瀬神宮横に新規設置された保育所の歳児ごとの入園状況はいかがか、お教えてください。三つ目に、特定施設を希望され、入所できていない方々の歳児別の状況と、その主な理由についてお教えてください。

四つ目に、待機児童の出ていない3～5歳児の保育面積はどの程度か。各保育園ごとにお教えてください。

そして、今後、第二幼稚園跡地の200名規模の認定こども園、役場前駐車場への第四保育所建設移転、第四保育所跡地での施設誘致があるかと思いますが、五つ目に、各々の計画に対する進捗と、開園までの大きなマイルストーンの予定時期をお教えてください。そして⑥点目として、現在の開園予定時期と、その園への入園後の島本町全体の年齢ごとの待機児童の予測人数をお教えてください。

まずは以上、よろしく願いいたします。

教育こども部長 おはようございます。続きまして、「保育基盤整備加速化方針の状況」について、ご答弁申し上げます。

まず、「待機児童の現状と3月末の予測値について」でございます。

令和元年11月1日現在の待機児童数につきましては、0歳児が34人、1歳児が40人、2歳児が1人の計75人となっており、3歳児から5歳児までの待機児童は発生いたしておりません。また、令和2年3月末の待機児童数の予測につきましては、現時点で提出いただいている申請数から判断いたしますと、0歳児が59人、1歳児が41人、2歳児が1人の計101人と見込んでおり、3歳児から5歳児までは待機児童は発生しないものと見込んでおります。

次に、「水無瀬神宮横に新設された保育所の歳児ごと入園状況について」でございます。

R I Cホープ水無瀬保育園の令和元年11月1日現在の入所状況につきましては、0歳児が10人、1歳児が12人、2歳児が11人、3歳児が11人、4歳児が4人、5歳児は入園がなく、計48人となっております。

次に、「特定施設を希望され、入所できていない方々の歳児別の状況とその主な理由について」でございます。

令和元年11月1日現在の、特定の保育所等への入所を希望されていることで入所できていない児童数、いわゆる保留児童数につきましては、0歳児が37人、1歳児が3人、2歳児が9人、3歳児が5人、4歳児が1人、5歳児が4人の計59人となっております。その主な理由といたしましては、すでに兄弟が保育所等に入所されており、当該施設以外への入所を辞退される場合や、入所を希望された保育所等のうち、希望順位が低い施設での入所を辞退される場合が多いものと認識いたしております。

次に、「各保育園における待機児童の出ていない3～5歳児の保育面積について」でございます。

まず、第二保育所につきましては184.45㎡、第四保育所につきましては250.7㎡、山崎保育園につきましては237.68㎡、高浜学園につきましては279.9㎡、最後に、R I Cホープ水無瀬保育園につきましては124.67㎡でございます。

次に、「各々の計画に対する進捗と開園までの大きなマイルストーンの予定時期について」でございます。

まず、第二幼稚園跡地に整備する民間認定こども園につきましては、平成30年度に整備・運営事業者の公募を行い、本年5月に社会福祉法人照治福祉会を事業者として選定いたしました。今後、令和2年2月頃から建設工事に着手される予定となっており、認可手続き等を経て、令和2年12月の開園予定となっております。

次に第四保育所については、すでにご案内のとおり役場前駐車場に移転し、新築する予定となっておりますが、現在、施設の実施設計を行っているところであり、令和2年2月定例会議において建設工事費の補正予算を計上させていただき、ご審議願いたいと考えております。その後、本年度中に工事業者選定のための事務に取りかかり、令和2年5月頃から建設工事に着手し、令和3年2月頃に竣工、令和3年4月に開園する予定でございます。

最後に、旧第四保育所跡地に整備予定の民間認定こども園でございますが、本会議に上程しております園舎の解体工事について、議案にご同意賜りましたら、令和2年7月頃までに解体工事を完了する予定でございます。整備・運営事業者の選定につきましては、本年9月に事業者選定にかかる公募要項の作成にあたっての参考とするため、ご意見を募集し、14名の皆様からご意見をいただきました。現在、用地のあり方について、財政面も踏まえて総合的に判断するため関係部局と検討しているところであり、一定の方向性がまとまりましたら、事業者選定の事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、「現在の開園予定時期と、その園への入園後の島本町全体の年齢ごとの待機児童数予測について」でございます。

現在、土地のあり方を検討しております旧第四保育所跡地の民間認定こども園整備を除いての開園予定時期については先ほどご答弁申し上げましたとおりでございますが、待機児童の見込み数につきましては、それぞれの施設が開園し、保育士の確保を前提として、利用申し込み数が多くなる年度末について申し上げます。

まず、第二幼稚園跡地の民間認定こども園が開園予定である令和2年度末につきましては、0歳児が40人程度、1歳児が10人程度の計50人程度、2歳児以上の待機児童は発生しないものと見込んでおります。また、第四保育所の移転新築が完了する令和3年度末につきましては、各歳児ともに待機児童は発生しないものと見込んでおります。

以上でございます。

福嶋議員 水無瀬神宮横の新設保育園では、4歳・5歳では特に定員に至ってない状況のようですが、これは保育士不足によるものですか。それとも、その他の理由によるものであれば、その理由をお教えてください。

そして、これから新しい施設が次々と整備される中、今後も新しい施設の初年度期中は、待機児童が出ていない3～5歳児の枠には空きが出る傾向かと思えます。年度替わ

りの3歳児の入園段階で適切な入園設計と保護者への説明を行い、入園先に新しい施設を選んでいただくことを促進することで、既設の施設での3～5歳児の保育数が年度を追うごとに施設定員近くまで減らすことができ、保育環境を改善させることができること。そして、その児童の保育に当たっていた保育士を、保育士が雇用できずに受け入れることができなかった0歳児・1歳児の待機児童を担当いただくことで、待機児童減少に資することができるものと考えております。

町は、このような方向性を明確にし、現在の保育ニーズに沿った既存施設の保育環境の整備に向けた誘導を行う必要があると考えるのですが、その効果や必要性について、あわせてお考えをお教えてください。

教育こども部長 再質問2点でございますが、まず1点目でございます。

一般的に、新しく保育園が開園した際には、4歳児及び5歳児クラスの定員が充足しない傾向がございます。主な理由といたしましては、育児休業期間明けに就労要件で保育所入所を申し込む場合、多くの方が1歳児までの間に入所を希望される傾向にあるものと考えております。また、3歳児から5歳児までの児童につきましては、幼稚園への入園が可能になる歳児であることも関係しているものと考えております。

なお、ご指摘のRICホープ水無瀬保育園につきましては、仮に定員である90人の入所申し込みがあった場合でも、開園時におきまして、これを受け入れることが可能な保育士数を確保可能であったと聞き及んでおります。

そして、2点目でございますが、本町の現状といたしましては、利用定員の設定にあたりまして、入所児童が就学前まで安定して入所継続可能な設定を行う必要があり、小規模保育事業所を卒園する児童の受け皿の確保や、転入等に伴う新規入所に対応するため、歳児が上がるに連れて定員が増加する設定となっているところでございます。

議員ご指摘のとおり、仮に0歳児から3歳児までの定員を拡大し、待機児童が発生していない4歳児以上の定員を縮小、0歳児から5歳児まで、すべて同じ定員数を設定しますと、低年齢児の待機児童解消に一定の効果はあるものの、小規模保育事業所を卒園する児童の受け皿の確保や、転入等に伴う新規入所への対応が困難となることが想定されます。すでに施設整備されている施設については、当初に設定された定員数に応じた部屋の大きさを確保するなどの施設整備がなされていることから、これまでの定員設定を基本として、待機児童の多い歳児につきましては、可能な範囲で定員の弾力化により対応してまいりたいと考えております。

今後、開園予定の各保育施設につきましては、0歳児から5歳児まで、すべて同じ定員数を設定することの利点も十分踏まえつつ、既存施設を含めた本町全体の定員設定が保育ニーズの実態を踏まえたものとなるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 2点目、“減災に向けた取り組み”の①点目として、昨年発生した大阪北部地

震を受け、保育児童の安全の確保を目的の一つとして検討が始まった「保育基盤整備加速化方針」の状況について、お尋ねさせていただきました。この方針の目的は、主として児童の安全の確保と待機児童のゼロ化と理解しておりますが、現状、必要な保育士の確保ができるのか、不明確な状況と考えております。

保育士不足を一因とした待機児童の発生をなくすためにも、新たな保育士の採用ができない場合を想定した0歳～1歳保育のための保育士確保方法について積極的な検討を行っていただきますようお願いして、①点目の質問を終わります。

2点目、“減災に向けた取り組み”の②点目として、島本町全体の減災への備えについて問います。

一つ目の質問として、昨年は大阪北部地震、7月豪雨や台風第21号など、多くの自然災害が発生した年でした。「地域防災計画」改定を本年に繰り越し、その課題や反省を含め反映されるとのことでしたが、どのような事項を盛り込み、進捗はどのような状況になっているのか、お教えてください。

二つ目、昨年・今年 of 自然災害で初めて大きく被災した自治体では、受援体制ができていなかったという反省をよくお聞きいたします。島本町では、他自治体との応援協定は近隣のみ組まれているようですが、台風や地震のような広域で発生する災害の場合、同一事案で一緒に被災しない遠い自治体との協定も必要と思うのですが、いかがお考えでしょうか。他自治体の状況とあわせ、お考えをお教えてください。

三つ目、近年、台風の大規模化等で水害が頻発・激甚化する中、施設では防ぎきれない大洪水は発生するものとの考えに立った「水防災意識社会再構築ビジョン」が、国管理河川を中心に進められております。少し古い資料になりますが、平成25年7月10日に開催された大阪府河川整備審議会第1回治水専門部会の資料で、水無瀬川、例えば50ミリ程度対応河道で、100年1確率の80ミリ降雨があった場合、特定の地点で越水や破堤による床上浸水が発生し、島本町において162.25ha、7,190人、325億8千万円の被害想定がなされていますが、それが最新の情報として使用してよいもののでしょうか。より新しい資料があれば、内容を含めご紹介ください。

四つ目、水無瀬川の越水・破堤の対策は、平成25年以降、大阪府及び島本町はどのようなことを検討、実施されたのか、お教えてください。

五つ目、また、このような中、平成28年8月には台風第10号等によって中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や、甚大な経済損失が発生し、「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難態勢の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。まず、島本町において洪水浸水として、今年の台風第19号が関西に来ていれば、土砂崩れ、桂川・淀川・水無瀬川

の越水・破堤や内水氾濫の発生が予想されますが、それで間違いないのか。あのよう
に大規模な台風が来ることが想定される場合、島本町や大阪府はどのような取り組みを行
うことになっているのか、ご説明ください。

六つ目、また「水防法」等の一部改正の施行により、洪水浸水想定区域や土砂災害警
戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務
となりましたが、島本町においては、対象施設としてどのような施設が何カ所指定され
ているのか。また、避難確保計画の作成・訓練の実施状況はどのような状況か、お教え
ください。

七つ目、この避難確保計画と、利用者の個別支援計画との兼ね合いについてどのよう
になっているか、あわせてお教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

総務部長 それでは、「島本町全体の減災への備えについて」のうち、「地域防災計画の
進捗等」について、ご答弁申し上げます。

大阪府におかれましては、「大阪府地域防災計画」の改訂を本年1月及び11月に実施
されており、昨年に発生した災害の課題と対策について反映をされております。

本町の「地域防災計画」の改訂につきましては、この「大阪府地域防災計画」の改訂
内容を反映するとともに、長期化する災害対応を想定した災害配備体制の変更、5段階
の警戒レベルに対応した防災情報の提供方法の変更及び現在行っております各部署への
照会内容を反映させることといたしております。

今後の予定といたしましては、今月開催する防災会議において、パブリックコメント
案を決定し、その後パブリックコメントの実施を経て、改めて防災会議に諮り、令和2
年3月末の策定を予定いたしております。

次に、「他自治体との災害協定について」でございます。

本町が現在締結しております災害協定のうち、自治体との協定につきましては、物資
等及び人員の相互応援を行うことを目的として、三島地域の四市及び大山崎町と締結し
ておりますが、議員ご指摘のとおり隣接地域との協定でございます。災害時に同様の被
害を受けている同地域の自治体との協定に限らず、遠隔地の自治体と相互応援体制を
図ることは合理的であると考えられております。

総務省では平成30年度に、災害ごとに被災自治体と支援する都道府県と政令指定都市
をペアにする「対口支援」方式を行うとされております。このような考え方につきましては、
すでに関西広域連合という枠組みの中で実施されてきており、東日本大震災にお
きましては、大阪府は岩手県を支援し、その中で本町は大槌町を支援いたしました。熊
本地震につきましては、熊本県大津町に支援を行なったところでございます。そのよう
なことから、災害時における都道府県単位での応援・受援の体制は一定確立されて
おります。

しかしながら、熊本地震の際には応援を受ける多くの自治体で混乱したことを受け、あらかじめ人的支援のニーズや物資ニーズ等の受援体制を定めておく必要があり、一部自治体では災害時の受援計画を策定されているところがございます。今後、近隣自治体や最新の動向を注視し、受援計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「水無瀬川における越水や破堤の対策」について及び「大規模な水害発生が予想される台風が接近する際の大阪府と島本町の対策」について、あわせてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の本年10月に発生いたしました台風第19号にかかる被害想定でございますが、当該台風では、最大時間当たり雨量95ミリ、最大24時間降水量942.5ミリを記録しており、仮に同規模の台風が関西を直撃した場合には、各地域において大規模な被害が発生するものと推測いたしております。

なお、平成25年度以降、当該河川における越水や破堤などの洪水浸水対策といたしましては、毎年1回、河川管理者である大阪府と合同により下流域から河川法面や護岸・河道の点検を実施し、点検結果に基づき補修や浚渫等の維持管理を、河川管理者である大阪府において実施されております。また現在、大阪府と連携し策定中の「島本町風水害タイムライン」につきましても、このようなケースを想定して、土砂災害、河川の氾濫の発生する時間をゼロとして、それ以前の各時間帯に各防災関係機関が実施する災害に関する対策や対応を明確にし、各機関が共有することで連携をスムーズに行い、被害を最小限にするとともに、早期の復旧を目的とした行動計画であり、本年度末までに完成する予定でございます。

今後も引き続き、大阪府と連携し、当該河川の洪水浸水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「『水防法』改正に伴う要配慮者施設の避難確保計画の作成等にかかる進捗について」でございます。

平成29年度に「自然災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会」として、国土交通省近畿地方整備局、大阪府と本町合同で説明会を実施し、町内の支援施設の皆様に法改正の概要をお知らせしたところでございます。今後の予定といたしましては、町が「地域防災計画」の改訂に伴って指定する施設に対し、「水防法」に基づき、各施設を監督する大阪府や施設を所管する部局などが指導していくことになることと認識をいたしております。

次に、「避難確保計画と個別支援計画の兼ね合いについて」でございます。

避難確保計画は、施設管理者が来所者や入所者に対して、災害発生時の避難誘導を行う手順等をあらかじめ定めるものでございます。一方の個別支援計画は、要配慮者が自宅におられるときに、災害が発生したあるいは迫っているときに行う行動をあらかじめ定めておくものでございます。従いまして、要支援者の居場所等生活行動は一定承知し

ておりますが、互いの記載内容が直接影響するものではないと理解しております。

また、議員ご指摘の 24 時間 365 日をカバーする支援計画につきましては、避難確保計画と個別支援計画の二つの計画で実現できるものと考えております。個別支援計画につきましては様式の整備はできておりますが、記載にあたっての要配慮者への説明、支援のノウハウ、業務量等が課題となっております。

議員ご指摘の防災と福祉の連携モデルにつきまして、先進的な取り組みが行われております兵庫県の事例等につきまして情報収集を行い、健康福祉部と連携して検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 続きまして、「大阪府河川整備審議会における被害想定」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘の、平成 25 年 7 月 10 日に開催された大阪府河川整備審議会第 1 回治水専門部会の資料では、水無瀬川における当面の治水目標設定における被害想定が示されております。なお、そこで示された被害想定につきましては、現時点におきましても、最新の情報であると大阪府から聞き及んでおります。

以上でございます。

福嶋議員 ご答弁、ありがとうございます。

②点目の質問に対してのご答弁で、近隣自治体や最新動向を注視し、受援計画の策定について検討してまいりたいとのことでしたが、大阪府下のほかの町レベルでは、島本町を除き、遠隔自治体との災害時応援協定の締結がすでに終わっていると思っておりますが、その認識で間違いありませんでしょうか。

次に、六つ目の「水防法」改正に伴う要支援者施設の避難確保計画の作成等に関する進捗についてですが、平成 29 年 4 月 27 日に説明会を行われ、今後、町が「地域防災計画」の改定に伴って指定する施設に対し、施設を監督する府や施設所管部局などから管理者に対して指導していくことになるとの認識のお話をいただきました。町は、利用者の避難確保計画を共有するためにも、2 年半も待つことなく、当時、施設指定だけでも行い、先行して「地域防災計画」に支援施設指定が必要だったと思うのですが、「水防法」の改定の内容への早急の対応の必要性の認識、そして今日現在、「地域防災計画」に支援施設の指定が行われていない理由について、お教えてください。

七つ目の「避難確保計画」と「個別計画」との兼ね合いについて、記載内容が直接影響するものではないと理解されているとのことでした。先ほど、だいぶ踏み込んだご答弁いただいたかと思うんですが、昨年大阪北部地震は朝の 8 時前の通勤時間帯に発生しております。このとき、例えばデイサービスなど通所施設においてはどのようなようになっていたのでしょうか。

施設では B C P を発動し、その日の事業に支障がないように努力されたことでしょうか。

9時前後のお迎えができるように尽力されたことでしょう。併行して、地域の方は民生委員さんと連携して災害時行動要支援者への対応を進められ、必要に応じ避難行動をされていたはずで、事業者の方は避難されていることを知らずにお迎えに行き、返事がなかったら、どんな行動をされているのでしょうか。地震で混乱しているタイミングで、安否確認など様々な課題が発生したことでしょう。

介護を事例として——この部分は意見になりますが、介護支援の必要な方ですから、支援なく避難所へ滞在することが困難な方々です。特に介護判定されている方の避難に関しては、日常利用している施設との連携も必要と思われます。その状況がわかっているのは、ケアプランを作成しているケアマネジャーになります。ケアマネジャーとともに個別支援計画を立てないと、いつ起こるかかわからない突発的な災害、地震発災時に、24時間365日、いつ起きても対応できる個別支援計画は立てられないのではないのでしょうか。

先ほどご紹介いただきました兵庫県における防災と福祉の連携作新モデルの事業、自主防災会組織等と相互連携を図りながら、ケアマネジャー等が避難のための個別支援計画を策定するまで行っておられます。こういうことを、ぜひとも事例として学んでいただきたいと思います。

ただ、その中で質問として、先ほどの事例にあげた方々も一部含んでおと思いますが、島本町の災害時避難行動要支援者の個別支援計画の完成件数、その策定状況について、状況をご紹介ください。よろしく願いいたします。

総務部長 まず、②点目に関する再質問でございますが、本町におきましては、隣接地域であります三島地域の4市及び大山崎町との間に災害時応援協定を締結しているところでございます。大阪府内のほかの8町1村における遠隔自治体との災害応援協定締結の有無でございますが、7町において締結していることを確認いたしており、締結相手先は、それぞれの地理的要因や歴史・文化の共通点を持った市町村であるなど、それぞれの町村の特長を活かして締結されているようでございます。今後、関係部局とも連携し、遠隔自治体との協定締結について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、⑥点目関係でございます。「地域防災計画」の改定は、平成30年度当初予算に計上し、「水防法」改正に伴う内容も含め、平成30年度中の完了を計画いたしていたところでございます。しかしながら、6月の大阪北部地震を皮切りに、本町が多くの災害に被災したことから、これらの教訓を反映することとして、平成31年度への繰り越しを行ったものでございます。このような経緯から、現在、改定作業を進めております「地域防災計画」に要介護者施設を位置づけ、指定を行うことといたしております。

最後に、⑦点目の関係でございますが、議員ご指摘の24時間・365日をカバーする支援計画につきましては、避難確保計画と個別支援計画の二つの計画で実現できるものと考えております。個別支援計画につきましては、記載にあたっての要配慮者への説明、

支援のノウハウ、業務量等が課題となっており、「島本町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づく個別支援計画につきましては、未着手となっております。しかしながら、名簿提供先の各支援機関において個別支援計画と類似した内容のマニュアルを作成され、それに基づき先行的な取り組みを進めている団体や地域もあるものと認識いたしております。今後につきましては、健康福祉部と連携のうえ、各支援団体の代表者と協議を行い、早期に個別支援計画が完成できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘の防災と福祉の連携モデルにつきましても、先進的な取り組みが行われております兵庫県の事例等につきまして情報収集を行い、健康福祉部と連携をして検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 2点目の質問として、“減災に向けた取り組み”についてということで、その中の②点目として、全住民の生命財産に影響すると思われる懸念事項の一部を質問させていただいたところ、避難に支援が必要な人びとを助ける仕組みである「島本町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づく個別支援計画が、昨年、今年のような災害があったにも関わらず1年以上未着手であること、受援体制の充実が求められる中、大阪府の町レベルの自治体で同時に被災する可能性の低い遠隔地の自治体との災害応援協定を締結していないのは島本町だけである、などのことがわかりました。

町長は、このような状況について、今後、どのように対応されるおつもりか。そして、早急な対応が必要と思われることに町長が気がつき、指示ができ、結果的に自ら手が打てるようにするために、何かお考えがあればお教えてください。

山田町長 ただいまご指摘をいただきました避難行動要支援者の個別支援計画の作成につきましては、避難行動要支援者制度の一環であり、その策定は一つの目標であると認識はしております。先ほど担当部長がご答弁したとおり、諸課題等もあり完成には至ってたおりませんが、人命に関わる内容は最優先に取り組むべき内容であり、庁内各部者や関係機関が連携して、早期に諸課題の解決と、避難行動要支援者制度の確立に向け進めてまいりたいと考えております。

また、遠隔地との災害応援協定の締結につきましても、もちろん相手のあることでございますけれども、様々な機会を通じて、遠隔地との災害応援協定が締結できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 まとめといたしまして、昨年発生した大阪北部地震を受け、「保育基盤整備加速化方針」が出されました。これは他の大きな事業を遅延させないことを前提に私は賛成させていただいており、そして計画の中の新施設の設置、ふれあいセンターの復旧までが一連の計画と考えておりますので、財政の整合を含め、現状を挽回し、スケジュー

ルどおりの推進をいただきますようお願いいたします。

他方、島本町全体災害への備えについては、災害時、避難行動要支援者の個別支援計画の策定が1年以上未着手、遠隔自治体との災害応援協定の未締結は、大阪府下、町レベルでは島本町のみなど、発災時、すぐに生命財産に影響するような大きな顕在課題への対応が後手になっている。訓練は行われているが、潜在課題を抽出するレベルに至っていない等の状況が明らかになりました。

山田町長におかれては、特に全町民の生命財産を守るための施策については、できていないことも含め、しっかり全体把握し、特定の課題に特化するだけでなく、全般的に抜けなく課題解決していただくこと。そしてここにおられる島本町長をはじめとした島本町の役場のマネジメント層の方々には、書類上だけではない、実務にまで落とし込んだ行動計画の策定により島本町のリスクを把握制御し、リスク低減に向けた業務推進をお願いし、福嶋保雄の一般質問を終わります。

村上議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時52分～午前11時10分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 (質問者席へ) 2019年(令和元年)12月定例会議、三つのテーマで一般質問を行います。

I点目、「大阪府ごみ処理広域化計画～災害・環境・財政の視点から～」。

令和元年8月(今年8月)、大阪府は新たな「ごみ処理広域化計画」を策定されました。同計画は、府の広域化・集約化についての基本的な考え方を改めて示し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を基礎自治体と協力して推進することを目的とするものです。

1) 点目、新しい「大阪府ごみ処理広域化計画」の考え方について。

まず、同計画ではどのようなことに期待が寄せられているのでしょうか。また、同計画には新たな課題として、人口減少やごみ減量化などによるごみ処理量減少への対応、災害対策への強化、老朽化するごみ処理施設の更新などが書かれていますが、広域化・集約化の必要性、メリットについては、どのように記載されているか、ご説明ください。

都市創造部長 それでは、戸田議員からの一般質問のうち、「ごみ処理広域化」について、ご答弁申し上げます。

まず、「『大阪府ごみ処理広域化計画』の考え方について」でございます。

令和元年8月に策定されました「大阪府ごみ処理広域化計画」におきましては、基本的な考え方の中で、「一般廃棄物の処理施設の整備の主体となる市町村等の意向を尊重することを基本としつつ、市町村等においては広域化・集約化の方向性を共有し、地域

の実情に応じた効率的な処理施設の整備が広域的に進められるよう、本計画に即して広域化・集約化に向けた検討及び協議を行うことを期待するものである。」とされているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 2)点目です。「大阪府における広域化・集約化の状況について」です。

広域化・集約化に向けた検討・協議の状況として、茨木市と摂津市が平成30年12月25日に基本合意を締結されたと紹介されています。「協議が調いつつある」と聞き及びますが、その進捗状況を把握されていますか。

都市創造部長 次に、「茨木市と摂津市の協議の進捗状況について」でございます。

ご指摘のとおり、両市におきましては、昨年12月に廃棄物の広域処理に関する基本合意書に調印され、広域処理の開始時期を、令和5年度を目途とする旨がうたわれております。また両市におかれましては、委託関連議案を令和元年12月議会に上程される旨、聞き及んでおります。

戸田議員 つまり、協議は調ったということになるかと思えます。

3)点目、「災害時の円滑な処理体制」について、問います。

災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保は、喫緊の課題です。災害・事故の発生時における廃棄物処理体制の確保に向けて、平素からの広域的な連携体制を築いていくことが求められています。昨年、台風21号の発災時には、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書」に基づき、協議により委託が実現、高槻市に大変お世話になりました。ここに、改めて感謝申し上げます。

このときの処理委託料は決算額で88万5円と前に確認していますが、協議に至る経過、処理量、処理単価とその積算根拠、会計処理について、説明を求めます。

都市創造部長 次に、「災害時の円滑な処理体制について」でございます。

昨年9月4日に台風第21号が接近した際には、清掃工場に繋がる町道の閉塞や電柱の倒壊により、清掃工場が操業停止となりました。この復旧に時間を要する見込みであったことから、翌5日に「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、高槻市に対し可燃ごみの処理を依頼したものでございます。その後、高槻市からのご了承をいただきましたことから、5日から町道の通行が可能となった7日までの間、高槻市に可燃ごみを搬入いたしました。

その期間の高槻市への搬入量につきましては、家庭ごみが33.33t、事業系ごみが11.09tで、合わせて44.42tでございました。処理費用につきましては、協定書上、費用の算出に関する記載はなかったことから、高槻市との協議により、前年度の処理コストから算出した単価として、1t当たり1万9,811円としたものでございます。

なお、会計処理といたしましては、44.42tに1万9,811円を乗じた88万5円を、委託料として支払ったものでございます。

以上でございます。

戸田議員 高槻市の前年度の処理単価である1万9,811円をもとに算定したとのことですが、同年度、島本町における処理単価はどのようになっていますか。

都市創造部長 「ごみ処理の単価について」でございます。平成29年度における島本町での処理単価といたしましては、1t当たり約5万9,459円でございます。

以上でございます。

戸田議員 それでは、島本町の処理単価は高槻市に比べて約3倍にも及ぶこととなります。その内訳はどのようになっていますか。中間処理費、最終処理費、施設管理経費、それぞれのキロ当たりの単価をお示してください。

都市創造部長 「ごみ処理単価の内訳について」でございます。先ほどの1t当たり約5万9,459円の内訳といたしましては、中間処理費が2万359円、最終処分費が2,690円、施設管理費が3万6,410円でございます。

以上でございます。

戸田議員 近隣他市における処理単価はどのようになっているか、把握されていますか。

都市創造部長 「近隣自治体におけるごみ処理単価について」でございます。

ほかの自治体の処理単価につきましては個々には把握しておりませんが、国の平成28年度一般廃棄物処理基本調査の結果を大阪府が取りまとめた『大阪府の一般廃棄物』に掲載されております、ごみ処理に要した総額から収集・運搬に要した額を減じた額をごみ処理総量で割ることで、年度や細かな計算に差異があるものの、概ね試算が可能です。この試算によりますと、茨木市が3万494円、摂津市が4万3,271円、吹田市が4万594円となっております。

以上でございます。

戸田議員 分析には、中間処理費・施設管理費などの個別の比較を要するとしても、本町の処理単価は極めて高い。大阪府内のごみ処理事業の現状で、年間1,200億円以上の巨額の経費がかかっていることから、広域化によるコスト縮減のメリットは大きいと述べています。島本町が現在の単価でごみ処理を継続することは、単に島本町の問題ではなく、限られた府民の財源をどう使うかという広い課題ということができると私は考えています。

4)点目です。大阪府は、広域化・集約化にあたっての検討事項に際して、そのメリットや課題について、どのように述べていますか。お願いします。

都市創造部長 次に、「『大阪府ごみ処理広域化計画』に記載されている広域化・集約化のメリット等について」でございます。

「大阪府ごみ処理広域化計画」におきましては、広域化・集約化のメリットとして、「人口減少やごみ減量化、リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応」「災害対策等の強化」「老朽化するごみ焼却施設の更新等」「ごみ処理事業のコスト縮減」「効

率的な熱回収の推進」「リサイクルの推進」があげられております。

特に、本町も含め単独で処理能力1日当たり100t未満の小規模なごみ焼却施設を有している地方公共団体にとりましては、単独で更新等を実施する場合は循環型社会形成推進交付金の交付対象要件には該当せず、交付対象外となっていることもあり、ごみ処理の広域化により、ごみ焼却施設の集約化を図ることによる財政的なメリットは大きいものと述べられております。

なお、本計画に記載はございませんが、課題といたしましては、ごみの収集後の運搬距離が増加することや、運搬車両がより多く出入りすることに関する地域の合意形成などが想定されます。

以上でございます。

戸田議員 広域化・集約化は、廃棄物の収集・運搬から処分までのトータルシステムとしての効率性、安定性の構築が必要で、具体的な協議を進めるにはコストの削減や収集・運搬の効率などについて十分に検討を行い、住民に十分な説明を行わなければなりません。住民に密着したサービスだからです。島本町は、既存のごみ処理施設を有効活用し、多額の経費をかけて長寿命化・延命化に努力していますが、老朽化が進むに連れて、今後、さらなる補修費が必要になるのは明白です。

5)点目です。「広域化・集約化の推進のための取り組み」として、同計画は、市町村が取り組むべきとする事項を3点述べています。それぞれ、ご説明ください。また、大阪府が取り組むべきこととしている市町村への情報提供・助言・調整等についても、詳細説明をお願いいたします。

都市創造部長 次に、「大阪府ごみ処理広域化計画」に記載されている「広域化・集約化の推進のための取り組みについて」でございます。

まず、市町村が取り組むべき事項といたしまして、「ごみ処理量減少への対応、災害対策等の強化、老朽化するごみ焼却施設の更新等、処理施設の整備に係る課題に対し、積極的に検討・対応を行うこと」「自らの市町村等における検討に加えて、近隣市町村等のごみ処理の状況や処理施設の整備予定の把握に努め、処理施設の整備計画の検討にあたっては、広域化・集約化について近隣市町村等や、必要に応じて大阪府とも十分な調整・協議を行うこと」「必要に応じて、処理施設の整備計画を反映して『一般廃棄物処理基本計画』の策定・改定を行うこと」の、3点が述べられております。また、大阪府が取り組むべき事項といたしましては、「市町村等への情報提供・助言・調整等」「大阪府ごみ処理広域化計画の進行管理」「国等への要望・調整等」の、3点が述べられております。

以上でございます。

戸田議員 本町のごみ焼却場は、稼働年数が25年以上になる施設として、同計画にリストアップされています。仮に単独で処理施設整備を計画する場合、はたしてどのような施

設整備が必要で、どれくらいの事業費が必要なのかを具体的に検討し、島本町として責任を持って必要経費を試算すること、そのうえで、近隣市町村等のごみ処理の状況の把握に努め、府の技術的支援を得て、事務レベルの調整・協議を行う必要があると私は考えています。

質問します。島本町の処理単価からして、広域化・集約化は大きなコスト削減になります。広域化が実現すれば、本来ならば担うべき新たな施設整備の費用について負担する必要もなくなります。これらの削減効果は決して島本町だけが享受するものではなく、連携先の自治体と応分に分かち合うべきものであると私は考えます。よって、まずは島本町として、新たな施設の更新、それに至るまでの長寿命化費用について、今後、どれだけの予算が必要になるのか。「中長期的な概算費用」を推計して、その実態把握から始めていただきたいと思います。いかがでしょう。

都市創造部長 「中長期的な経費の推計について」でございます。

議員ご指摘のとおり、広域化の検討にあたって中長期的な視点に立ったうえで、コスト比較のための試算を行うことは必要不可欠なものであると認識いたしております。町といたしましては、今後の検討において、現施設の更新等も含めた経費の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 広域化・集約化については、具体性を持って検討したいという島本町側の姿勢が求められていると私は考えます。執行部にも、議会にも言えることです。ごみ処理は島本町側の課題、責任が島本町にあります。

一方、今年3月29日の環境省通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」では、「人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましい。」となっていると、府は、これを広域化計画において引用されています。国の通知、府の計画などにに基づき、責任ある態度で自らの課題に取り組んでいかなければなりません。

質問します。現在、策定中の「島本町一般廃棄物処理基本計画」には、この課題につき、どのように記載される予定ですか。

都市創造部長 「一般廃棄物処理基本計画」について、でございます。

今年度進めております「一般廃棄物処理基本計画」の策定につきましては、前回の改定から5年が経過していることから、見直しを行っているところでございます。進捗状況といたしましては、現在、素案を取りまとめているところであり、令和2年1月からパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえ、3月に策定予定といたしております。また、本計画でのごみ処理施設の広域化に関する記載につきましては、現在、取りまとめ中であり、詳細には確定しておりませんが、「広域化を目指しつつ、広域化の目途が立

つまでは、精密機能検査の結果を踏まえ、現施設の長寿命化を図る」旨を記載する方向で検討いたしております。

以上でございます。

戸田議員 最後に問います。6)点目です。

「大阪府ごみ処理広域化計画」の基本方針に基づき、広域化・集約化への検討が円滑に行えるよう、府に助言と協力を具体的に求めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。見解を問います。

都市創造部長 次に、「大阪府への協力依頼について」でございます。

先ほどもご答弁いたしましたとおり、「大阪府ごみ処理広域化計画」では、大阪府が取り組むべき事項といたしまして「市町村等への情報提供・助言・調整等」が述べられております。しかしながら、一般廃棄物の処理施設の整備の主体は市町村等であることを基本とされておりますことから、市町村間での協議を進める中で、必要に応じて相手自治体とも協議のうえ助言等を求めていくことになるものと認識しており、本町といたしましても、引き続きごみ処理の広域連携に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 大阪府におけるごみ処理広域化のきっかけは、環境問題でした。平成11年3月の旧計画は、主にごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を目的に策定されたものでした。その後、ごみ処理の広域化を取り巻く状況は大きく変化し、地球温暖化対策や災害対策の強化が、これまで以上に重要な課題となっております。

また、すでに人口減少社会に突入していること、ごみの排出抑制、再生利用の推進などから、ごみは確実に減る傾向にあり、基礎自治体が個別に焼却施設を持つことは、ますます困難になっていきます。だからこそ、これらの社会情勢の変化に適切に対応するため、国も府も、ごみ処理の広域化推進、安定的で効率的な廃棄物処理体制の構築の必要性を述べているのです。島本町にとっては重要課題となっております。この点、小田副町長にもぜひご尽力いただきたいなと私は思っております。

新たな「大阪府ごみ処理広域化計画」の基本方針に基づき、島本町が適切かつ効率的なごみ処理体制の構築に向けての一步を踏み出せることを期待して、この質問を終わります。

Ⅱ点目です。「『第二期子ども・子育て支援事業計画』策定に向けて～幼児教育・保育の指導主事の配置～」。

昨年12月定例会議、「島本町職員定数条例の一部改正」の審議において、保育士・幼稚園教諭の教育委員会事務局への配置について質疑いたしました。引き続き、これについて質問します。

1)去る11月20日、子ども・子育て会議において、ある委員より、保育士が抱える悩

みを受け止める機関・窓口の必要性についての発言がありました。どのようなことについて、どういった意見が述べられ、それに対して子育て支援課としてどのような説明をされましたでしょうか。

教育こども部長 続きまして、「子ども・子育て支援」について、ご答弁申し上げます。

まず、令和元年度第3回子ども子育て会議において、「保育士が抱える悩みを受け止める機関・窓口の必要性について、どのようなことについて、どういった意見が述べられ、それに対して子育て支援課としてどのような説明をしたか」についてでございます。

同会議におきましては、委員から、保育士が抱える保護者との悩みや人間関係の悩みについて、公立・私立を問わず解決してくれる場やシステム、相談する窓口の必要性について、ご意見をいただきました。その際の説明といたしましては、現在、元保育所長を再任用職員として採用することで、後進の指導や相談、悩み等に対応しているところであり、引き続き取り組んでまいりたいと考えていること、また民間保育園の保育士に対する公的なケアにつきましては検討させていただきたい旨、お答えしたところでございます。

以上でございます。

戸田議員 ぜひ、検討いただきたいと思えます。

2)保育士の確保と配置に苦慮されていることは理解しますが、そうであるからこそ、貴重な人材が活かされるよう人事交流が必要ではないでしょうか。幼児教育アドバイザー育成研修の受講によって、人材育成に努めてこられたと認識しています。ぜひ、これを活かしていただきたいと思えますが、いかがですか。

教育こども部長 次に、「貴重な人材が活かされるよう人事交流が必要ではないか。幼児教育アドバイザー育成研修の受講による人材育成を活かしていくこと」についてでございます。

幼児教育アドバイザー育成につきましては、令和元年度に1名、令和2年度に2名が認定を受ける見込みとなっており、令和2年度以降、認定者が園内研修での講師を務めるとともに、職員に対する指導・助言を行うなど、幼稚園、保育所における人材育成に活用してまいりたいと考えているところでございます。

議員ご指摘の人事交流につきましては、平成26年度の機構改革において教育委員会に幼稚園と保育所を一元的に所管することとして以来、幼児教育・支援教育研究会を立ちあげ、現場レベルで互いのメソッドを共有するなど保育技術等の向上に取り組んでいる中、幼稚園と保育所の施設間の人事異動については行ってきたところであり、教育委員会事務局への配置は、引き続き検討してまいりたいと考えております。

戸田議員 3)点目、山崎保育園のみが民営であった時代とは状況が異なっています。第二幼稚園の廃園と就労支援型預かり保育の充実により、第一幼稚園の現場も激変しています。島本町の幼児教育・保育を総合的な視点で考えるため、指導主事の配置は不可欠で

あり、喫緊の課題と言えるではありませんか。

4)点目、子どもの貧困、幼児虐待などが社会問題になっている昨今、福祉的な視座から幼児教育・保育を考える必要性が高まっています。機構改革により、保育・教育を子育て支援として一本化した島本町として、保育の現場を知る保育士の配置が教育委員会事務局に欠かせないと考えますが、見解をお示してください。

教育こども部長 次に、「島本町の幼児教育・保育を総合的な視点で考えるために指導主事の配置は不可欠であり、喫緊の課題と言えるのではないか」について、でございます。

幼児教育・保育にかかる幼稚園教諭や保育士を指導主事として配置し、職員に対する指導・助言を担うことは、現場職員が組織運営やマネジメントなどより広い視野を持って事業にあたることができること、現場に精通した者が計画策定などに従事することでより実効性を担保できること、またより広範な観点で人材育成と保育の質の向上に努め、中長期的視点で子ども・子育て支援に従事できる管理職を育成できることなど、様々な効果が見込まれるところでございます。

従いまして、本町における人材育成や、幼稚園や保育所における各種課題への対応などの面で、考えられる方策の一つと認識をしておるところでございます。しかしながら、幼稚園及び保育所の運営に必要とする職員数の状況や、保育人材の確保が困難な状況を踏まえますと、現時点で直ちにこれを行うことは困難であると考えております。

次に、「保育の現場を知る保育士の配置が教育委員会には欠かせない」について、でございます。

幼児教育や保育現場を知る幼稚園教諭や保育士を教育委員会事務局に配置することにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、人材育成や各種課題への対応などの面で考えられる方策の一つと認識をいたしておりますが、幼稚園及び保育所の運営に必要とする職員数の状況を踏まえたうえで、引き続き検討していく必要があるものと考えております。

戸田議員 5)点目です。支援教育の分野においても、幼児教育・保育と小学校の連携が重要な課題になっていると認識しています。まず、「就学前相談における現状と課題」をお示してください。就学前相談数が増加する中、小学校指導主事が担当している相談事業を、幼児教育・保育指導主事とともに連携して行うことの意義は大きいと考えています。この点から、いかがでしょうか。

教育こども部長 次に、「就学前相談における現状と課題について」でございます。

就学前相談につきましては、現在、教育推進課担当参事が年間約60件の相談を受けており、ケースごとに各就学先の学校や関係機関と連携して調整を進め、幼稚園や保育所における児童の様子を参観に行くなど、多岐にわたる業務を行っているところでございます。

今後、本町の支援教育を推進していくためには、個別のニーズに対応することとあわ

せて全体の教育・保育の在り方を見直すとともに、幼児教育と小学校教育を円滑に接続していくために、これまで以上に幼稚園及び保育所と緊密に連携して取り組める体制整備が必要であると考えております。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、その体制整備を検討していくうえで、幼稚園及び保育所の運営に必要とする職員数の状況を踏まえる必要があるものと考えますが、現時点で直ちに配置することは困難であると考えております。

以上でございます。

戸田議員 いただいたご答弁からわかるように、幼児教育における指導主事の導入効果は極めて高く、不可欠であると私は考えます。時期を見て、速やかに実現していただくことを求めています。

Ⅲ点目の質問です。「庁舎新築、耐震化課題」について問う。

平成20年2月、公共施設耐震検討委員会での議論を経て策定された「島本町公共施設耐震化基本計画」によると、役場庁舎は災害対策の指揮命令中枢機能施設として、優先度Aとなっています。10年前から予定されていたものであり、これ以上先送りすることは考えられない重要課題と認識しています。

庁舎新築の基本設計、実施設計につき、今後、どのように検討を進めていくのか、説明を求めます。町長の施政方針とともに来年度の当初予算に計上されるべきものと考えておりますが、見解をお示しください。

総務部長 それでは、「庁舎新築、耐震化課題」について、ご答弁申し上げます。

役場庁舎の耐震化につきましては、平成20年2月策定の「島本町公共施設耐震化基本計画」におきまして優先度Aとされているものの、学校耐震化にかかる補助金の嵩上げ期間等を考慮して、小・中学校等、子どもたちの施設の耐震化を優先して取り組んできたという経緯があり、平成29年度以降、改めて役場庁舎耐震化の検討を進めてまいりました。

その後、財政状況の変化を受け、役場庁舎の耐震化を目的とした庁舎の建て替えにつきましては、本年9月定例会議において「財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、新庁舎建設に向けた設計業務にかかる予算の提出を先送りすることもやむなし」との判断をお示しさせていただいたところです。

しかしながら、当該議会の審議において様々なご意見を賜ったことを踏まえまして、事業内容を精査し、財源確保に注力することにより、何らかの形で庁舎整備を実現できないかについて、令和2年度当初予算編成を一つのリミットとして検討する、との考えをお示しいたしました。現在、当初予算案の内容の精査とあわせて、実施可能な新庁舎建設の方法について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 数年以内に財政収支のバランスが改善し、財政収支の平準化が可能な状況にな

る兆しは期待できないと思えます。また、その先の財政状況も不透明、先送りしたからといって解決する問題ではありません。3点、再質問します。

内部での検討につき、誰が、どこで、どんなふうに見直しをするのか。意思決定のプロセスが定かではありません。「何らかの形」がどんなものなのかは全く見えてこない。実現可能な新庁舎建設の方法として、床面積の縮小を含む事業規模の見直しや、現在の財政規模に見合った工事のあり方等を考えておられるのでしょうか、1点目。2点目、基本計画の財産事業費約34.2億円で、コンストラクションマネジメント、いわゆるCM事業費9千万円が含まれていますが、コンストラクションマネージャーにゆだねて事業内容の見直しをしたら、それは筋が違ふと思えます。CMの導入、活用について説明を求めます。3点目、現在、島本町庁舎整備検討委員会は機能していますか。

ご答弁をお願いいたします。

総務部長 まず、1点目でございますが、「現在、行っている検討について」でございますが、基本的には「新庁舎建設基本計画」の理念等に基づきまして、ご指摘の床面積や事業費の縮小などについて検討を行っているところでございます。

次に2点目でございますが、「コンストラクションマネジメント」につきましては、本町の技術職員の人員等に課題があることから導入することが望ましいと考え、基本計画にお示ししたもので、本町が策定した建設計画の内容に基づき、本町の側に立って発注・設計・施工の各段階において各種のマネジメントを行っていただくことが、その業務であると認識をいたしております。従いまして、事業内容の見直しにおいて、コンストラクションマネジメントを活用することは考えておりません。

次に3点目でございますが、庁舎整備検討委員会の所掌事務につきましては、庁舎の整備方針及び整備計画に関する事、基本計画「新庁舎建設基本計画」に関する事などでございます。「新庁舎建設基本計画」が策定された時点から検討会議は開催しておりませんが、今後、事務の進捗状況に応じて会議を開催していきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 そもそも府内、近畿圏で庁舎の建設にCM、コンストラクションマネジメントを導入しておられるところがどれほどあるのでしょうか。どこに依頼するおつもりなのか。コンストラクションマネージャーを間に挟んで、例えば一足飛びに概算事業費が抜本的に見直されるとしたら――それはないとおっしゃったと思えますけれども、それはおかしいと思えます。コンストラクションマネージャーは責任が問われないと、一般的に言われています。

私は、「基本計画」の見直しが必要と考えています。この「基本計画」の改訂版をお示ししていただく必要があります。それなくして、その是非を議会は審議できません。ワークショップやパブコメは何だったのかということにもなる。「基本計画」の見直しの必要につき、認識を問います。ご答弁をお願いいたします。

総務部長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、現在、検討の最中でございますので、「基本計画」の見直しについては明確に答弁できる段階にありませんが、実施可能な新庁舎建設案がまとまりましたら、その内容に応じて、「基本計画」の見直しについて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

戸田議員 再度委託して、改訂版を作られるべきだと私は思いますよ。6月公表の「島本町新庁舎建設基本計画」と異なる事業規模で、基本設計・実施設計を進めていくのであれば、修正の過程での意思決定の透明性が必須なんです。数十億円の使い道として、今も未来も住民に説明責任が果たせないようでは困ります。お金がないから縮小した、どんなふうにも、その意思決定の過程が明らかではない。それは非常にまずい。新たな改訂版「基本計画」において、縮小の規模や手法をお示しいただくことなく事業の是非を判断することはできないと思います。再度のご答弁をいただきます。

総務部長 「基本計画」の改訂版の作成についてということでございますが、先ほどご答弁した内容と重複いたしますけれども、現在、検討の最中です。ですから、まだ、どういう形に事業計画案がまとまるか否か、それについてもまだわからない状況でございますので、「基本計画」の見直しについては、その案、新しい案の内容に応じて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

戸田議員 意思決定の過程が明確であること、そして議会が、今後出てくる基本設計・実施設計の妥当性を審議できるための基礎資料をきっちりとお示しいただかなければならないと申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

村上議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午前11時58分～午後1時00分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員(質問者席へ) 日本共産党・河野恵子です。一般質問を行います。

本日、まず初めに、通告ではありませんが、この島本町議会議場に手話通訳が派遣されています。聴力に障がいを持つ方の傍聴ということで、「障害者自立支援法」制定の折りの条例関連質疑の際以来、10数年ぶりということになります。身が引き締まる思いですが、予定どおり一般質問を進めさせていただきます。

1点目です。「手話通訳派遣・補聴器使用環境の改善」について。

2016年、平成で言えば28年3月3日、「手話言語法」を求める意見書・請願が、すべての都道府県と市区町村の議会で採択されました。島本町議会も、当時、島本町聴力

障害者協会の申し入れを受けて、全議員が懇談をし、当事者の要請に応えた形で、2014年6月に同意見書を全会一致で採択をしております。

この意見書の冒頭では、「手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきた」と示されています。この認識を後退させることなく、島本町において個人の尊厳・多様性を発展させるため、質問するものです。

①点目です。島本町役場では、「手話通訳配置及び養成研修についての検討状況」について、お伺いします。通訳者不足のために筆談で済ませる場面が起こっていないか、答弁を求めます。

健康福祉部長 それでは、河野議員からの一般質問のうち、「手話通訳配置及び養成研修の実施、筆談の状況」について、ご答弁申し上げます。

手話通訳者の配置につきましては、本年9月末までは、平日の午前9時から午後4時45分まで、臨時的任用職員として手話通訳者1名を配置し、窓口に来庁された聴覚障害者の方々に手話通訳を行うとともに、他部署への来庁者につきましても、必要に応じ対応しておりました。しかしながら、手話通訳者ご本人の都合により、9月末の任用期間の満了をもって任用の更新を希望されず、10月につきましては手話通訳者が配置できていない状況がございました。

この間、学校行事等での手話通訳の派遣依頼があった際には、意思疎通支援者派遣事業の委託契約に基づき、公益社団法人大阪聴力障害者協会から手話通訳者を派遣いただき、対応いたしました。また来庁された聴覚障害者の方々に対し、手話の知識や技術を有する職員が対応した場面もございましたが、日時によっては筆談により対応した事例がございます。

11月以降につきましては、週3日勤務の手話通訳者を新たに配置しておりますが、残り2日間につきましては、引き続き、ハローワーク等を通じ募集しているところでございます。

次に、「手話通訳養成研修の状況」につきましては、本町では、島本町社会福祉協議会のボランティアセンターにおきまして、「手話ボランティア養成講座」を毎年開催しており、平成30年度につきましては、年に2回、「手話ボランティア養成講座【初級編】」を開催し、上半期に2人、下半期に3人の、計5の方が講座を修了しておられます。

しかしながら、本町で実施しております「手話ボランティア養成講座」につきましては、1回あたり2時間、全6回の講座であり、国が示しております手話奉仕員養成のカリキュラムに沿った講座ではございません。実地で手話通訳を行うためには、手話サークルグループや障害者施設などで手話の技術を習得する、都道府県認定の手話通訳者または手話通訳技能認定試験を受験する、厚生労働省認定の公的資格である手話通訳士の

資格を取得するといった方法で、知識や技術を習得されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

河野議員 過日、11月24日に行われました「人権のつどい」でも、手話通訳は講演の部分は1人の通訳で行っておられました。本来、通訳者の健康保持の観点から複数配置、交代で行うべきところだったと考えます。通訳の人材養成や不足の課題があったのではないのでしょうか。

次期「障害者計画」には、初級や中級の養成研修会の開催を位置づけるとともに、町内で手話を勉強する住民が、せめて大阪府の講習受講支援や、登録試験を受けるための直前講座の開催などからでも、支援を実施するべきではないかと考えます。いかがでしょうか。見解を求めます。

健康福祉部長 続きまして、「手話通訳の養成等について」でございます。

まず、本年11月24日に開催されました「人権のつどい」における手話通訳者の配置につきましては、事業の主催課であります人権文化センターから、島本町社会福祉協議会を通じ、ボランティアとして手話通訳者が派遣されたものでございます。当日は、事前の調整により4人の手話通訳者が配置されておりましたが、講演の部分につきましては、習得されている技術の関係で、お一人の方がすべての手話通訳を行われたと聞き及んでおります。

次に、「次期計画での手話通訳の人材育成等の記載について」でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、本町におきましては、年に2回、「手話ボランティア養成講座【初級編】」を開催しておりますが、実地で手話通訳を行うためには、手話サークルグループや障害者施設などで手話の技術を習得されているものと聞き及んでおります。また、近隣の高槻市におかれましては、市独自の手話通訳者登録制度の新規登録をされていないものと聞き及んでおり、中級以上のスキルアップを目指す方は、大阪府での手話通訳者登録または手話通訳士の資格取得に向け、鋭意努力されているものと認識いたしております。

こういったことも踏まえ、次期計画への記載につきましては、国、他自治体の動向を注視しながら、養成研修のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 重ねての質問にはなりますが、先ほどの講演会、約1時間ほどあったと思いますが、手話通訳者の派遣実態や健康調査などを踏まえて、講演等の手話通訳の交代時間などがすでに基本として示されていたと思いますが、いかがですか。

健康福祉部長 手話通訳の活動時間等につきましては、ご答弁申し上げます。

手話通訳につきましては、長時間になりますと身体的・精神的疲労が蓄積し、頸肩腕障害が発生するリスクがあると言われております。手話通訳者を派遣する団体によりますと、通常、1名の手話通訳者が連続して通訳を行うことができる時間は15分から20

分と言われており、日本語と手話という二つの言語を翻訳しつつ、手話の表出や発声を行うため、長時間になると精度が落ち、手話通訳者にも負担がかかることとなります。このため、通訳の質の確保と、手話通訳者の健康を守る観点から、30分を超える手話通訳につきましては、複数の手話通訳者での対応が理想とされているところでございます。

以上でございます。

河野議員 奇しくも昨日の、これは京都新聞の26ページですけれども、日本の手話発祥の地とされる京都市でも、手話を言語として定めた「手話言語条例」が施行されているが、手話を学ぶ人の裾野は広がる一方、聴覚障がい者の生活を支える手話通訳者は高齢化で、慢性的な人手不足が続くと聞いております。

本日の議場の手話通訳の方にお聞きしますと、15分ごとに交代をされているということでは、適切な配置ということでは安堵しております。その点も含めて、島本町内でも粘り強く手話の研さんをされ、学習を続け、そして聴覚障がい者の生活に関わりながら取り組んでおられる方が少なくありません。

近年ではテレビ講座などが始まり、自宅で独学をされている方もおられます。高槻市では、委託事業とはなっておられるそうですが、すでに新しい手話の普及活動やステップアップの講習会などが開催されています。さらに、高槻市の広報の今月12月号を拝見しますと、「高槻市手話言語条例」制定について、いよいよパブリックコメントを始められると聞いております。それも、やはり手話ということですので、紙媒体の文書だけではなく、ビデオで概要を手話で表現して説明責任に努めるということまで取り組んでおられると聞いております。

国の法制化待ちではなく、ぜひ当事者である聴覚障がい者ご本人、そして手話サークルの方々、例えば本日の手話通訳に立っておられる専門家の方々の実態などをさらに聞き取りをしていただき、意見交換をしながら、計画策定具体化へと進めていただきたいと思います。答弁を求めます。

健康福祉部長 ただいまの河野議員の再質問につきまして、ご答弁申し上げます。

現在、島本町におきましては、島本町社会福祉協議会におきましてボランティアセンターを設置しております。そこの登録されている手話のボランティアグループの方々等、幅広い意見を把握いたしまして、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 このテーマに関しましては、まだまだ思いは高じるところではありますが、残る大きな3題を控えております。次の質問に移らせていただきます。順番においては、1、3、2、4の順にやらせていただきます。ご理解ください。

3点目、①2019年12月1日現在、支援教育を受ける児童も含めると、46人を超える学級・授業があると聞いております。その実情を伺います。

教育こども部長 「町立小・中学校における少人数学級について」でございます。

まず、「46人を超える学級の実情について」でございます。

本町の学級編制につきましては、支援学級在籍児童を除いて、小学校1・2年生は35人学級、3年生からは40人学級で行っております。しかしながら、令和元年12月1日現在、第二小学校の3年生につきましては、支援学級在籍児童を含めると、1クラス40人を超える状況となっております。

なお、支援学級在籍児童を含め40人を超える学級につきましては、教室スペースの過密化により児童に精神的なストレスがかかることに加え、児童数の増加により、担任が児童一人ひとりに目が行き届きにくくなる状態にあると認識をいたしております。

以上でございます。

河野議員 私、ちょっと緊張しておりますが、今、教育委員会、3、2とまいります、通告をしておりますので、2が終わった段階で補聴器の件について質問させていただきたいと思っております。議長においてはお認めいただきますように、よろしく願いいたします。

続けます、3番目ですね。続きまして、今、お聞きしたら、2019年度予算において40人を超える学級や学年について、今年度においては小学校6年生と聞いておりますが、島本町独自の緊急措置を講じたことは評価。町村長会を通じ、積年の国・府への要望等に対し、その回答や措置状況における「次年度の町財政上に効果」は見込まれるとお考えでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長 次に、「町独自の制度における少人数学級編制措置の国・府への要望に対する財政上の効果について」でございます。

議員ご指摘のとおり、令和元年度より、第二小学校の6年生は、本町独自の取り組みとして町単費で補助教員を任用し、府費負担教職員の担任外教員1名を担任に配置し、少人数学級編成を実現いたしました。また、あわせて本年度も町村長会を通じて府に対し、35人学級の早期実現及び支援学級在籍児童を含めた人数を基礎とした編成とするよう、国に働きかける旨要望しているところでございます。

なお、令和2年度からは、小学校3年生以上の学年につきましては、一定条件を満たせば配当された加配教員を活用し、35人学級編制とすることが可能となりました。しかしながら、これによって新たに教員が配置されるのではなく、既存加配の活用項目が増えたに過ぎないため、新たな財政上の効果はないものと認識をいたしております。従って、今後も引き続き国・府に対し、35人学級の早期実現及び支援学級在籍児童を含めた人数を基礎とした編成とすることについて、要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 今の、回答ということでお聞きしましたけれども、改めて確認をしたいと思っておりますが、町村長会から、かつてから要望を大阪府に出されている。その要望に対する回答について、改めてここでご紹介ください。

教育こども部長 町村会を通じて大阪府の予算に対する要望ということで、これはここ数

年来あげさせていただいているものでございます。今年度、令和2年度に向けての要望もあげておりますが、これについてはまだ回答いただいておりますので、あくまでも昨年度、大阪府のほうから各町村に向けての回答があったものをご紹介しますと、先ほども申しましたように、35人学級の編制早期実現を国に強く働きかけることということで町村会を通じて要望いたしましたところ、大阪府の担当部署からは、35人を基準とした少人数学級編制を小学校1～2年生については実施してきたと。そして国に対しては、地域の実情に応じて教育ニーズに対応できる定数措置が可能となるよう要望を行っておると。通常の学級において、支援学級在籍児童生徒の交流及び共同学習が一層推進されるよう指導充実に必要な財源措置について、引き続き国に強く要望していくということで、ご回答いただいております。

以上でございます。

河野議員 島本町議会においても、かつて少人数学級の体制の維持ということで、全会一致で意見書をあげた経緯がございます。たぶん、2008年度以降の大阪府のPT案において、この小学校1～2年生の少人数学級すらゼロベースでという話が持ち上がった際に、それはやめて欲しい、現状維持をとということで、意見書を大阪府宛てにあげていた記憶が、認識しております。

国際連合に対して、子どもの権利委員会に対し、国が調査報告書を出し、それに対して国連が最終所見を示したと聞いております。今年の4月の16日、17日に示されたと聞いておりますが、多くの勧告をもらっていると聞いておりますが、その中でもストレスの多い学校環境——過度に競争的なシステムを含む——から子どもを解放するための措置を強化する。この点がさらに、再度示されたというふうに聞いております。

すでに、都道府県レベルで言いますと、広島県、熊本県、大阪府以外は何らかの形でこれらの少人数学級において措置が取られているものと聞いております。残るところ、もうあと1～2県しかないという中で、大阪府にもさらに是正や、国の制度改正を待たずに何らかの配慮、予算措置を求めるものですが、その点について、私としましては先日、町長への予算要望書という形で出させていただきました。内容としては、小・中学校教職員配置について、国・府に定数改善、増員を求め、35人以下学級を実現させること。支援学級の児童生徒を外数と見なすことにより、通常学級で授業を受ける際には50人近い学級・授業が発生している学年・学校がある。2019年度で6年生の担任教職員配置に取られた町単独の予算措置は貴重な取り組みであり——ここまでは今、申し上げました——今後、来年度に向けては、小・中学校全学年でも同様の状態が起こった際に適用していただきたいということを求めております。もちろん、財政に大きな負担が来ることは思っております。

来年度以降、日本政府において、この国連の勧告を受けて早晩是正がされ、予算措置が講じられることを強く願いながら、この点を強く町にも求めて、この点の質問を終わ

らせていただきます。

もともとの2番目に移ります。「小・中学校施設・体育館の猛暑対策、要援護・障害児者対応」を伺います。

例年の猛暑、児童生徒・教職員の健康保持の観点から、小・中学校体育館の室温測定について、実情を伺います。

教育こども部長 それでは、「小中学校体育館の室温測定について」でございます。

近年、夏場の気温が35℃以上を記録する日が増加傾向にあり、熱中症等の発生が危惧されたことから、これまでの設置型の簡易版から、持ち運び可能な暑さ指数計を配備をいたしております。その暑さ指数計では、気温・湿度・暑さ指数を計測でき、各学校において、4月から10月の期間の計測を行っております。

なお、計測場所につきましては、屋内と屋外の2カ所としており、小学校では概ね校舎内とグラウンドにて計測、中学校では夏季休業中の部活動もあることから、グラウンドと体育館にて計測を行っております。

今夏の測定結果としましては、中学校体育館において7月の最高室温は、第一中学校で37.6℃、第二中学校で35.2℃、8月の最高室温は第一中学校で39.7℃、第二中学校で36.7℃となっております。ただし、気温が低くても湿度の高い日もあり、湿度の高い場合も熱中症の危険性があり、一概に室温だけでは判断せず、暑さ指数(WBGT)とセットで計測したうえで、暑さ指数31℃以上であれば、一旦活動を中断し、児童生徒の健康観察を行い、適宜水分補給を行うとともに、状況に応じて活動場所や活動内容の変更や中止も含め、対処してきたところでございます。

以上でございます。

河野議員 次に「エアコン設置」、昨年度来の国の補正予算などを活かして設置を急ぐべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 次に、「体育館へのエアコンの設置」でございます。

体育館へのエアコンの設置につきましては、近隣では箕面市が積極的に取り組みを進められているところでございまして、本町といたしましても、本年11月に危機管理担当部署とともに同市へ視察に行ったところでございます。箕面市におかれては、平成29年度に緊急防災・減災事業債を活用して、小・中学校20校について、総事業費約8億円を要して整備されたと聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、現在、予定していた新庁舎建設の時期について延期を表明した今後の財政状況を踏まえると、慎重に検討していく必要があるものと考えますことから、引き続き、財政、政策担当部署とも情報を共有し、町全体の施策の中で今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 本来屋内運動場、体育館というものは、中学校・小学校の皆さんの教育の場と

いうことでもありますが、いざ災害となれば避難所ともなります。その点において、避難所としての設備改善も含めた質問として、今回、取り上げさせていただいております。

続きまして、この避難所ということについて三つ目の質問に移りますが、避難所の情報提供について。

避難所で生活を体験された住民の声を受け、テレビ等の配置を2014年9月3日、日本共産党議員の一般質問で求めております。当時、総務部長の答弁では、情報提供の充実を検討されるとされていますが、テレビについては購入済みと聞いております。避難所での使用状況について、伺います。

総務部長 続きまして、「避難所におけるテレビの使用状況について」でございます。

避難所で使用するテレビにつきましては、平成27年度に小・中学校の体育館に設置することを想定して、32インチのものを6台購入しております。ふれあいセンターにつきましては、主に避難所として使用しております年長者座敷に隣接する休憩コーナーに設置されたテレビを活用しております。

各小・中学校の避難所につきましては、精密機器でございますので各学校の防災備蓄倉庫では保管せず、役場庁舎で保管し、避難所開設時に室内アンテナと組み合わせ使用することを想定して、各避難所での放送受信確認を行ったところでございます。各小・中学校の避難所でのテレビの使用状況につきましては、現在まで避難所開設時での使用はございませんが、避難生活の期間等を勘案し、設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 あちこちの防災訓練など、私も勉強のために行かせてもらいますが、今、やはりスマートフォンやSNSなどの情報収集が非常にしんどい高齢者、災害情報弱者とも言える、そういう人たちにとっては、こういったテレビの配備というものが場所においては必要と思われまして、その点については、ご答弁のとおり、今後の活用を求めておきます。

続いて、この避難所防災に関わる質問です。電気などを使用する車椅子、酸素吸入を使用する生徒の災害対応と、発電機などの災害備蓄品の対応について、答弁を求めます。

総務部長 続きまして、「災害時における電動車椅子などの電気の確保について」でございます。

町では、現在、停電時の避難所及び災害対策本部で使用することを基本とした発電機を15台備蓄しております。ご質問の電動車いすや酸素吸入器等への給電につきましては、避難所において可能と考えておりますが、災害の規模等によりましては、すべての避難者の需要をまかなえるとは限らないため、各家庭において、それぞれの医療器具に合った蓄電池や発電機の備えをしていただくことが重要であると考えております。

なお、町では「障害者総合支援法」に基づく障害者等日常生活用具給付事業といたしまして、在宅で人工呼吸器を装着されている方に対し人工呼吸器用自家発電機または外

部バッテリーを給付することにより、停電等に備えた支援を行っているところでございます。

以上でございます。

河野議員 このことについては再質問はいたしません、やはり重度の障がい児者、あるいは要介護の方々の災害時の要支援の方についての24時間・365日の聞き取りや個別計画策定の中で、当然ながら浮かび上がってくる課題だと思います。引き続き検討や、そういった配備、機材があるということですね。先ほどのテレビも含めて、職員への周知や必要とされる方への情報提供などにも工夫を重ねていただきますよう求めて、この2番目の質問を終わります。

そこで、先ほど失礼いたしました。1点目で③がございまして、「補聴器使用者の環境の改善について」ということで、磁気ループの配備について、ご質問をさせていただいております。

補聴器使用の住民への環境整備、社会参加の促進の観点から伺います。かねてから、既存の公共施設でも使用可能な「磁気ループ等の配備」を求めてまいりました。他団体の例など調査・検討、その経過について答弁を求めます。

総務部長 それでは、「磁気ループ等の配備」について、ご答弁申し上げます。

磁気ループとは難聴者の聞こえを支援する設備であり、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで音声磁場を作るものでございます。公共施設における磁気ループ等の配備につきまして、他団体の事例など詳細な調査等は行っておりませんが、施設内における貸出備品として配備されるケースなどが見受けられることは認識をいたしております。今後につきましては、財政状況を鑑み、費用対効果や、事業としての優先順位等を考慮したうえで対応していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

河野議員 これについては、自分で購入する、あるいはリースでまかなう。公共においてどうするのかということは、様々な手法があると思いますが、これからの高齢化社会、圧倒的に必要になってくる設備とは思いますが、ご検討を引き続き求めます。

最後に、4点目に移ります。「役場庁舎耐震化の財源確保・経常収支改善」について、伺います。

山田町長による「普通会計収支見通し」、財政状況を踏まえて役場庁舎耐震化を先送りを検討。この表明を受け、近年、福祉・教育分野に住民負担増や施設廃止が集中していることから、財政課題については、今後、情報公開・説明責任を徹底し、住民参加の論議をすべきだと考えます。庁議や、各部局長の予算編成のチェック体制や連携、責任ある論議、「収支見通し」全般の疑問点とあわせ、質問いたします。

①点目です。一般会計の繰入・資本費平準化債と、公共下水道使用料値上げとの関係など、「水道事業ビジョン」アンケートに使用料、企業汲み上げ適正化、企業団受水費

用や断水の状況、国・府の設備改善にかかる歳入実態なども情報提供し、公営企業審議会の設置も見通した住民参加のビジョン策定委員会を、上下水道部に求めております。見解を伺います。

上下水道部長 「水道事業ビジョン策定」についてのお尋ねでございます。

厚生労働省より平成25年3月に、来るべき時代に求められる課題に挑戦するため、「安全」「強靱」「持続」を水道の理想像とした「新水道ビジョン」が公表されております。その「新水道ビジョン」では、水道の給水対象としてきた「地域」とその需要者との間において築きあげてきた「信頼」の概念を重要視し、関係者が共有する基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、関係者それぞれが取り組みに挑戦することとされております。

本町におきましても、今後、水道施設の更新需要が増大する中で、給水人口や料金収入の減少が想定されるなど、非常に厳しい事業環境の変化が予想されます。このような水道事業を取り巻く環境の変化や今後の水道事業の課題に対応するため、本年度から2ヵ年をかけて、「島本町水道事業ビジョン」を策定することとしております。

今回の「水道事業ビジョン」の策定にあたりましては、策定のための基礎資料として役立てるため、一般用途（大沢地区特設水道を除く口径20ミリ以下）で水道をお使いの皆さまの中から無作為に抽出した2,000人を対象に「水道」についてのアンケート調査を実施するとともに、パブリックコメントを実施し、住民の皆様などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させていただきたいと考えております。

なお、アンケート調査の主な質問内容としましては、「水道水の安全性とおいしさ」「水道水の利用状況」「水道料金」「お客様サービス」「今後の水道事業の経営と災害対策」「自由回答」などで、アンケート調査の集計結果等につきましても、町ホームページなどにより、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

最後に、「公営企業審議会の設置等について」でございますが、事業経営に関する重要事項であります水道料金や下水道使用料の見直しを行う際には、審議会を設置し、学識経験者などの専門家、利用者である住民などの様々な立場からのご意見を聞くことは重要と認識をしております。

以上でございます。

河野議員 審議会と財政、なんで関係あんなんということですが、そもそも、この公営企業審議会で問われる、他自治体の例でも、その普遍的なテーマとしては使用料の問題があるということです。財政上の課題に直結する問題を取り扱うということは住民も広く知るところですが、9月の総務建設水道常任委員会では一般会計の繰入、借金、すなわち起債について質疑をしております——これは公共下水道の問題ですが、公共下水道においては一般会計の状況に鑑み、すでに繰入金の見直し等があげられていました。これは答弁として、あげられていました。

かつて、私は 2006 年度公共下水道会計予算の否決、2007 年度上下水道会計決算の不認定という事態が起こったことを鑑み、2008 年 3 月の一般質問で財務規則の改定や「普通会計収支見通し」、一般会計予算編成との連携、チェックの強化を求めた経緯がございます。上下水道部においては、これまでの努力、そして公営企業会計の導入という、この手法にも課題はありますが、より経営の「見える化」が進む可能性は広がっているというふうに推察しております。

この際、伺いますが、上下水道会計とともに公営企業会計において住民への財政の「見える化」、一般会計との連携など、この間、取り組まれたものがあれば、お示しください。

上下水道部長 それでは、下水道事業の「見える化」についてでございます。

平成 31 年 4 月 1 日から、公共下水道事業特別会計は、現金の収入及び支出の事実に基づいて記録する、いわゆる官庁会計方式から、民間企業と同じ公営企業会計方式へ移行しております。下水道事業における財政状況につきましては、これまでも 9 月 10 日の「下水道の日」にあわせまして、毎年、広報 9 月号に下水道財政の仕組みや決算の状況、下水道使用料と汚水処理費、経費回収率について掲載させていただいております。

今回、下水道事業への「地方公営企業法」の適用により、業務の状況を公表することとなり、水道事業と同様に上半期と下半期の 2 回、下水道事業の概要について広報に掲載することとなりました。これまでは、公共下水道事業特別会計として一般会計の執行状況にあわせて広報に掲載しておりましたが、これからは「下水道事業会計上半期の概要」として、金額の大きな収入や支出の内容や、大規模工事の執行状況等を記載し、より詳しい内容を掲載できたものと考え、財政状況の「見える化」が進んだものと考えております。

以上でございます。

河野議員 情報公開請求で「島水工第 545 号 水道ビジョン策定業務特記仕様書第 6 章」には、その業務内容として「水道事業ビジョン委員会開催の検討」と、明らかに示されました。審議会設置という前に、このビジョン策定において財政課題論議も含んだビジョン策定に住民が深く関わり、その経緯が今後の審議会設置への契機にもなると考えております。

次の質問に移ります。清掃工場の燃やすごみの減量、焼却炉運転回数の減少により延命を図る、もって重油投入回数も減少させ、地球温暖化に貢献をする。この点を決算議会で求めておりますが、検討経過と、重油投入にかかる費用、年間の回数、耐火材＝耐火レンガの取り替えコストについて、答弁を求めます。

都市創造部長 次に、「ごみの減量等」について、ご答弁申し上げます。

ごみの減量化につきましては、広報誌やホームページによる分別収集の徹底、廃棄物減量等推進員との連携、再生資源集団回収の促進など、継続的に取り組んでいるところ

であり、今後もさらなるごみの減量化に向け、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、施設の延命化につきましては、1 炉運転にすることで施設の長寿命化が図られ、さらには重油使用量の低減も見込めるものと考えておりますが、一方、1 日当たりの運転時間が延長されることから、電気計装管理業務委託事業者における人件費の増加が見込まれるとともに、労務管理に関する課題も発生いたします。このようなことから、今後の施設運営のあり方につきましては、様々な課題を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、重油にかかる費用及び年間投入回数につきましては、費用は平成 30 年度決算で 95 万 3,424 円、年間の投入回数は 1 号炉と 2 号炉を合わせて延べ 912 回でございました。

また、焼却炉内の耐火レンガの取り換え個数につきましては、焼却炉の傷みの度合いに応じて、毎年度施工箇所や個数が変わってまいります。平成 30 年度の実績では 1 号炉が約 1,900 個、2 号炉で約 1,500 個、合計約 3,400 個の取り換えをいたしております。

以上でございます。

河野議員 ごみ減量、慎重な検討ということをおっしゃってますが、私はごみ袋の有料化などを言っているわけではありません。9 月議会で申し上げましたように、燃やさなくていいごみの中身の分析をまずせよ、ということをお願いしております。

また、全国の自治体では実際に焼却処理をしているごみ量は、焼却炉の焼却処理能力の半分しか存在しないということが調査で明らかになっております。2017 年度でも、焼却量は同 8.96 万 t に対し、焼却能力は同 18.0 万 t と、燃やすごみの 2 倍にもなっているそうです。これは、この島本町の 2 炉ある焼却炉にも当てはまると考えますので、先ほどの一般質問でも 1 炉運転という新たな提案もあったと認識しております。全町あげてごみ減量、数千万円規模の運転・維持管理削減を目指そうプロジェクト、これも現実になるのではないかと感じておりますが、この点は強く求めて、次の質問に移ります。

保育無償化にかかり、かねて減免や保育料設定での自治体独自の負担、いわゆる自治体の超過負担額が、今年度実績、来年度見通しでどう変化するのか、お示してください。

教育子ども部長 それでは続きまして、減免や保育料設定での自治体独自負担、いわゆる超過負担額についての「保育無償化制度の実施以後の影響について」でございます。

民間保育所のうち、主な無償化対象である 3 歳以上児における保育料設定にかかる国基準額と町基準額につきましては、本年 4 月 1 日時点の入所者数により 1 ヶ月当たりの利用者負担額を比較いたしますと、国基準額では約 770 万円であるのに対し、町基準額では約 560 万円となり、約 210 万円の差額がございます。よって、無償化前の制度ベースでの町の年間負担額は、約 2,520 万円でした。幼児教育・保育無償化制度の実施後ベースでは、この負担額については、年間で約 200 万円軽減される見込みとなっております。

以上のとおり、民間施設につきましては町負担額の軽減効果が見込まれる一方で、公立施設につきましては、無償化対象となる保育料の全額が町負担額となるなど、町全体で試算いたしますと、実施前後で町の負担額は大幅に増加する見込みとなっております。

以上でございます。

河野議員 今の数字については、今後ちょっと議論が必要ではないかと思っております。主食費助成なども来年度は廃止をするということになりますし、例えば小樽市では、市の負担の軽減額が年額1億2,469万だったということですね、超過負担の。その一部を活用すれば、副食費相当額の無償化などが可能になるという議論をされていると聞いております。

先ほど民生教育消防常任委員会の視察先である明石市なども、このような、かねてからの自治体の超過負担、利用者負担額の独自軽減にかかる地方単独事業ですね。これをかけてきた自治体においては、無償化により市町村の財政負担が軽くなる。これは幼児教育・保育無償化に関する都道府県等説明会の資料にも示されていると聞いております。そういったことをしっかり検証し、この議場でも明らかにしながら、「財政収支見通し」については、やはり様々是正や修正も加えていただきたい。

また、先ほどのごみの問題にいきますが、耐火レンガ、すなわち耐火材についても、この1個当たりの値段などもね、これは企業機密としては許されないというふうに思います。

こういったことについても情報をしっかりと公開させながら、財政の収支見通し、福祉や暮らしの切り捨てや福祉・教育施設の廃止に集中させるのではなく、しっかりと情報公開のもと、住民参加で今後の財政を運営していく方向性を決めていただきたいということを強く町長にまとめて申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

村上議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員(質問者席へ) 2019年12月の一般質問を行います。

「町の持っている情報は住民みんなのもの」。

島本町は昭和59年、近畿地方で早く情報公開制度を整えた先進的な自治体でした。しかし、それは過去のことになったのでしょうか。40年ほど経った昨年度、本町において、私を含む住民から情報公開に関する不服審査が請求され、その際、弁護士を含む第三者からなる審査会は、町の非公開部分について妥当性に欠ける判断があったとし、加えて、以下のようにかなり手厳しい苦言を述べました。

いわく「町の姿勢は、情報公開の流れに逆行するとも言えるものであり、情報公開についての姿勢を改められるべきである」と。この件について、昨年一般質問で取り上げた際、このような結果となった要因の一つとして、「条例の趣旨に対する熟慮が不足していた」と行政は答弁しています。これらを踏まえ、島本町の情報公開のあり方につ

いて質問いたします。

「職員への周知徹底及び情報提供について」。

この審査請求及び審査会からの答申を受け、「情報公開条例」の中で変更された内容がありますか。変更の内容をご説明ください。また、「条例趣旨に対する熟慮不足」に起因する「妥当性に欠ける判断」の再発防止及び情報公開についての姿勢を改めるために、こういった対応を取られましたか。

総合政策部長 それでは、中田議員からの一般質問の1点目、「町の持っている情報はみんなのもの」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘の審査請求案件にかかる本町情報公開審査会における答申書の付帯意見におきましては、同審査会から本町の姿勢を改めるべきもののご指摘をいただいております。本町といたしましても真摯に受け止めているところでございます。

本町で作成いたしております『情報公開制度の趣旨と解説』を平成29年度に改定した際には、同審査請求の案件も踏まえ、町が事務局を務める団体の情報や第三者照会を行うにあたっての注意点、また公開することにより発生する不利益には具体性や客観性が必要であることなどを、解説に追記しております。

また、情報公開制度にかかる職員に対する研修といたしましては、新規採用職員への研修及び職員向け研修を毎年実施しており、『情報公開制度の趣旨と解説』に沿って、統一的な考え方を共有しているところでございます。昨年度の職員研修、昨年度及び今年度の新規採用職員研修では、同審査請求の事例も踏まえながら、「島本町情報公開条例」の根幹である「公開の原則」について、改めて周知徹底を図りました。

今後につきましても、「町の保有する情報は住民共有の情報である」という認識のもと、情報公開制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

中田議員 情報公開制度に関する職員研修は毎年行われていると思いますが、昨年度、改善された点としては、この苦言を呈された審査請求の事例を踏まえながら行った、ということよろしいですか。

総合政策部長 そのとおりでございます。

中田議員 研修は、すべての職員に行き渡ったのでしょうか。対象となる職員は、毎年、1年で何人ですか。

総合政策部長 本研修につきましては、267名の全職員が研修受講対象となっており、そのうち各課から1～2名ずつ出席し、昨年度の受講者数は24名となっております。また、新規採用職員研修につきましては、昨年度が13名、今年度が8名、受講しております。

中田議員 審査請求の答申を踏まえて研修をしている点は評価できますが、このペースだと、全体に行き渡るのには何年もかかります。そのせいか、条例の趣旨に対する熟慮が不足していたケースが、その後も起こっています。具体例をお話します。

公立学校の未耐震構造について、安全性の確保と保護者や地域住民などへの十分な周

知を自治体に促す通知文が、国から再三送られています。今年7月、私はこの通知文を情報提供によりいただけるよう、すぐにいただけるように求めましたが、行政からは情報公開請求を行えば公開する、との答えが返ってきました。この場合、通知文が手に入るまで約2週間かかります。この件が「島本町情報公開条例」に照らして、また他団体の情報公開の運用状況と比較して望ましい対応だったかどうかを検証したいと思えます。

まず、状況説明です。私が通知文の提供を求めたのは、三小の安全対策や説明会を求めた要望書を提出された保護者と行政の話し合いが行われる前日でした。通知文の内容は、この話し合いのテーマそのもの、もっと言うと、保護者の要望が国からの要請と一致していることを示すものでした。私は、保護者の皆さんが話し合いの前にその通知を手にすることが、とても重要だと考えました。通知は、保護者の皆さんが考えをまとめるうえで役に立ち、話し合いの結果を、子ども達にとってよりよい方向に導いてくれるものとなるからです。

情報は、タイミングが大事です。この通知文は話し合いまでに保護者に渡らなければ、その価値が大きく下がるものでした。これを情報公開手続きに回し、約2週間かけて公開するという行政の判断は、町民の財産である情報の存在意義を大きく損なうものだったのです。そもそも、この通知文は全国に3万近くある公立学校に一律に配付されているものであり、秘匿すべき内容は一切なく、公開しても誰の権利も侵害しないものでした。なぜ、行政はそのような情報を2週間も保護者から遠ざけようとしたのでしょうか。

この件に関し、9月の他議員からの一般質問への答弁で、教育長は、公文書の開示を求められて「情報公開条例」に基づく手続きをお願いすることは当然の対応であり、適切な事務執行であったと答えられています。残念ながら、この答弁は「情報公開制度に対する熟慮を欠いたもの」だと言わざるを得ません。

島本町の『情報公開制度の趣旨と解説』を見ていきましょう。その最初のページには、「町の情報は住民の共通財産である」と位置づけ、「非公開とする情報は必要最低限に留め、住民が必要なときに、必要な情報を入手できるよう、住民の知る権利を制度的に保障する。」とあります。住民が必要なときに情報を入手することは、極めて重要なことです。そして3ページ目から始まる第1条の解説では、住民が情報公開請求をせずとも情報が手に入るようホームページ等を活用することや、個々の事務事業の実施にあたっては種々の、「様々な手法により情報を提供し、その円滑な推進の確保に努めなければならない。」とし、この条例は情報の提供等を禁止し、または制限するものではなく、条例第1条及び第15条「情報の提供に基づき、必要な情報は住民に積極的に提供する義務を負うものである。」としています。

つまり、開示を求められた情報を情報公開請求以外の方法を使って積極的に、そして必要なときに提供することは、行政の義務なのです。ですから、「情報公開条例」に基

づく手続き、つまり、「情報公開請求手続きを行うのは当然」とした行政の主張が、情報公開制度の趣旨に反していることは明らかです。本件の関係者は、『情報公開制度の趣旨と解説』を熟読されることを、強くお願いしたいと思います。

これだけでも十分なのですが、さらに今回の行政の対応は、他の自治体や国のものと比較して、いかに後ろ向きなものであったかも見ていきましょう。

私は、この通知文の存在を……。

村上議長 ご意見はあまり……。

(「一般質問です」と呼ぶ者あり)

中田議員 質問しながらの意見ですので、そのまま進めていきます。

私は、この通知文の存在を文科省に問い合わせをしてみました。そこで、文科省の担当の方に通知文をいただけないか尋ねたところ、「所属する自治体に言えばすぐにもらえると思う」と言われました。しかし、島本町行政はそのような対応を取られなかったもので、その旨伝えたところ、文科省からは即座にメールで通知文が送られてきました。

「簡易な情報提供です。特に隠すような情報ではないので」と。私は、大阪府にも問い合わせました。やはり、当然のように「島本町からもらってください、すぐにもらえると思いますよ。」と言われました。そこで、町からは情報公開請求を促されたところ、先方はとても驚かれました。「情報提供するように、こちらから担当課に言ってあげますよ。」と、町の役場に電話をかけてくれたぐらいです。それでも島本町が情報公開請求でと譲らなかつたようなので、府は通知文を開示してくださいました。もちろん、時間のかかる情報公開請求ではなく、情報提供によってです。

泉大津市では、議員が同様の通知文を求めたところ、上司の判断を仰ぐまでもなく、担当課が通知文を見つけ次第、すぐに議員のところを持ってきてくれた、とのことでした。高槻市にも、茨木市にも、吹田市にも問い合わせました。どこも、通知文の類いの文書は情報公開請求することなしに、すぐに提供されるとのことでした。問い合わせのたびに、「通知文が情報公開？」と笑われたり、驚かれたりしたものです。

そもそも、私はこれまで、島本町行政から情報公開請求なしに、「提供」という形で様々な情報を受け取っています。その中には教育長の言うところの公文書、今回、情報公開請求しろと言われたような国からの通知文も含まれています。他の自治体や、国や府はあっさり提供してくれるのに、そして、これまで島本町も「請求」ではなく「提供」していた類いの通知文が、このときに限って情報公開請求を要求されたということです。これが当然であるという主張は、到底納得できるものではありません。

さて、教育長、このような島本町の「情報公開条例」の趣旨や、他自治体の運用状況はご理解されたと思うのですが、これを踏まえて、ご自身が9月になさった答弁について、どうお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

持田教育長 前会の9月定例会議でもご答弁させていただいておるところでございます

が、公文書の開示を求められて「情報公開条例」に基づく手続きをお願いすることは、情報公開制度に反するものではないと考えております。その中で、条例に規定されているとおり、利用や公開請求の頻度の高い情報については可能な限り資料化し、情報の提供に努めなければならない、との認識でございます。

いずれにいたしましても、町が所持または保管するすべての情報については、住民共有の情報として積極的に公開するという原則に変わりはありません。

以上でございます。

中田議員 ご答弁を最大限好意的に解釈すれば、今回の対応には明らかな条例違反はなかった、という趣旨になるのでしょうか。それならば私も同意します。

私が訊いているのは、今回のケースが「情報公開条例」の趣旨や理念に沿った望ましい対応だったかどうか、ということです。条例にあからさまに違反しなければ何をやってもいいというわけではありません。今回、条例1条にあるように、「種々の方法により情報を提供」し、この円滑な推進の確保に努めたのか、と訊いているのです。

情報は、何でも公開すればいいというものではないことは私も理解しています。他者の権利を侵害するおそれがある場合のように、窓口ではなく、行政組織全体として公開方法や範囲を検討しなければならないこともあるでしょう。決裁が必要なことも当然あり、そういうものに関しては公開まで時間がかかることもあるでしょう。しかし、そのような時間をかける必要が全くない情報もたくさんあります。今回求めた通知文は、全国の自治体に配布されており、どこからでも入手できる類いのものでした。実際問題として、文科省はメールで、情報をすぐさま提供してくれました。このような文書を情報公開請求に回すというのは、情報の持ち主である住民の不利益に繋がりますし、同時に非効率な行政を生み出すものにもなります。

総合政策部長にお尋ねします。情報公開制度をどう運用すべきかについて、所管部長の見解を伺いたいです。情報公開請求を促したからそれでいい、という姿勢は適切なのか。必要な情報を必要なときに出すための様々な方法で「積極的に情報を提供する」という条例の趣旨から鑑みて、今回のケースで、翌日までに手に入らないような措置を行うことは適切だったと言えるでしょうか。

総合政策部長 当該案件につきましては、9月議会での他の議員の一般質問において、教育長から、議員が直ちに入手したいという事情があったのかも知れないが、議員個人の時間軸により事務執行を求められても対応はいたしかねる、との答弁がありました。議員に限らず、直ちに必要な情報を入手したいという請求者の要求に迅速に対応できないこともあるという趣旨であったというふうに理解をしております。

また、情報公開請求を促した教育こども部の対応は、情報公開制度に反するものではないと考えておりますが、情報公開制度の担当部といたしましては、様々な事情はあるものの、町が所持または保管するすべての情報は、住民共有の情報として積極的に公開

するという原則に変わりがないという認識でございます。

なお、情報の提供については、現状、利用や公開請求の頻度の高い情報については、情報公開請求がなくても公開できるように資料化し、文化情報コーナーへの備え付けや、ホームページへの掲載等により整備するように努めるものとし、情報公開と一体となった運用を図るものとしております。

以上でございます。

中田議員 個別の案件についての見解を伺ったんですが、一般論しかお答えになっていません。やはり今回のケースにおいては、行政の対応は適切であったとは言えないと私は考えます。

私も、今回の対応は適切じゃないと思っています。条文や『趣旨と解説』を素直に読めば、今回のものは情報提供すべきだったという結論にしかありません。横道ながら付け加えますが、「議員個人の時間軸」とおっしゃいましたが、それは間違いです。住民にとって必要なものだったからこそ、私は情報の提供を求めたのです。私が勝手に言っているものでありません。この認識は改めていただきたいと思います。これでは、まるで私が好き勝手に情報をよこせ、と言っているように聞こえます。私が通知文を急ぎ提供するように求めたのは、住民が翌日までにこの情報を持つことが住民の利益になり、つまり、行政の目的である住民福祉の向上に繋がるということが明らかだったからです。決して、私の個人的な都合で言っているわけではありません。

他の自治体や国では当然のように提供される情報が、そして本町でも同種の情報が提供されてきたにも関わらず、今回は公開まで2週間かかるのが当然で適切という判断になった理由は何なのか。ご答弁からは全く理由が見えてきません。こうなると、審査会から注意があったにも関わらず、情報公開に対する姿勢は何も改められていないのではないかとわざるを得なくなります。

重ねて訴えますが、行政は、個々の事務事業の実施にあたって、「種々の方法により情報を提供し、その円滑な推進の確保に努めなければならない」のです。そのためにお願いしたいことが二つあります。情報提供すべき情報か、そうでないかの基準をあらかじめ定めておくこと。そして、すべての職員に情報公開の制度の周知徹底を図ることです。

例えば、大阪府の「情報公開条例」における情報提供では、「すでに公開したことがある情報以外にも、非公開情報に該当しないことが明らかな情報については、公開請求をしていただくまでもなく情報提供することができます。」とあります。高槻市でも、同様の対応をされています。こういった事例を参考にされてはいかがでしょうか。

総合政策部長 情報公開制度における「公開の原則」については、これまでも研修の中で周知を行っております。今年度の研修におきましても、具体例を示しながら、公開の原則について改めて周知徹底し、また研修資料を充実させ、各部局で研修に参加できな

った職員も共有できるようにするなど、工夫してまいりたいと考えております。

また、情報提供制度につきましては、他団体における制度の一例といたしまして、情報公開請求により全部公開とした公文書について、住民からの申出書の提出があった場合には、実施機関における審査を行うことなく情報を提供できる事例などがあると認識をしております。本町においても、今後、さらに充実を図る余地があることは認識をいたしておりますことから、他の自治体の制度の運用状況や判断基準等について、調査・研究してまいりたいと考えております。

中田議員 周知徹底というところで、再度、お願いしておきたいことがあります。

情報提供について、現状、部ごと、課ごとに対応が異なっています。町として、「情報公開条例」に沿って対応を統一する必要があると考えますか、いかがでしょうか。

総合政策部長 情報提供の考え方については、本町の『情報公開制度の趣旨と解説』に示しており、広範にわたる行政分野において多種多様な行政情報が存在する中、網羅的に一律の基準を設けるのではなく、本来的には条例の理念を踏まえ、各担当課において、それぞれ取り組み内容に適した方法により、積極的にその提供を行っていくべきものです。しかし、請求頻度の高い情報等につきましては、これまでより簡便な手続きで提供かできるよう、先ほどご紹介いたしました他自治体の先進事例等も参考にしながらルール化することで、今後、その充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

中田議員 はい、ぜひ、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。「気候変動をくいとめたい！ 島本町にできることは？」です。

近年、世界中で地球温暖化の影響が指摘される気象災害が相次いでいます。産業革命前と比べて、地球の平均気温は約1℃上昇し、世界各地で気候変動が原因と考えられる熱波・山火事・洪水などの災害、また海面上昇、早魃などが頻繁に起こっています。日本も同じで、本町でも昨年は豪雨、猛暑、超大型台風で被害が発生し、多額の災害対策費が必要となりました。

このように、多くの人びとや自然が気候変動の影響を受けており、このままでは地球上で安定した生活を送ることが難しくなることが懸念されています。今こそ、気候変動の本質的な解決に早急に取り組むべきです。特に、温室効果ガス排出削減に真剣に向き合うべきときが、今です。

昨年度から、欧米やオーストラリアを中心に「気候非常事態」を宣言する国や自治体が急増しています。昨年12月の時点で24自治体に止まっていたところ、この1年間で25ヵ国、1,200自治体に「気候非常事態宣言」が広がっています。日本でも、この夏以降、老崎市と鎌倉市が自治体や議会として「気候非常事態」を宣言し、今回の一般質問の通告後も、別の2自治体が宣言を出しました。

そんな中、本町における温室効果ガス排出削減の取り組みはどうなっているのでしょうか。「進捗状況及び今後の方向性」について問います。

まず、島本町における温室効果ガス排出削減の進捗状況について。2016年度に策定された「島本町地球温暖化対策実行計画」では、削減目標として5年間で、2011年度比7%減とされています。2017・18年の達成状況をお示してください。

都市創造部長 それでは、「温室効果ガス排出削減の進捗状況について」でございます。

平成28年度に策定いたしました「第4期島本町地球温暖化対策実行計画」におきましては、温室効果ガス排出量を平成29年度から令和3年度までの5年間で5%、基準年となる平成23年度と比較して7%の削減を目標としております。

お尋ねの「削減実績」でございますが、現在、平成30年度の算定業務を進めているところであるため、平成28年度・29年度の実績で申し上げますと、平成28年度が8,153 t-CO₂、平成29年度が8,901 t-CO₂となっており、基準年となる平成23年度の9,108 t-CO₂と比較して、それぞれ10.4%、2.2%の削減となっております。

以上でございます。

中田議員 年度による変動があるようですので、この8年間の排出量を、数値をならした形でグラフにして私は見てみました。そうしてみると、2010年代の島本町の排出傾向は、実行計画の目標である10年間で10%が達成できていないどころか、若干増えていることがわかります。温室効果ガスの排出抑制が人類存続の観点から急務となっている中、これは大変由々しき事態です。

昨年度、島本町では約500万円の予算をかけて――今年度もですね、行ったCOOL CHOICEでは、中期目標として、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減としています。現在のペースですと、当然、これも達成されそうにありません。行政は、温暖化対策を市民に啓発する立場にいるわけですから、まず自らが率先して削減を行うべきです。

また、2019年6月の閣議決定では、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、これを今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むことが示されています。そもそも昨年公表されたIPCC特別報告書では、気温上昇2℃リスクよりも、リスクの低い1.5度未満に抑えるためには、2050年頃にCO₂排出を実質ゼロにする必要があることが示されています。国内でも、すでに国の方針を超える形で2050年までの実質排出0を、28の自治体が掲げています。

これらを踏まえ、2017年に策定された島本町の「温暖化対策計画」の目標設定に止まらず、本町でも早急かつ大胆な脱炭素・温室効果ガス削減に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 「温室効果ガス排出削減」に関する取り組みについてのお尋ねでございます。

本町では、二酸化炭素排出量を削減し地球温暖化防止対策を推進するため、環境省の

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、国が実施する国民運動 COOL CHOICE 普及啓発活動を行っております。平成 30 年度は、町内の全小学校において環境啓発事業を実施したほか、啓発パンフレットを配布いたしました。また、省エネに関するセミナーや、町内各種イベントでの啓発物の掲示や体験イベントの実施、ポスター等の啓発物の作成・掲示などを行っているところでございます。また、本年 5 月に島本プラスチック・スマート宣言を行い、適正に処理されないプラスチックごみがゼロになるよう啓発を進めているところでございます。さらに、プラスチックごみを減らすことは温室効果ガス排出抑制に繋がることから、町内で行われている各種会議等で行っていた飲料の提供を原則廃止するとともに、マイボトル等の持参を呼びかける取り組みを推進することといたしました。

そのほか、北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定に基づき、スーパーマーケット等においてレジ袋の無料配布を中止し、マイバッグの持参を促進することで、温室効果ガスの排出抑制に努めているところでございます。島本町内の店舗でのマイバッグ持参率を比較いたしますと、平成 30 年 5 月時点で 36.3%であったものが、平成 31 年 3 月時点で 84.4%となっていることから、レジ袋削減に大きく寄与していると考えております。

今後は、これらの取り組みを継続しつつ、事業効果のある新たな取り組みを調査・研究し、実施することで、温室効果ガスの排出抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 COOL CHOICE による啓発活動を行っている点や、国のレジ袋有料化に先駆けて北摂で一斉にレジ袋の無料配布を中止したこと、また未だに他市町村では各種審議会や会議で当然のようにペットボトルを提供している中で、マイボトル等の持参を呼びかけ、提供を原則廃止にしたことは、プラスチック製品の総量削減に寄与するものとして大変評価するものです。一方で、残念ながら島本町として温室効果ガス排出量削減は道半ばだというのが現状です。

本町の温室効果ガス排出量の内訳を見ると、電気の使用によるものが 57%、廃プラスチックの焼却によるものが 40%と、この二つがほとんどすべてと言っていい状態です。温室効果ガス削減を達成するためには、電気使用と廃プラスチックの削減が重要だということですが。

プラスチック問題については次回の一般質問で取り上げることとし、今回は主に電気使用について質問していきます。前に述べました政府の長期戦略では、再生可能エネルギーの主力電源化が決定されましたし、そもそも 2014 年に策定した島本町の「環境基本計画」でも再エネが重点プロジェクトとして導入促進が掲げられています。

まずは確認です。島本町の再生可能エネルギー率はどうなっているのでしょうか。町の電気使用料にかかる電源構成をお示しください。

総務部長 本町では電力自由化に伴い、特定規模電気事業者と、一般電気事業者である関西電力株式会社から電力の供給を受けております。現在、町と契約している特定規模電気事業者は、関西電力株式会社から電力の供給を受けている事業を実施しているため、電源構成としては関西電力株式会社と同じであり、2018年度実績では水力24%、火力57%、原子力19%となっております。

以上でございます。

中田議員 再エネ比率は24%ということです。電力の小売り自由化以降、家庭における再エネ導入が増加しています。この傾向は自治体でも同じで、東京都は再エネ中心の事業者から電気を積極的に調達しています。また吹田市では、近年の再エネ率は40~60%になっています。

本町でも、次期の電気事業者選定の際には、再エネ率を選定項目として盛り込むことを検討されてはいかがでしょうか。

総務部長 本町におけるP P S導入は、電力自由化に伴い、町の電気使用料削減を主たる目的として取り組んでまいりました。例えば、役場庁舎における電気使用料では、P P S導入前の平成27年度決算と比較し、平成30年度決算額は20.5%の減額となっております。新たに再生可能エネルギーを電源とする場合、財政的にどのような影響があるかについても慎重に見極める必要があるものと考えております。

しかしながら、町として温室効果ガス削減に取り組む必要があることは認識いたしておりますので、先進事例等調査・研究し、本町において可能な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 ぜひ、よろしく願います。また、行政だけではなく、市民の皆さんにも家庭における電力会社の切り替えを促す取り組みをされてはいかがでしょうか。家庭から出るCO₂は、島本町と同様に電気使用によるものが半分近くを占めています。これまで、各種イベントで省エネ診断など行われていますが、COOL CHOICE 事業の一環としてパワーシフトの啓発を盛り込み、ホームページや広報等で積極的に発言されていってはいかがでしょうか。

都市創造部長 「再生可能エネルギーへの転換」に関する啓発についてのお尋ねでございます。

脱炭素社会の実現のためには、温室効果ガスの排出抑制が重要であると考えており、本町「環境基本計画」におきましても、再生可能エネルギーの導入推進が求められているところでございます。議員ご指摘のとおり、各ご家庭の再生可能エネルギーへの転換が進みますと、より一層の温室効果ガス排出抑制に繋がるものと考えております。

今後は、本町で取り組んでおりますCOOL CHOICE 普及啓発事業において、再生可能エネルギーへの転換についての各ご家庭向けの啓発についても努めてまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

中田議員 ぜひ、よろしくお願いします。

次の質問です。島本町の温室効果ガス排出量を施設別に見てみると、清掃工場を除けば、上水道施設や学校教育施設の電気使用量が多くなっています。また、一般に建物のエネルギー消費量全体に占める照明のエネルギー消費の割合は意外と多く、オフィスビルでは夏季で24%、冬季で33%を占めています。

そこで照明器具について質問です。LEDは蛍光灯と比べ、60~80%も消費電力を抑えることができます。消費電力が少ないということは、それだけ排出するCO₂も少なくなるので、環境への負荷が軽減できます。COOL CHOICE では脱炭素社会づくりに貢献する製品の買い換えを推奨しており、市民にも行政として啓発していますが、行政も啓発するだけでなく、自ら率先して買い換えに取り組むべきと考えます。温室効果ガス排出量削減のため、各施設の照明のLEDへの切り替えに積極的に取り組まれてはいかがでしょうか。

都市創造部長 LEDへの取り替えについては、今後、電力削減、温室効果ガス対策以外にも種々いろんな要因の中で進めていくべき取り組みという認識でございます。財政との整合も取りながら、計画的に進めていく必要があるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

中田議員 再エネ率の高い電力調達にしろ、LED化にしろ、財政的な影響との兼ね合いになることはよくわかりますが、地球の気候バランスが大きく崩れ、私たちの生活の安定が揺るがされている状況で、減災の意味も込めて先に投資をし、温室効果ガスの排出抑制により気象災害を食い止めるべきです。このことはまた、災害対策費の抑制に繋がりと、財政効率を高めることにもなります。これ以上災害が生じる前に、先手を打って投資をすべきです。

多くの人命と生活の基盤が押し流されたとき、そしてついには社会の崩壊に至る事態になったときに、幾らお金を積んでも取り返しはつきません。私たちは対策を講じることができる最後の世代です。気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性に対し、これまでどおりのやり方では対処できなくなっています。常識が通用しなくなり続ける中で、かつてない変革が求められています。最大限の危機感を持って、できる限り、実質CO₂排出を2050年までにゼロを目指す勢いで、温室効果ガス排出抑制に取り組んでいただきたいと思います。町長に、見解を伺います。

山田町長 本町では、住民の皆様への普及啓発事業、また森林保全の取り組み、電気使用量の削減など、これまでも各種計画に基づき様々な取り組みを行ってきております。また本年5月には、町としてできる地球規模での環境保全へのメッセージとして、プラス

チック・スマート宣言もさせていただいたところでございます。

議員のご指摘のとおり、世界各国や各自治体でも関心が高くなっている中で、本町としても諸計画に基づき、住民の皆様や企業などと自然環境に迫る危機感を共有したうえで、着実に諸施策を推進してまいりたいと考えております。また、温室効果ガスの削減につきましては、全人類にとっての喫緊の課題であるということも認識をしております。今すぐにでもできることを、革新的に進めていかなければならないということも理解はしております。

特に国内でも数団体の方が、自治体が「気候非常事態宣言」などを出されているということもご指摘いただきました。そういったイノベーターとして、先進自治体が行っている新たな対策につきましても積極的に調査・研究をし、本町としてはアーリーアダプターというふうになれるように、温室効果ガスの排出抑制策についてもしっかりと検討し、可能なものから常できるだけ早期に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 22 分～午後 2 時 30 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員 (質問者席へ) それでは、通告どおりに質問に入ります。

1 点目、「島本町の禁煙対策」について。

初めに、私は一切たばこは吸いませんので、よろしく願いをいたします。

大阪府は、「第 3 次大阪府健康増進計画」及び「第 3 期大阪府がん対策推進計画」に基づき、喫煙率の減少と望まない受動喫煙の防止に取り組んでいるところであり、また「健康増進法」第 25 条では、公共施設などの施設管理者に受動喫煙防止策を行うように求めています。本町でも、来庁者や子ども達の健康を守るため、公共施設の建物内を禁煙に、学校や子ども達の施設、庁舎などを敷地内禁煙にしております。

まず、平成 29 年 1 月の府内市町村本庁舎の禁煙化の状況は、敷地内禁煙が 14.0%、建物内禁煙が 72.1%で、その他 14%の状況となっております。本町が庁舎の敷地内禁煙に至りました経緯と、代替の喫煙場所を指定しない経緯をお伺いします。

総務部長 それでは、大久保議員からの「島本町の禁煙対策」についての一般質問にご答弁申し上げます。

まず「役場庁舎が敷地内禁煙に至った経緯と、代替の喫煙所を指定しない経緯」について、ご答弁申し上げます。

平成 30 年 7 月の「改正健康増進法」の公布前から、すでに役場庁舎では建物内は禁煙とし、指定の喫煙場所以外の喫煙を禁止しておりました。当該法改正により、役場庁舎

は「第一種施設」に該当し敷地内禁煙とするものとされたことから、他市町村の情報収集や庁内での意見交換など検討を進め、庁議における協議を経て、平成31年4月1日より敷地内全面禁煙としたものでございます。

なお、事前に住民に対して周知するため、平成31年1月号の広報しまもとに、その旨の記事を掲載させていただいております。

また、敷地内に例外的に喫煙所を設置する場合、厚生労働省令で定める受動喫煙防止措置をとる必要があるとされておりますが、本町の「健康しまもと21計画」では、公共施設における敷地内禁煙の推進を行動方針として掲げていることや、現役場庁舎敷地は新庁舎建替えの建設予定地となっていることから、ここに喫煙所を設けることは困難であることなどを勘案し、喫煙所の設置を行わなかったものでございます。

以上でございます。

大久保議員 庁内での意見交換や検討を行ったということですが、どのような検討が行われたのでしょうか。

総務部長 「庁内での意見交換や検討内容」でございますが、各施設の禁煙化の状況、職員の喫煙状況、府内市町村の状況等を踏まえ、いつから、こういった内容で禁煙を進めるかについての検討を行ったものでございます。

以上でございます。

大久保議員 それでは、一定の検討はされたということですが、ふれあいセンターに喫煙をするために移動される職員の方がおられます。庁舎から距離がありまして、デメリットが多いと思いますけども、見解をお伺いします。また、職員の喫煙できる時間帯などは決められておられるのでしょうか。

総合政策部長 続きまして、「職員の喫煙について」でございます。

役場庁舎が敷地内禁煙となったことに伴い、ふれあいセンターや町立体育館敷地内の喫煙場所を職員が利用させていただくこともございます。これらの施設は、従前から屋外の指定場所のみ喫煙が認められており、特に職員に配慮して喫煙場所が設置されているわけではございません。また、喫煙場所までは庁舎から一定の距離がありますので、喫煙者の利便性においては若干不便となった反面、喫煙本数の抑制などに取り組む職員もいるなど、健康増進の観点では効果も出ているのではないかと考えております。

なお、現状、職員の喫煙できる時間帯につきましては文書等で明示しているわけではございませんが、基本的には、休憩時間などの勤務時間外であると認識をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 喫煙本数の抑制などにも繋がっているというメリットがあるということですが、ふれあいセンターや町立体育館を利用するにあたり、職員の方が万が一、怪我や事故にあった場合の取り扱いはどのようにお考えでしょうか。

総合政策部長 「職員の喫煙における事故や怪我の際の取り扱いについて」でございます。

休憩時間中の災害であっても、その状況によっては公務上の災害と認められる可能性もあるものと認識はいたしておりますが、ご質問のような場合に認定を受けることができるか否かは、個々の事例に則して地方公務員災害補償基金の審査を経る必要があり、一概にお答えすることは困難でございます。

大久保議員 ケース・バイ・ケースで、公務災害として認定される可能性もあるというふうに理解をしました。

それでは、ふれあいセンター内では第四保育所が仮移転をしておりますが、ここは学校や子ども達の施設に当たりまして、敷地内禁煙の施設に当たりませんか。

総務部長 次に、「ふれあいセンターに第四保育所が仮移転したことの影響について」でございます。

ふれあいセンターのような複合施設は第二種施設に該当し、複合施設の一部に保育所のような第一種施設がある場合は、当該第一種施設の場所に限り、第一種施設としての規制を適用するとされておりますので、ふれあいセンターの敷地全体が禁煙となるわけではございません。

なお、教育委員会から教育長名で、令和元年11月20日付けの文書「第四保育所のふれあいセンターへの移転に伴う当該施設における喫煙の配慮に関する協力について（お願い）」を発出し、職員に対して、ふれあいセンターで喫煙することをできるだけ控えるよう協力を要請しているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 職員の方だけに喫煙のお願いをしているということですが、一般の方にもお願いはされないのでしょうか。

総務部長 現在のところ、職員以外に対する協力要請は行っておりませんが、喫煙場所の現状等を勘案して、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 このように突き詰めて考えますと、喫煙する場所はどんどんなくなっていくということだと思います。もともと本庁舎の屋上に喫煙場所が設置されておりましたが、大きな問題があったのでしょうか。昨今、喫煙場所が大変少なくなり、喫煙者の方には大変不便であり、不合理に思えてなりません。

国や府は予算を費やし、また条例などにより分煙化を進めているところですが、喫煙者は減り、肝心の肺がん患者は増え続けております。肺がんの原因は、たばこだけではありません。排気ガス、空気の汚れ、核実験の放射能降下物や高齢化によるものなど多々あります。このような他の原因を検証せず、ただ、たばこだけに拘るということは本末転倒と言わざるを得ません。また、たばこの追放を続けているWHOは、副流煙の健康被害について調査したところ、副流煙の環境にあった人のほうが肺炎が少なかったのを、

発表を見合わせるということがあったそうです。

日本国におきましては、たばこは合法的に販売され、その反面、喫煙に大変厳しい制限を強いております。分煙化は絶対に必要な施策であると思っておりますけれども、喫煙場所の確保も必要な処置と考えます。また、第一種施設(学校、病院、児童福祉施設、行政機関)でありまして、条件を満たせば、特定野外喫煙場所について、厚労省は建物の出入り口の前ではなく、「建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することのない場所」と想定しており、人が通る場所から何mといった距離の要件はありません。

このことを踏まえ、本町においても過度な分煙化よりも、来庁者や喫煙される職員の利便性や、財政的な面も考え、本庁舎の屋上に喫煙場所を設置することが妥当と考えますが、見解をお伺いします。

総務部長 次に、「役場庁舎屋上に喫煙場所を設置することについて」でございます。

確かに、平成31年4月に厚生労働省が示した「改正健康増進法にかかる質疑応答」では、第一種施設に設置する喫煙場所の要件として、施設を利用する者が通常立ち入らない場所とされており、具体例の一つとして屋上も示されているところでございます。どういった場所に喫煙場所を設置できるかは、望まない受動喫煙を防止するという観点から、各管理権限者において、どういった場所が適切かを判断すべきとされております。

この点では、本町の役場庁舎……（「たばこが……」他、議場内私語多し）……。

村上議長 静粛に。

総務部長 この点では、本町の役場庁舎屋上のフェンスで囲まれたスペースは30㎡足らずしかなく、庁舎出入り口から最も離れた場所でも数mしか離れておりません。この条件のもとでは、たばこの煙が建物内に流入するなどにより受動喫煙の被害を受ける可能性が高いと考えられますので、喫煙場所としては適切ではないと判断しております。

また、平成31年3月に制定された「大阪府受動喫煙防止条例」におきましては、第一種施設において敷地内全面禁煙の努力義務を設けていることから、役場庁舎屋上に喫煙場所を設置することは適切ではないと判断いたしております。

以上でございます。

大久保議員 それでは、どこが適切な場所とお考えでしょうか。

また、本町におきまして約1億円のたばこ税が歳入としてあげられていますが、喫煙者の方は納税の義務を果たされております。それに対して、何らかの喫煙場所の対策は町として考えるべきではありませんか。また、町内で少ない喫煙場所の一つとなっておる町立体育館が敷地内禁煙となった場合、将来、廃館になった場合、職員や一般の方は一体どこで喫煙するのでしょうか。

総務部長 まず1点目の、どこが適切な喫煙場所かということでございますが、「健康増進法」の改正及び「大阪府受動喫煙防止条例」の内容に鑑み、第一種施設である庁舎敷

地内は全面禁煙が適切であるというふうを考えております。

続きまして、たばこ税の関係でございますが、町たばこ税につきましては、ここ数年来、1億円前後の歳入額で推移をしている一般財源でございます。なお、喫煙場所の対策につきましては、たばこ税の多寡等に関わらず、町として判断すべきことであると認識をいたしております。

3点目でございますが、将来的な仮定のご質問にお答えすることは難しいことでございますけれども、近隣の公共施設に喫煙場所がなくなった場合は、法令の内容と、社会通念上一般的と認められるマナーの内容に従って対応することになると認識をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 他市町村の例を見ますと、道路上に公共の喫煙場所を作るなど対策を講じておられます。本町としましても、なるべく、財政厳しいですから、お金のかからない方法で対応していく方法が必要だと思います。

そうしまして、公共の喫煙場所が少ないということも一つの要因で、町内にポイ捨てたばこが散見されると思います。その対策として、携帯用の吸い殻入れの配布やポイ捨てたばこをやめていただくための啓発活動は、本町としてどのようにお考えでしょうか。

都市創造部長 次に、「ポイ捨てたばこに対する啓発活動について」でございます。

町といたしましては、特にポイ捨てたばこに絞って啓発物品を配布するなどの対応は行っておりませんが、ポイ捨てを抑制するための方策といたしまして、ポイ捨ての多い場所への啓発看板の設置や、広報誌への掲載等を行っております。また、町が事務局を担っております島本町生活環境美化推進連絡会の活動といたしまして、生活環境美化促進週間における町内美化全般にかかる啓発活動を実施しておりますほか、町内一斉清掃時の住民の皆様による、ポイ捨てされた吸い殻などの清掃活動を実施していることなどが、一定の抑止効果に繋がっているものと認識いたしております。

以上でございます。

大久保議員 町内一斉清掃とか清掃活動で、一定の抑止効果があるのではないかということですが、捨てる方は拾いません、拾う方は捨てません。そういった予測から言いますと、私はちょっと抑制に繋がっているのかどうかというのは、はなはだ疑問に思っております。

そうしまして、今後とも条例等で喫煙場所が厳しく制限されると推察されます。その反面、喫煙場所の確保も必要と考えますので、本町としてご検討のほう、よろしく願いを申し上げます。

次の質問に入ります。2点目、「島本町庁舎内の節電対策」について。

令和2年度予算編成にあたり、町長より各部長宛てに、厳しい財政状況を受け、令和元年当初予算のうち経常経費の95%の範囲内で予算請求をすることとし、新規事業や

既存事業の拡充の請求は原則採択しないものとする旨の通知が出ております。この厳しい状況を踏まえまして、質問をしております。

まず、庁舎内節電の具体的対策について、お伺いします。

総務部長 それでは、「庁舎内の節電対策」について、ご答弁申し上げます。

まず、「具体的な節電対策について」でございます。

役場庁舎内における具体的な節電対策といたしましては、パソコンのディスプレイの明るさを原則として40%に設定すること、退庁時にパソコンの主電源を切ること、エアコン使用時の室内温度の目安を夏季は28度、冬季は19度とすること、照明器具は事務に支障のない範囲で間引きすること、原則として昼休み時間及び20時以降は消灯すること、ノー残業デーを徹底すること、エレベーターは原則として荷物の運搬以外では使用しないこと、などの対策を実施しているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 大変細かく、厳しく対策をされていると思います。この「庁舎内節電対策の成果と課題」を伺います。

総務部長 次に、「節電対策の成果と課題について」でございます。

節電対策につきましては、何ら実施しない場合と比較すれば、消費電力量や電気使用料の削減効果はあるものと考えておりますが、具体的な削減量や効果額を測ることはできておりません。

以上でございます。

大久保議員 具体的な削減量や効果額を測ることはできてない、ということなんですけども、職員の皆様に節電を促すのに、その成果を示すということは必要と考えますが、見解をお願いします。

総務部長 具体的な数値として効果を算出することはできませんが、ここ数年の傾向としては、役場庁舎の電気使用料は減少傾向となっております。要因といたしましては、庁舎で実施している節電対策とともに、平成23年度に地域グリーンニューディール基金事業として庁舎省エネルギー改修工事を実施し、ソーラーパネルによる自家発電を開始したことなどによるものと認識をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 数字として、なかなか示しにくいのかも知れませんが、職員さんの啓発には繋がるのかなと思いますので、もし、実行可能であればお願いをいたします。

また、「原則20時に消灯する」ということですが、実際には町長室を含めまして、夜遅くまで照明が点いていることがありましたが、現状をお伺いします。

総合政策部長 「夜遅くまで照明が点いている現状について」でございます。

本町では、平成26年10月に「時間外勤務の適正化方針」を定め、職員の健康の維持増進及び仕事と家庭生活の調和の観点から、可能な限り時間外勤務を抑制するよう取り

組んでいるところであり、同方針におきまして、時間外勤務を行う場合における帰庁時間の目安を定めております。

具体的には、時間外勤務命令を行う場合、20時を一定の目安としており、特別の事情により20時を超えて時間外勤務を行う必要がある場合であっても、原則22時までとしております。このため、各部局における業務の繁忙状況等によりまして、20時以降も時間外勤務を行っている実態はございますが、その際には節電の観点から、可能な範囲で室内の部分消灯に努めているところでございます。

なお、特別職につきましては労働時間管理の対象外となっておりますが、一般職と同様、節電の観点のもとより、健康面や、仕事と家庭生活の調和等に留意して職務を遂行していただくことが大切であり、秘書担当といたしましても公務の調整に努めているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 20時までということが22時まででは認めているということですが、現状にあわない規則を作り、職員にプレッシャーを与えてはいないのでしょうか。

総務部長 職員に対する庁舎節電対策にかかる通知におきまして、原則として20時に消灯することといたしておりますのは、「時間外勤務の適正化方針」の中で20時を一定の目安として帰庁する、としていることによるものでございます。

「時間外勤務適正化方針」との整合を図りながら節電対策に取り組むという趣旨であり、必要やむを得ず時間外勤務を行う場合にまで消灯を強制するものではございません。

以上でございます。

大久保議員 消灯を強制するものではないということですが、それでは特別職は対象外ということですが、町長が早く退庁しなければ、関係職員は退庁できないのではないのでしょうか。お伺いします。

総合政策部長 特別職につきましては労働時間管理の対象外となっているものの、率先して時間外勤務の抑制に努めていただくことが望ましいことは認識をしておりますが、現実的には執務が夜間に及ぶ場合もございます。そのような場合、特に必要な場合を除き、秘書担当を含め関係職員は特別職より先に退庁させていただくこともございます。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。しかし、官公庁の通例を見ますと、首長等はやはり早く退庁されるのが望ましいと思いますので、町長、よろしくお願いを申し上げます。

次の質問です。庁舎の老朽化もあり、冬季の暖房について、庁舎内の空調だけでは問題はありませんか。

総務部長 次に、「冬季の暖房器具について」でございます。

原則として、個人用の暖房器具の使用は認めておりませんが、病気その他特別の事情により、使用を許可する場合はございます。

以上でございます。

大久保議員 使用の許可は、どなたが行うのでしょうか。

総務部長 私、総務部長が決裁して許可をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。それでは、庁舎内での私物パソコンの使用は認められているのでしょうか。

総務部長 「庁舎内における私物パソコンの使用の可否について」でございます。

庁舎内に私物のパソコンやスマートフォンを持ち込んで使用すること自体は禁止をいたしておりませんが、私物のパソコン等を行政情報にアクセスできる環境において使用することにつきましては、原則として禁止をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 職務上、私物のパソコンは必要なのでしょうか。また、セキュリティの観点からも、私物のパソコンの持ち込みは問題があるのではないのでしょうか。

総務部長 基本的に、職務上、私物のパソコンが必要となることはないと考えております。

またセキュリティの観点からは、私物のパソコン、タブレット等を行政情報にアクセスできる環境において使用することは、原則禁止といたしております。

以上でございます。

大久保議員 今回はセキュリティの質問ではありませんので、これ以上質問はしませんが、私物のパソコンの持ち込みには非常に問題があると思っておりますので、今後とも対策を、よろしく願いをいたします。

それでは、町長は私物の電化製品を町長室でお使いなんですか。お伺いします。

山田町長 現在は、私物のパソコン端末等を町長室で使わせていただいております。このパソコン端末につきましては、私が個人的にスケジュール管理等を行うためのものでございまして、もちろん、行政情報ネットワークには接続をしております。執務室における私物の利用については、議員ご質問の節電の観点はもとより、セキュリティや公私の区別にも関わることでありと認識をいたしておりますので、私といたしましても必要最少減の範囲に留めるべく、改めて留意をさせていただきたいというふうに思っておりますし、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 改めて留意をするということですが、町長室はいろいろな方が入られますので、つまらない指摘を受けないように、パソコン以外にも留意をされるようお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。3点目、「島本町の民生委員活動費」について。

大阪府泉佐野市の民生委員が所属する民生委員児童委員協議会（民児協）が、公金から委員に支給される活動費を全額天引きし、研修名目の旅行費や懇親会費などに充てて

いたことがわかりました。また、同市の民生委員には活動費が1円も支払われておらず、大阪府はこれを問題視し、調査するという事です。このことを踏まえまして、質問をしてみたいです。

まず、本町の「民生委員活動費の支給状況」をお伺いします。

健康福祉部長 それでは、「民生委員活動費」について、ご答弁申し上げます。

まず、「民生委員活動費の支給状況について」でございます。

民生委員活動費助成金につきましては、地域福祉活動の中核となり、その推進に努められている民生委員児童委員の活動の一層の充実を図るため、交通費や活動費等を助成するものでございます。民生委員活動費助成金の支給状況につきましては、大阪府を通じ、民生委員児童委員1人当たり年間5万9千円が交付され、本町の民生委員児童委員協議会の指定口座に交付された助成金が振り込まれることとなっております。平成30年度の交付実績につきましては、327万458円となっております。

また、本町の民生委員児童委員協議会におきましては、1人当たり5万9千円のうち、協議会の総会開催時に配分等について諮り、承認を受けたうえで、協議会が徴収した2万6千円を全体の活動費として、定例研修、管外研修、一日里親、民児協だより、年長者との交流会等に充当し、各民生委員児童委員個人には3万3千円が支給されているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 ただいまご説明がありましたとおり、民生委員は無報酬のボランティアではありますが、交通費や電話代など活動に必要な実費弁償として、国が1人当たり年間5万9千円を都道府県などに交付税として配り、大阪府では、府が各市町村の民児協に支給し、民児協が委員に支払う流れとなっております。

この大阪府の支給方法や支給金額についての課題や、問題点はないのでしょうか。

健康福祉部長 続きまして、「支給方法や支給金額の課題等について」でございます。

民生委員活動費助成金につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、大阪府を通じ本町の民生委員児童委員協議会の指定口座に振り込まれており、現時点で課題や問題点は生じていないものと認識しております。

以上でございます。

大久保議員 課題や問題点は現時点で生じてない、ということではありますが、協議会が徴収している2万6千円に対して、民生委員の方から何らかのご意見が出てないのでしょうか。お伺いします。

健康福祉部長 「民生委員の方々からの意見」について、ご答弁申し上げます。

本町の民生委員児童委員協議会におきましては、毎年度、総会開催時に配分等について各委員の皆様にお諮りしておりますが、民生委員児童委員の方々から、特にご意見等はございませんでした。

以上でございます。

大久保議員 特にご意見がない、ということでありました。

本町は民生委員の皆様いろいろな役割をお願いしているところですが、他の役割を果たすうえで支給される手当等がありますか。

健康福祉部長 続きまして、「他の役割を果たすうえで支給される手当について」でございます。

本町の民生委員児童委員につきましては、「島本町地域福祉推進委員会設置要綱」に基づき地域福祉推進委員を兼務していただくこととなっており、高齢社会への対応と、在宅福祉・地区福祉活動の充実に努めていただいているところでございます。その活動を支援することを目的として、地域福祉推進事務協力報償・月額3,750円を個人に支給しております。あわせて本町の附属機関の審議会等におきまして、民生委員児童委員の知識や経験、意見が必要な場合には、民生委員児童委員協議会に対し各種委員への推薦依頼によりご就任いただいております。その際は、委員報酬として、1日当たり7,500円が個人に支給されております。

以上でございます。

大久保議員 地域福祉推進委員等兼務されているということですが、本町のように民生委員の方の兼務の例は、他市町村にもあるのでしょうか。

健康福祉部長 「民生委員の方々の兼務の状況」について、ご答弁申し上げます。

近隣の高槻市や茨木市におかれましては、一部の民生委員児童委員の方々は地区福祉委員を兼務されているとのことでございますが、本町の地区福祉推進委員の相当する機関がないことから、民生委員児童委員の方々全員が兼務となる制度はないものと聞き及んでおります。また附属機関の審議会等につきましては、本町と同様、民生委員児童委員の知識や経験、意見が必要な場合には、民生委員児童委員協議会に対し各種委員への推薦依頼によりご就任いただいているものと聞き及んでおります。

以上でございます。

大久保議員 本町のように、民生委員児童委員の方々全員が兼務となるような制度はないということで、本町の民生委員の方は非常に果たされる職務が多いものと推察をします。

そこで、大阪府の吉村知事は「活動費を適正に支払うべき」と、今後、各市町村における活動費の使用状況を調査したうえで、府として指針を策定するということです。本町の民生委員の方に、何か影響やご負担を生じるということは想定されませんか。

健康福祉部長 続きまして、「今後、想定される影響等について」でございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、本町の民生委員児童委員協議会におきましては、民生委員活動費助成金の配分等を総会の開催時に諮り、承認を受けておりますので、現時点で特段支障等は生じておりません。しかしながら、今後、各民生委員児童委員に全額が支給された後に必要な活動費を徴収することになりますと、事務が煩雑になること

が想定されるところでございます。

いずれにいたしましても、大阪府で策定される予定の指針に基づきまして、民生委員児童委員協議会において適切に事務執行が行われるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 事務が繁雑になることが想定されるということです。本町の民生委員の職務内容は、他市町村より煩雑であると認識をいたします。そのうえで、民生委員の仕事がこれ以上煩雑にならないようにご支援、ご配慮をお願いをしまして、私の質問を終わります。

村上議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

引き続き、東田議員の発言を許します。

東田議員（質問者席へ） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目の「スポーツを通じた町のにぎわいづくり」について、お伺いをします。

国際的な試合やプロスポーツの世界などで、島本町出身や、島本町にゆかりがある選手が活躍をしています。このような場合、近隣他市のみならず多くの自治体でまちをあげての応援がされ、選手の活躍はまちの誇りとして、住民の皆さんが一丸となり、選手を応援している姿が報道等で見受けられます。

最近では、ラグビーワールドカップが日本で開催され、島本高校出身の堀江選手が活躍されたことは記憶に新しいと思います。行政関係者も、住民の皆さんも、島本高校の卒業生であるということは噂を知っている程度で、まちをあげて応援するというような雰囲気ではなかったと思います。

日本全国であれほどの盛り上がりを見せた日本代表選手達の活躍を、まちのにぎわいづくりや知名度アップに活用できなかったのはもったいなかったと、私自身も反省をしているところですが、今後、このようなケースがあった場合には積極的に取り組む必要があるのではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

総合政策部長 それでは、東田議員からの一般質問の1点目、「スポーツを通じたまちのにぎわいづくり」について、ご答弁申し上げます。

本町では、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、定住・観光プロモーションの推進の取り組みとして、自然環境や観光資源などの本町の魅力を発信することを記載しておりますが、スポーツの世界についても、町の知名度アップ、魅力の向上に繋がるPRの手法として活用できる一つの事例と考えております。

現在、島本町にゆかりのある方がスポーツ等で活躍された場合は、その個人や団体等から町長への表敬訪問の申し出をいただいた際にお受けしているところであり、その様子や活躍された内容については直近の広報しまもとに掲載し、住民の皆様へお知らせをしております。また世界大会等に出場され、横断幕等の設置場所の提供について申し出

を受けた際には、一定の基準に基づき、体育館等の設置スペースを提供するなどの支援を行っております。

なお、本年開催されましたラグビーワールドカップをはじめ国民が注目する大きなスポーツイベントの際には、開催地をはじめ選手の出身地等、全国各地でパブリックビューイングの開催や掲示物によるPR、また、活躍後の功労表彰等の取り組みが行われておりますが、それらの手法は、民間団体や卒業された学校等の実施主体の関わり方や、地域と選手とのゆかりの深さなどによって様々でございます。そのため、本町におきましても自治体としての関与のあり方につきましては、他の自治体の取り組み等も含め調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 本町の出身の選手がオリンピックやワールドカップ等に出場する機会というのは、なかなかないとは私も思っているんですけども、もし、あった場合、そのような機会が訪れた場合に備えて、準備はしておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

総合政策部長 本町出身の選手が世界大会等に出場された場合における応援など、町としての対応方法につきましては、あらかじめ方針等を整理しておくことが望ましいものと考えております。

なお、現時点においては、町としてそのような基準等がないことから、今後、他市町村の事例等を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます……（議場内私語多し）……。

村上議長 静粛に。

東田議員 そのような機会があった場合、横断幕や垂れ幕等を役場庁舎や各駅に設置するなどして、住民の皆さんへの周知を行い、一体感を高めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

堀江選手は島本高校卒業生ですけど、島本町の出身じゃなかったとは言え、もし島本町出身の選手でも、今の体制であったら、結果が変わらなかったんじゃないかなというふうに思っておりますので、ちょっとお伺いするんですけど……（議場内私語多し）……、ちょっと、うるさい。

村上議長 自分が発言しているときに後ろでうるさかったら、嫌でしょう。静粛にして。

総合政策部長 それでは、「横断幕の設置」に関しまして、ご答弁申し上げます。

例えば、中学生が全国大会に出場することが決定した際には、各学校で横断幕等を掲示する場合がございます。また、島本町出身の選手が国際大会に出場された際には、基準に基づき体育館等に横断幕等を設置していただいているケースもございます。これらの取り組みは、広く周知することにより、町全体で応援する気運を高めることにも繋がることから、今後も適宜対応してまいりたいと考えております。

なお、町としては現時点におきまして、主体的にどのような場合に掲示するかなど、具体的な対応方針等がないことから、こうしたことについても検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 国際試合等の中継では、代表選手の地元でパブリックビューイングが行われ、町の人たちが一丸となって応援する様子等が報道されています。本町においても同様の取り組みは可能であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

総合政策部長 「パブリックビューイングの取り組みについて」でございます。

全国的には、大きなスポーツイベントの際に、大都市のイベント会場をはじめ代表選手の出身校や出身地などでパブリックビューイングが開催されており、地元の住民や学校関係者などを中心に応援を行い、地域の盛り上がりにも寄与しているものと考えております。

パブリックビューイングの実施にあたっては、予算や人員などをはじめ参加者の範囲や会場の設定、メディア対応など、様々な事前調整が必要でございます。一方、民間主体で事業として実施される場合や、クラブのOB関係者等で主催される場合など、様々なケースがございます。まずは、実施主体として地方公共団体が自ら実施する事例や、それ以外の主体が実施する事例において、行政がどのように関与しているかなどについて調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 調査・研究はいいんですけど、まず町としてどのように関わっていくか、姿勢が問われているんじゃないかなというふうに思っております。町の皆さんが一丸となって応援してくれていると思うと、選手にも勇気が与えられ、地元を誇りを持って活躍していただけたらと思います。そして、それが町への愛着に繋がり、定住促進や、町の知名度向上にも繋がると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

総合政策部長 先ほどもご答弁を申し上げましたが、スポーツの世界につきましても、大きな大会で地元の選手が活躍することは町の知名度向上に繋がり、まちの魅力の発信をする一つの手法であると認識をしております。また同時に、住民の皆様が熱心に応援することにより、選手自身にとってもプラスになるとともに、町全体においても一体感が生まれ、地域への愛着が醸成されることにより結果的に住民満足度が高まり、定住促進にも寄与するものと考えております。

本町においては、これまでも町の広報媒体をはじめ各メディアへ情報提供等を行うことで町の魅力発信を行ってまいりましたが、引き続き住民の満足度の向上や定住促進の一環として、スポーツ選手への応援の気運を高められるよう、町内外に対するPR等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 プロスポーツの世界では、スター選手が出てくると、それに憧れて裾野が広がることにより、新たなスター選手が生まれてくるような好循環が見受けられます。本町においても、少年野球やサッカーなど、お子さんから大人までが各種団体にスポーツに触れられています。町としても生涯スポーツの推進をしている中で、島本町として応援するという姿勢を示すことが大事なのではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

総合政策部長 地元出身のスポーツ選手が活躍するという事は、地域の知名度向上にも繋がり、また次世代のスポーツ選手の育成にも繋がる可能性があることから、地域のスポーツ振興にも一定寄与するものと考えております。本町といたしましては、選手の活躍をサポートするために、これまで取り組みを行ってきたもの以外に、今後、どのような支援策が考えられるのか、近隣自治体の事例等も踏まえ検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 今現在の状況では、申し入れを受けることが前提となっていて、町として積極的に関わる体制ではないと思います。今年は島本出身の島本FC、羽田健人さんがJリーグ大分トリニータに入団されていますし、表敬訪問を受ける前提ではなく、こちらからアプローチをするような積極性が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、堀江選手については本町出身ではございませんが、地元の公立高校である島本高校は3年連続ではございませんが、定員割れが出ている状況であり、町内から入学する生徒も少ない状況であると聞いています。地元の島本高校のイメージアップのお手伝いぐらいはできたのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

総合政策部長 ラクビー日本代表の堀江選手の応援につきましては、これまで出身校である島本高校において懸垂幕の設置等が行われておりますが、ご本人が他市の出身であることや、大阪府立の学校ということもあり、町としてはあまり関わりが大きくなかったことから、同選手への応援等は積極的に実施しておりませんでした。

なお、今回のワールドカップでの顕著な活躍を受け、ご本人の認知度もこれまで以上に高まった中で、町内の住民満足度や本町の認知度向上のために、町として応援を今後どのようにさせていただくか、また堀江選手以外の方への対応の手法など、他市町村における担当部署や対応の実施状況、予算措置のあり方なども含め、検討はさせていただく必要があると考えております。

以上でございます。

東田議員 今回、堀江選手の活躍に島本町としての対応というのが、責めているわけじゃなくて、私自身ももっと提案したら良かったのになという反省から来てますけども、島校で確かに懸垂幕設置されておりますけども、地域の桜井台の方と島校の学生しか、なかなか目につかないので、島本駅とか水無瀬駅に設置できたら、もうちょっとま

た雰囲気的にも変わったのかなというふうには思っております。

それで、この小さな町ですから、このようなケースがなかなか、この先あるのかないのかもわからないですし、もし、毎年毎年予算計上しなければならないようなものだったら、いろいろ考えなければならないでしょうけど、10年に1回あるかないか、20年に1回あるかないかぐらいの話なんで、もし、こういうケースがあるんなら、積極的に町として応援しようよと。町のにぎわいづくりも、なかなか、皆さん取り組んでおられますけど、そんな決定打ないというのが実態だと思うんですよ。やっぱり、この島本町の出身の選手とかが国際舞台とかで活躍するとかなら、みんな喜んでいただけると思うので、もし、そういうことが実現したときであればね、しっかり準備しておいて、町の皆さんが一丸となって応援して、それが町のにぎわいに繋がるような取り組みを研究していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。「町財政の収支見通しの精度の向上」について、お伺いします。

本町地内において、公共施設の老朽化や施設の未耐震の問題などにより、役場庁舎の建て替えや第三小学校の耐震化と大型投資が必要であり、町財政への影響は甚大であると言えます。学校へ通う児童をはじめとする住民の皆さんの命を守り、安全・安心のまちづくりのため必要な投資であると認識をしているとともに、住民の皆さんへの住民福祉の維持向上、より良い行政サービスの提供のためには、計画的な行財政運営が必要不可欠であることは言うまでもございません。

しかしながら、第三小学校の耐震の費用は、当初予定していたものよりも大幅に増額し、役場庁舎の耐震工事の費用についても、過去に聞いていたものと乖離があるように思えます。安定的かつ持続可能な行財政運営のため、「収支見通し」の精度の向上は大きな課題であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。見解を伺います。

総務部長 それでは、「町財政の収支見通しの精度の向上」について、ご答弁申し上げます。

「普通会計中期財政収支見通し」につきましては、今後の行財政運営の参考資料とするため、当該年度の予算及びその前年度の決算などを加味し、5年間について、その時点で推計できる数値をもとに作成しているものでございます。このことから、以後の法令改正等に基づく制度改正や、前提となる施策の方向性の変更等により、各年度の決算見込みは大きく変動することが想定されます。

ご指摘のとおり、本町においては、公共施設整備など町財政に大きく影響する建設事業等が予定されていることから、今後の住民福祉の一層の向上と、より良い行政サービスの提供のためには、計画的な行財政運営が極めて重要であると考えております。このことから、議員ご指摘の「収支見通し」の精度の向上につきましては、安定的かつ持続可能な行財政運営のため、非常に難しいものの、重要な課題であると認識していると

ころでございます。

以上でございます。

東田議員 第三小学校の耐震化に伴う建て替えや役場庁舎の建て替えなど大きな事業を行う際、基本構想、基本計画、実施設計というように、計画を立てた進め方をしますが、これまで他の事業も含め、計画が進むごとに大幅に予算が増額となっているように思えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

教育子ども部長 第三小学校の実施設計により算出した予算が、基本構想時に示した工事費と比較して増大している理由といたしましては、基本構想の策定業者と実施設計の業者は、それぞれ入札により業者を決めたため、結果として異なる業者となっております。また、基本構想の工事費は、過去物件の経験値に基づいて算出しているため超概算費用であることに對し、実施設計は具体的な積算となりますことから、事業費に開きがあったものと考えております。

以上でございます。

東田議員 異なる事業者が積算なり計画なりを立てたということですが、この6月議会でも申しておりますけども、超概算というのが、「超」が何個あっても足りないぐらいの予算の開きが出ているんじゃないのかというふうに思います。そのような場合、最初に立てた計画は役に立たないものになっているんじゃないかというふうに思います。これについては、どのようにお考えか。

また、その都度その都度、業務委託で、決して安くはない支出がされていると思いますが、無駄にはなっていないのか、見解を伺います。

教育子ども部長 基本構想及び実施設計、それぞれの段階において必要となる業務を委託し、成果内容について検討を行い、成果品が無駄とならないように事務を進めておるところでございます。

以上でございます。

東田議員 進めているほうからすると、なるべく無駄にならないようにと事務を進めていくというのはわかるんですけども、実際、この当初予定していたものと違うような追加の予算が出てきて、役場庁舎の建設の計画などにも影響が及ぼされているので、無駄となっていると言わざるを得ないかなというふうには思います。実際、この「収支見通し」なり予算立てが、計画どおり進んでないというのも実態であると思います。

次の質問に移ります。工事の発注の際ですけども、入札を執行いたしますけども、工事の規模と発注先の規模のバランスが取れてないように感じます。中堅クラスでも十分施工が可能な規模の事業を大手の企業が入札した際、当然、会社としてかかる経費も大きいのですから、落札金額は高くなるのではないかと思います。一般競争入札などの際の募集要項を、近隣他市の事例等参考にされたことはあるのでしょうか。お伺いします。

総務部長 工事の規模と発注先の規模のバランスにつきましては、自治体の規模や工事の

内容によって様々でございますが、ご指摘のとおり、バランスによって落札金額は増減するものと思われま。今後も他団体の事例等参考に、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 入札が不調となっているようなケースが目立つと感じています。第三小学校については主要資材の値上がりが大きなき要因であると聞いているが、値上がりの情報が設計価格に反映されていないため起こったことだと思います。設計業務についても、業務委託により行われていますが、業務の完了はいつの段階なのか、委託料の支払いはどの段階で行われるのか、お伺いします。

教育こども部長 ただいまの質問について、第三小学校を事例にあげますが、第三小学校の実施設計業務の契約期間は平成28年3月24日から平成29年3月31日までとなり、支払いは業務完了後に行っております。また、現在、仮設校舎の基本設計や新A棟の省エネ適合性判定及び建築確認申請等を行う町立第三小学校整備設計等業務を委託しており、契約期間は平成31年2月8日から令和2年1月31日までで、本業務の支払いは業務完了後となっています。

なお、今回の入札不調の要因の一つではないかと考えておりますコンクリート価格の上昇でございますが、本年8月頃に、4月頃に比べ約20%程度急激に高騰しているため、告示を行った際に、設計には反映できていなかったものでございます。このため、本年12月6日に再度入札告示をした際には、一定、予算の範囲内で工事費の見直しを行っております。

以上でございます。

東田議員 これについては、この受託事業者が市場価格や業界の動向を注視していれば、このようなことは起こらなかったのではないかなというふうに思います。値段の上昇とか、そういうものはこの業務委託の期間内ですからこれをしっかり見ていただいて、その間に入札が成立するように、ちゃんと反映させていくというのは、当然やっていただかなければならなかったことじゃないのかというふうに思っているんですけども。

工事請負も業務委託も、契約には瑕疵担保の項目があると思いますけども、瑕疵のあるなしは、どのように判断するのか。また、そのような判断するシステムというのは存在するのでしょうか。

総務部長 工事請負につきましては、受注者から竣工届の提出があった日から14日以内に、本町の職員が図面や仕様書などに定めることにより、受注者の立ち会いのもと、瑕疵の発見も含めた工事の完成を確認するための検査を完了することになっており、工事の完成を確認した場合は、受注者から目的物の引き渡しを受けることになっております。目的物の引き渡し後におきまして、漏水、破損、錆、クラックなど、契約等で定められた内容どおりでない不完全な点があった場合は、受注者に対して相当の期間を定めて、

その瑕疵の補修を請求し、また補修に代え、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができることになっております。

設計業務委託につきましては、受注者からの完了届の提出があった日から 10 日以内に、本町の職員が仕様書に定めるところにより、受注者の立ち会いのもと、業務の完了を確認するための検査を完了することになっており、業務の完了を確認した場合は、受注者から成果物の引き渡しを受けることになっております。成果物の引き渡し後におきまして、当該成果物に瑕疵があることが発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、または補修に代え、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することが請求することができることになっております。

以上でございます。

東田議員 問題は、計画が進むごとに請負業者が替わることにより責任の所在がわからなくなることだ、というふうに考えています。各々の業者が、自らの立場で正解を出していることから責任を問えるものではないと考えますけども、構想や計画をもとに事業を進めていく立場からすると、当てにならないものにお金を払うようなことになっていると思います。最初から最後まで責任を持っていただく発注のシステムや、事業者の選定も検討していかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

総務部長 ご指摘のとおり、発注システムや事業者の選定につきましては、事業の内容に応じて適切に検討しなければならないものと考えております。国土交通省の資料によりますと、多くの地方公共団体では企画段階において、基本計画をもとに予算決定した後、基本設計段階以降を進めていく中で、要求内容の精査や変更に伴い、予算規模と設計内容の不均衡が明らかとなり、設計の見直しや予算の増額等、対応に苦慮しているケースが見られるとしており、本町におきましても予算の増額等に苦慮しているところでございます。

今後におきましては、国や他団体の取り組み等を注視し、多様な入札契約方式について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 建設業界では、人手不足であると聞き及んでいます。受注者が下請け業者に発注する金額も変動もしていますし、材料費等についても同様であると思います。オリンピックや万博などで、この傾向は進んでいくと思いますが、市場の価格と設計の単価の乖離、また技術者不足等の問題も、これまで以上に進むことも予想されます。

これからも大きな事業を進める際には、基本構想、基本計画、実施設計等の業務委託をすることになると思いますが、最初から最後まで責任を持っていただく発注のシステムの研究や、市場の動向等が適確に反映されるシステムの構築などを研究していただき、安定的かつ持続可能な行財政運営を進めていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

村上議長 以上で、東田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 27 分～午後 4 時 20 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員 (質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。

「子育て世代包括支援センター (日本版ネウボラ)」でございます。

地域社会から孤立し、妊娠や育児に不安を抱える子育て家庭が増える中、妊娠、出産、子育てを切れ目なくサポートする子育て世代包括支援センターが全国的に広がっています。支援機関や制度は多いものの、バラバラに対応しがちで必要な支援が届いていない状況もあり、このため日本版ネウボラは、あらゆるサービスを一体的に提供する仕組みとなっています。14 年から試行的に導入され、18 年 4 月現在の設置状況は全市町村の 44%、761 自治体で、1,436 ヲ所設置完了しています。

19 年度国の予算では 200 ヲ所分の新規開設する費用を計上しており、20 年度末までには全自治体で整備するよう促しているが、町はどのように対応されているのでしょうか。

健康福祉部長 それでは、岡田議員からの一般質問のうち、「子育て世代包括支援センター」について、ご答弁申し上げます。

「子育て世代包括支援センター」については、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供するため、令和 2 年度末までに市町村が設置するよう努めるものとされております。本町といたしましても、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、今後想定される新規事業として子育て世代包括支援センターの整備を掲げております。また、平成 27 年度から令和元年度を計画期間とした「島本町子ども・子育て支援事業計画」におきましても、地域における子育て支援サービスの充実の一環として、子育て世代包括支援センター設置の検討を進めることとしております。

本町の対応状況といたしましては、これまで、いきいき健康課、子育て支援課において検討を進めてまいりましたが、平成 30 年度からは政策企画課も検討の場に加わり、子育て世代包括支援センターの類型や取り組み内容について、他団体が実施している事例等を把握し情報共有を図るとともに、本町で実施するにあたっての体制や、いきいき健康課及び子育て支援課が実施している事業の整理などについて検討してまいりました。また本年度におきましても、引き続き庁内の関係部局で設置場所や職員体制、事業内容等について協議を重ね、令和 2 年度中の設置に向けて、当初予算に必要な経費を計上できるよう事務を進めているところでございます。

子育て世代包括支援センターを設置することで、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行えるよう体

制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 これは、もうすでに予定されておられるとお聞きいたしておりますが、新規事業となりますので、また来年度の予算計上の際には、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

②問目の質問に入ります。厚労省によりますと、16年度に虐待で死亡した子どものうち、0歳児が半数以上を占め、加害者は実母が最も多く、親の孤立化など要因が考えられ、育児不安などの対応を通じて、児童虐待を防ぐ役割も期待されています。

町では、令和2年度中の設置に向け当初予算に経費を計上できるように事務を進められていますこと、本当にありがたく思っております。ほんとに評価したいと思います、ありがとうございます。事務内容については、現在、協議を重ねられているようですが、この設置場所はどこになるのでしょうか。

健康福祉部長 「設置場所」についてのお尋ねでございます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、健康福祉部の所管といたしまして、母子保健事業と一体的に実施するため、ふれあいセンター1階のいきいき健康課の執務室内に設置する予定とし、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

岡田議員 それでは、③問目の質問を行います。町の相談支援は、どのような事業をあげられていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉部長 子育て世代包括支援センターの必須業務といたしましては、4点ございます。1点目につきましては妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、2点目といたしましては妊娠・出産・子育てにかかる各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、3点目といたしましては支援プランを作成すること、4点目といたしましては保健・医療、または福祉の関係機関との連絡調整を行うことでございます。

これらの業務を通じまして、妊産婦や乳幼児等、またその家族の実情を継続的に把握いたしまして、必要なサービスや支援を提供するため、関係機関との連携や連絡調整を行い、その後のフォローアップと評価を行うことができますよう、複数の専門職による相談体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。主な業務といたしましては、先ほど部長のほうから4点の事業内容を言われたと思いますが、心配しているのは、現在の職員体制で大丈夫なのかどうかというのを大変心配をいたしておるところでございますが、職員体制が大丈夫なのかということと、関係機関と連携を取られるということですが、この「関係機関」というのはどこを考えていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉部長 職員体制と、あと関係機関はどこを想定しているのか、というご質問でござ

ざいます。

「職員体制」につきましては、厚生労働省からの通知に、子育て世代包括支援センターには「保健師等を1名以上配置すること」という記載がございまして、担当部局といたしましては、現在、いきいき健康課に配置しております保健師の体制に加えまして、会計年度任用職員制度なども活用しながら、複数の専門職による相談体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。

また、「関係機関はどこを想定しているのか」というご質問でございしますが、基本的には保健・医療・福祉・教育などの関係機関を想定しておりまして、例えば医療機関であるとか、島本町、本町を管轄しております茨木保健所、大阪府の子ども家庭センター、また公立・民間を問わず保育所や幼稚園など、そういった保健、また教育の関係部局との連携を想定しております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。他の自治体におきましてはね、母子健康手帳交付時に、原則妊婦さんに関しては、その妊婦さんと面談するというようなところから窓口を出発されているようなんですけども、島本町はそのスタートは、どういうところからスタートされるんですかね。

健康福祉部長 まず、「どういったところからスタートするのか」というふうなご質問でございしますが、まず母子健康手帳の交付というのが一番初めの、町と妊娠されたお母様が接する初めての場面になるところが多いのかなというふうに想定しております。母子健康手帳の交付につきましては、従前からいきいき健康課の窓口におきまして、保健師や看護師による全数面接を行いながら交付を行っているところでございます。その窓口におきましては妊婦アンケートというものを実施しておりまして、そのアンケートにご記入していただきまして、妊婦さんの状況を把握をいたしますとともに、その時点で妊娠や出産に関するご相談がないかというようなところにも対応しております。

また、妊娠中に継続して支援が必要な方につきましては、地区担当の保健師が電話等による支援をすでに行っておりますので、今後、スタートいたしましても、同じような形で妊娠期から支援を開始していきたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 すいません、ちょっと私、前後になったかと思いますが、当初は健康福祉部と教育こども部で相談、話し合われて進められてたということなんですけど、途中から今度、政策企画課が加わるということなんですけど、この三つの部署で協議されつつ、その過程におきましてね、一番悩まれたことというんですか、ネックになったことというのは、どのようなことがありますか。

健康福祉部長 各部で協議する中での「ネックになったもの」は何か、ネックになったということは特段ないかなというふうに思っておるんですけど、現在、いきいき健康課が所

管しております母子保健事業、子育て支援課におきましては子育て支援事業を所管しております。妊産婦や乳幼児等を対象として様々な事業を実施しておりますが、従前から各事業の実施とか推進におきましては、健康福祉部と教育こども部の両部局におきまして連携を図りながら進めてきてまいりました。

子育て世代包括支援センターの設置にあたりまして、いかに効果的かつ効率的に、母子保健施策と子育て支援施策の両面から切れ目ない支援を行うことができる体制を作っていくのか、ということについて協議を進めてまいったところでございます。

岡田議員 子育て世代の包括支援センター、当初は目標としてなかったんですが、このたび産後ケア事業の実施を市町村の努力義務として、今回、「改正母子保健法」が11月29日に参議院本会議で、全会一致で可決成立したということですが、この子育て世代包括支援センターの機関と連携してね、一体的支援に努めなければならないということが改正法には明記してあるんですね。ですから、すでに2018年度には全市町村で32%にあたる667自治体が、もうすでに実施していると聞いておりますが、この話し合いの中で、町は産後ケア事業も含めて協議をされているのか。あるいは努力目標ですので、今後、検討をする課題として置いてあるのか。その辺がわかれば教えていただけますか。

健康福祉部長 心身のケアや育児のサポート等の決め細やかな支援を行う「産後ケア事業」につきましても、本当に必要な事業であるというふうに認識をしておりますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、担当部局といたしましては、まずは妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉などの関係機関による切れ目ない支援を行えるよう、ワンストップの相談体制を構築してまいりまして、さらなる機能の充実を図るうえで産後ケア事業、当該事業の実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございますので、まずは相談体制の構築が、初めて取り組むべき課題かなというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 すいません、町長にお願いしたいんですけども、財政が大変厳しい状況で、新規事業というのは難しいかなとは思っております。これ、来年の暮れから設置実現を目指して事務局のほうでは進めていらっしゃるようですが、財政的に経費計上ということになりましたら、順番もあるかと思いますが、この事業を新規事業として実現できるように、ぜひ来年度の予算には計上のほうをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

山田町長 担当からは様々、予算の面も含めて話は聞いておりまして、自治体としても努力義務ということで、設置はしていきたいという思いは私も持っております。ただ、まだ予算計上、確実にここでお答えできませんので、これから財政のほうでも査定がありますし、その後の私のほうでの査定もさせていただきますので、その中でトータル的な目線から、できるだけ積極的に設置はしたいと思っておりますけれども、その方向では

考えていきたいということで、お答えさせていただきます。

以上でございます。

岡田議員 すいません、苦しい答弁をさせまして。

最終的には、ぜひ実現をしていただきたいんですが、住民の周知ということに関して、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思っておりますし、これはふれあいセンターとおっしゃいましたよね。できましたらね、高槻市なんかはバツと書いて、天井からぶら下げてるような状況なんですけど、目に見えるような状態で、ぜひ周知をしていただきたいと思うんですけど、また広報等もあると思うんですが、周知に関してはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉部長 「周知」についてのお尋ねでございます。

今、令和2年度の予算策定過程でございますので、確定的なことはちょっと申し上げにくいなと思うんですが、もし予算がご可決いただきました際には、やはり住民周知というのは非常に大切なものであると考えております。広報媒体、ホームページ、またリーフレットなども作成して、広く周知を図りたいなと思うんですが、ふれあいセンターというのは非常に、今、保育所も設置されておりますし、子育て世代の方がたくさん来庁される機関でございますので、岡田議員ご指摘のように、よりわかりやすいような表示なども工夫をしてみたいなと考えております。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。「保育施設の周辺に『キッズゾーン』の整備」ということで、保育園児達の安全を確保するため、内閣府と厚生労働省は、11月12日、保育施設周辺の道路でドライバー等に園児への注意喚起など重点的に対策を講じる「キッズゾーン」の整備を促す通知を、都道府県や政令指定都市などに出されているとお聞きしております。

道路管理者や警察との連携など、町はどのように進められているのでしょうか。

教育こども部長 続きまして、「保育施設周辺に『キッズゾーン』の整備について」でございます。

去る令和元年11月12日付けで内閣府及び厚生労働省連名により、都道府県・指定都市あてに「キッズゾーンの設置の推進について」という文書が発出され、11月14日付けで、大阪府子育て支援課から同文書の送付を受けたところでございます。

キッズゾーンにつきましては、本年5月に滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後もたびたび子どもが被害者となる交通事故が相次いで発生していることを受けて、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、創設されたものでございます。キッズゾーンは、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずるものであり、保育所

等の担当部局が中心となって道路管理者や都道府県警察と協議を行い、保育所等を中心に原則 500mの範囲でこれを設定することで、地域の実状に応じてソフト面・ハード面での交通安全対策を行うものでございます。

現時点におきましては、三島地域各市の中で実際に導入を検討されている自治体はないものと聞き及んでおりますが、今後、制度趣旨の重要性や近隣市町村の動向も踏まえまして、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。内閣府と厚生労働省では11月12日に文書を出していますので、期間が短いということもありまして、でも、しっかりと取り組んでいただきたいという思いで、早速一般質問をさせていただいております。

いろんな通園・通学に絡む痛ましい事故が後を絶たない中で、ぜひ、未来の宝である子ども達を守るという観点から、事故防止対策を講じていただかなければならないと思っております。そのためにも、このキッズゾーンの整備があげられていますので、ぜひ保育担当部局、積極的に動いていただき、協議していただき、また設定されますことを強く要望したいと思います。これに関しては質問をさせていただくためにも、ちょっとまだ期間が早かったので、これ以上の内容的な質問は控えさせていただきますが、期間が短いということで、そのままではなくって、今後とも事故が起これないうちに、ぜひ手を打っていただきたい。このことをしっかりと要望させていただきたいと思っております。

そのようなことから、私の質問は2点で終わらせていただきます。ありがとうございました。

村上議長 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員（質問者席へ） 自由民主クラブの野村篤でございます。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

平成30年度決算により経常収支比率は101.7%へ悪化し、行財政改革による歳出の見直し継続はもちろん、歳入増加の方策もあわせて検討すべき重要課題です。中長期的には、島本駅西側は都市開発によって人口増、そして町民税や固定資産税といった基礎税収にも寄与しますが、まだまだ、阪急水無瀬駅前を中心とした再開発にも伸び代があります。

そこで、長期的な歳入増加と中期的な地域活性化という観点から、以下の内容について問います。

1、「長期的な歳入増加」について。

a. 駅前を中心とした再開発について。

阪急水無瀬駅前の再開発についての見通しはいかがでしょうか。また、阪急水無瀬駅前町有地（現駐車場）の売却検討状況は。

b. 築年数が経過したマンション管理及び建て替えの支援策について。

島本町内には、規模が大きく、建築から40年以上経過している分譲マンションが複数箇所見受けられます。島本町内の分譲マンションの管理組合状況把握、連携、支援の状況は。

c. 法人誘致施策の効果検証と見直しについて。

現状の誘致策と、平成23年4月1日に「島本町企業立地促進条例」を施行してからの効果は。また、島本町内から法人が転出されないような施策は。

2番に続きまして、いきます。2番、「中期的な地域活性化策」について。

a. ふるさと納税制度について。

町内事業者応援型2種とクラウドファンディング型、あわせて3種類ありますが、その位置づけと実施状況はいかがでしょうか。

b. みづまろくんの活用状況について。

みづまろくんの出勤状況、管理状況は。外部団体での活用検討状況はいかがでしょうか。

c. 水を使った事業の可能性は。

島本町商工会が中心となって実施している「離宮の水」ブランドの進捗状況と、今後の水資源を活用した事業の可能性は。

d. 「SMALL」の支援状況について。

10月号の広報にも特集が組まれていましたが、島本町の人、場所、知識、価値を拡げ、シェアする観点から始まったシェアリングエコノミーのSMALLの実施について、島本町の見解をお伺いいたします。

以上です。

都市創造部長 それでは、野村議員からの一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、「阪急水無瀬駅前再開発について」でございます。

阪急水無瀬駅前周辺につきましては、現行の「島本町都市計画マスタープラン」において中心市街地ゾーンに位置付けており、「地区の特性に応じて、都市基盤の整備・充実や地区計画などによる建築物の誘導を図ります。」と記載いたしておりますが、現時点におきましては、阪急水無瀬駅前再開発に関する具体的な計画はございません。

続きまして、「マンション管理及び建て替えの支援策について」でございます。

現在、町といたしましては、マンション等における管理組合の状況は把握しておりますが、過去には、管理組合の皆様から管理等にかかるご相談をいただいております。その際には、建物劣化診断調査、大規模修繕工事、改修、建て替えに関する内容についての相談対応窓口の開設や、アドバイザーの派遣等の制度を実施しておられます大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会をご紹介させていただき、ご相談いただくよう対応しているところでございます。

今後につきましても、ご相談等がございましたら、大阪府分譲マンション管理・建替
えサポートシステム推進協議会と連携して、これらの制度をご紹介してまいりたいと考
えております。

続きまして、「法人誘致施策の効果検証と見直しについて」でございます。

これまでの企業立地の支援策といたしましては、「企業立地促進条例」に基づく奨励
金制度の導入をはじめ、「都市計画マスタープラン」における産業系地域に、既存の企
業の操業を継続することを目的として用途地域の見直しを行い、町外への流出防止を図
ることや、町内転出を表明した企業に対する個別協議による対応などを実施してまいり
ました。

なお、本町におきましては市街化地域の面積が限られており、大規模な企業誘致とい
ったことは困難な状況でございますが、今後も町内企業の流出の防止はもとより、町外
からの企業立地促進に向け、各施策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、「中長期的な地域活性化策」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「ふるさと納税について」でございます。

現在、本町では、町内事業者応援型とクラウドファンディング型の二つの制度を実施
いたしております。町内事業者応援型では、町内の事業者から返礼品を提供していただ
くことにより、当該返礼品が利用者の多いホームページで紹介されることを通じて、当
該返礼品及び事業所のPRになるとともに、ふるさと納税を通じた売上げが見込めるな
ど、本町への収入の増加と町内事業者の支援を兼ねた制度でございます。一方、クラウ
ドファンディング型につきましては事業者応援型のような返礼品はありませんが、本町
の課題となっている事業に対し、町が行っている取り組みに賛同された方が、真にその
事業を応援したいという気持ちをこめて寄附を行っていただく制度となっており、寄附
を募るにあたり、事業内容の周知や当該事業が果たす効果などが非常に重要となって
くるものでございます。

なお、平成30年度の町内事業者応援型では47万8,002円、クラウドファンディング
型では5万円の寄附をいただいております。

続きまして、「みづまるくんの活用状況について」でございます。

今年度のみづまるくんの着ぐるみ使用状況につきましては、現段階で11回となってお
り、今後は、成人祭などのイベントに参加させていただく予定となっております。

なお、限られた人員体制の中、イベントに従事する職員の負担も少なからずあること
から、着ぐるみの活用策の一つとして、町職員以外の方でも使用していただけるような
仕組みを現在検討しているところでございます。しかしながら、現時点におきましては
着ぐるみが一体しかないことから、外部の方が使用し損傷があった場合や事故が起こっ
た場合の対応など、管理面でのルール作りなどが必要であると考えております。

続きまして、「離宮の水ブランドの進捗状況と、今後の水資源を活用した事業の可能

性について」でございます。

現在、本町と商工会が中心となって「離宮の水」ブランド推進協議会を運営し、離宮の水ブランドの普及に取り組んでいるところでございます。6月には認証審査会を開催し、新たに2品目を追加したことや、8月には「離宮の水」ブランド認証商品のクーポン付きチラシを全戸配布し、また10月には、マスコミ向けのガイドツアーを企画し、各店舗を巡るツアーを実施するなど、普及活動に努めました。そのほか、水無瀬神宮秋祭りなどのイベントに「離宮の水」ブランドのブースを出展し周知に努めたことや、定期的に事業者との意見交換会を開催し、今後の活動について議論するなど、様々な取り組みを行っております。このように少しずつではありますが、地道に普及活動を続けており、さらなる取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

また、「離宮の水」につきましては、限られた水量であり、一般の方と同様に取水量の制限を行っているところでございますことから、事業として大量の水を使用する場合につきましては、商品のブランド認証は困難でございます。そのため、仮にそのような大量の水を取水する事例が発生する場合には、別途、自社の井戸を掘ることなどについての協議が必要となるものと考えております。

続きまして、「SMALLの支援について」でございます。

まちのシェアリングエコノミーとして、民間の活力により生まれたSMALLにつきましては、本町としても新しい取り組みということで、毎月行われる会議に参加し、本事業について様々な議論をしてまいりました。その中で、この10月に広報しまもとで特集記事として取り上げるなど、町としてできる支援を行っております。

現在、サイトのリニューアルが完成し、町内で行われているイベントなどをサイト上で紹介しているところでございますが、まだまだ件数が少なく、一般の方に広く普及しているとは言い難い状況でございます。そのため、今後利用者の増加のために、その手法について、今後も引き続きSMALL内で協議されるものと考えており、町といたしましても、今後も本活動を支援してまいりたいと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

総合政策部長 続きまして私のほうから、1点目の「長期的な歳入増加について」のうちの「a. 駅前を中心とした再開発」の阪急水無瀬駅前町有地の検討状況について、ご答弁を申し上げます。

当該地につきましては、過去に、駅前の公共的機能を含めた活用の検討を行った経過がありますが、公共施設の総量圧縮の方針を示し、老朽化施設の更新や統廃合による建て替えを除き、原則として新たな施設の整備は行わないこととしております。また、施設の配置・整備にあたっては、できる限り多機能・複合化施設に統合していくこともあわせて示しております。このため行政機能を備えた新規施設の設置にあたっては、他の町施設の統廃合・再編等の状況を踏まえて判断する必要があるものと考えております。

そのほか、住宅開発により水無瀬駅前に求められるニーズが変化していくことも想定され、これらの状況を見定めながら、慎重に今後の当該地の活用を検討する必要があるものと考えております。

このため、現時点で売却や活用方法など具体的な方針は決まっておりませんが、引き続き、今後の状況の変化等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 各種答弁をいただきましたので、一つひとつ再質問をさせていただきます。

まずは、「長期的な歳入増加」という視点から順次させていただきますが、固定資産税の増加並びに減少を防ぐ観点から、今回、マンション管理及び建て替え支援についての質問をさせていただきます。町域内の建築から40年以上経過した、昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準によって建築された集合住宅に関して、お伺いいたします。

まず、旧耐震基準とは震度5程度の地震の際、建物が倒壊あるいは崩壊しなければよい基準であるということですが、旧耐震基準、どの程度の戸数が島本町内に存在するかは、把握はしていらっしゃいますでしょうか。

都市創造部長 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された集合住宅に関するご質問でございます。

平成29年3月に改定いたしました「島本町住宅建築物耐震改修促進計画」においてお示しいたしておりますが、旧耐震基準で建築された集合住宅の戸数は776戸となっております。

以上でございます。

野村議員 戸数としては776戸ということですが、各区分所有マンションにつきまして、管理組合や自治会の中で、やはり今後の課題として大規模修繕、そして耐震工事、建て替えといった大きな決断を余儀なくされる際には、どのような支援を町はできるものなのでしょうか。

都市創造部長 具体的に、まだそういったご相談というのは、私、着任してから受けてはおりません。ただ、第1答目でもご答弁させていただきましたような大阪府の外郭団体の、そのような相談をさせていただくようなセンターとも連携する中で、一定、町としても相談は受けてまいりたいと考えております。まだ、具体的に何をどのようなところまでは検討まで至っておりませんので、近隣他市等がどのような取り組みをされているかということも含めて、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 外郭団体として、1答目の回答として大阪府の分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会との連携ということで、お話もいただいております。

まず確認となりますけれども、開発許可の手続きや建築確認申請等を含めまして、町としては、どの程度、マンションの建て替えに関しては関与されるのでしょうか。

都市創造部長 まず、先ほどのご答弁の中で、ちょっと1答漏れておりまして、失礼いたしました。

旧耐震基準で建築された集合住宅の耐震化の促進におきましては、本町の耐震補助制度のうち、耐震診断補助において非木造住宅の集合住宅を対象に、1棟当たり最高100万円まで補助をさせていただいております。今後におきましては、そのような制度利用に際しての周知啓発も、あわせて図ってまいりたいと考えております。

あと、マンション建て替えについての再度の部分でございますが、先ほどもご答弁申しましたとおり、マンション建て替え等にかかるご相談等いただいた場合には、専門的な知識をお持ちである大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会と連携のうえ、対応させていただくこととなります。また、開発許可や建築確認につきましては大阪府の権限になり、町においては開発や建築にかかる指導等を実施するものとなるものと考えております。

以上でございます。

野村議員 町としましては、やはり建て替えの支援等、先ほど耐震診断に関する支援の話はご提示いただきましたが、一定規模の集合住宅が建て替えできるようにして、今、住まれている方が安心して今後もお住まいいただけるようにしておく必要が、やはりあるかというふうに考えております。

近隣の建て替えの事例としますと、例えば産経新聞の平成31年2月の記事でも紹介がありましたが、千里ニュータウン、その中の千里津雲台で実施された建て替えの事例におきましては、例えば建て替えにより戸数を増やして、マンションの開発業者が1戸約1,900万円で購入取られて、その住民皆様が住み替えや、建て替えたマンションへの入居資金とされるという事案がありました。

耐震補強のような大規模修繕となりますと、どうしても各管理組合のほうで積み立てられた修繕積立金だけで負担金というものが充足するかというのは不透明でありまして、この千里津雲台におきましても、1戸当たりは追加の負担額約600万円ほどは必要になるということが、やはり負担として大きいので建て替えを決断するというところで、組合で動かされたという経緯があったということで確認しております。

建て替えられなければ、どうしても住民の方が、最終的に住み続けられなければ出ていくということで投げ売りされるような状況や、管理費や修繕費の滞納といった状況から、その地域、その分譲マンション等がゴーストタウン化していくようなことも懸念されますし、例えば、いわゆるランプのジョーカーを押しつけ合うようなことではなくて、新しい手札から始められるような建て替え方法についての選択肢というものは、狭める必要というのはないかと思われましても、見解はいかがでしょうか。

都市創造部長 集合住宅の建て替えに際しての方法等につきましては様々で、議員から先ほどご紹介いただきました事例も含め、町として対応できるものについては調査・研究

してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 そうですね、どうしてもマンションの建て替えというのは、長期的に見た場合には、差し迫ってはいませんが、今後、かなり出てくる問題というものに向き合う際に、住民の皆様からの声、相談というのは島本町にも大きな課題の一つとしてあがってくると思われま。

先ほどからのお話で、建築関係の許可に関しては島本町ではなくて大阪府に権限があって、実際に対応いただくのは大阪府関係団体の方に、ご紹介であったり、相談に関してもなっただく。それもあるにせよ、やはり住民の皆様にとっては一番身近な存在はこの島本町でもありますし、行政職員の皆様も、もちろん一番島本に関しても詳しいかと思しますので、そういった住民の皆さんが不安を取り除けるような身近な存在としては、ぜひ、有事の際は連携して動けるようにということで、調査・研究を引き続きお願いいたします。

では、別の質問に関する再質問に移らせていただきます。「法人誘致策の効果検証と見直し」に関する質問と、企業立地について、再質問に移らせていただきます。

例えば、以前に日立金属株式会社に移転されるとの際、町長も東京へ行って招請したということも聞いておりますけれども、結果的には半分機能を残していただいたという状況で、まずは確認になるんですけども、いつ行かれて、どんな交渉をされたのか。そして、どんな関係性を作られたという意味で意義があったのかどうか、確認をまずさせていただきます。

都市創造部長 「日立金属株式会社との交渉内容等について」でございます。

平成 29 年 7 月に、大阪府商工労働部の職員にもご同行いただき、町長をはじめとする本町職員が日立金属株式会社東京本社に出向き、執行役の方をはじめとする幹部の方に対して、企業誘致に関する要望活動を行いました。訪問にあたっては、本町の課題や要望につきまして、当日、改めて申し上げるとともに、要望書の提出もさせていただきました。

なお、主な要望書の内容といたしましては、町の大規模マンション開発に伴う町財政への影響についての懸念や、企業立地に伴う税金や雇用の効果をご説明し、大阪府とともに企業誘致に向けた跡地活用の対応をお願いしたものでございます。

なお、本要望活動による企業への影響が具体的にどの程度あったかについてはわかりかねますが、本町との関係性の構築も含め、一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

野村議員 では、その法人の誘致に関してですけれども、最近、菅官房長官が高級ホテルを各地域で誘致をするような話をおっしゃってましたが、国が支援するとの方針を打ち出されておりましたが、例えば本町の風光明媚な河川や丘陵地、そういった場所にホテ

ルを誘致するような考えというのはありますでしょうか。例えば、準工業地域ということで、現在、日立金属株式会社が立地する場所にはホテル建築も可能となりますが、そのような誘致するような考えはありますでしょうか。

都市創造部長 「ホテル誘致に関する考え方について」でございます。

現在、町といたしましては、町内の丘陵地などにホテルを誘致するという具体的な計画はございません。また都市計画上の規制や、周辺の住環境への影響、また立地に必要な用地の確保等を踏まえ、積極的な誘致については様々な課題があるものと認識いたしております。

また、日立金属株式会社の用地にホテルを誘致する考え方についてでございますが、平成29年10月に同社から、今回の移転においては熊谷市への研究機能の集約を行うものの、生産機能は引き続き本町に残し、あわせて当社所有の土地の売却を行わない旨の報告を受けております。このように企業としての土地利用の方針が示されている状況の中、ホテルを含め当該地への他企業の誘致等については想定いたしておりません。

以上でございます。

野村議員 そうですね、過去数十年にわたり、この島本町に根付いてこられた企業でも、やはり企業として、組織としては株式会社という利益追求型の組織は、決定権を持つのは株主の方がなるかと思えます。移転について一定ご理解をいただいても、今後の景気動向などにより大きな決断をされるという可能性は十二分に考えられるかと思えます。人の滞在がなされるようなホテル、特に大規模なものになりますと、地域への商業的な波及効果、観光資源開発や、現在、島本町に拠点を置いていただいている各法人にとっても多分に望まれるものかなということも一つかと思えますので、ぜひ、可能性としては拡げていただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。「中期的な地域活性化策」について、各内容を再質問させていただきます。

まずは、「ふるさと納税について」です。ふるさと納税の中の、先ほど金額もご提示ありましたが、町内事業者の応援型は少しずつ実績を上げてきているというふうに見受けられますけれども、クラウドファンディング型に関しては5万円であるということも含めて、実績に関して上がっていないというふうに見受けられます。貴重な歳入の一つであるという認識はもちろん持っていますけれども、その効果検証についてはいかがお考えでしょうか。

都市創造部長 「クラウドファンディング型ふるさと納税の検証」についてのご質問でございます。

昨今の財政状況などに鑑み、歳入の確保については、様々な手法について試行錯誤を行いながら、まずは取り組みを行うべきであるという認識のもと、クラウドファンディング型ふるさと納税に取り組んで来たところでございます。

なお、議員ご指摘のとおり、大きな実績は上がっていないのが現状であることから、限られた人員の中で事務負担の費用対効果等を検証し、必要に応じて事業の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 事務負担の費用対効果ということですが、事務負担もやはり鑑みていただきまして、より効果をあげるような方策であったり、もしくは事業見直しによる人員余剰を出していただけるように検証も続けていただければと思います。

続きまして、公認キャラクターの「みづまるくん」についての質問に移らせていただきます。

先ほどの答弁の中では、職員以外の方がマスコットキャラクターの着ぐるみを使用できる仕組みを検討中、ということですがけれども、例えば隣の高槻市では、外部団体の高槻市観光協会が管理も含めて貸出などをすべて行っているらしいです。島本町では、そういった取り組みはできないのでしょうか。

都市創造部長 「観光協会による着ぐるみの管理等について」でございます。

現時点におきましては、本町に観光協会がないことなどから、高槻市と同様の取り組みは困難であると考えております。しかしながら、他の団体やボランティアなどの協力も得ながら、町主催以外のイベントなどにも使用できるような仕組みができないかなど、本町の現状を踏まえた手法について、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 では、また次の質問に移らせていただきます。

「水資源の活用」に関してですが、「離宮の水」ブランドについて、先ほどマスコミのガイドツアーを実施したということで回答いただいております。具体的にどのようなアプローチをされたのか、お伺いいたします。

都市創造部長 「マスコミに対しますアプローチ」についてのご質問でございます。

マスコミ向けガイドツアーにつきましては、新聞社、出版社、テレビ会社など、マスコミ向け約20社に案内をいたしました。また一部の出版社については、大阪市内の事務所にて職員が足を運び、編集者の方に直接、本町の魅力である「離宮の水」やブランド認証商品の説明をさせていただき、ガイドツアーの参加についてお願いをしたところでございます。結果的には、ご参加いただいたのは新聞社1社のみとなりましたが、後日、「離宮の水」の認証商品や事業者を掲載していただき、ツアーの効果は一定あったものと考えております。

以上でございます。

野村議員 新聞社に取り上げていただいたということで、特産品の開発及びPRに関しましては、地域団体と連携しまして、マスコミへのアプローチというのは大変効果があることかなというふうに認識しておりますので、継続していただきたいと思っておりますけれども

も、あわせて、時代の流れに合わせたPR活動を実施をするということも重要かと思っております。新聞社や出版社だけではなくて、地域だけの情報をネットで発信しているような、いわゆるブロガーや、ソーシャルネットワーキングサービスを利用されている方や、最近ですと動画を配信されているといった方との連携ということも、そのPRの効果に関しては増えつつあるのかなという昨今ですけれども、例えばインターネットを活用した配信、情報の提供者に関してのアプローチというものは検討はされているのでしょうか。

都市創造部長 「インターネット等による情報発信者への対応について」でございます。

ご指摘のとおり、インターネットによる情報発信を行う個人や企業の影響力は、現在、非常に大きいものと考えております。

なお、行政として個別に情報提供し、その個人等による町のPRも期待する際には、発信者の影響力だけではなく、その個人等が持つ社会的信頼等も一定考慮する必要があるものと考えております。そのため、個々の情報提供の相手方の選定につきましては、他市町村の状況等も踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 PRについての質問を続けさせていただいております。島本町の魅力や情報発信に関しては、町外へ発信していくことについては、島本町、今の見解としてはどのようにお考えでしょうか。

都市創造部長 「町外への情報発信について」でございます。

本町においても、ホームページやフェイスブックをはじめ様々なPR活動を行っておりますが、これらの取り組みだけでは、町外への情報発信力は限定的であると考えております。そのため、高槻市との観光連携の中で実施しております「まるごと高槻」をはじめ影響力の大きいメディアや、幅広く発信が可能な大きな取り組み等におきまして、チラシの配布や商品PRを今後も実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 高槻市との観光連携の話もいただきましたが、もちろん、高槻市以外の近隣の市町村や、同じ文化的な繋がりを持った他の自治体との関連性もあわせた連携の取り組みというのは、今後も引き続き実施は、ぜひ、お願いしたいと思っております。

視点がちょっと戻りますが、島本町の「水資源を活用」という観点から見たときに、島本町内外の企業が、例えば「水」を使って何か連携をした取り組みというのはできるのでしょうか。取水量の話が回答いただいておりますので、どうしても取水量の観点からは、「離宮の水」ブランドの認証というのは難しいかと思っておりますけれども、例えば今ですと、各地で水を活かした地ビールなんかが流行はしていますが、どのような配慮が必要なんでしょうか。

都市創造部長 「水を使った町内外の企業との連携について」でございます。

島本町の魅力の一つである名水を活用した名産品について、町内外の事業者が新たな商品の開発などに取組まれることは、一定、想定されるところでございます。しかしながら、本町の地下水につきましては、一定規模の施設による新たな汲み上げを行うにあたって、「島本町地下水汲み上げ規制に関する条例」に基づく許可が必要となることなどについて留意する必要がございます。

いずれにいたしましても、本町が独自で商品開発をすることは困難でありますので、事業者が新たに商品開発等を開始される場合におきましては、貴重な地下水を利用される取組みが本町にどのような効果や課題が生じるかなどを検証したうえで、支援等について検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

野村議員 では、再質問として、SMALLのシェアリングエコノミーに関して、お伺いしたいと思います。

現在、SMALLのウェブサイトを見ますと、イベント情報というものが中心になっているというふうにお見受けします。本来の理念としましては、このシェアリングエコノミー、資源を共有し合えるような、そういう取組み、シェアリングエコノミーという視点を維持して欲しいというふうに考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。また、島本町はどこまで関与をしておられるのでしょうか。

都市創造部長 「シェアリングエコノミーの取組みに対する関与等について」でございます。

SMALLの取組みは、平成28年度に大阪地域創造ファンドを活用し立ち上がった団体であり、シェアリングエコノミーの概念を取り入れ、当初より団体として自走し、活動することを目的とされております。

なお、シェアリングエコノミーに関するこのような取組みは本町では初めての試みであり、行政としては後方的な支援や、関係団体へのコーディネートなどにおいて携わっております。また、このSMALLは先進的な取組みとして、首相官邸のホームページにも先進事例として取り上げられており、本町といたしましても、イベントの紹介をはじめ新たな展開を期待したうえで、引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 先ほどのSMALLの話での答弁もいただきましたが、各種地域活性化に関しては様々な取組み、島本町内の地元の皆さんが考え出されたものというように多々ございます。それに対して島本町ができることは、基本的には、やはり側面的なサポートになるかと思っておりますので、引き続き支えて、ともに連携しつつ歩んでいただくように、よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

村上議長 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

引き続き、塚田議員の発言を許します。

塚田議員（質問者席へ） それでは、通告に基づき一般質問を行います。

本年度の施政方針にもあります「自治体クラウド」について、前の委員会等でも質問させていただいておりますけれども、引き続き、幾つか確認の質問をさせていただきたいと思います。

まず自治体クラウド導入について、「現在までの町の検討状況」をお伺いいたします。

総務部長 それでは、塚田議員からの一般質問のうち「自治体クラウド」について、ご答弁申し上げます。

自治体クラウドは、外部のデータセンターにおいて管理・運用されている情報システムやデータを複数の自治体により共同利用する取り組みであり、本町においては、現行の基幹系システムの機器等の賃貸借契約が満了する令和3年1月からの導入を想定し、事務を進めてきたところでございます。自治体クラウド導入の効果といたしましては、業務の標準化、セキュリティの向上、被災時の業務継続性の確保、運用コストの削減などが見込めるものと考えております。

なお、平成30年6月15日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言」では、令和5年度末までに自治体クラウド導入団体を約1,100団体にするとの目標を掲げていることから、自治体クラウドの導入については積極的に進める必要があるものと考えております。

次に、自治体クラウド導入にかかる「現在に至るまでの検討状況について」でございます。

平成29年5月に大阪府から自治体クラウドの導入について助言を受けたことなどから、豊能町、河南町及び千早赤阪村の3町村で構築される自治体クラウドへ参入することを念頭に事務を進めることとし、同年12月14日付けで、総務部長名で各部局長宛てにその旨の通知を行っております。また平成30年度以降におきましては、事務担当者説明会やシステム機能の仕様調整等を進め、3町村クラウド移行後のシステム運用について、事務担当者レベルで確認作業を進めてまいりました。

また、これと並行して、3町村クラウド以外での自治体クラウドの導入につきましても検討を行いました。具体的には、能勢町との2町での自治体クラウドの構築を想定し、複数のシステム開発業者から自治体クラウド導入にかかる仕様等の情報提供を依頼し、機能面やコスト面等を比較するなど、3町村クラウドへの参入が適当であるか否か、検証等を行いました。その結果、本町においては、令和3年1月から3町村クラウドへ参入することが適当であると判断し、本年11月28日付けで各部局長宛てに参入を決定した旨を通知いたしました。

今後につきましては、豊能町、河南町及び千早赤阪村とクラウドシステムの共同利用等にかかる協定の締結に向け、事務を進めてまいり予定でございます。

以上でございます。

塚田議員 基幹系システムの機器等の賃貸借契約が満了し、更改する令和3年1月からの導入を想定し事務を進めてこられたということで、前の委員会でもご答弁いただいておりますけれども、その中で、3町村クラウドに参入するか、それとも能勢町との2町で自治体クラウドを構築されるかということと比較検討されてきた中で、今回は3町村のクラウドに参入するということを決められた、方針を出されたということだと思うんですけども、自治体クラウドを導入した際の効果として幾つかあげていただきましたけれども、業務の標準化によるメリットについて、説明をお願いします。

総務部長 「業務の標準化によるメリット」でございますが、情報システムを標準化し、それにあわせて業務を標準化することのメリットといたしましては、町独自のカスタマイズをしないことにより、追加的な情報システム経費の発生や、システム稼働が不安定になることを防止することができるなどの効果があるものと考えております。

国におきましては、人口減少社会においても行政サービスの水準を維持し、職員を、職員でなければできない業務に注力することなどを目指して、「スマート自治体の実現」を推進しております。業務の標準化は、こうした国の方向性に沿ったものであり、自治体として、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるために不可欠なものであると考えております。

以上でございます。

塚田議員 業務の標準化によるメリットを幾つかあげていただきましたけれども、生産年齢人口の減少により労働力の供給が制約される時代においては、職員は、職員でなければできない業務、より価値のある業務に注力し、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持するために、業務の標準化は必要不可欠なものである、ということでした。

町独自のカスタマイズをしないことによるメリットについてもご答弁いただきましたけれども、現在のシステム、ソフトウェアというのは、事業者が開発した業務システムのパッケージに、町独自の機能を追加、カスタマイズして利用されているケースがあるかと思えます。カスタマイズしないということは、標準仕様、パッケージ化されたものをそのまま使用するということになるかと思うんですけども、システム導入直後は新しいシステムになれることに加え、これまで使っていたカスタマイズ機能が使えなくなるという点において、職員さんの作業効率などが一時的にでも下がるというような影響が出るのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

総務部長 確かに、一部の業務におきまして、現在使用しているシステムと異なるシステムを導入することから、慣れるまでの間は業務に影響が生じる可能性はございます。また、クラウド化後も同一システムを使用する業務についても、現行システムで行っているカスタマイズを標準化することにより、業務への影響が生じる可能性も考えられると

ころでございます。

以上でございます。

塚田議員 役場全体でのシステムの大がかりな引っ越しになっていくことになるわけですから、データ移行については事業者と連携を密にして、くれぐれも支障のないように準備をしていただきますよう、お願いをいたします。また職員さんについては、今も非常に多くの業務を抱えていらっしゃる中で、新システムへの移行が過度な負担にならないよう、対応を重ねてお願いをいたします。

カスタマイズについての質問ですが、今回の自治体クラウド導入については、豊能町、河南町、千早赤阪村の3町村ですでに稼働しているシステムに参入する形になります。この3町村は、システム構築段階から協議をされており、カスタマイズ要件などの共通化を図り、仕様を決めてられました。最初のご答弁の中で「システム機能の使用調整等を進める」ということをおっしゃっておられましたが、3町村クラウドに参入する際に、仕様についてカスタマイズを行う予定があるか、お尋ねをいたします。

総務部長 まず、本町が3町村クラウドに参入することによって、現行の3町村のシステムにカスタマイズが発生することはございません。また本町におきましては、原則としてカスタマイズなしで導入できるよう調整を図っておりますが、政策的判断や業務効率を勘案し、やむを得ずカスタマイズを行う可能性もあると認識をいたしております。

なお、各業務におけるカスタマイズの可否につきましては、現在、関係課と調整を図り、検証をしているところでございます。

以上でございます。

塚田議員 すみません、ちょっと先ほどの作業効率のところに戻りますけれども、作業効率が一時的にでも下がるかも知れないというご答弁、いただいていたかと思うんですけれども、そのことに対して、何か対応策というのは検討されてますでしょうか。

総務部長 今後のスケジュールといたしましては、令和3年1月からの本格稼働に向け、令和2年4月1日から事業者との契約の締結を行い、データの移行作業等を進めることとなります。その移行作業の間に、事業者による操作説明や、デモ機を用いた動作確認を行うことで、導入後、スムーズにシステム操作を行えるよう対応するとともに、移行データの確認作業等についても十分な時間を取れるよう、事業者と調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、今回の3町村クラウドへの参入にあたりましては、現在の基幹系システムの提供事業者と自治体クラウド導入後の事業者が同一事業者となる予定であることから、移行作業を円滑に行うことができると見込まれ、システムの移行による影響は最少減に抑えられるものと考えております。

以上でございます。

塚田議員 原則カスタマイズなしの方向で導入を調整されるということですが、そ

うすると、これまで町が独自にカスタマイズしてきた、培ってきたノウハウというようなものがあるかと思うんですけれども、そういったものはどのように反映していくご予定でしょうか。

総務部長 3町村の自治体クラウドにつきましては、大阪版自治体クラウド標準仕様書をもとに事業者がシステムを構築していることから、移行後に住民サービスに大きく支障が出るものはないと認識をいたしております。また、令和元年度に業務ごとに仕様調整を図った結果からも、独自に培ってきたノウハウを変更することで、大きく住民サービスや事務の運用に支障を来すものではないと判断いたしております。

なお、前に述べたとおり、政策判断や事務効率を勘案し、必要性があれば、町独自のカスタマイズも視野に入れて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 わかりました。特に導入当初からカスタマイズをしなくてもサービスに大きく支障が出るものではないということ、理解をいたしました。

次に、「運用コストの削減」についてもメリットが見込まれるかと思うんですけれども、見込まれるメリットについて、ご説明をお願いいたします。

総務部長 業務を標準化することでシステム経費の削減が可能となるとともに、他の自治体と共同して情報システムの管理運用にかかるサービスを受けることで経費を分担することが可能となり、運用コストの削減効果が見込まれるものと認識をいたしております。

以上でございます。

塚田議員 今後、参加する団体が増えることによって、1団体当たりの負担額が下がるというようなものなのかどうか、お尋ねをいたします。

総務部長 3町村クラウドにおきましては、現時点でそのような取り決めが行われていないことから、加盟団体が増えることで1団体当たりの負担額が下がることはございません。しかしながら、今後、加入団体を増やすうえで、そのような対応を図るよう、事業者に対して求めることは必要であると考えております。

以上でございます。

塚田議員 大阪府下の自治体クラウド導入率は、まだおそらく2割程度だったと思うんですけれども、これからさらに増えていくことが想定されますので、そうした際に負担額が下げられるような取り組みも、ぜひ、あわせて考えていっていただきたいことを要望しておきます。

自治体クラウドはシステムの共同調達みたいなものだと思いますので、ベンダーからしてみれば、一つのシステムを作れば多数提供できるほうがいいでしょうし、その分、値段も下げやすくなるかと思っておりますので、導入するほうと提供するほうがウィン・ウィンの状況を構築できるようにやっていただきたいというふうに思います。

今回のクラウド化について、ある程度、コストメリットが見込まれているかと思うん

ですけれども、「コストの削減効果額の見込み」について、お示しをいただけますでしょうか。

総務部長 契約内容の詳細は、現在、調整中ではございますが、町独自のカスタマイズをせずにクラウド化をした場合、現行の経費と比較いたしますと、導入経費及びランニングコスト合わせまして5年間で約27%、税抜き額で2億円以上の削減効果を見込んでおります。

以上でございます。

塚田議員 削減効果については、そこそこ大きい金額であるなというふうに感じるんですけども、法改正とかマイナンバーとか、最近では元号のことであったり、基幹系システムというのはたびたび変更による多額の運用経費というのが発生することがあるかと思うんですけども、こういった変更に関しては、自治体クラウドでのシステム改修が必要になった場合というのは、費用はどういった扱いになるのでしょうか。

総務部長 法制度の改正によるシステム改修が必要となる場合につきましては、クラウド化についても、その都度、追加の費用は必要となってまいります。クラウド参加自治体間で分担できる費用でございますので、単独でシステムを変える場合と比較いたしますと、コスト削減効果が見込まれるものと考えております。

以上でございます。

塚田議員 コストを参加自治体間での分担ということだったと思いますので、改めまして、参入する団体が増えるような取り組みをお願いいたします。

財政状況が厳しい中で、大きな削減効果が見込めるこの自治体クラウドですが、なかなか進まない背景に、独自カスタマイズをなくすことができずに、自治体クラウドに参入した後もカスタマイズをやりたいようにといいますか、これまでどおりにやろうと思えば、結果的にコストメリットが出ないといったようなことが出てくることや、内部的にクラウド化の話を進めてもまとまらないといったようなことがあげられるんですけども、島本町では、そういったことを丁寧に進めていかれまして参入方針を決定し、先月の28日に各部長に通知をされたということで、関係課と調整されている担当者の方には、ここまで話をまとめることに大変苦労されたんだろうということを思います。

導入にあたっては、職員の皆さんに一時的に負担が発生することも想定されるということでしたけれども、今後の業務標準化や運用コストの削減、また、今回の質問では触れられませんが、災害への対応強化などに向け、本格稼働予定の令和3年1月まで、引き続きしっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは続けて、2問目の質問に移らせていただきます。

第三小学校のA棟の耐震工事が不調になりましたので、ちょっと質問をさせていただくんですけども、これまでも第三小学校新A棟の耐震化工事については、B棟においてコンクリートの厚み不足が判明したり、運動場に仮設校舎を建設することを決めた後

も、仮設と既設校舎の児童の往来や、給食の喫食場所について保護者の方のご意見を反映されたりと、職員の皆さんが非常にご努力されてたことは十分に承知をしているところでございます。

今回、工事の入札が行われるまで至って、これでやっと新A棟の耐震化が実現に向け始まるんだろうというふうに思っていた矢先の不調で、なかなか工事早く終わらないかなということはよく思うんですが、早く始まらないかなと思うのは、あまり経験はないんですけども、今後において、これがスムーズに進むように願うばかりであります。

保護者の方も、なかなか始まらない工事に対して不安を募らせているんじゃないかなというふうに思うんですが、一般質問の通告後に再度の入札を告示されて、ホームページ上で今後のスケジュールについてのお知らせも掲載されておりますが、第三小学校A棟の建て替え工事の入札不調について、「その原因と今後の影響」について、どうお考えになっているか、お尋ねをいたします。

教育こども部長 それでは、「工事単価上昇に伴う入札等への影響について」でございます。

第三小学校の耐震化につきましては、平成29年度にB・C棟について耐震補強を行い、A棟につきましては建て替えをすることとし、現在、事務を進めているところでございます。令和元年6月定例会議において建て替え工事費の予算についてご可決いただいた後、制限付き一般競争入札にかかる事務を進め、令和元年11月14日に入札を執行いたしました。不調となりました。その後、再度入札事務を進めるにあたり、不調となった要因について調査を行ったところ、建築材料費の高騰や、技術者不足が要因ではないかと考えております。再度、設計単価と工事スケジュールを見直したうえで入札事務を進め、工事請負契約の締結について、2月定例会議に上程する予定といたしております。

なお、今回の入札不調となった影響といたしましては、工事の着手が当初の12月から2月となることにより、建て替え工事を終え、新A棟での授業開始が令和3年4月（1学期）からとなり、その後、現A棟の解体工事を令和3年4月から7月に行うこととなります。

なお、新A棟、B棟及びC棟で児童に授業を受けていただくのは、当初の予定どおり、令和3年9月（2学期）からとしております。その後、外構工事及び仮設校舎の解体は、令和3年9月頃までを目途に行うことといたしております。

今回、入札不調という不測の事態が生じましたが、教育委員会といたしましては、1日でも早く、A棟建て替え工事が終わられるように事務を進めてまいりたいと考えております。

塚田議員 今回の不調を受けられて、新A棟の工事着手が当初の1月から3月へと変更になっているかと思いますが、仮設校舎の設置工事については、当初予定の1月のままとしたことだと思っておりますけれども、この理由について、お尋ねをいたします。

教育こども部長 町立第三小学校仮設校舎賃借の契約は、工事契約と別であるため、今回の入札不調による影響はございません。そのため、予定どおり令和2年1月からグラウンドに仮設校舎を設置し、令和2年4月からは、仮設校舎と現A棟で授業を行う予定といたしております。

塚田議員 つまり、工事業者の決定・未決定に関わらず、児童は予定どおり、令和2年の4月から仮設校舎を使用できるということによろしかったでしょうか。

教育こども部長 令和2年4月から、仮設校舎で授業いただくということでございます。

塚田議員 わかりました。一つ、安心をいたしました。

冒頭のご説明では、仮設校舎の使用期間、解体のスケジュールに変更はなかったんですけども、非常にタイトな工事スケジュールになっていくこともあり、さらに工期が延びるようなことがあれば、仮設校舎の契約期間、リース料が気になるところではあるんですけども、そうしたものはどうなりますか。

教育こども部長 現在、仮設校舎の賃借期間は令和2年4月1日から令和3年の7月31日までの16ヵ月で、消費税込みで2億504万円となっており、月々1,281万5千円を支払うこととなっております。もし、契約期間が延長となった場合には日額で精算することといたしており、1日当たり5万600円の支出となります。

以上でございます。

塚田議員 延長になった場合は1日当たり5万600円ということで、契約期間中のように一月で1,000万円を超えるような支出にはならないということで、万が一ですけども、延びたとしても、決して安くない費用ではありますが、若干、安心はいたしました。工事が決まりましたら、遅れないように、工程等進捗管理を町としてもしっかりと行っていただきますように、お願いをいたします。

「入札不調」についてお伺いをするんですけども、今回の入札不調はどういった形で不調に終わったのか、お尋ねをいたします。

教育こども部長 「入札不調」の状況でございますが、9月30日に制限付き一般競争入札の告示を行いました。その後、1社から入札があり、11月14日に開札をしたところ、「辞退」と記載をされていたため、不調となったものでございます。

塚田議員 わかりました。前に東田議員も質問はされてたところなんですけども、入札不調となった要因について調査・研究をされ、建築材料費の高騰や技術者不足を要因としてあげておられましたけれども、この「建築材料費の高騰」とは、具体的にどういったものが高騰したのか、お答えください。

教育こども部長 具体的には、8月頃からコンクリートの価格が、4月頃に比べて約20%、急激に高騰していると聞き及んでおります。このことから、今回、設計内容を見直し、12月6日に再度入札の告示を行ったところでございます。

塚田議員 8月頃からコンクリート価格が急激に高騰したということで、今回はその価格

変動に対応ができなかったということに結果的にはなっているんだと思うんですが、再度の入札に向け設計内容を見直されたということですが、この見直しというのは、建物の仕様が変わるとかではない見直しでしょうか。

教育こども部長 今回の主な見直しでございますが、コンクリート価格変動による建設資材の見直しなどを中心にさせていただいておりますことから、建物の仕様を変更したものではありません。

塚田議員 仕様が変わるものではなく、主にコンクリート価格の変動によってということでしたけれども、「予定価格の変更」が行われていると思いますけれども、再度の入札で予定価格がどの程度見直されたのか、質問いたします。

教育こども部長 今回の再度の入札では、税込みの予定価格 15 億 9,940 万円から 16 億 4,230 万円に変更いたしております。

塚田議員 16 億 4,230 万円に見直されたということですが、この 16 億 4,230 万円、おそらく予算の範囲いっぱいだと思います。

先ほど、入札が不調に終わった分析について種々ご説明をいただきましたけれども、対策としては、再度の入札不調にならないように、予算の範囲いっぱいまで予定価格を引き上げたような感覚も受けるんですが、いかがでしょうか。

教育こども部長 本町といたしましては、再度入札事務を進めるにあたり、不調となった要因について調査・研究を行い、建築材料費の高騰や技術者不足が要因でないかと分析をいたしております。そのため、1 日でも早く A 棟建て替えを終えられるように、設計単価と工事スケジュールを見直したところ、現在の予算の範囲内で予定価格が収まったものでございまして、単純に予算の範囲いっぱいまで予定価格を引き上げたものではありません。

塚田議員 設計単価と工事スケジュールを見直し、現在の予算の範囲内で予定価格が収まったということでしたけれども、近年の近隣自治体の入札不調などの状況を見てみると、万が一、再度不調が起こった際の事務の進め方とかスケジュールというのが気になってしまうのですが、そういったのはどのように考えたらよろしいでしょうか。

教育こども部長 本町といたしましては、今回の再度の入札により請負業者が決定できるように、予定価格及び工期の見直しを行っております。ただ、万が一、再度不調となった場合は、原因を調査したうえでなければ対策を講じることができないため、現時点では、今後、再度不調になった場合、どのようなことができるかという点については未定でございます。

塚田議員 現時点では未定であると、仮の話でお答えづらい部分もあったかと思えます。見直した予定価格については、再度、根拠を持っての価格であるというご答弁をいただきましたので、安心をいたしました。

現在、再度の入札が告示されているわけですが、この告示中に、何か不調となら

ないように、町として打てる手というのはあるのでしょうか。

教育こども部長 再度の入札にあたっては、不調とならないよう予定価格及び工期の見直しを行っております。また広く周知するため、町ホームページ及び建通新聞に掲載の依頼をしており、現時点においては入札参加の応募を待っている状況でございます。

以上でございます。

塚田議員 今の段階では開札の日まで、入札があるかどうか、ちょっとわからないと、やれることも特段ないということなので、開札日に入札があることを願うばかりでありますけれども、こうしたケースを見ていると、どうしても、今、延期になってしまっている庁舎の建て替えについても不安を感じてしまうわけです。日本全体で建築の工事価格が上昇して、各自治体で入札不調が増加傾向にあり、財政への影響が及んだりする場合もあるんですけれども、本町でも、三小の今回の件というのは例外ではないというふうに思います。

本町の財政がますます逼迫していくことは、町民、職員、議員、全員が共有している問題意識であると私は認識しているんですけれども、そういった財政状況の中で追い打ちをかけるような建築の工事価格の上昇は、さらに財政を圧迫することになります。2020年にはオリンピック、2025年には大阪万博が控え、国内の建築需要が増加し、建築価格は今後ますます上昇するということが想定されています。お隣の高槻市でも、新文化施設の新設では3回も入札不調に終わり、約80億円の工事が約95億円の価格になると。実に、約15億円もの建築費の増加が本年にあったと聞き及んでいます。

本町でも総工事費34.2億円の庁舎建て替えが、現在、検討されていますが、我々の立場は庁舎の建て替えには慎重な立場であります。その理由の一つとして財政への影響があるわけでありましたが、本年9月に庁舎を建て替えた際の「普通会計中期財政収支見通し」が示されましたけれども、令和5年度には経常収支比率が115%、基金は約5億円まで減少し、町債は約150億円と、悪化の一途の迫る一方であります。

そのような状況の中、工事価格が上昇すれば、財政に与える悪影響がさらに大きくなります。さらには、現在、庁舎建て替えは国の市町村役場緊急保全事業を活用することにより、財政負担の平準化を実施し、財政に与える影響をできる限り抑えるために、この事業を活用することが前提となっています。建て替えとなれば、当然、このような制度を活用する必要はあるかと思いますが、この予定では残された時間はあまりにも短く、確実に基本計画、実施設計、工事発注を完了させなければならず、綿密な計画が求められていると感じています。

期限だけが迫ってくる中で、確実に工事着手までこぎ着けようとするれば、入札不調といった事態は絶対に避けなければなりませんし、また不調を避けるために金額を高く設定するようなことも、当然、考えられるかと思いますが、しかし、そうなれば財政へ影響が及びます。そもそもタイトな事業スケジュールを組んでいること自体、問題だと考えま

すが、財政負担が悪化しないよう、しっかり市場調査等を実施するなどしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

午前中の戸田議員の質問で、庁舎に対しての議会への説明の時期を問う場面がありましたが、改めて、まだお示しできるものがない中で、いつ頃、そういったものを示したいということを考えていらっしゃるか。最後、質問をいたします。

総務部長 戸田議員のご質問にお答えをしたところでございますけれども、現在、基本計画に定めた新庁舎の事業計画の内容、それから金額をどれだけ精査できるのかという手法を検討している最中でございますが、その中でお示し、ご説明できる案ができるかどうかというのを、ちょっと今、何とも申し上げられないところでございますが、担当といたしましては、耐震化ができていない庁舎についてはできるだけ早く耐震化を図っていく、建て替えをしていく必要があるというふうに考えておりますので、できるだけ早い時期にご説明できるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、12月16日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は、12月16日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でした。

(午後5時58分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

- 福嶋議員 1. 廃棄物処理のトータルコスト削減改善について
2. 減災に向けた取組み
～保育基盤整備加速化方針の状況～
～島本町全体の減災への備え～
- 戸田議員 1. 大阪府ごみ処理広域化計画
～災害・環境・財政の視点から～
2. 第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて
～幼児教育・保育の指導主事の配置～
3. 庁舎新築、耐震化課題について問う
- 河野議員 1. 手話通訳派遣・補聴器使用環境の改善について
2. 小中学校施設・体育館の猛暑対策、要援護・障がい児者対応を問う
3. 町内小中学校で50人近い授業発生一少人数学級の緊急課題を問う
4. 役場庁舎耐震化の財源確保・経常収支改善について
- 中田議員 1. 町のもっている情報は住民みんなのもの
2. 気候変動をくいとめたい！島本町にできることは？
- 大久保議員 1. 島本町の禁煙対策について
2. 島本町庁舎内の節電対策について
3. 島本町の民生委員活動費について
- 東田議員 1. スポーツを通じたまちのにぎわいづくりについて
2. 町財政の収支見通しの精度の向上について
- 岡田議員 1. 子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）
2. 保育施設周辺に「キッズゾーン」の整備
- 野村議員 1. 長期的な歳入増加について
2. 中期的な地域活性化策について
- 塚田議員 1. 自治体クラウドについて
2. 工事単価上昇に伴う入札等への影響について

令和元年

島本町議会 12月定例会議 会議録

第 2 号

令和元年12月16日(月)

島本町議会 12月定例会議 会議録 (第2号)

年 月 日 令和元年12月16日 (月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

| | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 塚田 淳 | 2番 | 大久保 孝幸 | 3番 | 東田 正樹 |
| 4番 | 平井 均 | 5番 | 河野 恵子 | 6番 | 清水 貞治 |
| 7番 | 岡田 初恵 | 8番 | 川嶋 玲子 | 9番 | 戸田 靖子 |
| 10番 | 中田 みどり | 11番 | 野村 篤 | 12番 | 伊集院 春美 |
| 13番 | 福嶋 保雄 | 14番 | 村上 毅 | | |

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 山田 紘平 | 副 町 長 | 小田 哲史 | 教 育 長 | 持田 学 |
| 総 合 政 策 長 | 北河 浩紀 | 総 務 部 長 | 由 岐 英 | 健 康 福 祉 長 | 原山 郁子 |
| 都 市 創 造 長 | 名越 誠治 | 上 下 水 道 長 | 水木 正也 | 消 防 長 | 近藤 治彦 |
| 教 育 こ ど も 部 長 | 岡本 泰三 | 会 計 管 理 者 | 永 田 暢 | | |

本会議の書記は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 妹藤 博美 | 書 記 | 坂元 貴行 | 書 記 | 村田 健一 |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|

令和元年島本町議会 12月定例会議議事日程

議事日程第2号

令和元年12月16日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問

平井議員 LED照明の導入について

清水議員 「島本町公共施設総合管理計画」について

伊集院議員 1. 子育て支援～病児病後児保育を！～

2. 知っていて得する～進化するマイナンバーカード～

日程第2 第78号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第3 第79号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 第80号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第5 第81号議案 工事請負契約の締結について

日程第6 第82号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第7 第83号議案 島本町情報公開審査会条例及び島本町情報公開運営審議会条例の一部改正について

日程第8 第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

日程第9 第85号議案 島本町水道事業条例の一部改正について

日程第10 第86号議案 島本町下水道条例の一部改正について

日程第11 第87号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第5号)

第88号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

第89号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第12 第90号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第13 第91号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算(第2号)

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

前会の議事を継続いたします。

それでは、平井議員の発言を許します。

平井議員 (質問者席へ) おはようございます。それでは、一般質問を行います。

テーマは、「LED照明の導入について」でございます。

平成25年に、「水銀に関する水俣条約」が採択されたことにより、令和2年12月31日以降は水銀ランプの製造及び輸出入が禁止されることから、水銀灯の入手が困難になります。

また蛍光灯については、含まれている水銀が微量であるため法規制にはあたらないんですが、環境保護の観点から、すでに大手製造メーカーにおいても生産をストップしている状況です。蛍光灯の大手各社製造メーカーの生産状況を見ても、東芝ライラック・平成29年3月に生産中止、NECライティング・平成30年3月に生産中止、パナソニックは平成31年3月生産中止と、大手3社はすでに生産を中止しています。三菱電機においても、令和2年3月に生産中止をすることが決まっています。以上、大手各社の生産状況を見てもわかるように、今後、蛍光灯においても入手が困難になってきます。

環境省のホームページを見ても、「地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)」において、「LED等の高効率照明が、令和2年までにフローで100%、令和12年までにストックで100%普及することを目指す」とされていることを踏まえ、政府自らが率先してLED照明を導入することとする、そのため政府全体のLED照明のストックでの導入割合を平成27年度の6.5%から、令和2年度までに50%以上にすることを目指す、とあります。

以上のことを踏まえまして、質問を行います。

水銀灯及び蛍光灯については、すべての部署において使用していると思うが、管理している水銀灯、蛍光灯の灯数はどの程度あるのか。各所属ごとに、わかればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

総務部長 それでは平井議員の一般質問、「LED照明の導入」について、ご答弁申し上げます。

各部局が所管するほとんどの施設または設備におきましては、蛍光灯または水銀灯を使用しているものと認識しておりますが、具体的な数につきましては、正確な把握はできておりません。

なお、町全体で契約している電気の供給にかかる契約口数につきましては、2,200口程度でございます。そのほとんどは防犯灯で2,004口あり、次に多いのが道路維持にかかる街路灯でございます。また防犯灯の設置数につきましては、現在2,105基であり、うち蛍光灯が1,459基、水銀灯が164基、LEDが482基となっております。

以上でございます。

平井議員 現時点で正確な灯数は把握していないということで、町が契約している電気の契約口数で答弁いただきました。答弁では、電気の契約口数は約2,200口、そのうち防犯灯が90%以上であり、現在、防犯灯2,105基設置されているとのことで、そのうちLED照明が482基との答弁であったと思います。

それからすると、防犯灯のみを見ても、LED化率は約22～23%程度であります。しかし、庁舎をはじめ小・中学校の体育館を含む公共施設のほとんどがLED化されていないと思っています。今後、水銀灯、蛍光灯及び器具についても入手が困難になってくる中で、正確な灯数を把握し、優先順位を決めて計画的にLED照明に取り替えることが重要と考えるが、どのように考えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

総務部長 まず、防犯灯のLED化の状況につきましては、修繕を行う際に、球切れなどの簡易な修繕で済む場合を除き、省電力・長寿命であるLED灯への更新を行っております。近年は器具の経年劣化により、LED灯への更新を行うケースが増えており、LED化はさらに進むものと考えております。また、住宅開発等により新規で防犯灯を設置する際や、自治会等からの設置要望への対応の際もLED灯を設置することとして、LED化を推進しているところでございます。

次に、街路灯につきましては多くが水銀灯を使用していることから、今年度、公園灯とあわせてLED化に向けた実施設計業務を行っております。今後、財政状況を踏まえ、計画的にLED化工事を進めてまいりたいと考えております。

町営緑地公園住宅駐車場におきましても一部で水銀灯を使用しておりますが、随時、LED化を進めており、次年度中にすべての照明をLED化する予定でございます。また、山崎ポンプ場につきましても水銀灯を使用しているため、LED化に向けて次年度に実施設計を、令和3年度以降に工事を予定しているところでございます。消防本部につきましては、平成28年度から消防庁舎における照明器具のLED化を進めており、通信指令室及びガレージのLED化を完了しております。今後も、計画的にLED化を進めてまいりたいと考えております。

学校施設につきましては、体育館で水銀灯を使用しており、LED化が進んでおりませんが、来年度に施設の長寿命化計画を策定予定としておりますので、その中で今後の整備方針等を定めてまいりたいと考えております。他の施設または設備につきましても、今後、町財政との整合を図りながら、計画的にLED化を進める必要があると考えております。

以上でございます。

平井議員 わかりました。この課題については、庁舎をはじめ防犯灯、街路灯、また公園灯、体育館の水銀灯及び蛍光灯など、すべての部署に係る課題であるというふうに思っております。

それからすると、いずれかの部署が中心になって取り組む必要があるというふうに私は思っているわけですが、**「水銀に関する水俣条約」**からすれば、環境課が中心になって、この課題については取り組むべきだというふうに思っておりますが、その辺について見解がございましたら、お伺いしたいと思います。

都市創造部長 「水銀に関する水俣条約」につきましては、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約でございます。また、環境課が所管しております**「島本町環境基本計画」**におきましては、町の役割として**「自らが率先して事務事業に伴う環境への負荷の低減に努める」**としておりますことから、環境部門との関わりは深いと認識しております。

今後の取り組みにあたりましては、各部局での対応状況に差異があることや、財政的な制約もあり、一律での対応には課題があることから、環境部門といたしまして各部局への積極的な情報提供など、中心的な役割を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 わかりました。よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それと、環境面、コスト面からしても、LED照明に早急に切り替えていくことが必要不可欠であるというふうに思っています。また、他市町村においてもLED化事業を計画的に進めている自治体もあります。島本町としても、今後、LED照明の予算を毎年計上し、計画性を持って取り組むことが必要というふうに思っておりますが、最後に、町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

山田町長 照明器具のLED化につきましては、「島本町環境基本計画」に基づく省エネの普及促進にも沿った内容でございまして、町としても計画的に取り組まなければならない課題であると認識をしております。平井議員ご指摘のとおり、環境面、コスト面含めて、やはり、できるだけ早くすることが長期的に考えても有効であるというふうには考えておりますので、ただ、町の財政状況との整合を図りながら適切に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 水銀灯、蛍光灯の製造が中止されている中で、今後、水銀灯、蛍光灯、器具においても手に入らなくなってくることを考えれば、計画的に効率よく、また庁舎の建て替え等も将来的に計画もしている段階でございますので、その辺、二重投資にならないよう、町全体でLED照明に切り替える事業を進めていただくようお願いをさせていただきます。私の一般質問を終わりたいと思います。

村上議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員（質問者席へ） 改めて、おはようございます。それでは、通告に従い「島本町公共施設総合管理計画」について、一般質問を行います。

本町では、人口急増期の昭和 50 年前後に整備した多くの公共施設で老朽化が進み、一斉に大規模改修や更新の時期となり、継続して使用するためのインフラ整備には膨大な費用が必要となります。そこで、平成 28 年 3 月に策定した「島本町公共施設総合管理計画」について、一般質問を行います。

1) 「島本町公共施設総合管理計画」の目的及び位置づけ、計画期間について伺います。

総合政策部長 それでは、清水議員からの「公共施設総合管理計画」についての一般質問に、ご答弁申し上げます。

まず、「計画の目的や位置づけ、計画期間について」でございますが、「島本町公共施設総合管理計画」は公共建築物のほか、道路・橋梁・水道施設などのインフラ施設も含めた公共施設について、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化、施設の適正配置を図ることなどを目的に、平成 28 年 3 月に策定しております。同計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく本町の行動計画として位置付けられ、町の「総合計画」を上位計画とし、関連する各種計画とも相互に調整を図りながら推進することとしており、計画期間につきましては、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間としております。

以上でございます。

清水議員 それでは次に、4 年目にあたる「現在までの進捗状況」を伺います。

総合政策部長 次に、「『公共施設総合管理計画』の進捗状況について」でございます。

公共建築物については、施設類型別の主要課題のうち、やまぶき園の移転建替え、第二幼稚園の老朽化対応、学童保育室の需要増加への対応につきましては、それぞれ民間施設の整備、新棟整備による定員増により対応を図っているほか、衛生化学処理場につきましては撤去工事を進めております。また、耐震化が必要な第四保育所及び第三小学校 A 棟についても、建て替えに向けた事務を進めているところでございます。さらに橋梁・水道施設等のインフラ施設についても、長寿命化計画等に基づき、計画的な維持・補修に努めているところでございます。

今後の課題といたしましては、保育基盤整備の進捗や、今後の財政状況を見据えながら、役場庁舎、清掃工場等への対応について検討を進めるとともに、施設類型別の個別施設計画の策定にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 大方の概要はわかりましたが、計画を策定して 4 年目となりますが、施設類型別の個別施設計画の策定については、いつ頃から取り組んでいこうと考えているのです

か。

総合政策部長 個別施設計画につきましては、施設ごとに順次取り組んでいる状況でございます。町営住宅、橋りょう、水道管路については、すでに長寿命化計画等の対応する計画を策定済みであり、学校施設についても、今後、策定を予定しております。そのほかの施設分類についても、適宜策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、改めて公共施設の施設類型別に進捗と、わかる範囲で、今後の予定についても伺います。まずは、「子育て支援施設」について伺います。

教育こども部長 「子育て支援施設について」でございますが、町立保育所に関しましては、第二保育所は耐震補強工事を実施済み、第四保育所は役場前駐車場に移転新築するべく事業に取り組んでいるところであり、今後の長期的な管理計画は、保育ニーズの推移を念頭に、「保育基盤整備加速化方針」を進める中で検討してまいりたいと考えております。また第一幼稚園に関しましては、学校施設といたしまして、小・中学校とあわせ来年度の施設の長寿命化計画を策定予定としており、その中で今後の整備方針等を定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、次に「学校施設」について、進捗と今後の予定について伺います。

教育こども部長 学校施設でございます。前にご答弁させていただきましたが、小・中学校に関しましては来年度に長寿命化計画を策定予定でございまして、また多くの学童保育室が校舎を共有している状況に鑑み、学童保育室も同計画に盛り込んでいく考えでございます。

以上でございます。

清水議員 次に「町営住宅」について、同様ですが、進捗と今後の予定について伺います。

都市創造部長 町営住宅につきましては、「島本町営住宅長寿命化計画」に基づき維持管理を行っており、予防・保全的な修繕、改善事業として、今年度、御茶屋住宅にかかる外壁等改修を実施しております。また、今後の予定といたしましては、令和4年度に緑地公園住宅にかかる外壁等改修について実施予定でございます。いずれにいたしましても、既存ストックの長期的な活用を目指し、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

清水議員 それでは、「庁舎施設」についても、同様ですが、進捗と今後の予定について伺います。

総合政策部長 庁舎施設の状況でございますが、複数部局にまたがりますため、私のほうから、まとめてご答弁をさせていただきます。

役場庁舎につきましては未耐震の施設であることから、本年6月に「新庁舎建設基本計画」を策定し、現在、財政状況等を踏まえ、具体的な施工時期等について検討を進め

ているところでございます。

次に上下水道部庁舎につきましては、平成7年度に既存の第二浄水池上部に建て屋を構築した地上2階・地下1階建てのRC構造物で、また平成30年度に実施しました耐震診断におきまして、構造耐震判定指標値で定める目標値を満足していることから、耐震性能を有する施設であることを確認しております。引き続き、庁舎の適切な維持管理に努めながら、施設の機能保全を図ってまいります。

次に、消防庁舎についてでございます。平成25年度に耐震補強工事を実施済みであり、計画で、今後の課題として記載していた女性用の勤務設備につきましては、本年度において女性消防職員の勤務に対応した改修等を実施しております。

以上でございます。

清水議員 それでは、ちょっと庁舎関係のことについて、もう1問、質問したいと思えます。財政が厳しい当町にとって、町役場の建て替えについては、当初、国の市町村役場機能緊急保全事業による地方債を活用する計画となっていました。現時点でどのようにお考えですか。

総務部長 役場庁舎の建て替えにつきましては、本年9月定例会議の審議において様々なご意見を賜ったことを踏まえまして、何らかの形で実施できないかについて、現在、当初予算案の内容の精査とあわせて、実施可能な新庁舎建設の方法について内部での検討を進めているところでございます。その検討の中で、市町村役場機能緊急保全事業による地方債を活用する形で実施が可能かどうか、具体的な施工時期等も含めて検討をしているところでございます。

以上でございます。

清水議員 それでは次に、「集会所施設」について、進捗と今後の予定を伺います。

総務部長 集会所施設のうち、自治会集会所につきましては、老朽化が進む未耐震のものの今後の取り扱い等が検討課題となっております。

以上でございます。

清水議員 それでは、「スポーツ・レクリエーション施設」についての進捗と、今後の予定について、伺います。

教育こども部長 スポーツ・レクリエーション施設ということで、町立キャンプ場につきましては、平成30年9月定例会議で「島本町立キャンプ場設置条例を廃止する条例」をご可決いただき、平成30年度をもって閉鎖いたしております。今後、施設の撤去工事を進めていく必要があるものと考えております。

また町立体育館につきましては、体育館棟が耐震基準を満たしておりません。また、施設自体の老朽化や体育室が不足していること、借地上に建設されていることなど、多くの課題がございます。教育委員会といたしましては、これらの課題を解決するためには移転新築を行うことが最も効果的であると考えているところではございますが、耐震

補強と大規模改修をあわせて行う場合と比較して経費の差が大きいことから、今後、役場庁舎の建設など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図りながら、今後のあり方について方向性を示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、施設類型の最後になるんですが、「その他福祉・教育・文化関連施設」についての進捗と、今後の予定について伺います。

総合政策部長 続きまして、福祉・教育・文化関連施設の状況でございますが、複数部局にまたがるため、私のほうからまとめてご答弁をさせていただきます。

まず、ふれあいセンターにつきましては、平成 28 年度に外壁改修等工事を、平成 29 年度には防火シャッター改修工事及びエレベーター耐震改修工事を、平成 30 年度にはカメラ等更新工事を行うなど、長寿命化に向けた施設の補修等を順次実施しており、今後は、空調機器等更新工事に向けた調整を行っていく必要がございます。

人権文化センターにつきましては、建設後 40 年が経過し、維持補修の必要な箇所が発生し、トイレやエレベーターの新設など、順次改修工事を行っております。また、今年度は給排水管等改修工事に伴い料理教室の改修をあわせて行う予定としており、貸し館の利用促進に繋げるとともに、利用者の人権啓発の促進を図ってまいります。

次に、町立やまぶき園につきましては、老朽化に伴う移転建て替えの課題に対応し、民設民営方式による地域生活支援拠点施設の整備を進め、本年度から新拠点施設地域福祉支援センター島本が開設しており、やまぶき園は平成 30 年度末で閉園しております。現在は、施設の除去等に向けた検討を行っているところでございます。

教育センターにつきましては、建設後 50 年経過していることから、耐震性能、施設規模及び利用状況を踏まえ、今後、他の施設への機能移転なども含めた検討を行ってまいります。

歴史文化資料館につきましては、一般利用に供する施設ではありますが、国登録有形文化財であり、他の公共施設と取り扱いについて異なることから、今後、施設のあり方については慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、今の答弁の中で「やまぶき園の施設の除去等に向けた検討を行っている」とのことですが、現在の検討状況、またわかる範囲で、今後のスケジュールを伺います。

健康福祉部長 旧町立やまぶき園の除却等に向けた検討についての再度のご質問でございます。

旧町立やまぶき園施設につきましては、現在、除却の手法や費用、あと必要な手続き等につきまして、情報収集や意見交換などを関係部局で行っているところでございます。まだ検討調整の途上でございますので、具体的な方向性やスケジュール等については、

現時点でお示しすることはできません。

以上でございます。

清水議員 わかりました。それでは、「総合管理計画」を進めるうえでの取り組み体制は、またリーダーとなる部署はどこですか。

総合政策部長 取り組み体制といたしましては、計画担当部局の総合政策部政策企画課を中心として関係部局が連携し、取り組み状況の確認や調整などを行うとともに、進捗管理を行い、計画を推進しているところでございます。

以上でございます。

清水議員 庁舎内の会議であると思うんですが、「公共施設適正化調整会議」とはどのような組織体で、役割はどのようなものですか。

総合政策部長 「公共施設適正化調整会議」は、総合政策部長の私が議長として、政策、財政担当課長及び施設所管課長で構成しており、計画に基づく取り組みの進捗状況の確認、調整、情報共有などを図っております。

以上でございます。

清水議員 その公共施設適正化調整会議の頻度は、どのくらいですか。

総合政策部長 公共施設適正化調整会議につきましては、計画の進捗管理や個別案件の調整などのため必要に応じて開催しており、最近では、毎年1回から2回の頻度で開催しているところでございます。

以上でございます。

清水議員 全庁的に計画を推進するには「職員の意識改革が必要」とのことですが、現在までに職員に対し、どのようなことを実施したのですか。

総合政策部長 公共施設適正化調整会議などにより、総合政策部を中心に公共施設の適正化にかかる課題の調整や情報共有等を行い、各部局・担当課間において、公共施設の適正化に関する基本的な考え方の共有を図っております。

以上でございます。

清水議員 職員の意識改革については、課題の調整や基本的な考え方を含む情報共有を図っているとのことですが、職員に対して研修等の実施については、どのようになっていますか。

総合政策部長 研修という形では実施はしておりません。公共施設の現状や課題、計画の理念や取り組み方針などについて、庁内横断的に共有を図り、連携協力して課題解決に取り組む環境の醸成を進めており、関係職員の意識改革にも寄与していると考えております。

以上でございます。

清水議員 施設の維持管理、利用状況等の情報のデータベース化や一元化の進捗状況は、現在、どうなっていますか。

総合政策部長 「計画の進捗状況や各施設の利用状況」等については適宜確認し、共有しておりますが、詳細な施設情報のデータベース化や一元化などについては、今後の課題であると考えております。

以上でございます。

清水議員 情報のデータベース化や一元化などについては、まだ検討に入っていないのですか。また、本計画の終了期間である令和7年までに、どのような成果を予定しているのですか。

総合政策部長 各施設の整備・改修の主要な実績や予定については、計画の進捗管理を行う中で、現状でも一定の整理・共有は図っております。今後、さらに詳しいレベルのデータ等を整理作成していくかについては、関係部局でも議論し、他自治体の状況も参考にしながら、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 現在、「第五次総合計画」の策定中ですが、3年を経過した「島本町公共施設総合管理計画」については、計画策定時と本町の公共施設を取り巻く環境が変化したと考えるのですが、「計画の見直し」については、どのようにお考えですか。

総合政策部長 計画につきましては4年目となりますが、この間、施設の老朽化への対応や長寿命化など、計画に沿って進んだ取り組み項目も多いものと考えております。これらの取り組みの成果も含め、施設の廃止や民間施設への転換、広域連携などにより、施設数自体は減ってきている状況がございます。

一方、保育基盤の整備や役場庁舎の建て替え等の課題も生じてきております。保有量の圧縮や多機能化、長寿命化など、計画の基本的な方針は変わっておりませんが、今後、進捗状況の点検評価を行い、必要に応じ、計画の見直しなどの方向性について検討してみたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは最後のほうになるんですが、財政が非常に厳しい当町にとって、町民にとってのサービスの拠点等である公共施設の維持管理にはコストもかかります。計画の基本的な方針である施設保有量の圧縮、機能優先への転換と多機能化の推進、計画的な維持保全による長寿命化、管理運営の効率化、財源の確保の五つの項目を総合的に判断し、町全体の公共施設のグランドデザインを早期に描き、計画を推進し、コスト削減に繋げる必要があると考えるのですが、町長のお考えは。

山田町長 まずは、現在、取り組んでおります保育基盤の整備や第三小学校の耐震化、また役場庁舎の耐震化に向けた検討、そのほか各施設の長寿命化などの取り組みをきっちりと進め、住宅開発に伴う今後の人口動向や財政状況等踏まえたうえで、計画の基本方針に基づき、将来的に必要な公共施設の確保と、また最適な配置に向けて、引き続き公共施設の適正管理を推進してみたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 改めて、町長に伺います。町の財政状況が非常に厳しいことはわかっていますが、町民や職員の安全を第一に、町民や職員の思いを取りまとめ、早期に町全体の公共施設のグランドデザインを描き、計画を推進することが、町長の役目であると考えます。町長のお考えを伺います。

山田町長 確かに議員のご指摘のとおり、私の役割としてはそういったこともございます。ですので、今、特に庁舎については予算規模を少しでも圧縮して、実現できるようにということで検討をしているところでございますし、またそのほかの施設についても今後の計画を立てていく中で、きっちりと、最終的にはこういう形にしていくということで、グランドデザインも含めて描いていけるようにはしていきたいなということで、考えてはいます。

以上でございます。

清水議員 ぜひとも町長がリーダーシップを発揮され、計画を推進されることをお願いし、質問を終わります。

村上議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ） おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

「子育て支援 ～病児病後児保育を！～」

平成17年4月に前川口町政が誕生する際の公約において、病児病後児保育がうたわれていましたが、動きも進展もない状況に質疑もしてまいりました。なかなか実現に至れるには厳しい状況であると。実質、医療機関や病院関係との連携がなければ難しいと言われる病児病後児保育であるため、民間の活力を活用するのが子育て世代のニーズに応えられる近道でありましたが、保育所民営化議論が過去にありました際でも、公をなくすというわけではなくとも、プラスの民のメリットとしての一つを打ち出すこともなかったのは残念であります。

大山崎町との広域連携を兆しに、この島本町内でも、よし、やってみよう、やっぴこうと、そういった思いが必ず出てきてくれると信じておりました。前大山崎町長をはじめ大山崎町民の皆様のご配慮で、大山崎町域の民間保育所の病児病後児保育を、この島本の町民でも活用させていただきまして、実際に利用し、2年が経ちますので、お伺いしていきます。

まず、「病児病後児保育の利用状況」を、スタート当初から年度ごとに件数を含め伺うとともに、大山崎町の利用要件等、大枠情報でも結構ですので、もし入手されていまして、ご紹介いただきたいと思います。

教育こども部長 それでは伊集院議員からの一般質問のうち、「病児病後児保育」につい

て、ご答弁申し上げます。

まず、「病児病後児保育の利用状況について」でございますが、本町におきましては平成29年9月から、大山崎町でございます「ひかり保育園」における病児・病後児保育利用料の一部助成を行っております。これまでの利用状況といたしましては、平成29年度が延べ46日、平成30年度が延べ29日となっております。

次に、「大山崎町の利用件数等について」でございますが、大山崎町民による利用者数といたしましては、平成29年4月から開始され、29年度が延べ108日、平成30年度が延べ109日となっております。

以上でございます。

伊集院議員 ご答弁いただくと、大山崎町民さんと島本町民では6ヵ月のサービスの差があるという部分もありますので、一概には言えるわけではないと思いますが、基本的には利用者の比率としては、島本町が独占しているというわけではないということを確認させていただきたい。比率的には、大山崎町民さんが多いという解釈でいいのかということ伺います。

それと、ひかり保育園ですかね、病児病後児保育をスタートさせる当初、関西初となる送迎サービスを導入されてということで注目されていたんですが、この送迎サービスのバクッとした内容の説明をいただきたいということと、この送迎サービスにおいては島本町民は受けられてなくて、大山崎町民さんのみのサービスであったかということを確認させていただきます。

教育こども部長 それでは、再度のお尋ね2点ございますが、まず、1点目でございます。島本町の利用者が特別多いというわけではなく、所在地である大山崎町の利用者が多いということについては、議員ご指摘のとおりでございます。

2点目の「送迎サービスについて」でございますが、児童が在籍している保育園等におきまして、登園中に急な発熱などを発症した際に、保護者の依頼により、ひかり保育園の看護師が保護者の代わりにお迎えに行き、病院への受診と、その後の保育を行うものであり、利用は、施設開設当初から大山崎町民に限ったものとなっております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。それでは、広報しまもと12月号に、病児病後児保育に関する内容が周知されている記載がありました。この状況説明を伺います。

教育こども部長 次に、「12月号広報しまもとに記載の記事内容について」でございます。

ひかり保育園における病児病後児保育につきましては、児童が病気またはけがや病気の回復期で保育所や小学校に通えない期間、保護者が仕事などで保育できない場合に専用の保育室で保育を行うものであり、平成29年4月に開設され、同年9月から本町の皆様にもご利用いただけることとなったものであり、これまでに多くの皆様にご利用いただいているところでございます。

今般、同園を所管する大山崎町から、大山崎町民の利用を優先し、町外の利用者については、利用日前日の午後6時まで保留扱いとしたうえで、定員に空きがある場合に限り利用できるように変更する旨の連絡がございました。変更の時期等を含めて協議を行った結果、令和2年1月から取り扱いが変更されることとなったものでございます。

取り扱い変更の理由といたしましては、インフルエンザなど流行期に、本町を含む大山崎町以外の自治体からの利用者が増加しており、大山崎町民の利用が制限されているなどの説明を受けております。

以上でございます。

伊集院議員 予約順であったような過去は、伺っておりますけど、それが午後6時まで保留扱いということになりますと、正直、翌日の仕事の休みを取るといっても、なかなか取れない状況になると。本町の方々では不可能に近いという状況になってきます。

1点、「助成実績の額」をちょっとお伺いしたいです。年度ごとにも内訳を示していただきますよう、お願いします。

教育こども部長 病児病後児保育の利用料助成金の、各年度における助成実績でございます。

助成制度を創設いたしました平成29年度につきましては、開始月である平成29年9月から平成30年3月までの7ヵ月間で、住民税非課税世帯に対しまして1日当たりの助成額3千円で延べ8日間、計2万4千円を助成。住民税課税世帯に対しまして1日当たり助成額2千円で延べ38日間、7万6千円。全体で、計10万円の助成を行いました。また平成30年度につきましては、住民税課税世帯に対しまして1日当たりの助成額2千円で延べ29日間、5万8千円の助成を行っております。

以上です。

伊集院議員 年度によってまちまちであるというのは、疾病の関係もありますので、一定、それは仕方ないかなとは思いますが、要は本町の利用者に対しまして、この助成金の支出は本町はしてはいますが、例えば、その施設の整備、今、大山崎町にある施設の整備や運営にかかる経費は、島本町としては負担していないというふうに把握しています。その点、確認させていただきたいのと、今、例えばインフルエンザの流行期においては、満床になるということは想定されてることでないと駄目だと思っておりますけども、大山崎町からの取り扱い変更の申し入れにおいては、施設の費用も出してないですし、もちろん大山崎町民を優先にしたいというのは当然であり、ごもつともであると思います。

今回、この件を受けまして、改めて隣接の町資源にありがたく活用させていただいていることに感謝申し上げますと同時に、本町においては来年度から、このインフルエンザ等の流行時期、病児病後児保育が満床になりましたら、仕事も休みが取れない、その中で受け入れられないということが出てくるということにおいて、どう思われるのか。病児病後児保育が可能な施設が本町においても必要ではないかとも思うのですが、本町

として病児病後児保育サービスをしていますと、胸を張って、これからはちょっと言えないという状況になってくると思いますので、本町としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

教育こども部長 2点でございますが、まず、「施設の整備や運営にかかる経費」については、本町は負担いたしておりません。

もう1点でございますが、就業しながら子育てをされている保護者の皆さんの立場に立てば、病気になったとき、また回復期にお子さんを預かっていただける体制が整備されていることは、これほど安心なことはございません。今回、大山崎町民の利用を優先した取り扱いに変更されたことから、利用を希望されている皆様の立場に立てば、本町においても望まれるところであると理解をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 望まれる思いということはあるありがたいことではありますが、この病児病後児保育施設について、「近隣自治体の状況」を、ちょっとお伺いしたいと思います。

教育こども部長 病児病後児保育施設についての「近隣自治体の設置等の状況」でございますが、本町がお世話になっておりますひかり保育園のある大山崎町はもちろんのこと、そのお隣の長岡京市、それから高槻市、茨木市のいずれにおいても、行政区域内に同様の施設が存在しております。

以上でございます。

伊集院議員 各行政区域内に同様に施設があるということであります。確かに、ひかり保育園さんは法人の理事長が医師であるということがありまして、病児病後児保育が担えると、それだけの背景を持っていらっしゃるということは調査の中でわかりました。

本町においても病児病後児保育施設の設置が望まれるというところなんですけど、確かに過去からの私への答弁に対しましては課題も述べていらっしゃいましたし、今まで、なかなか進まなかったことを鑑みますと、人的にも財政的にも、町立でこれを設置するというのは難しいということが想像できますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

教育こども部長 議員ご指摘のとおり、病児病後児保育施設の設置につきましては、通常の保育施設における保育サービスのノウハウに加えて、医療に関するノウハウを持った人材を必要とすること、また、現在の本町の置かれている財政状況を踏まえますと、町立で当該施設を設置運営することは極めて困難であるものと考えております。

伊集院議員 では、町立で設置運営が難しいということであれば、例えば民間の保育施設、民の活力を活用すると、保育施設を整備するにあたりまして国と府の補助金が設けられていると思いますが、その負担割合など、お伺いいたします。

教育こども部長 民間の病児病後児保育施設の整備運営事業者につきましては、本体工事費の整備費について、基準額及び対象経費等所定の金額に対して、国から10分の3、府から10分の3、町から10分の3の交付金が交付されることとなっており、設置者につ

いては10分の1のみの負担となっております。また事業運営費等についても、本体工事費等の整備費と同様に、基準額及び対象経費等所定の金額に対して、国から3分の1、府から3分の1、町から3分の1の負担割合で、交付金が交付されることとなっております。

伊集院議員 ちょっと確認ですけど、その整備の10分の3というのは、施設全体の整備に対しての10分の3ではなくて、病児病後児保育にかかることだけの10分の3でよかったのかどうか、確認させていただきたいのと、運営費のほうにおいても割合が先ほどおっしゃいましたが、それは保育全体について補助していかなければならないのか、病児病後児保育にかかる分だけなのか。そこを確認させていただきます。

教育子ども部長 整備費、事業運営費とも、こちらは病児病後児保育にかかる事業費が対象でございます。

伊集院議員 ちょっと安堵しました。全体となると、多額の費用になってくると思いましたのでね。

では、端的にお訊きしますが、本町では、その病児病後児保育をもし持続させようとすると、人的また財政的には、町ですのと民ですのと、どちらが町負担は小さいのですか。お伺いいたします。

教育子ども部長 先ほどお示いたしました負担割合につきましては、基準額等に対するものですので、全対象経費に対するものではございません。ですので、よって基準額等を上回る費用については各運営事業者が負担するということになりますので、当然のことながら人的、そしてまた財政的な負担を考えれば、民にお願いするほうが負担は小さいものと考えております。

伊集院議員 それでは、病児病後児保育を本町でしていこうとするならば、この補助金を活用しながら、例えば、今、まだ事業者が確定していない第四保育所跡地の民間認定こども園で病児病後児保育が実施されれば、駅からも近い好立地で、そういったことを活かしたら多くの住民の皆様にご利用いただけるのではないかと思います。今後、募集要項を策定されていく中で、この「病児病後児保育の実施」を要件として盛り込んでいかげですか。見解をお伺いします。

教育子ども部長 議員ご指摘のとおり、病児病後児保育施設を本町内に設置することが望ましいことは十分承知しているところではございますが、民間の保育施設でこれを整備運営されるといたしましても、前に答弁いたしましたとおり、補助制度上、本町としても財政負担を伴うものでございます。第四保育所跡地の民間認定こども園募集に際して、「病児病後児保育の実施を要件としてはどうか」とのお尋ねでございますが、これらの財政負担が生じること、またこの病児病後児保育の実施を要件とすることにより、少なからず事業者が限定される可能性もありますことから、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

伊集院議員 おっしゃるように、現時点ですから、慎重に検討していただきたいと思います。国民や町民にとっては選択肢を与えるということが、やはり民主主義の根幹であると思いますので、本町は民間保育施設が今、増加している現状です。それぞれの民間保育施設が、それぞれの得意分野で能力を発揮されて特色のあるサービスを提供していただく。利用を希望される町民の皆様の選択肢を拡げる。また、JR島本駅から近いという好立地ですのでね。他民間保育施設よりは、ちょっと優位的な位置づけでもあるというふうに私も受け止めますので、だからこそ、少々ハードルが高い保育を実現していただきたいというご無理も言えるのかなというような気がします。

一定、大山崎町にご無理をお願いをしているばかりではなくて、町内に公立2所、民間3園以上がある中、一つぐらい病児病後児保育の実施を売りにする保育施設があってもいいのではないかという私の考えがありますので、子どもたちや、子育てをされる保護者の皆様のためにも、前向きにご検討いただきたいと思います。

時間がありませんので、2に移ります。

2、「知っていて得する ～進化するマイナンバーカード～」。

①決算審査も終わったところではありますが、改めてマイナンバーカードの普及状況等を、年度ごとにお伺いいたします。

健康福祉部長 それでは、「マイナンバーカード」について、ご答弁申し上げます。

マイナンバーカードにつきましては、本年10月31日現在で4,517枚を交付しております。年度ごとの交付状況につきましては、平成27年度が1,131枚、平成28年度が1,715枚、平成29年度が599枚、平成30年度が625枚、本年度が10月31日現在で447枚となっております。

また、本年10月31日現在の人口に対する交付枚数率につきましては、14.3%となっております。また年度ごとの交付枚数率につきましては、平成27年度末が3.7%、平成28年度末が9.3%、平成29年度末が11.3%、平成30年度末が13.1%となっております。

なお、総務省が公表している全国の交付枚数率である、平成29年3月8日現在8.4%、平成30年3月1日現在10.7%、平成31年4月1日現在13.0%、令和元年11月1日現在14.3%と比較いたしますと、ほぼ同様に推移している状況でございます。

以上でございます。

伊集院議員 ほんとに、ほぼ同様の平均的な数値を取られているということは、一定、評価したいと思います。

これまでの時系列で、一つひとつ、本町として、まずやっているかやっていないかを確認させていただきます。平成28年4月から国家公務員、翌年、徳島県庁や民間企業などで、マイナンバーカードを「職員証」として活用されていますが、本町はしていますか、していませんか。

総合政策部長 マイナンバーカードの活用の先進事例として、国の中央省庁及び徳島県で

はマイナンバーカードを身分証として使用されていると聞き及んでおりますが、現状、本町ではそのような活用はしておりません。

以上でございます。

伊集院議員 次に、平成28年1月からマイナポータルについて、行政機関での自分の情報のやりとり、そういったものの確認が可能になりました。また、子育て関係手続きの申請等をワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供できるようになりました。この2種類について、本町はしているかしていないか、お伺いします。

総合政策部長 マイナポータルは、国が中心となり運営するオンラインサービスであり、マイナンバーカードをお持ちであれば、インターネットに接続されたパソコンとICカードリーダーライターを用意いただくことで、ご自身でも利用いただけるサービスでございます。インターネットに接続されたパソコンやICカードリーダーライターをお持ちでない方に向けて、役場にマイナポータル閲覧用端末を設置し、ご利用いただけるよう対応しております。

以上でございます……。すみません。2点目のマイナポータルのサービスの一つである子育てワンストップサービスにつきましては、マイナポータルにおいて各種サービスの検索、電子申請、プッシュ型お知らせ機能を活用し、子育て関連の申請手続きの充実を目指したものでございます。本町におきましては、サービス検索機能は対応しておりますが、電子申請機能やプッシュ型お知らせ機能については専用回線の整備等に費用が発生することから、引き続きマイナポータルの利用状況、他自治体の状況を参考にしながら、導入について検討を進めてまいります。

以上でございます。

伊集院議員 この令和元年に入りまして、11月からは住宅ローンや不動産取引などオンライン契約での利用や、またスマートフォンなどを活用されて読み取り利用も可能となりました。また、顔写真付きの身分証としての活用に旧姓の併記も可能となり、これは島本町は11月29日付けでホームページで周知をされているのは確認させていただきましたので、お訊きしたいのは、9月からコンビニで住民票や戸籍などが取得可能になったということは、本町はできているかできてないか、伺います。

健康福祉部長 コンビニ交付サービスにつきましては、現在、導入できておりません。

以上でございます。

伊集院議員 では、それぞれやっていないものにおいては、それぞれの課題があるんだろうと思いますから、再度お訊きしますが、職員証や子育てワンストップサービス、コンビニ交付、それぞれご回答いただいた中で、できていない課題や要因を伺います。

総合政策部長 まず、「職員証について」でございます。国の中央省庁では、マイナンバーカードに職員を識別する情報などを登録し、庁舎等のセキュリティゲート入館証として利用可能とされております。また、徳島県では従来型の職員証であるプラスチック

製のカードと、写真情報や個人情報搭載されたマイナンバーカードの2枚をセットで職員証として使用されており、勤退管理などのほか、パソコンへのログイン認証にも活用されているとのことでございます。

これらの先進事例では、いずれもマイナンバーカードのICチップの空き領域に職員識別情報を登録することで、身分証としての機能を付加するものでございますが、本町では職員証として磁気カードを使用しており、庁舎等に設置しておりますカード読み取り端末はICチップには対応しておりません。このため、マイナンバーカードの普及状況はもとより関係機器の整備にかかるコスト等も踏まえる必要があり、新たな財政負担も伴うことから、現時点での導入は困難であると考えております。

また、「子育てワンストップサービスについて」です。電子申請機能やプッシュ型お知らせ機能を導入するにあたっては、既存の各システムの改修や専用回線の整備等の費用が発生します。引き続きマイナンバーカードの普及促進やマイナポータルの周知に努めるとともに、マイナポータルの利用状況や費用対効果を勘案しつつ、導入について検討してまいります。

以上でございます。

健康福祉部長 「コンビニ交付サービス」の導入にあたりましては多額の初期費用を要し、導入後もランニングコストが発生することから、先行自治体の導入状況の調査等を進めてまいりました。平成29年度以降、庁内の関係部局を交えて検討を行ってまいりましたが、その結果、システムの導入等にかかる費用が多額であることに加えてマイナンバーカードの普及率が低いことなどから、コンビニ交付サービスの導入は見送ることといたしました。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。まず職員証においては、財政負担の部分は後で、トータルで話しますが、現時点においては、今、役場庁舎の建て替え移転の話が凍結されておりますし、この点は、その点とあわせての議論となるかと思っておりますから、再質はもう結構です。

それと、子育てワンストップ化やコンビニ交付ですね。この点においては、各種の課題で費用、多額の費用がかかるという部分、また費用対効果というようなお話も出ておりますが、まずはその普及率が低いというのは、やはり当然便利性やお得感、こういったことがなければ普及率は上がらないだろうと。現時点でも平均的には行ってますので、ここが上がらないということになりますと、政府のほうは手を打とうとしておりますけれどもね。本町においてはサービスが広がる部分、投資ができていないと。先ほどもありましたように、例えば子育てワンストップになると、前橋市であれば、妊娠中、子育て中の母と家族に向けた情報提供みたいな形で共有できるようなサービスをされております。また同じくマイタクと、年長者の方々でもタクシーを乗るものに活用したりと。こ

ういった利便性を活用しながらでは、やはり普及率は上がらないだろうと思います。なのでね、要は本町としては卵が先か鶏が先か、ということになると思うんですね。

今回、費用がかかる、特にコンビニ交付においては、今年度予算においては約6千万円ほどの特定財源がつくという部分がありましたので、この特別交付税措置、これを利用して実質やることにすれば、同じ費用かかりますけど、その分はやはり町民負担が減るという感覚でいきますと、ちょっと、どうなのかなと思います。確かに我々も党や政府に対して延長していただきたいということを要望しておりますが、まずは、例えば私のところにも苦情がよく寄せられるようになりました。このコンビニ交付等において、「住民からの苦情やニーズ」は寄せられているかどうか、お伺いいたします。

健康福祉部長 コンビニ交付が未導入であることに対する「苦情について」でございます。転入して来られた住民の方から、転入前の自治体ではコンビニ交付サービスがあったのに島本町では実施していないのか、といった数件のお問い合わせ、お声をいただいたことはございます。

以上でございます。

伊集院議員 コンビニ交付、例えば9月1日現在では632団体が導入されておまして、対象が9,669万人の方。この令和元年末の見込みでは711団体導入で、1億116万人の導入が見込まれております。大阪の9月1日と言えば27団体が入っておまして、熊取町は実施されていることは参考にさせていただきたいと思います。

こういった中で、実質、その費用がかかると言っても、令和元年までの特別措置ですから、もし、これ延長されたら、やっぱり島本町としては進めていくというお考えがあるのかどうか、お伺いします。

健康福祉部長 コンビニ交付の導入費用に対する国の財政支援につきましては、議員ご指摘のとおり本年度実施分までとなっており、現時点では延長されるとの通知などは受けていない状況でございます。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、費用対効果や財政支援の条件等勘案いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 本来、補助金の延長が不明瞭な場合、やはり今年度に意思だけは表明して国の財政支援を取りに行くというのが、町民の負担の削減になるという部分もあります。結局、その財政支援がなくとも他自治体との地域格差、先ほども苦情があったように、出てきます、これから先、間違いなく。こういった地域格差が出てくれば、島本町の単費でどうしてもやらないといけない時期が来るということを考えたときには、実態、どうなのかという部分を訴えさせていただきますね。

ただ、これからの部分について、お伺いを次にしていきたいと思います。

令和3年3月に健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用が開始されます。また同時に、同じ年の10月予定となっておりますが、医療機関等での特定健診

情報や服薬履歴の閲覧ができるような形になっておりますが、本町としての準備や対応はどうなっておりますか、お伺いいたします。

健康福祉部長 国の「マイナンバーカードの普及と利活用の推進に関する方針」におきましては、マイナンバーカードを健康保険証として利用し、オンラインでの資格確認等進めるとされておりますので、本町におきましても必要なシステム改修等を進めていく予定でございます。

以上でございます。

伊集院議員 それでは、今年9月に入りまして、市区町村向けにブロック説明会が開催されたと思います。確か10月下旬に、交付円滑化計画の提出が求められていたと思いますが、本町としては、このマイナンバーカードの交付円滑化計画を作成されたかどうか、お伺いいたします。

健康福祉部長 マイナンバーカード交付円滑化計画につきましては、本町においても作成しております。

以上でございます。

伊集院議員 それでは、その作成されているとなると、計画内容とか目標等とか、どのようなものなのか、お伺いします。

健康福祉部長 計画の内容についてのご質問でございます。計画の内容といたしましては、マイナンバーカードの想定交付枚数、あとマイナンバーカード交付についての人員体制、機器等にかかる交付体制の整備などとなっております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。目標数の数字的なものは、ちょっと示していただけないのかどうかですが、普及率を上げるためにも、ここで消費活性化施策として、マイナポイントが令和2年度に実施されます。本町民の方々が、マイレージ的にこのマイナポイントを活用できる体制を作ってもらわないといけないと思っておるんですが、まず、「マイナポイントの説明」を、お伺いします。

総合政策部長 マイナポイントとは、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の一つで、商店やオンラインショッピングなどで一定額の支払いをした者等に対して、プレミアムとしてポイントを国から付与されるものでございます。

なお、ポイントの購入条件、購入対象、プレミアム率、ポイントの利用環境や用途、有効期限等、具体的な内容は、現在、国において検討中でございます。

以上でございます。

伊集院議員 具体的な部分はまだ国において検討中という部分においては、また情報収集しっかりしていただいて、島本町の権利を持っている方々が取れるように、またお願いしたいと思います。

ただ、そのマイナポイントを活用するには手続き的なものがあると思いますが、この

点をご紹介いただきたいと思います。

総合政策部長 まずは、マイナンバーカードの取得が必須となります。また、マイナンバーカードを取得していただいた後、ご自身のパソコンや市町村に設置している専用のパソコン等で、マイキーIDを取得していただくことが必要となります。このマイキーIDと各種サービスを紐付けて、既存のキャッシュレス決済方法をご利用いただく流れが想定されております。

以上でございます。

伊集院議員 マイキーIDと、なかなか難しい。私もどっちかというキャッシュ時代の世代ですので、難しい部分があると思いますけども、先ほどキャッシュレス決済の話が出ました。実は、日本というのは紙幣技術が素晴らしくて、なかなか偽造、偽札も出にくいということで、キャッシュレスにはなかなかなじめない、我々よりも上の方々もそうですし、私の世代も一部はそうだと思います。

しかしながら、今の地球温暖化、環境問題等々におきましては、ペーパーレス時代に突入しております。こういった造幣経費、また紙幣の印刷費用、こういったものを国としては削減していきたいという部分もあるので、これから政府はキャッシュレス決済へと舵を切ってくると。補助金とかそういったものにおいては、こういう形になってくるというふうに見受けられます。来年度の実施予定、マイナポイントにおいての本町の対応をお伺いいたします。

総合政策部長 マイナポイントを活用した消費活性化策につきましては、現在、国で制度設計の段階であることから、引き続き情報収集のうえで適切に対応してまいります。現時点におきましては、多くの方にマイナポイントを活用いただけるよう、マイナンバーカードの普及促進及びマイキーIDの設定支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。本町としては、12月1日付けで休日夜間交付窓口、ホームページで紹介していただいておりますが、12月19日、また来年の1月11日に、事前予約制ではあるみたいですが、休日と夜間に開催をされると。こういう普及の努力をされていることは一定評価したいと思いますが、やはり年長者の方々、なかなか私でも機械を通したりするのがよくわからない状況にありますので、こういった中において、年長者の方々への制度の周知、また、こういったことの取り組みをしていくのかということをお伺いします。

健康福祉部長 「高齢者の方への制度周知」についてのご質問でございます。

高齢者の方につきましては、マイナンバーカードの取得につきまして、まず、ご理解を図る必要があるかと思っておりますので、既存のリーフレット、チラシを活用いたしますとともに、町のホームページとか、あと広報でも、できるだけわかりやすいような記事を掲載いたしまして、周知に努めてまいりたいと考えております。また申請手続きの際に

つきましては、他の自治体での効果的な取り組みも参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

それと、先ほどご答弁で、マイナンバーカードの交付促進計画の目標率、ご答弁漏れておりましたので、あわせてご答弁申し上げます。本町の交付枚数率の目標といたしましては、令和元年度末に 47.1%、令和3年度に 70.6%、そして令和4年度に 94.1%の目標を掲げております。

以上でございます。

伊集院議員 目標値を伺いました。あくまでも目標であると。なかなかハードルの高いことを頑張っている数字だと思います。ただ、これにはやはりマイナポイントなどを活用しながらやっていただきたい。

先ほど答弁ありました、去年は高槻市さんでご協力いただいてイオンなどで出前出張されたとお聞きしております。ただ出前出張においても人間的なこともあろうかと思えますので、あくまでも要望にしておきますけども、やっぱり年長者の方々、例えば、そのご家族の方々にも支援をしていただくということで、ご家族の方々にも周知をしていただく、一緒に付いていっていただいて、最初さえ作れば、もう少し楽になるという部分もありますし、できれば出前出張などしてやっていただければ、ありがたいと思います。

最後に要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思いますが、最後に町長にお伺いします。このマイナンバーカード、補助金がなくともやっていかなければならない時代が来ます。この点においての意気込みを、お伺いしたいと思います。

山田町長 マイナンバーカードにつきましては、私も実際作ってみて、活用しているところなんですけれども、やはりカードリーダーライターが必要になるとか、少し手間な部分というのがありますので、今後、そういった部分も含めて、これからご利用される方にどのようにしていけばいいのかという普及啓発活動については、しっかりと進めてまいりたいと思っておりますし、また国のほうで次の制度というものも考えておられて、それが具体化したときには、そういったものも含めて、改めてマイナンバーカードの、議員おっしゃったとおり使うメリットみたいなものが、やはり感じられるようにならないと普及はしないというふうに思っておりますので、そのあたりのことも含めて、啓発をしっかりとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

村上議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 18 分～午前 11 時 30 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、第 78 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇） それでは、第78号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、前委員の辞任に伴い、新たに任命するものでございます。

今回、任命の同意をお願いいたします徳留新人氏につきましては、前委員の小村建夫氏が令和元年5月31日付けで辞任されたことにより、新たに委員として任命するものでございます。任期につきましては、発令日から前委員の残任期間であります令和3年3月9日まででございます。

なお、徳留氏の略歴につきましては、次ページに記載させていただいております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 平成30年2月定例会議において選任の同意を行った方より、任期を残し辞任の申し出があり、後任に徳留氏を選任されるというものです。

まず2点、質問します。前任者におかれましては平成9年3月からの就任で、現在、7期を務めておられ、33年3月9日の任期満了の際には78歳になられる方と記憶しております。他の固定資産審査評価委員会委員2名の方の年齢と任期は、それぞれ、どのようになっていますか。前任の方は弁護士、徳留氏は税理士ということです。徳留氏を含む3名の委員の方の職歴、資格等についても、ご説明ください。

総合政策部長 まず、他の2名の方の年齢と任期についてでございます。

まず1名は森山慎基氏でございます。年齢は73歳。任期につきましては、平成28年12月23日から令和元年12月22日。もうお一方の上田秀樹氏につきましては、年齢は55歳、現在の任期は平成31年2月18日から令和4年2月17日までとなっております。そして、ただいまご説明をいたしました徳留氏につきましては、ただいま説明したとおりでございます。

職歴、資格等についてでございますが、まず、森山慎基氏につきましては、国税局にお勤めになり、税務署長等を歴任され、退職後、税理士事務所を平成18年の9月に開設をされておまして、平成19年12月から委員に就任をいただいているという状況でございます。また上田氏につきましては、大学を卒業されてから一般の会社にお勤めになりまして、平成20年の11月に上田行政書士事務所を開設をされ、平成22年2月から固定資産評価審査委員会の委員に就任をいただいております。現在に至っているという状況でございます。

それから、徳留氏につきましては、今、ご説明をいたしました議案書の裏面にも略歴

を書かせていただいておりますように、平成14年4月に税理士法人に採用されまして、その後、平成30年4月には法人を退職されまして、平成30年5月に、ご自身で徳留新人税理士事務所を開設をされたという略歴でございます。

以上でございます。

戸田議員 森山氏は73歳ということで、期を重ねてお願いしているのかなと思いますが、培われてきた豊富な知識と経験が必要であるとして、ご高齢の方に、例えば7期に至るまでお願いしてきた。ご負担であったのではないかと思います。次世代育成という点でも、大いに課題があると思います。順次、世代交代が必要ではないでしょうか。また、女性の登用が欠かせないと思いますが、いかがでしょう。

2点目です。固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する組織であるという性質から、町長とは独立した中立的・専門的な立場が求められるはずで、中立的・専門的な立場を担保するためには、本来、長期にわたる選任は避けるべきという考え方も必要かと思いますが、この点、いかがでしょう。

三つ目、私の認識が間違っていなければ、「地方税法」に基づき、固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものです。これを素直に読み解けば、学識経験を有する方は島本町民である、町税の納税義務があるということとは別の枠での選任が可能、こういうことになるかと思いますが、この認識に誤りはありませんか。

総合政策部長 3点のご質問をいただきました。

まず、第1点目でございますが、今回、選任同意をお願いしている徳留氏につきましては、年齢は現時点で40歳ということで、一定、若返りが図られたものというふうに考えております。

また、本町の附属機関等委員の選任基準で女性の登用率の基準につきましては、平成33年度末までに女性の登用率を40%以上、60%未満とする旨、規定をいたしております。固定資産評価審査委員会の委員は「地方自治法」に定める執行機関であり、附属機関ではないため、附属機関等委員の選任基準の対象外となるものの、可能な限り同基準を勘案して選任していくことが望ましいというふうに考えております。しかしながら、固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するために設置されるものでございますことから、固定資産評価に関して専門知識を有する者であることが最も重要な要素であると考え、この点を考慮して、今回、選任をお願いするものでございます。

それから、2点目でございます。委員の世代交代ということでございますが、短期間で委員が交代いたしますと、審査の経験のない委員ばかりになるといった事態になりかねず、安定した審査会の運営のためには、一定の期間は継続した委員が選任されるべき

だろうというふうに考えております。いずれにいたしましても、固定資産評価に関して専門的知識を有する者であることが最も重要な要素であるということから、この点を考慮して、今回、選任をさせていただいているということでございます。

それから、3点目の学識経験を有する者は島本町民でなければならないということではないということで、議員ご指摘のとおりでございます。

以上でございます。

戸田議員 学識経験を有する方には、税理士、弁護士の他に、どのような有資格者がこれにあたるのでしょうか。不動産鑑定士や土地家屋調査士など、あるいは司法書士なども含まれると私は思います。そうであれば、専門的知識や経験を持っておられる方は町内外にたくさんおられると考えられますが、これについての認識を問います。

2点目、毎年、事例の研究は行われていますか。委員会内での知識と経験の継承には、毎年、適切に事例の研究が行われ……（「議案と関係あるのか」と呼ぶ者あり）……、共有されていることが重要ではないでしょうか。

なお、これは一般論としてお訊きしているものであって、当該議案の選任の方に疑義があるわけではないということをお知らせしておきます。

以上です。

総務部長 まず、1点目でございます。「地方税法」第423条第3項には「固定資産の評価について学識経験を有する者」と規定されておりますが、解説書によりますと、具体的には「不動産鑑定士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、一級建築士等の有資格者、国または地方公共団体における固定資産評価の実務経験者などが考えられる」とされております。この資格のみを考えますと該当者が多くおられるかも知れませんが、実際には相手方の仕事等のご都合もある話でございますので、様々な条件などで折り合いがつかどうかということも、お願いをする際の一つの課題になってくるということは事実としてございます。また、町外の方でも選任できるとは言え、やはり町内にお住まいの方のほうが、町の地理に明るいという点などを考慮いたしますと、審査を進める場合でも効率的であると考えております。

また、同じ方に何期もという部分でございますけれども、本町では、直近の審査が平成24年度でございました。そういったことから、短期間で委員が交代することによって、審査の経験がない委員ばかりということにもなりかねないということもございまして、安定した審査会の運営のため、一定期間、同じ方をお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、次、2点目の事例の研究についてでございますが、一般財団法人資産評価システム研究センターにおきまして、固定資産評価審査委員会委員と事務局職員向けに、毎年、固定資産評価審査委員会運営研修会が開催されております。この研修会の内容につきましては、固定資産税制度の現状と課題、審査委員会の運営、固定資産税関係の判例

解説など、最新の固定資産制度にかかる内容となっております。全員が毎回参加できるというわけではございませんが、基本的には毎年、委員と職員が複数名参加をし、欠席された場合には、後日、その資料をお配りさせていただいているというような対応を行っているところでございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第78号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第78号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3、第79号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第79号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い、再任するものでございます。

今回、選任の同意をお願いいたします森山慎基氏につきましては、平成18年9月から固定資産評価審査委員会委員をお願いし、現在4期目でございます。新たな任期につきましては、令和元年12月23日から令和4年12月22日までの3年間でございます。

なお、森山氏の略歴につきましては、次ページに記載させていただいております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第79号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第79号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4、第80号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第80号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、前委員である津田信隆氏の死去に伴い、新たに選任するものでございます。

氏名は、吉村克彦氏で、任期につきましては、前任者の残任期間である令和2年3月31日まででございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第80号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第80号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第5、第81号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長 (登壇) それでは、第81号議案 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約につきましては、本年9月の定例会議においてご可決いただきました一般会計補正予算(第3号)で債務負担行為の設定をさせていただいた第四保育所解体工事の契約でございます。このたび契約業者が確定しましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

請負業者の選定にあたりましては、予定価格が1億円以上の解体工事でありますことから、島本町制限付き一般競争入札要綱に基づき、制限付き一般競争入札により請負業者を決定いたしました。

制限付き一般競争入札の執行にあたりましては、本年10月7日に「地方自治法施行令」第167条の6の規定による入札実施の公告を行い、10月7日から17日まで入札参加資格審査申請書類の配布及び受付を行いましたところ、2者から申請があり、11月21日に、その2者による入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案資料1ページをお開きください。

入札調書のとおり、2者による制限付き一般競争入札を実施し、うち1者が失格基準価格を下回る金額での応札であったために失格となり、もう1者の丸翔建設株式会社は低入札価格調査基準価格を下回る金額での応札であったために、入札は一旦保留となりました。その後、11月26日に開かれました低入札価格調査委員会における調査の結果、応札金額で契約の内容に適合した履行がされると認められました。

このため当該業者を落札者として、議案資料2ページのとおり令和元年11月28日に、仮契約金額8,679万円で、仮契約を締結したものでございます。

契約期間は、議会の議決日から令和2年7月31日まででございます。

それでは、工事内容につきまして、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

議案参考資料(1)をご覧ください。

本図面は、町立第四保育所の配置図と付近見取り図でございまして、図面上に着色いたしております箇所が、今回解体を行います園舎でございます。園舎は重量鉄骨造の2

階建てで、延べ床面積が1,398.56㎡となっております。

次に、議案参考資料（２）及び議案参考資料（３）をご覧ください。

本図面は、解体園舎を東西南北から図示した立面図でございます。

次に、議案参考資料（４）をご覧ください。

本図面は屋外撤去配置図でございまして、附帯施設や遊具など、撤去リストで示してあるものを撤去することといたしております。

次に、議案参考資料（５）をご覧ください。

本図面は、仮設計画図（参考）でございます。着色している箇所は、建物解体時に設置する防音シート張りの枠組み足場を示しております。解体工事期間中は、おおむね隣地境界線に沿って仮囲い塀を設置し、また図面の右下に示す工事車両進入口付近に交通誘導員を１人常駐で配置し、通行の交通安全対策には万全を期し、解体工事を実施してまいります。

次に、議案参考資料（６）をご覧ください。

工程計画表（案）でございます。工事工程につきましては、契約同意をいただきましたら、直ちに請負業者と協議し、正式な工程表を作成いたしますが、現在の案といたしましては、まず、解体工事の準備作業を12月後半から始め、その後、仮囲いや足場を設置いたします。現場での本格的な工事開始は3月初旬を予定しており、順次、解体作業を進め、7月末までには全ての解体作業が完了する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第81号議案 工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

（午前11時54分～午後1時00分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 第81号議案、町立第四保育所の解体工事についての質問を行います。

解体工事自体は進めていただければいいと思うんですが、資料請求河1によると、四保跡地には町立保育園が望ましいという声が複数寄せられていました。このまま既存の計画を推し進める理由は、こういった意見があるにも関わらず既存の計画を進める理由は何か。また、「四保の跡地は町立の四保で」という住民意見を反故にするほど、移転がメリットがあることなのか。ここまでやってしまったから、ではない、そうすることが町にとってどのような……（「議案と関係ない」他、議場内私語多し）……、資料請求に基づいて行っています。町にとって、どのようなメリットがあるか、お答えいただきたいです。

それから、アスベストの処理の件でお尋ねです……。

村上議長 ご静粛に。

中田議員 アスベスト処理の契約はどうなっていますか。近隣への配慮の件も伺います。

そして、浄化槽の件です。この駅の西側の件で下水道の整備が進むと思うんですが、四保の跡地の中での浄化槽の扱いですね、整備との兼ね合いはどうなっていますか。

3点、お伺いします。

教育子ども部長 3点、ご質問をいただきました。

まず、1点目でございます。公募した意見の中で、四保の跡地は四保でという意見があったこと。それを町が前のほうに移してまでやるメリットということでございますが、このたび行いました四保跡地の整備に、民間認定子ども園に対する意見募集におきまして、第四保育所について現地建て替えによる耐震対応を希望されるお声というのは、今、ご紹介いただきましたように複数頂戴したところです。

意見を計画に何ら反映することなく、予定どおり役場前客用駐車場に移転新築する方法を取るメリットということでございますが、何ら反映しないということではないんですが、主なメリットといたしましては、ふれあいセンターに一時移転している期間をできる限り短くしつつ、最も早く在園児に耐震上の安全が確保された施設に移っていただけという点がございます。

なお、この移転新築による耐震対応の方法につきましては、議会におきましても関連する予算等に関して十分ご審議いただいたうえで、ご可決を賜ったものであり、本町としましては、必要な説明、手続きを経たうえで、現在、その実現に向けて鋭意事務を進めているところであると認識をいたしております。

2点目が、アスベスト処理でございますが、アスベストの処理につきましては、今回、丸翔建設株式会社と仮契約を締結しました解体工事に含まれております。同社は、アスベストの除去処理に関して過去に本町との契約実績がございます。庁舎地階電気室内の壁面吹付除去工事として、吹付アスベストの除去工事を実施した実績がございます。解体の際は、保温材及びアスベスト成型板の破断・粉砕等によりアスベスト繊維等を飛散させるおそれがありますため、原則手作業により原型のまま撤去することとしており、このように適切な手法や手順で実施することによって、近隣の住民の方々にご迷惑にならないように配慮してまいりたいと考えております。

そして、浄化槽と今後の駅西開発、下水道の整備の兼ね合いでございますが、第四保育所の跡地にある地域における下水道の整備は、認定子ども園を整備するよりも後の予定となっておりますことから、引き続き浄化槽を設置する必要がございます。第四保育所の浄化槽は建設当時のものを使用しておりますが、設備自体がかなり老朽化しておりますことから、現行の設備基準に適合させるためにも、民間認定子ども園の整備にあたり、既存の浄化槽を修繕して使用し続けることは困難であると考えております。

以上でございます。

中田議員 資料請求の中で、保護者の方からそういった意見があった、前四保の跡地に公

立保育所を維持して欲しいという意見があったわけですが、それに対して、最も早くに耐震上の安全が確保された施設に、ということがメリットだということなのですが、早くという意味でも、ほとんど時間も同じ年内のうちですかね、変わらないこともありますし、そもそも耐震上の安全が確保された施設にはすでに移っているので、そのメリットとしては、ちょっと私としては理解ができません。

前四保に公立の保育所を維持することにメリットがあるという保護者の意見は、そもそも行政として認識されているのでしょうか。予算と時間的メリットを抜きにしたときに、それらのほうが望ましいという意見について、行政はどのように捉えておられますか。

教育こども部長 未耐震であった第四保育所の耐震対応のあり方につきましては、第四保育所の保護者の方をはじめ他の住民の方々もいろいろご意見を頂戴しておりますが、第四保育所の設置者である本町といたしましては、在園児の安全確保、設置基準を満たす新たな施設の整備を、ともに早急に実現できるようにすることを目標に、その方法につきまして、関係する様々な要素を総合的に踏まえて検討した結果、役場前の駐車場に移転することとしたものでございます。それまでの間は、一時的にふれあいセンターで保育を実施する方法を取るという結論に至った次第でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「しつこい」他、議場内私語多し)

村上議長 静粛にしてください。

今、提案されている趣旨に則って質問してください。今は工事契約の締結についてです。

中田議員 はい、わかりました。工事請負契約の締結についてなんですが、資料請求の中では、そこに四保の保護者の方の……（「資料は資料だ」他、議場内私語多し）……、資料は関係するから資料なんじゃないんですか。

村上議長 あくまでも、工事契約の金額等について提案です。

中田議員 わかりました。気をつけます。

広さと環境面で、子どもの保育環境として優れていることが、現四保のほうが自明なのですが、そのあたりは答えがいただけなかったことは大変残念です。

それに関して、ここまで、資料の中で意見が出続けるというのは、そのメリット・デメリットのあたりが、行政としてしっかり示せていないところがあると思います。そこが曖昧なので、このような意見がずっと出続けることになると思いますので、説明は果たされたということですが、住民に対する説明責任はもっと、最低限は、もちろん手続き上は問題がなかったんですが、そのあたりが住民が納得できるようにメリット・デメリットを、しっかり行政として示したうえで説明を果たしていただきたいと思います。

もう1点、子どもが今後減っていったときに、先に撤退するのは民間であることが多

いです。そうしたときに残った公立として、最後まで残る保育所の場所として、役場前が適切なのか。これを精査した跡がないということ……（「議長の指示に従ってください」他、議場内私語多し）……。

村上議長 静粛にしてください。

中田議員 精査した跡がないことが大変気になります。例えば、この移転の後に役場前が残り、民間の認定こども園が来るということですが、高齢化社会になったときに、認定こども園に子どもがいなくなった後、高齢者の施設になったりすることもあるわけです。そうしたときに最後に残る場所として役場前がいいのかどうかというところの精査も含めて、住民に対して説明責任を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 仮定のご質問でございますので、それに的確にお答えすることはできませんが、ただ前の施設に関しましては、先ほどご答弁させていただきましたように様々な要素を踏まえて、第四保育所については、前の役場前駐車場に移転して整備することが望ましいという判断に至ったものでございます。

以上でございます。

村上議長 皆さんに、ちょっと申し上げます。提案されている議案について理解していただいて、質疑をお願いしたいと思います。

岡田議員 ちょっと入札に関して、質問をさせていただきます。

島本町の入札に関する契約の中に、入札においては、1者が最低制限価格以上で、他者が未満による失格となった場合に、入札不調とせず、入札保留として入札調査委員会で決定するということが島本町の契約制度になっておりますが、今回、落札1者で、失格になっているんですね。そうすると、これに関しては島本町の契約どおりにしますと、調査委員会を開いて、調査委員会で決定するという形になっておりますので、調査委員会を開かれたと思うんですが、これに関しまして、事務局のほうの書類を見させていただいたんですが、まだ載っていないのか、調査委員会の内容が書かれてなかったの質問させていただきますが、この調査委員会のメンバーというのはどのようなメンバーが調査をされて、そして今回、この1者となった、この会社に決定された理由というのはどういうものなんでしょうか。調査委員会の内容がわかれば、その辺、教えていただくことはできますか。これ、1点目なんですね。

それと、工事の価格が、落札価格が出ておりますが、これもやはり事務局のほうでちょっと見させていただいたんですけども、ベッタリコと黒塗りになってましてね、金額がわからないような状態になっているんです。そういうところから、ある程度、今、中田さんがアスベストに関しては質問されましたので、アスベストの件は結構なんです。解体にかかる費用が大体、ほぼ何%ぐらいで、人件費にかかる費用が、この入札価格のどれぐらい、何%ぐらいが人件費にかかる価格かという、その価格のもう少し具体性に、わかるところまで結構ですので、価格の内容を教えてください。

などと思いますので、よろしくお願いいいたします。

総務部長 低入札価格調査委員会の件でございますが、まず、メンバーでございますが、委員長には私、総務部長がなっております、委員には総務・債権管理課長、財政課長、都市計画課長、都市整備課長、にぎわい創造課長、環境課長、工務課長、教育総務課長、このメンバーで構成をいたしております。

それから、委員会の内容でございますが、今回の件を受けまして、本年11月26日火曜日の午前中に会議を開催いたしておりますが、今回の金額が妥当であろうと判断した基準でございますけれども、丸翔建設株式会社は解体工事の専門業者であり、大手ゼネコン等の下請けで解体工事を多数行う他、官公庁及び民間で元請けとしても多数の実績があり、直近でも他市において保育所及び幼稚園の解体工事を受注し、完了及び現在工事中であること。また、解体工事の専門業者としてノウハウが確立され、工事の効率化が図られていることから、当該価格は多数の経験及び実績をもとに積算したものであると考えられ、契約の内容に適合した履行がなされるものというふうに委員会で判断をしたものでございます。

以上でございます。

教育こども部長 入札金額の内訳ということでございますが、資料のほうでもお出しをさせていただいておりますとおり、一部非公開ということで黒塗りをさせていただいております。これは、今後、島本町が同種同規模の工事をしていくにあたって、島本町の設計の考え方、詳細についてを明らかにすると今後の入札に影響するということから、一部の部分については非公開とさせていただいているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

戸田議員 第80号議案 工事請負契約の締結について、です。私の記憶に誤りがなければ、平成30年度に入札制度を見直し、一般競争入札については原則低入札価格調査制度を導入することとして以来、低入札調査基準価格を下回る価格での落札は今回が初めてになるかと思えます。まず、この認識に間違いがないか、確認しておきたいと思えます。

2点、質問します。いったん入札を保留とし、低入札調査基準価格は下回るが、失格基準価格との間の金額で応札された丸翔建設株式会社を落札候補者とし、低入札価格調査委員会において履行可能と判断された、とのこと。履行可能であると判断された根拠はどのようなものでしたか。また、応札価格の妥当性をどのように判断されたのでしょうか。資料人4でお示しいただいた低入札価格調査委員会での議論、丸翔建設株式会社に対する担当課の所見等を踏まえて、ご説明ください。先ほどの岡田議員の質問と重複するかも知れません。

2点目です。工事内容の品質を確保するために必要とされる対策についてのお考えを、お示しください。また、その一例として平成30年3月9日付け島総財第759号、議長宛て

の文書において、「品質確保の観点から、検査回数を増やす等の対策を講じる」とされていましたが、具体的にどのような検査を、どのように増やすことを想定しておられるのでしょうか。低入札価格での入札ですから、この点を確認しておきたいと思います。

ご答弁を、お願いいたします。

総務部長 3点、ご質問をいただきまして、まず1点目ですが、ご指摘のとおり平成30年4月1日から入札制度見直しをいたしておりまして、その旨、当時の議長宛てに通知をさせていただいておりますが、それ以降、ご指摘のとおり、初めてのケースでございます。

それから2点目でございますが、先ほど岡田議員のご質問にご答弁いたしたところでございますけれども、低入札調査委員会要点録の担当課の所見にありますように、丸翔建設株式会社については解体工事の専門業者であり、大手ゼネコン等の下請けで解体工事を多数行う他、官公庁及び民間で元請けとしても多数の実績があり、直近でも他市において保育所及び幼稚園の解体工事を受注し、完了及び工事中であること。また、解体工事の専門業者としてノウハウが確立され、工事の効率化が図られていることから、当該価格は多数の経験及び実績をもとに積算したものであると考えられ、契約の内容に適合した履行がなされるものというふうに判断をしたところでございます。

3点目でございますが、「品質確保の観点から、検査回数を増やすなどの対策」についてでございますが、通常、工事の工程ごとに、検査等につきましては工事担当課が行うことになっておりますが、これに加えまして、重要な工程におきましては財政課の検査職員が同行し、確認を行うことなどを想定いたしております。詳細につきましては、今後、工事担当課と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 同社におかれましては、杭抜き・撤去についても多く経験を有しておられるようですが、その振動が近隣の住宅に与える影響はどのようなものかが想像できかねています。事前の家屋調査が必要なのか、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。丸翔建設株式会社の工事、請け負ってくださる事業者のご意見もいただきながら、禍根を残さない判断が事前に必要と考えています。家屋調査は積算根拠に含まれていますか。事前の協議が重要と思いますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 今回の町立第四保育所解体工事において、家屋調査は実施する予定にいたしております。本町が積算した当初設計書にも含まれております。家屋調査の実施にあたっては、今後、請負業者のご意見も聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 資料は1点、請求させていただいております。質問としましては、工事計画表(案)のところですね。それと、今、家屋調査というお話がありまして、ちょっと私自身、議場での質問において改めて認識したという状況で、申しわけありませんが、その

ことで質問をさせていただきたいと思っております。

この工事計画表の工程で、仮設工事から最後の検査を終わるまでの間の、概ね工事車両というものがどのような規模のものが用いられて、集中的に車両が通行する時期というのがどのような時期にあたるのかということについて、ご説明をお願いいたします。

家屋調査については、先般、水道事業に関わって、様々経験を町全体としてはしているということですので、その点についての様々、全然部局は違いますが、経験については一定踏まえているのかということについて、お伺いいたします。

それから、杭についての騒音ということがありましたが、私はむしろ様々な埋設物、それ以外のものの撤去が騒音・振動の原因になるんじゃないかなと。かつての様々な水道工事において、そういった前例がありますので、やはり家屋調査をされるということがまず取りかかれるわけですから、当然、近隣住民に対する説明会、または説明をされるものというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育子ども部長 3点でございます。

まず、工事車両についてでございますが、工事車両につきましては、多い日で約10台程度の中大型車両が、解体時に出る産業廃棄物を搬出する予定でございます。

そして、家屋調査につきましては、過去の様々な経験を踏まえてということですが、工事場所周辺、近隣周辺の建物、構築物において、工事に伴う振動等による損傷を与えるおそれがある場所については工事着手前、完了後、専門業者による現況調査を行って、後日、紛争等起こらないように適切に対応してまいりたいと考えております。

そして、埋設物の撤去等によつての振動、近隣に対する説明ということですが、説明会等ということではございませんが、当然、周囲に対しての説明は必要であろうと考えております。

以上でございます。

河野議員 10台ぐらい、最高で10台が集中するのかどうかということまでは細かいので、そこは訊きませんが、たぶん、概ね通行される経路としては国道171号線から町道桜井高浜幹線を通って、跨線橋を通って、現着されるのかなというふうに認識しております。その点で、ピークは一定、マンション建設のときのピークは過ぎたとは言え、今でも8時半から9時の間に跨線橋の登り口のところに、常に大型車両が2台連なって待機を、仕事時間までの待機をしているということがあります。それに加えて、最近、非常に顕著なのが跨線橋の乱横断、特に高齢者と子育て、ベビーカー、子どもを連れた自転車の乱横断などがあって、それに対して、またこの工事について経路が重なるのであれば、そういったことが重なっていく。朝とか夕方の集中をし、渋滞ということもありますけれども、交通安全上の危険が相当あるのではないかと懸念しております。私自身、その経験者ですので。

その点について、時期的なもの、経路における安全対策、当然のことではあるんで

すが、今の開発行為が集中している町内においては特段の必要があると考えますが、その点、いかがでしょうか。答弁を求めます。

家屋調査については、今のご答弁があったので、とにかく事前と事後の写真撮りなどについて、あってはならないようなことが起こらないようにということですね。くれぐれもそれはお願いをしておきます。

それから、説明会ということは特に予定されてないようですが、規模が全く違うんですけども、この近隣でいくとサントリーの研究所の解体工事のときに、たぶん、この議場で、周辺自治会の求めもあって説明会などを開催されているというふう聞いております。これは善良な島本町行政が発注する工事でありますので、その辺の車両通行とか、あるいは騒音、先ほどの埋設管・埋設物の撤去、杭抜き以上に騒音振動ということが考えられるおそれがあるということと、それから今、第四保育所の仮移転ということで、ふれあいセンターに向けて送迎の車両が通ると、第四保育所の近隣が今、開発をされまして住宅開発が進んでいる中で、ちょっと今までとは違う交通上の危険が言われております。私も何人かから声を聞いて、行政にお届けしたところ、今までトッパンフォームズの社屋なり作業場があったんですけど、あれがなくなって、見通しが良いはずなんですけど、案外、対面で、ぶつかるんじゃないかというヒヤリ・ハットの事案が増えているので、その辺も含めて近隣住民への説明会が必要であるというふうに考えます。

もう1点は、先ほども中田議員が紹介していただいたので重ねませんが、河1で求めた資料の内容は、明らかに、この跡地の今後についての意見聴取でありました。ただ、第四保育所の保護者においても仮移転のことでもう頭いっぱいね、正直、この1年近く、第四保育所を新しく、どんな保育所にして欲しいか、どうあって欲しいのかという意見を、私自身も聞く暇がなかった。訊いても、答えがもらえない。皆さん、仮移転で真剣に、必死になっておられたんでね。その不安が勝つてということと、第三小学校のグラウンドに建てるという案が出て、その後、第四保育所の現地で建て替えるという案になって、その後「加速化方針」が出て、今度は駐車場に移ると。これだけの情報の転換、事態の転換に、なんとか議員としては付いていっているところですけども、日々、お仕事と子育てで忙しくされている保護者において、はたしてどこまで浸透しているのかということも含めて、跡地後のいろんな活用及び、ちょっと発展しますけど、次の保育所がこうなるといなるんだということは、議会に提案するまでに一度は保護者と向かい合って、疑問を聞いたり説明をする場は、1回は必要であろうと思っております。その点について、お答えください。

教育こども部長 数点、ご質問をいただきました。

まず、大型トラック等がどこを通ってくるのかということは、今回、ご同意をいただいて契約を結びましたら、契約事業者としっかり詰めていきたいと思えます。

そして、安全対策でございますが、工事自体は通常月曜日から土曜日まで、8時から

18時という期間で行わせていただくんですが、工事車両につきましては、7時30分から8時30分までの通学時間帯には通行させない対応をする予定でございます。工事期間中の工事時間帯につきましては交通誘導員を、説明させていただきましたように常駐をさせていただきますし、正式契約後には、第三小学校に工事工程等について説明にまいりまして、学校との連携を密にして、安全対策について万全を期して臨んでまいりたいと考えております。

そして、近隣住民への説明ということでございますが、周囲に対して何度か、測量等行うときに個別の説明にも行っておりますので、今後も、説明会等というよりも、必要に応じて個別の説明等での対応を行ってまいりたいと考えております。

そして、公募意見で様々な意見をいただきました。第四保育所の保護者の皆さんへの説明ということに関しましては、できる限り早い時期に、移転先となる新たな第四保育所の施設概要に関する説明会の場を設けて、説明させていただく予定でございます。

以上でございます。

清水議員 解体工事ということで、その点にちょっと質問したいと思うんですが、建て屋については解体時、枠組み足場を組んで防音シート張りにして防塵対策をするということなんですが、まず、隣地境界の仮囲い塀3メートルというものはどういうものなのかということと、地中構造物、杭についてはどのようなものを、どれぐらい抜くのかということ、防火水槽については底盤まで、すべて撤去するんですか。

教育こども部長 隣地境界部分の仮囲いに関しましては、成形鋼板、高さ3mのものを仮囲いとして設置する予定でございます。目的といたしましては、関係者以外の立ち入りを防ぐ、工事の騒音を減らす、粉塵や資材などが現場の中から外に出ることを可能な限り防ぐ、現場周辺の景観を保つなどということで、設置をさせていただきます。

そして地中分については、長さが11mで、直径が450ミリのものが93本埋まっておりますので、それらを撤去する予定といたしております。

埋設物の撤去についてでございますが、基礎の杭や浄化槽、防火水槽など、それらに関係する排水管、水道、電気に、現在の敷地内にある埋設物はすべて撤去をいたします。残すものとしたしましては、敷地境界周辺のフェンスや擁壁は既存のままとしております。

以上でございます。

清水議員 杭とか防火水槽の件はわかるんですが、あの防火水槽、たぶんコンクリートのほんとの塊で、今、図面見ると4メートル700ぐらいの深さまで、たぶん掘ると思うんですね、たぶん5mぐらいまで掘るんですかね。それで、あの防火水槽のある隣地境界のそこはたぶん擁壁があって、すぐ自治会の集会所が隣接してるはずなんですよ。集会所自身もまだ耐震ができてなかったと思うし、影響が大きいと思うのがそこと、入り口のそこには消防団の車両の車庫があるんですが、これはそんなにしっかり作られているも

のじゃない、簡易的な建物なので、その辺の対応等を特に注意していただきたいんですが、どうでしょうか。

教育子ども部長 騒音・振動の対策でございますが、本工事によって発生する騒音・振動を監視するために、敷地境界線上へ騒音・振動自動計測管理システムを設置いたしまして、工事期間中における騒音・震度データの収集、記録管理を行う。歩いている方に見える位置に設置をしていきたいと考えております。また、解体時に使用する重機や機器については、低騒音・低振動の重機や機器を使用する予定といたしております。また、振動対策につきましては、先ほどご答弁させていただいたんですが、工事着手前、完了後に専門業者による現況調査を行って、後日、紛争が起こらないように対応してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、まだ詳細については、今後、契約した暁に事業者と詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 今、言った点については業者さんが決まってから、特にそういうものがあるということも業者さんにはお伝えしたいと思えます。

それと、先ほど他の議員もちょっと質問されてたんですが、車両の出入りなんです、通学路と交差するところ、新しい住宅ができて、あそこにはカーブミラーもないんですよ、ふれセンへ上がるほうが。あそこは通常、昼間でも見通しが悪いので、特にどうするかという対応だけはしていただきたいんですが。

教育子ども部長 今、ご指摘のあった箇所につきましても、当然のことながら三小の通学路付近にありますので、安全対策については万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 ちょっと先ほどの質問の続きなんですけれども、入札の金額の中身を全く、答弁すれば次の入札に関わるってということで、全くの答弁はなかったんですが、細かいことまではもちろんお訊きしようとしておりませんが、大体、解体の工事そのものにどれぐらいかかるってということも、やはり答弁は難しいのでしょうか。そこがあまりにも、全くの答弁ができないということで終わってしまってますので、調査委員会のほうでは、この金額は正当性があるということをおっしゃってますが、ちょっと議会のほうでは、それは全くわからない状態ですので、工事そのものの金額がわかれば教えていただき、どうしても駄目なら仕方がないんですが、教えていただければありがたいかなというふうに思っております。

それと、これは解体した後どうするかというのは別としまして、こここのところというのは、あの辺というのはまだ水洗化になってないと思うんですけれども、今度、公募される時、新たに。そのときにはまだのものなんですかね。そういうふうにして、水洗化ができない状態で公募するという形になるんでしょうかね。ちょっと、その辺を教えてくださいたいと思います。

もう1点は、第二幼稚園もそうだったんですけども、遊具の解体が工事内容の概要の中に入ってますが、この遊具というのは、こういう遊具というのは他に使うというのか、そういうのは全く考えないで、そこが解体すれば、もう解体とあわせて遊具も同じような状態にしてしまうというのが、当たり前のこととして考えるべきなんではないでしょうか。以上のことです。

教育こども部長 3点でございますが、設計の内訳につきましては、国の積算基準に基づきまして算出をいたしておるものでございまして、個別具体的に、それにかかる人件費1人幾らみたいな出し方の設計を組んでいるものでございませぬ。各業務について、国の積算基準に基づいて算出するものであるもので、その辺はご理解を賜りたいと思います。

そして、西側開発に伴う下水との兼ね合いでございますが、この点につきましては、第四保育所跡地にある地域における下水道の整備は、認定こども園を整備するよりも後の予定となっておりますので、引き続き、これは浄化槽の設置が必要になってまいります。今現在、第四保育所の浄化槽は建設当時のものを使用しておりますので、設備自体がかなり老朽化しておりますことから、現行の設備基準に適合させるためにも、民間認定こども園の整備にあたり、既存の浄化槽を修繕して使用し続けることは困難であろうというふうに考えております。

そして、遊具等に関する撤去の部分でございますが、この部分につきましては、今後、事業者を選定いたしまして、その事業者が様々なプランニングを行ってまいります。そのときに、その遊具が残っていると、そのプランニングに影響を与えるおそれもありますので、第二幼稚園のときもそうですが、いったん更地にするとというのが望ましいものということで、今回もすべて撤去させていただくというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第81号議案 工事請負契約の締結について、第四保育所解体撤去の工事について、賛成の討論を行います。

解体工事そのものは全く否定するものではありませんし、耐震化を進めるにあたっての必要な工事、耐震化と「加速化方針」、保育所整備を進めるにあたっての必要な工事だということは十分に承知しております。

しかしながら、資料請求をさせていただく中で、河1、この議場でも紹介されたとお

り、10数件のご意見をいただいているという中で、特徴的であったのが、どのような属性の方か、第四保育所の保護者であるか、あるいはOB、あるいは関係者ということかも知れませんが、「第四保育所の跡地は第四保育所で建て替えて欲しいというのが一番の希望です。」という、この一言に尽きるというふうに思っております。

その点において、ちょうど1年前に「加速化方針」を公表され、「緊急事態宣言」のもとで、今後、新第四保育所も含めて、あと440人分の保育所を整備をするという、かつてない島本町の待機児童対策、これでやっと待機児童がなくなるというところに至るわけですが、その点の事業推進に尽力された当該部局の方には、非常にその苦勞には報いたいという気持ちはいっぱいございます。ただ、この間の情報が、もともと第三小学校のグラウンドに建て替える、新築する、その後第四保育所の跡地に現地建て替える、あるいは耐震化工事をする。そういうふうになって、去年に役場前駐車場に新築建て替えをし、定員は60人減らした90人とするというふうに、約、この数年内の間に第四保育所を取り巻く方針はコロコロと変わったわけです。ふれあいセンターへの仮移転を果たすまでの現場の方ももちろん、保育士さんももちろんですが、保護者の不安というのは相当あったというふうに思いますし、その中で、本来であれば、第四保育所の跡地はこのような保育所にして欲しい、あるいは駐車場に移転する保育所はこうあって欲しい、第一の希望は現地建て替えである。このような意見を述べる場所がほとんどもうなかったという中での、今後の保育所整備推進であります。

ただ一方で、大阪府全体を見回したときに、国の動向も含めて、今、耐震化や老朽化を理由に公立保育所を廃止するという自治体が後を絶ちません、枚挙に暇がありません。そういった中で島本町は、公立保育所を耐震化ということを理由にして廃止をするということにはしないで、公立保育所を維持するという方向性を持っているということについては、実は島本町の保護者の方には満足はしていただけないかも知れませんが、国の動向、大阪府全体の動向を見たときには貴重な取り組みであるというふうにも、これは評価をするところです。

いずれにしても、意見聴取を行っておられるわけですから、一般住民の方及び第四保育所の保護者に関しては、この解体工事の跡地の問題及び仮移転後の、新築移転後の保育所の新設の内容については、丁寧に意見聴取をされ、そして説明を尽くしていただきたいと思います。

もちろん私は、今日においても、第四保育所跡地には公立保育所で建て替えるべき、公立のこの敷地は確保しておくべき、駐車場は役場の耐震化、建て替えのときの工事用車両に使うべき。間違っても民間の土地を賃貸借するような、二重投資になるようなことはやめていただきたい。この気持ちには一切変わりはありませんが、この解体工事そのものについては賛成とし、討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を

求めます。

戸田議員 第81号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

第四保育所解体工事につき、大阪市内に本社を置かれる丸翔建設株式会社との間に工事請負契約を締結するものです。

低入札基準価格を下回る額での応札となりましたが、低入札価格調査委員会において履行可能とされたことについては、妥当性を見いだせると判断しました。同社のホームページを拝見したところでは、総合解体工事業として、近畿一円を中心に官民ともに複数の施工実績を持っておられ、解体工事に付随する杭抜き撤去等についても経験を有しておられるようです。

工事に際しては、安全はもとより近隣住民の解体工事への不安や振動・騒音・粉塵対策等、安全作業への指導改善を徹底して行っていただけるようお願いして、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第81号議案 工事請負契約の締結について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

今回の工事請負契約の締結については、町立第四保育所を解体するものです。解体工事の内容は、保育所の建物や外回りの遊具、コンクリート舗装、地下埋設物、建物の基礎を支えるコンクリート杭です。近隣に隣接する防火水槽については、約5メートルを掘られ撤去されると思いますので、振動・騒音・粉塵が発生し、近隣の集会所や住民に影響を及ぼす可能性があるため、最大限の注意を払い、安全第一で工事を進めることを要望します。

また、我が会派が以前の工事で家屋調査を指摘し、実施してもらいましたが、今回は家屋調査を設計から入れられ、されることを評価し、賛成の討論とします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第81号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第81号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第82号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るた

めの関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第82号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等にかかる欠格条項その他の権利の制限にかかる措置の適正化等が図られたことに伴い、成年被後見人または被保佐人にかかる欠格条項等を引用している関係条例の整理を行うものでございます。

それでは、内容につきまして、議案参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

まず、1ページの第1条関係、「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」の一部改正でございます。「地方公務員法」の改正により、引用する第16条第2号が、第16条第1号に1号繰り上がることによるものでございます。

次に、2ページの第2条関係、「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正でございます。これにつきましても、「地方公務員法」の改正により、関係する条文を削除するもの及び文言を整理するものでございます。

次に、4ページの第3条関係、「島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正でございます。これにつきましても「地方公務員法」の改正により、削除するものでございます。

次に、5ページの第4条関係、「島本町職員の退職手当に関する条例」の一部改正でございます。これにつきましても、「地方公務員法」の改正により、削除するものでございます。

次に、6ページの第5条関係、「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正でございます。これにつきましては、「児童福祉法」の改正により成年被後見人または被保佐人の規定が削除されることにより、引用する第34条の20第1項第4号が同条同項第3号に1号繰り上がることによるものでございます。

次に、7ページの第6条関係、「島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正でございます。これにつきましても、「地方公務員法」の改正により、削除するものでございます。

最後に、施行期日についてでございます。第3条関係、「島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきましては令和2年4月1日、それ以外条例改正につきましては、公布の日でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜ります

ようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第82号議案に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

成年被後見人、被補佐人の権利を制限してきた欠格条項等を引用している六つの条例から、成年被後見人または被補佐人を削除されるものです。

「地方公務員法」第16条 欠格条項 第1号により、成年被後見人または被保佐人は、職員となったり競争試験や選考をうけたりすることができないことになっていました。これにより、北摂の他団体において知的障がい者の職員が被保佐人になられたことによって失職するという事例が発生していました。社会参加への個人の思いや能力が尊重されないという点で、この欠格条項は人権を侵害するものであると指摘されてきました。また、本来支援となるはずの成年後見制度が本人の不利益になってしまうのですから、この点においても問題がありました。

明石市では、同法に「条例で定める場合を除く」と記されていることから、職員の平等な任用機会を確保し、障がい者の自立と社会参加を促進する条例を制定することによって、欠格条項の適用を回避されています。任用機会の平等を担保するため、島本町においても条例制定を行う必要があると考え、平成28年12月定例会議の一般質問、平成29年9月の総務建設水道委員会において、戸田はこれについての質疑を行っています。その際、障がい者の自立と社会参加のさらなる促進は重要な課題であると十分認識をしている、国や府、市町村の動向に注視してまいりたい、とのご答弁をいただいております。

公務員採用の欠格条項を撤廃し、本人の意欲と技能にあわせた雇用を提供することは極めて当然のことであり、法改正に向けて根気よく訴えを続けてこられた当事者とその支援者の皆様に敬意を表するものです。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第82号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第82号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時54分～午後2時05分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、第83号議案 島本町情報公開審査会条例及び島本町情報公開運営審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長 (登壇) それでは、第83号議案 島本町情報公開審査会条例及び島本町情報公開運営審議会条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

83ページの1をご覧ください。

提案理由につきましては、島本町情報公開審査会及び島本町個人情報保護審査会並びに島本町情報公開運営審議会及び島本町個人情報保護運営審議会を統合するため、所要の改正を行うものでございます。

本町の情報公開制度及び個人情報保護制度につきましては、これまで、それぞれの制度で別々に審査会、審議会を設置し、事務を行ってまいりました。

審査会では、「島本町情報公開条例」及び「島本町個人情報保護条例」に基づく審査請求に対して審査し、その結果を答申する機関として、現在、弁護士、大学准教授など5名の委員で構成し、情報公開審査会の委員が個人情報保護審査会の委員を兼ねているのが現状でございます。また、運営審議会につきましては、「島本町情報公開条例」及び「島本町個人情報保護条例」に定めた必要な事項について審議する機関で、現在、大学教授、人権関係団体や民生委員児童委員協議から推薦をいただいた方など7名の委員で構成し、情報公開運営審議会の委員が個人情報保護運営審議会の委員を兼ねているのが現状でございます。

情報公開制度は、行政の説明責任と透明性を確保し、開かれた町政を築くことを目的としている一方、個人情報保護制度は、行政が相当量の個人情報を収集し保有していることから、その適正な管理を行うことにより、住民の権利、利益を保護することを目的としております。このように、両制度は表裏一体の関係にあり、相互に補完し合う制度であることから、一体的かつ効率的に事務を行うため、近隣自治体の状況等も踏まえ、審査会と審議会をそれぞれ統合するものでございます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表に基づき、順次ご説明を申し上げます。

まず、新旧対照表1ページの「島本町情報公開審査会条例及び島本町情報公開運営審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。

第1条関係の「島本町情報公開審査会条例の一部改正」でございます。

審査会を統合するため、条例の名称を変更するとともに、第1条の審査会の名称を改めるものでございます。また、第2条の所掌事務に「島本町個人情報保護条例」の規定を追加するとともに、諮問から答申までの期間を「諮問を受けた日の翌日から起算して30日以内」としておりましたが、「諮問に応じて審査し、速やかに答申するよう努めなければならない」と、実情に合わせて文言を整理するものでございます。

次に、2ページの第2条関係の「島本町情報公開運営審議会条例の一部改正」についてでございます。

審議会を統合するため、条例の名称を変更するとともに、第1条の審議会の名称を改めるものでございます。また、第2条の所掌事務には「島本町個人情報保護条例」の規定を追加するとともに、「個人情報保護運営審議会条例」に規定していた委員の個人情報に関わる守秘義務を、新たに第3条第3項に加えるものでございます。

続きまして、3ページから6ページにかけては、「島本町行政の説明責任に関する基本条例」「島本町情報公開条例」「島本町個人情報保護条例」「島本町行政不服審査会条例」及び「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」につきまして、審査会及び審議会の名称を変更することに伴い、改めるものでございます。

なお、「島本町個人情報保護審査会条例」及び「島本町個人情報保護運営審議会条例」につきましては、今回の改正により廃止をいたします。

最後に、本条例の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、第83号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第83号議案です。情報公開運営審議会・個人情報保護運営審議会を一つの審議会とし、情報公開審査会・個人情報保護審査会を一つの審査会とし、それぞれを統合することにより事務の適正化と効率化を図ろうとされるものです。情報公開や個人情報保護が、これにより後退することがないように留意しなければなりません。

運営にかかる審議会の統合に伴って、前年度の運用実績を説明案件から報告案件にされると、8月の審議会でも説明しておられました。住民目線でこのことを把握していく機会が、一定減ることになるのではないかと懸念しています。公募委員を置くことで、多少なりともこのことを補うことができるのではないかと、という思いに至りました。

「まちづくり基本条例」に基づき住民自治を育てていくためには、情報の公開が不可欠です。そういう意味で、情報公開・個人情報保護運営審議会と同審査会委員の選定にあたっては、職員から顔の見える住民の方に依存するだけでなく、様々な方に主体的

に関わっていただけるようにしていかなければならないと私は考えています。新たな住民からの新たな参画を促し、まちづくりの担い手との出会いを促していくためにも、審議会・審査会に市民公募委員を置くことを求めるものです。ご答弁をお願いいたします。

総合政策部長 まず、審査会につきましては、審査請求事案について専門的な見地からご議論、審議をいただく必要がございますことから、法律家等で構成を現在しており、公募委員を入れるというふうには考えておりません。

一方、審議会につきましては、学識経験者のほか、人権関係団体や民生委員児童委員などから委員になっていただいております。幅広い分野からご意見がいただけるよう構成しております。現在、公募委員はおりませんが、他の自治体において公募委員を入れておられる事例も承知をしておりますので、今後、審議会につきましては、構成メンバーを検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

戸田議員 確かに、審査会と審議会を同様に考えることは適切ではないと思います。効率化されることは否定しませんが、審議会に市民公募委員を置くことは発展的な改革になると思います。おっしゃるように他の自治体では行われていることです。また、学識経験者には町内外から有資格者や、真に専門性のある方を選任していく。こういうことも、本町における全般的な重要課題と考えています。

町長の諮問機関になると思います。市民公募委員と有識者の選任につき、町長のお考えをお聞かせください。

山田町長 審議会への公募委員の参加に関する考え方につきましては、本町の「まちづくり基本条例」の第16条第1項におきましても、町は、その所管する審議会等の委員には「公募による委員を含めるよう努めなければならない。」と定めておりますし、住民参画を進める有効な手法の一つであるというふうに私も認識をいたしております。また学識経験者の選任につきましては、他市の附属機関で活躍されている方や、協定している大学からの推薦、また紹介など、様々なツールを駆使してお願いをしている現状でございます。現状は、お引き受けいただける方が少ないということが課題の一つでございますけれども、附属機関については専門的な意見をいただく場でもあり、学識経験者の役割は非常に重要であると考えておりますので、引き続き、各機関の役割に応じた人選をしっかりとまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 私は逆に、有識者等の方をお願いするというので、逆に言えば個人情報ということも関わりますので、公募委員は、私は入れないほうが良いと、反対の意見ではございますが、そのように私は思っております。

それと、今まで諮問を受けたときから30日以内ということなんですが、今回、新たに改正案に関しては「速やかに」答申するよということの文言が変わっておりますが、

この「速やか」というのは、どのような日にちを指して「速やかに」になるのでしょうか。ちょっと、その「速やかに」、具体的であって、その「速やかに」の意味がなかなか通じないものですから、説明、お願いできますか。

総合政策部長 まず、委員の選考については、先ほど戸田議員の質問にもご答弁させていただいたように、審査する部分についての委員については学識経験者でというふうを考えております。審議会のほうについては、現状の把握とか、そういったところ辺の審議とか情報共有とか、そういったことになってきますので、そこについては一定、公募というのも今後検討していきたいということで、ご答弁させていただいたとおりでございます。

あと、今回、「速やかに」という文言に変更させていただくんですが、なかなか、この「速やかに」というのが、日にちで示すというのは非常に難しい状況でございます。ただ、「速やかに」ということでございますので、最短で結論を出していくというのが基本であるというふうに思っていますので、日にちを特段決めず、事務を最短で進めて結論を出すということで、ご理解いただきたいと思います。

岡田議員 ということは、確認なんですけど、今まで30日というような日にちづけになっておりましたが、「速やかに」ということは、30日かからないで、もっと早くという意味で取ればいいということの理解でよろしいんですね。

それと、やはり私は公募委員を、一生懸命おっしゃってますが、私はやはり公募委員は反対させていただきます。

以上です。

総合政策部長 「速やかに」というのはこれまでの30日以内、という部分でございますが、当然、30日より早く結論が出れば、早く処理をするという趣旨でございますし、30日を超える部分についても、できる限り早く結論を出すように努めていくということでございます。

以上でございます。

伊集院議員 ちょっと重ねてになりますけどね。この条文、私は実施機関からの「諮問に応じて」という単語が入っているので、例えば「30日以内に行うもの」、それより早くなるものもあれば、それより遅くなるもの、要は諮問の内容に応じて変わってくるので、「速やかに」という単語をつけられたと解釈してたんですけど、先ほどの答弁をお聞きしていると、そうではないということよろしいでしょうか。

総合政策部長 ちょっと誤解があったかもわかりませんが、諮問の内容といたしますか、その案件によって、当然、早く答えを出せる部分もあれば時間がかかる部分もあるということでございます。

それと、この「速やかに」という文言に今回変更するにあたっては、近隣自治体ではどういう表現の仕方をされているかということも調査をさせていただく中で、「速やかに」

というふうに使われている自治体もありますし、「遅滞なく」という文言を使われている自治体もございました。ただ、「速やかに」というふうに使われている自治体のほうが多かったという中で、今回、本町も「速やかに」という文言を採用させていただいたものでございます。

以上でございます。

中田議員 今、「島本町情報公開審査会条例」の中の一部改正で、諮問から答申までの日数を「30日」から「速やかに」という文言に変えるという件ですが、お尋ねしたいのは、そもそも一番最初にこの条例ができたときに、この「30日」と決めた理由が何だったんでしょうか。そして、そのときと今とで、何か状況が変わったことがあるのでしょうか。

そして確認したいのは、これまで審査会は何回あって、答申が出るまでの日数というのは、平均、大体どれくらいだったんでしょうか。その実績の数値をお伺いします。

総合政策部長 まず、「30日」と当初決めた理由でございますが、スピーディーな事務処理というのは当時も変わってないというふうに思うんですが、一定の目安と言いますか、そういったところ辺から「30日以内」というふうな規定が設けられたんではないかなというふうに認識をしております。

そのときと今と何が変わったか、ということでございますが、平成6年に例外規定を定めておりますが、その理由としては、審査機関として異議申立人の主張及び実施機関の補充説明を踏まえて争点を煮詰め、また一部公開、時限性の適用の可能性を具体的に検討したりするためには、十分な日数を要する事例も発生しており、今後も生じることが推測されることから、例外的に大量の申し立て、また内容の複雑な申し立てなどのやむを得ない理由によっては審査期間の延長ができるよう、例外規定がこの平成6年に定められた経緯がございます。その後、平成28年の「行政不服審査法」の改正によりまして、弁明書が義務づけられたこと、それから審査庁に直接意見陳述が言えるようになったことなどがございます。これまで以上に日数を要するようになり、より丁寧な審理手続きの必要があったということで、そういう改正が平成28年にされたというふうに理解しております。

これまでの審査会の回数でございますが、直近10年で申し上げますと、13件の申し立てがございました。あと、答申が出るまでの平均的な日数でございますが、平成28年の「行政不服審査法」の改正に基づき条例改正する前は、概ね90日程度でございます。平成28年の改正後の実績としては、議員からも以前ご質問いただきましたように平成29年度の3件となっておりますが、それにつきましては答申までに1年以上を要したものでございます。この事例を踏まえ、今回、改正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第83号議案に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

情報公開運営審議会・個人情報保護運営審議会を一つの審議会とし、情報公開審査会・個人情報保護審査会を一つの審査会とすることについて、一定の妥当性があると判断いたしました。ただし、前年度の運用実績を説明案件から報告案件にされることで、住民目線でこのことを把握している機会が減るであろうことを残念に思っております。

質疑で述べましたように、審議会の公募委員の選任を今後の課題としていただきたいと思えます。この審議会では、個人情報を直接扱うことは一切ないと認識しています。このたびの条例改正を機に、町が保有する情報の適切かつ一層の公開に向けて、不断の努力と健全な見識が培われることを願ってやみません。

情報公開審査会、個人情報保護審査会、それぞれの条例において、「諮問を受けた日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときには、これを延長することができる。」との規定を改め、「速やかに答申するように努めなければならない。」と改正されます。平成28年の「不服審査法」の改正に伴い、手続きが増えたということもあり、継続審査となった場合には、諮問を受けた日の翌日から起算して30日以内に答申することは、事実上ほぼ不可能、困難であるということは理解しますし、また他市町村の状況からしても、このたびの改正には妥当性があると判断します。

しかしながら、まず重要なのは、複数の請求者から不服審査を求められるような事態に至る非公開判断を行わないことではないでしょうか。島本町は、町政の民主的発展に寄与することを目的として、全国でも早い時期に「情報公開条例」を制定しました。しかし、残念ながら、情報の提供という点では先人の思いもむなしく、公平性、公正性を欠いていると思わざるを得ない数々の事例を私たちの会派は経験してまいりました。基本理念が活かされていないと感じています。これは、誰がどう、これがどうかという個別の問題であるようで、実は島本町、島本町議会、何より島本町民にとって多大な損失であり、ここに改善を強く求め、本条例の改正に賛成いたします。

以上です。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第83号議案 島本町情報公開審査会条例及び島本町情報公開運営審議会条例の一部改正について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回の提案理由におきましては、情報公開審査会及び個人情報保護審査会並びに情報公開運営審議会及び個人情報運営審議会を統合されるために、所要の改正をされます。

その中でちょっと注視したい点は、先ほどにも質疑しましたが、やはり第1条関係の第2条ですね、審査会のほうの条例ですが、今回、「実施機関からの諮問に応じて審査し、速やかに答申するよう努めなければならない。」と、過去の「諮問を受けた日の翌日から起算して30日以内に行うもの」から変更されます。私自身は、この内容を読みますと、やはり「速やかに」と今までと、要は時間軸の話ではなくて、案件の内容において審議を尽くすということが本質であるということで、「速やかに答申する」というふうに改正されると解釈しております。

先ほども答弁ありました部分で、最後の質疑の中では、そこに感じる部分の答弁が出てまいりましたので、最終的には納得させていただくことにしますが、やはり、しっかりと審議内容によって議論を尽くされて、早く出るものもあれば、そうでないものが出てくる。なので、その案件における「速やかに答申」をされるということで、今後もお願ひしたいと思います。

そしてもう1点、先ほどありましたが、審議会のほうですね。審議会のほうには、新しく条文に追加されてます個人情報に関わる守秘義務を加えるものという部分が入ってきておりますので、やはり一定個人情報に関わる部分が入ってくるということを鑑み、いろいろと慎重にされながら進めていただきたいということを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第83号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第83号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長 (登壇) それでは、第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書84の1ページをお開きください。

提案理由といたしましては、地区計画で定めた建築物等の制限内容について、より実効性や継続性を担保するため、所要の改正を行うものでございます。

本条例につきましては、平成25年度に「桜井三丁目北地区地区計画」の都市計画決定にあわせ、「都市計画法」に基づき、地区計画の制限内容違反に対し罰則規定を設け、より実効性を担保するため、制定いたしております。今般、新たに「JR島本駅西地区」及び「百山地区」の地区計画を都市計画決定させていただいたため、条例の一部改正につきまして、提案させていただくものでございます。

それでは大きく二つの改正点がございますので、議案書84の22ページの次ページ、第84号議案資料に添付しております新旧対照表に沿って、ご説明申し上げます。

まず、新旧対照表1ページをお開きください。

1点目といたしまして、第3条関係の別表第1でございます。こちらにつきましては、本年9月20日に都市計画決定いたしました、「島本町JR島本駅西地区地区整備計画区域」及び「島本町百山地区地区整備計画区域」を、表中に追加するものでございます。

次に2点目といたしまして、新旧対照表1ページから13ページまでの第4条から第9条関係の別表2でございます。こちらにつきましては、表題に「島本町JR島本駅西地区地区整備計画区域」及び「島本町百山地区地区整備計画区域」を、表中に各地区での制限内容を追加するものでございます。

まず、「島本町JR島本駅西地区地区整備計画区域」につきましては、各エリアごとに、建築物の用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、垣または柵の構造及び緑化率に関する制限について、都市計画決定した地区整備計画の制限に適合するものでなければならぬと定めております。

また、「島本町百山地区地区整備計画区域」につきましても、同様に建築物の用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、垣または柵の構造及び緑化率に関する制限について、都市計画決定した地区整備計画の制限に適合するものでなければならぬと定めております。

最後に、附則についてでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてです。まず、JR島本駅西地区の高さ制限について3点、百山地区の用途地域変更について1点、お伺いします。

JR島本駅西地区の高さ制限についてです。

1点目、地区計画はすでに都市計画決定されているものであり、本議案が例え否決されようと、制限そのものは基本的に変わらないと認識しています。本町の7月の都市計画審議会でも、そのように説明されていきました。ところがそれは、用途地域における建ぺい率や容積率については言えるものの、地区計画で定めている高さ制限については、本条例改正がなされてはじめて有効になるものであると、大阪府の建築確認申請意匠担当の職員の方にご教示いただきました。まず、これについて説明をお願いいたします。

2点目、そうであれば、島本町が条例化しなければ地区計画における50・35・25、あるいは12mという最高限度の高さ制限は事実上機能しない、あるいは存在しないということにもなり、言い換えれば、島本町が別途当該地区の絶対高さを定めることが可能である、ということになるのでしょうか。

3点目、当該地区のまちづくりにかかる委員会等で、当該地区の絶対高さを定める余地が残されているということにもなり、本町の独自条例により当該地区の最高限度高さを定めることができる、理論的にはこういうことになると考えますが、どうなのでしょう。もちろん、都市計画審議会を経て、一定の手続きを経てということになるかと思えます。ご答弁をお願いいたします。

百山地区の用途地域変更についてです。周辺住宅の安全性と良好な居住環境をどのように担保していくのか、具体策をお示してください。また、役場庁舎前の町有地に第四保育所を新たに整備する計画でありながら、近接する百山地区において危険物の貯蔵または処理に関する制限を緩和されるということに、私は納得しかねています。この点について、どのように考えておられるのでしょうか。

以上です。

都市創造部長 まず、本条例改正による建築物の高さ制限に関するご質問でございます。

本条例案は、9月20日に都市計画決定された地区計画にかかる制限条例であり、「建築基準法」第68条の2に基づき、当該条例を改正するものでございます。このことから、JR島本駅西地区における建築物の高さ制限につきましては、本条例案が改正されることにより「建築基準法」に基づく審査が可能となるため、地区計画で定めている高さ制限につきましては、本条例の改正により有効となるものと認識いたしております。

続きまして、町が建築物の絶対高さを定めることに関するご質問でございます。

JR島本駅西地区における建築物の高さの最高限度について、町が地区計画とは別の手法、例えば高度地区などにより建築物の高さの最高限度を設定することは可能でございますが、地区計画に基づく建築物の高さに関する制限につきましては、すでに都市計画決定された内容であることから、その制限の実効性を担保するためには、「建築基準法」の委任に基づく条例を制定する必要があるものと認識いたしております。

なお、7月31日に開催いたしました島本町都市計画審議会の答申の付帯意見でもいただいておりますとおり、今後、委員会等を組織させていただき、検討を進めてまいりた

いと考えております。

なお、自主条例での高さ制限につきましては、前の臨時議会でもご答弁させていただきましたとおり、本町といたしましては、都市計画手続きによる制限を行うことを前提としているため、想定いたしておりません。また、直接的に建築物の高さの最高限度を変えるのではなく、基本的には都市計画決定された枠組みの中で、景観等を含むルール作りなどについて検討を進めていくものと認識いたしております。

続きまして、百山地区の用途地域変更についてのご質問でございます。

用途地域等の都市計画の変更により、危険物に関する規制につきましては一定緩和をいたしておりますが、同時に、周辺の良い住環境と安全性を担保するため、地区外周部への環境緑地の設定や、緑化率の最低限度の設定、建築物と道路境界線、隣地境界線までの距離を定める壁面の位置の制限、その他建築物の用途・形態の制限等を行う地区計画の設定をいたしております。

次に、第四保育所に近接することとなる百山地区において、危険物の貯蔵または処理に関する制限が緩和される件についてでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、9月の都市計画変更に伴い、危険物に関する規制につきましては一定緩和をいたしておりますが、危険物の取り扱いにつきましては法律で厳しい管理が義務づけられており、一定の安全性が担保されているものと認識いたしております。また、今後の対応といたしましては、消防本部による立ち入り検査等におきまして維持管理状況を把握し、適切に指導を行っていくことや、開発行為等の計画が進められる際には、危険物の貯蔵施設等について、できるだけ公共施設や住宅から遠い位置に配置し、安全性に配慮した施設配置を検討していただくよう事業者側と協議を行っていくなどにより、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 種々、ご答弁いただきました。北摂の山並みを壁のように遮る50mの高層マンションは論外ですけれども、ある意味、私は中高層住宅を主体とする25m規制の住宅エリア②が、当該地の魅力を壊滅的に失わせてしまうのではないかと危惧しています。景観、山並み、眺望について、7月31日の都市計画審議会において、会長が次のようにおっしゃっています。「景観というものは、環境の姿がそのまま目に見えるように現れたものであり、景観を見れば、その町の環境というものが如実に見えてしまう」と、また「一つ重要なのは眺望で、北摂山系の山並みが見えるかどうか、あるいはどう見えるかという話である」と、駅のホームに立ったときの見え方にも言及しておられました。スカイラインというキーワードもあった。

街並み、山並み、眺望、田園風景との調和、建築物の建て方、そういったものを可視化する技術的手法を使ってデータ化し、共有したうえでの議論が行われることが重要であったかと思えます。会長も、この点は不十分であったとお認めになっている、反省を

含めて。こういった調査・研究に基づいて審議が行われていたら、議論の内容が変わっていたのではないのでしょうか。そして、これらのことはやろうと思えば、これから幾らでもできると会長はおっしゃいました。駅前エリア、住宅エリア①～③、農住エリアの都市計画上のイメージ図を、技術的手法を使ってデータ化し、お示ししていただく必要があったと思いますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。一般の住民は、イメージができない地区計画や「建築基準法」、そういった知識がなくてもわかるようなデータをお示ししていただくことが必要であったかという、そういう質問です。お願いいたします。

都市創造部長 都市計画審議会での審議についてのご質問でございます。

去る7月31日の島本町都市計画審議会の時点においても、現時点においても、具体的な建築物の高さや、その内容等については、準備組合の皆様がご検討されている状況でございます。こうした状況の中、7月の都市計画審議会においては準備組合から資料を提供いただき、可能な限りお示ししてきたところでございます。しかしながら、具体的な建築物の高さや、その内容等が決定していない中で、ご指摘のような資料を作成することは非常に困難であることについて、ご理解賜りたく存じます。

続きまして、都市計画上のイメージ図等についてのご質問でございます。

用途地域、高度地区、地区計画等、都市計画手続きを行うに際し必要な図面につきましては、7月の都市計画審議会の中でも、都市計画図書の中でもお示しさせていただいたところでございます。先ほどもご答弁させていただきましたが、具体的な建築物の高さや、その内容等が決定していない中で、ご指摘のような、まちづくりについてのイメージ図を作成することは非常に困難であると考えております。

なお、今後、開催することといたしております（仮称）まちづくり委員会におきましては、具体的なイメージをしやすい資料に基づき、景観などについて、ご議論いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 表現が不十分、適切ではなかったかも知れません。具体的な建築物、土地区画整理事業における具体的な建築物を示せと申し上げているのではないのです。「都市計画法」上に様々な用途地域があって、建物の高さまでも決められるわけですから、その一般的なものをイメージ図として示していただきたい。つまり、例えば吹田市のホームページにおいて私が確認したもの、確か吹田市だったと思います。それに基づいて問うているわけなんですけれども、単独に建築物の高さで判断するのではなくて、容積率や建ぺい率との関係、壁面後退の状況など、誰が見てもわかる都市計画の一般的なイメージが示されていたら、審議会の議論が深まったのではないかと、という問いでした。これはもう、審議会は終わっていますから、後に議論するまちづくり委員会での課題になると思っています。ですから、ご答弁はもうここでは求めません。質問の意図は、そうい

う意味でした。

都市計画決定は、あくまでも土地利用のルール作り、建物については一貫して未定であるとの見解を、これまで、今も示しておられますが、都市計画上の一般的なイメージ図をビジュアルデータで示すことなく、まちづくりの議論を行うと、反対・賛成の印象的、感情的な意見のぶつかり合いが繰り返されてしまう。開発する方針であるのならば、今後は例え専門的な知識が乏しくても、住民間で建設的な議論ができる環境を調べていただきたいと思います。いかがでしょうか。これは答弁をお願いします。

次に、違う質問になります、歴史的な観点から。地勢、山並み、田園、川や池などの水の景観を、借景としてではなく庭園の一要素として取り入れ、離宮を構成する重要な一部とすることは、後鳥羽上皇をこよなく……。

村上議長 できるだけまとめて、議案に沿った質問をしてください。

戸田議員 はい、地区計画です。尊敬された後水尾天皇であったと思います。修学院離宮に顕著に見られ、桜井が水無瀬離宮を構成する重要な空間であった可能性は極めて高いと私は考えております。西浦門前遺跡から南へ当該地区を歩いてみれば、連続性を持って風景、景観を楽しむことができます。もとより歴史的景観、風景において、当該地区に歴史的施設があったか否かはさほど重要ではありません。これは、意見書に対する町の見解に対して、私は述べています。

にもかかわらず、歴史的な景観を残して欲しいという町への意見書——縦覧のときの意見書ですね——に対して、町の見解は次のようなものでした……（「意見書は関係ない」と呼ぶ者あり）……、地区計画ですよ。「試掘調査や過去の資料で、この地に歴史的施設が存在することを断定できる資料は把握できていないため、保存、整備を進める予定はありませんが、当該事業に伴う工事や調査の中で、重要な遺構や遺物が確認されましたら、事業主と協議を実施してまいりたいと考えております。」、審議会においても、このように説明されていますが、私は、これは何度拝見しても涙がこぼれそうです。

村上議長 自分の意見ではなしに、議案に対して質問してください。

戸田議員 3点、質問いたします……。ちょっといいですか、枕詞がないと、質問が理解できないというか……。

村上議長 まとめて。

戸田議員 スムーズにいかないというので、初めに……。これね、議案なんです。皆さん、お気づきになっておられないだけなんです……（「いつまで自分の言いたいことばかり」他、議場内私語多し）……。それは違います、失礼ですよ、あまりにも失礼です……（「議長の言うこと聞いてない」他、議場内私語多し）……。

ちょっと整理していただけますか。

村上議長 続けて、さっき言いましたようにまとめて質疑してください。

戸田議員 景観保全に、埋蔵文化祭の保全の考えを当てはめ、歴史的施設の存在が確認で

きなれば保存整備しないという見解を示し、これを正当化されています。ここを改めていただけないですか。当該地区において、埋蔵文化財にかかる資料が見出せなくても、日記や和歌など国文学からひもとく、離宮、寺院、仏像、人物研究などから考察すると……（「会議規則54条3項を」と呼ぶ者あり）……、水無瀬離宮に関する研究は現在進んでいます。当該地区は、内外の研究者から非常に注目されているのです。

地区計画のゾーニングに欠かせない歴史的景観保全への指摘に対して、今後の研究にゆだねる、可能な限り積極的に保全するという謙虚な姿勢を、なぜ生涯学習課は示すことができないのですか……。

村上議長 自分の意見ばかり言わんと質疑してください。これは質疑の場で、意見を言う場と違う。

戸田議員 質問です。埋蔵文化財と同様の視点で景観保全を論じる姿勢は、この際、改めていただきたいと思いますが、ご答弁をお願いします。

休憩していただいてもいいですか。

村上議長 なんで。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

戸田議員 地区計画ですよ。

村上議長 休憩する必要ないんで、早く括ってください。

戸田議員 歴史的施設が存在することを断定できる資料が把握できていないということは、山並み、田園、池を活かした田園都市的な景観、さらに淀川対岸の男山との宗教的眺望の連続性を否定するものではないと考えますが、いかがですか。教育委員会の見解を問うておきたいので、ご答弁をお願いします。

地区計画により、これから開発が行われようとしています。景観のみならず、水脈という視点も欠いているのではないのでしょうか。若山神社など、多く歴史的文献を保持しておられる地元の方のお話に耳を傾ける必要がありますか。水路ではなく、水脈です。様々な視点で都市計画審議会では議論が交わされました、福祉的視点と歴史的観点が抜けているということ。それから水脈ということが、今まで議論がなかったので、この場で質問させていただいております。

以上です。

都市創造部長 まず、住民間で建設的な議論を行っていただくことに関するご質問でございます。

今後、予定しております（仮称）まちづくり委員会や、今後の都市計画等に関する会議の場におきましては、具体的なイメージをしやすい資料に基づき、ご議論いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

歴史的施設や景観の保全については、当該事業の事業費に影響することが考えられますので、慎重に議論すべき内容であるものと認識いたしております。なお、歴史的施設

や景観の保全に関するご意見につきましては、当該事業者への、実現が可能なものについては事業へ反映していただけるよう、準備組合と協議してまいりたいと考えております。

続きまして、水脈に関する視点についてのご質問でございます。

土地区画整理事業により地下水の水脈へ影響を及ぼす可能性については、現時点では把握できておりませんが、調整池の造成等、実際の事業を実施した際に水脈へ影響を与えている可能性が確認された場合は、適切に処理を実施していただけるよう、準備組合と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 教育委員会の見解ということでございますが、教育委員会といたしましては、埋蔵文化財調査により歴史的施設の遺構の確認ができていないからといって、山並みなどの景観や眺望との連続性を否定するものではありません。遺構が確認できた段階で、保存協議などを事業者と行うプロセスになっております。

以上でございます。

河野議員 第84号議案です。とにかく先ほどから議案だということでは、高さということがここで一定規定をされる、制限を設けられるということです。この制限がなければ、高さ制限がさらに上に行く、高さ制限がなくなるということでもあるので、地区計画としての意義そのものは否定するものではありませんが、これらに示された高さによって今後のまちづくり、あと残される都市農地がどのような影響を受けるのかということについての検証内容を、確認をしたいと思っております。

もともと、この議案の84の9には示された50mという高さについて、住宅エリア①に示されている高さ制限です。この50mというのは、本来、この市街化区域編入の後、土地区画整理準備組合及び業務代行予定者の方々の民間による開発、それについては本来もっと高くして有効な土地活用を図りたいと思っていたところを、50mということに抑制したのか、ということです。前回、これは1回白紙撤回をされて、新たな業務代行予定者を募集されていますが、前回の業務代行予定者募集の際の高さは25mであったということを記憶しております。これを倍化させるということについての根拠や理由については、どのように聞いておられますか。答弁を求めます。

また、この高さが及ぼす、25m・35mもそうですが、残る希少な農地に対する影響や保全の観点からお尋ねいたします。地区計画ということではありますが、本来、これを設定するにあたっては、残された農地の存続や、営農し続けることができる可能性も鋭意示すべきであったというふうに思っていますが、その点の施策としては生産緑地制度、これは、私は4年以上前から会派としても求め続けてまいりました。かつての市街化農地、この人達に対する生産緑地制度の導入も急がれておりましたが、正直申し上げて、この市街化区域編入の後の農地保全というところに私自身は着地点を持って求めてきた

わけです。先日、2019年12月11日、農業委員会からは島本町長に対して、生産緑地制度の下限をまた300㎡というふうに改める条例の制定などを求める意見書が出されたと聞いておりますが、その点について、確認をさせていただきます。

また、これらによって、さらに農地保全、換地する面積などが増えることによって、上限ギリギリの高層化をするということが、さらに可能性として広がるのでしょうか。この点については説明を求めます。

それから、この地区計画の高さ制限50mで、都市計画審議会でもいろいろ議論がありました。高さを低くしようと思えば横に広がっていくというような、様々な専門用語を使われての議論があったというふうに思っておりますが、しかしながら、これは近い将来、これが及ぼす人口増においては、島本町の財政収支にも多大な影響があると思われまます。全く地区計画と無関係ということは言えません。人口の急増は、この50mの高層マンションなどをイメージし、最大2,250人の人口増と示されていますが、小学校・学童保育室のインフラ整備への財政収支の最大の必要な金額は、現時点では見込まれていないと思っておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

以上です。

都市創造部長 ちょっと順番、前後するかもわかりませんが、順次ご答弁申し上げます。

まず、J R島本駅西地区における建築物の高さ制限に関するご質問でございます。

議員ご指摘の、平成24年度に事業協力者を募集した際においては、保留地の想定を文教施設に特化した一方、平成28年度に業務代行予定者を募集した際においては、社会経済情勢等の変化に基づき、保留地の想定を文教施設に限らず、柔軟な提案を募集したことがあげられるものと考えております。また、平成24年度以降、社会経済情勢が変化し、現在の状況下における事業実現性を担保する必要があるため、総合的に判断した結果、現在の50mという高さ制限とさせていただいたものと認識いたしております。

続きまして、農地を存続させることについてのご質問でございます。

J R島本駅西地区における都市農地の活用につきましては、令和元年6月4日付けで、J R島本駅西土地地区画整理準備組合に、引き続き農地として所有される権利者におきましては、都市農地の活用と保全に向けた取り組みについて検討いただくよう依頼させていただきました。また、町におきましても、都市農地としてご利用していただきやすいよう生産緑地地区を導入したところでございますが、今後、農業委員会として正式に意見書を提出された後に、生産緑地地区指定にかかる最低面積の引き下げについても検討してまいりたいと考えております。

次に、農地への換地面積の増加とマンションの高さについてのご質問でございます。

準備組合におかれましては、事業費をまかなうための保留地処分金としてマンション建設を検討されておりますが、地権者の方が個別に利用される区域において農地利用される面積が増えたとしても、基本的にはマンションの高さに直接影響を及ぼす可能性が

少ないと認識いたしております。

続きまして、小学校・学童保育室に関するご質問でございます。

人口2,250人という数値につきましては、「島本町保育基盤整備加速化方針」において事業による保育所利用者数の増加を予測することが困難であったため、1,250人・1,750人・2,250人という3パターンの想定人口を設定し、仮に、このような人口に達した場合、どのような影響が出るかをお示ししたものです。事業が教育施設等に及ぼす影響につきましては、現在のところ、JR島本駅西地区のまちづくりによる住宅戸数等の詳細が明らかになっておらず、推計値での判断が困難であるため、今後、住宅戸数や開発時期等の詳細が明らかになった時点で、小学校・学童保育室等の整備等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 社会経済情勢ということと、文教というものが当初あったのですが、今はもうそれはたぶん、ほぼ姿を消していると思います。様々住民の方が、これならいいな、我慢できるなとか、残念だけど受け入れられるな、というものが次々となくなっていっている中でですが、この50mという高さが、開発地域以外の周辺の住民の我慢の限度を超えるというふうには町は考えておらなかったのかということ、答弁を求めます。

それと、農地の関係の2問目です。生産緑地制度の可能性が広がるのが、さらに建物の高層化に繋がるということにならないのではないかという答弁を聞いて、その部分については、ちょっと安堵しておりますが、一方で、35m・25m・50mの高層マンションが目一杯になる、あるいは一定建てられたときに、夜は一晩中、マンション群の夜間の大量の照明が点き続ける。通風性、日照などの変化において、これは残された貴重な農住エリアへの、また新たに残そうとしている生産緑地に対して、30年間営農を可能にするという、そういったことになっているのか、配慮はあるのか。今、現時点で島本駅の側道の街路灯の照明は、あくまで農作物への配慮をされているものと思いますが、その点について、見通しは立っておられますか。答弁を求めます。

それから、あともう一つは、やはり、この高さ制限ということ、50mだということをしておられますが、全国の様々な例とか、関する書籍を読んでおられますと、大規模敷地を有する建築物の特例措置により、50m以上の建設が可能になるということの事例が他市ではございましたが、この地区計画においては、それはないと言いきれるのですか。答弁を求めます。

それから、小学校・学童保育室の人口増、児童生徒の増加については、前会の定例会の一般質問で私は質問しております。今の第三小学校で2,250人増えるとすると、約6～7年後には、今の第三小学校の児童生徒数と同等の300人が新たに増えるという答弁をいただいておりますが、様々な「総合計画」やいろいろな場で、この開発が及ぼす小学校児童生徒の増加による校舎の不足、もう間に合わないということで校区変更もというこ

とが、この議場や様々な審議会で、町としての姿勢が示されております。しかし、島本町は既存の校区変更というものはたやすいものではないという経験を持っています。過去の既存の校区変更で、教育長リコールの運動などが始まった、そういう経験もあったと思いますが、その点について、これはどこの所管になるかなと思いますが、そういったことも十分見据えているのかというふうに思いますが、答弁を求めます。

それから、私自身は単に地権者に対して犠牲や、様々な犠牲的精神を求めて、高さを低くして欲しいと言ってきたわけではありません。土地区画整理の範囲における駅前広場の整備は島本町施行で、国、府の交付金等を確保することを求めてまいりました。この点について、地区計画を定めるにあたっての議論の中で、駅前広場整備は町、公共施行でという業者や地権者からの要望はなかったのでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長 まず、周辺住民への受忍限度についてのご質問でございます。

JR島本駅西地区のまちづくりにより、少なからず周辺住民の皆様へ影響を及ぼすこととなりますが、町といたしましては、その影響が受忍限度を超えるという認識はございません。なお、実際に受忍限度を超えるか否かという判断につきましては、司法の判断にゆだねることとなるものと認識いたしております。

続きまして、土地区画整理事業が及ぼす農地への影響についてのご質問でございます。

農住エリアにおける農作物の種類によっても異なりますが、議員ご指摘のような要因により農作物へ影響を及ぼす可能性が考えられますが、今後、準備組合の中で、営農を予定される皆様のご意見を踏まえ、それらの影響についても検討していただきたいと考えております。

続きまして、大規模敷地を有する建築物の特例措置にかかるご質問でございます。

「大規模敷地を有する建築物の特例措置」とは、「建築基準法」第59条の2に基づく総合設計制度により、敷地内に広い空地を設けた場合の高さ規制の緩和のことと認識いたしております。当該規定では、地区計画の区域内の高さ規制を適用除外するとはなっていないことから、二つの異なる高さ規制が併存した場合、地区計画に基づく厳しい規制である50m以下が適用されるものと認識いたしております。

続きまして、駅前広場に関するご質問でございます。

JR島本駅西地区における土地区画整理事業につきましては、当該準備組合と事業の所掌範囲も含めて、これまでに協議を進めてきており、公共性の高い箇所については町の負担で実施すべきというご意見もいただいております。しかしながら、駅前広場等の整備につきましては、準備組合において土地区画整理事業の範囲内で整備していただくよう、ご説明させていただいているところでございます。

私からは、以上でございます。

教育こども部長 第三小学校児童数増加に対応する校区変更についてということでお話をさせていただいている件でございますが、この2020年に、例えばまち開きをされたとし

ても、小学校の児童数のピークというのは、もう10年以上先ということでございます。当然、児童数にあわせて校区の見直し、他の目的で使用している教室の転用、また学童棟の建設など様々な対応方針がある中で、一例としてあげさせていただいているものでございます。いずれにいたしましても義務教育でございますので、当然、その時点で最も望ましい対応をもって、適宜柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 最後の質問になります。財政収支について大きな影響を与えるということ、私は実はすごく懸念しております。と、今までマンション開発がここ2～3年の間に一気に進んだことよっての保育所整備が急ピッチを迎えた中で財政が厳しくなるということ、私たちはすでにいたく経験しているわけですから、これがまた再来するということ、

その点で、市街化区域編入をして農地を市街化し、そのうえでの土地区画整理という工程を経ての地区計画ですので、関連することだと思っておりますが、やはり2,250人という人口の推計は、すなわち概ねその住宅の分譲である、あるいは高層マンションの建設、販売をする、その戸数に応じて人口推計されたというふうに私は思いますので、やはり高さを抑えるということの努力をされた場合には横に広げなあかんというような議論が、ずっと何回も繰り返されているんですね。それは明らかに分譲や販売戸数は、何としても、今のこの最高2,250、1,750、1,250ですね、それを下回ることはできないということが、先方の姿勢なんでしょうか、開発者ですね。答弁を求めます。

それから、資料をいただきました。いろいろ、たくさん資料いただいているんですが、町がこの地区計画、西地区まちづくりに関わる唯一の公金支出と示されているのが2億3千万円です。その中で、の交付金の採択の状況や、今後の財政収支見通しにどう含まれているのかという資料をいただきました。本年度から始まり向こう3年間、今年度あわせて3年間で、公共下水道は1億4千万円というふうに見積もられています。また、河2で言えば、向こう2年間から3年間で、一番費用を要するのが水路の付け替え、それと一部ではありますが、町道広瀬桜井幹線の改修が含まれていて2億3千万円であると。これはあくまで上限であるということですね、この三つの工事に対する上限であるということで、公金の使途はあくまで三つの事業に限定されているという理解で間違いはありませんか、ということ。それから、2億3千万という上限があっても、入札や、様々な工事費削減において、それが減少した場合、他の名目ではもう公金支出は行わない、この認識で皆さんいると思うんですが、間違いはありませんか。答弁を求めます。

都市創造部長 JR島本駅西地区の保留地の計画に関するご質問でございます。

駅前の住宅エリア①の建築物の高さ制限につきましては、当該事業にかかる事業費をまかなうための保留地処分金に影響を及ぼすことから、慎重に取り扱う必要があるものと考えております。このことから、当該準備組合におかれましては、規制される高さ制

限の範囲内で、事業の成立性を踏まえた計画を立てられているものと認識いたしております。

続きまして、公金支出に関するご質問でございます。

これまでもご説明いたしておりますとおり、本町が実施を検討している当該土地区画整理事業の関連工事は、下水道の地区幹線整備、土地区画整理事業区域外の排水のための既存水路の改修及び付け替え、土地区画整理事業区域外の道路整備といった、三つの事業といたしております。今後の事業の進捗状況等によっては変更の可能性はございますが、現時点において町が施行を予定している箇所は、先ほど答弁させていただいた三つの事業に限定しているところでございます。

以上でございます。

中田議員 「島本町地区計画区域における建築物等の制限に関する条例の一部改正について」の質問です。私が質問したいのは、この地区計画が、島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱と整合性があるか、ということについて聞きたいと思っております。

島本町では、「適切かつ合理的な土地利用を促進し、災害を未然に防止するとともに自然環境及び生活環境の維持及び向上を図り、もって町の均衡ある発展と公共の福祉の増進をする」ことを目的として、以下のとおり、島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱及び同指導要綱施行基準を定めています。その第8条では、協議基準として、「町長は、前項の規定による協議については、次に掲げる事項を勘案しておこなうものとする。」とあります。第8条2「住宅の建設を目的とする開発行為等にあつては、島本町総合計画基本構想が定める人口目標及び環境の保全等に十分配慮されていること」とされています。

「総合計画」では、人口目標は3万2千人となっています。一方、12月1日の島本町の人口は3万1,591人となっていました。目標人口まで、あと400人です。この地区計画の内容は、ほとんどすべてを住宅とすることができる内容となっています。この指導要綱を、つまり、これに基づいてあと400人という、島本町の開発指導要綱では、こういうふう自らルールを定めていて、それに基づいた協議をするとなっているんですが、一方で、この地区計画条例というのは高さが50mだったり、35mだったり、25mという中で、その住宅を許容するものとなっています。これはこの指導要綱、自ら定めた指導要綱と地区計画は矛盾するものなのではないでしょうか。協議にあたっては、あと400人しか、今の段階では増やせないのに、町が昨年度示した人口予測では最大2,250人となっているわけです。このことを勘案して、町長は、この島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱に基づいて協議をしているのでしょうか。この開発要綱の内容と大きく逸脱するものではないのですか。このことを1点、お尋ねします。

それから、雨水対策についてです。この地区計画によると、先ほども言いましたよう

に建築物の高さだったり用途を定めると、やっぱり住宅が占めることになると思います。そして、この地区計画に基づいた事業計画案の中では、雨水調整池が2ヵ所築造されることになっています。調整池の容量は、いろんな今までの説明会でもどのように計算されているかということをお尋ねした中で、平成7年の大阪府案に基づいた計算式で行われているということがわかっています。大変、古いです。平成7年なので、もう23年も前の大阪府が作った資料に基づいた計算式で、雨量の調整池の量を決めています、島本町は。一方で、国土交通省は10月18日に、この日本の治水計画について気候変動を踏まえた治水計画に転換すると発表しました。気候変動が顕在化していると認識し、治水計画の強化が必要と判断したとのことでした。

駅西のまちづくりにおける水害対策については、これまでも住民の方から様々な質問が、心配する声が出ています。これまでの23年前の計算方式に則った容量で、今後の異常気象に対応できるのでしょうか、この地区計画に基づいて。そして、被害が起こってからではお金がかかりますので、今なら対応できます。この点について、余裕を持って対応するように事業者に要望すべきだと考えますが、その点もお伺いします。

もう1点、この地区計画に基づいた事業では、事業計画で事業認可がそのうちあると思うんですが、事業認可はいつ頃できるのでしょうか。そして、その認可の申請、この地区計画に基づいた認可申請の前に、本同意を準備組合では諮ることになっていると思いますが、すべての地権者の方の同意は取れているのでしょうか。同意が取れていないとしたら、それは何人中の何人なのか、お答えください。

都市創造部長 大きく3点のご質問でございます。

まず、1点目の本町開発等指導要綱と、今回、一部改正で上程させていただいてます当該条例に矛盾があるのではないかとのご指摘でございます。

まず、開発指導要綱については、基本的な考え方については「総合計画」の考え方等踏襲するというようなものでございますが、開発指導要綱において、人口抑制まではお願いしていないものという認識でございます。つきましては、当該要綱と、この本条例については矛盾しているという認識はございません。

なお、2,250人であるとか、その人口についても、準備組合との協議、何名で抑えてくださいというような協議は行っておりません。

あと、雨水対策に関するご質問でございます。

議員ご指摘の平成7年10月に策定された調整池等流出抑制施設技術基準案につきましては、大阪府より、頻発する台風や突発的な豪雨など昨今の気象状況におきましても、当該基準により対応できると判断されており、現段階においては当該基準の見直しは予定していないものの、今後の気象状況の変化に応じて、必要に応じて当該基準の更新を図っていく予定であると聞き及んでいるところでございます。つきましては、本町といたしましては、大阪府の検討状況を踏まえながら、必要に応じて大阪府等と協議をして

まいりたいと考えております。

あと、事業認可と事業同意に関するご質問でございます。

J R島本駅西地区区画整理事業にかかる事業認可につきましては、現在、大阪府と事前協議を進めている状況でございます。事前協議を行う中で、書類上の不備への対応や、資料内容の確認ができ次第、本申請に向けた手続きに進むことが可能になるものと認識していることから、事業認可される時期につきましては、現時点においては未定でございます。

また、事業認可にかかる地権者の同意に関してでございます。事業認可の事前協議の段階における地権者の同意状況につきましては、約8割程度の同意が得られている状況と、当該準備組合からお聞きしております。同意が得られていない地権者につきましては残る2割程度と認識しておりますが、これらの方々について、当該準備組合からは、現在、相続の発生による登記変更の手続きや、相続人の住所確認作業、また当該事業への同意をいただくべく説明をされているところであると、お聞きいたしております。

以上でございます。

中田議員 指導要綱についてお答えいただきました。協議を行っていないということを伺って、驚きとともに、そうなんだろうなというところと、ちょっと納得いかないところがあります。この開発指導要綱については、目的が「自然環境及び生活環境の維持及び向上を図り、もって町の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」を目的としてと、書いてあります。

先日と言うより、この近年、ずっと、この島本駅西地区のことに関しては住民の方から様々な懸念や意見が出ています。そして、先日の臨時議会の直接請求も同じですが、それはまさに、この「生活環境の維持及び向上」のところに関する懸念があるからこそ、あれほど多くの、もうこれ以上マンションは要らないといった声や、開発をやめて欲しいという声が出ているわけです。で島本町は、この指導要綱で自ら、こういうことに関して、町長は協議基準として示しているのに、それをしていないというのを平然と言うということ自体が大変問題であると感じますし、矛盾しないということも、町の見解として全く理解できません。そういう姿勢を取るからこそ、ここまで住民の方からの不安が出ているということを知りたいと思います。そして町長にも、ぜひ、この辺の見解を伺いたいと思います。

それから、「総合計画」で人口目標を立てないということと言われていましたが、このあたりも、この指導要綱に関わっているのではないかと疑いたくなります。指導要綱の目的、そして内容を、本当に町としては真剣に考えていただきたいと思います。

また、1点、ちょっと不安になったのでお伺いしたいんですけども、西側で協議していないということですが、ここ数年で建ったマンション開発のときも、この人口目標を勘案した協議をされていなかったということなんですか。その点も、町長に伺いた

いと思います。

そして、水害の件です。水害の件も、大阪府と必要に応じて協議をしていくということですが、もう、そのような悠長なことを言っている状況でないこと、地球環境が、ということは十分昨年度の、島本町の台風だったり水害の被害のことで認識されていると思うんです。島本町だけじゃありません。世界中で、様々な想定外の自然災害が起っています。そのような中で大阪府と必要に応じてやっていくということでは、島本町の将来も、町民の財産も危ぶまれると思うので、その点はちょっと認識を改めていただきたいと思います。

村上議長 議案に絞ってください。

中田議員 質問します。現行の施設能力を上回る洪水や、河川整備計画の目標を上回る洪水は必ず発生することを考えると、その際のリスクも踏まえ、目標を上回る洪水に対しても減災効果の高い対策を講じ、地域の水害リスクを低減することが必須です。水害、土砂災害で発生する損害が例えば1軒100万円だったとして、100軒発生したら1億円かかるわけです……（「何を根拠に」「質問して」と呼ぶ者あり）……、例えばの話です。

不規則発言は整理してください。

村上議長 自分の発言を、気をつけてやってください。

（「お手本見せて」他、議場内私語多し）

中田議員 治水を優先しなければならない意味、災害が現実にと起こったとして試算してみれば、事前の防災対策がいかに重要かということがわかると思います。そして、経済的にも優先すべきことです。その点、調整池の計算容量は早急に見直すべきと考えてます。もう一度、答弁をお願いします。

都市創造部長 まず、この開発が町に及ぼす影響という部分でのご質問でございますが、桜井地区の住環境の向上に繋がるという認識でございます。

また、指導要綱に基づく協議を行っていないという部分でご指摘でございますが、本指導要綱につきましては、建築物の建築であったり計画であったり、その時点で具体的な計画が出た時点での協議を行う指導要綱となっておりますので、決して、今後も協議しないというわけではなくて、一定、準備組合のほうで開発等準備が進む中で、適切な時期に協議のほうは行ってまいる予定となっております。

あと、水害等に関しまして、調整池の容量アップ等々に関するご質問でございますが、現時点におきましても、一定基準に基づく調整池の整備を予定されておりますことから、今後、その基準等変更ある場合におきましては、またその変更された基準に則って、準備組合等とも協議をしてまいる必要があるのかなという認識でございます。

以上でございます。

山田町長 ただいま担当部長から申し上げたとおり、具体的な開発の中身が決まっていき次第、直接、私が協議を実際はしているわけではありませんので、担当部にしっかりと、

そのあたりはするようにということで、指示を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

中田議員 自ら定めた指導要綱に関する認識が大変緩いというか、そのせいでインフラ整備が伴わない島本町の中で住民が苦しんでいます。そういった意味で、待機児童問題もそうなんです。なので、そういう意味で島本町としては、この開発要綱をもう一度、ちょっと読み直していただいて、都市計画としても全体のバランスを見て、人口を見て、住民の生活の質向上、環境を守るあり方を検討していただきたいと思います。

そういう意味で、私はこの地区計画というのは、今のご答弁をいただいた中でも、この自ら定めたルールと矛盾するという点に関しては疑問が全く解けなかったもので、この点は主張しておきたいと思います。

以上です。

東田議員 ちょっと私、前期都計審の委員も務めておりましたので、この条例の地区計画の内容に関する部分は控えさせていただきますけども、先ほど他の議員からの質問で、人口目標3万2千人で、あともう少ししかないじゃないかというような話ですけど、当時、設定したときというのより、これ、数多く目標立ててますよね、人口目標というんですからね。この人口を、ここで抑制しなければならないという線引きというのはしてないと思うんですけど、そのあたりについての見解が、ちょっとボンヤリして、答弁わからなかったんですけど。これは人口をできる限り増やしていきたいくて、それで島本町の状況を考えると、このくらいが妥当だろうなというふうに人口目標というので設定したと思うんですよ。決して、ここで人口を止めてしまう、抑制するというような意味で設定したものじゃないと思っているんですけど。そのあたりについて、ちょっと見解をお伺いしておきます。

総合政策部長 人口については、前の議会でも「第五次総合計画」の基本構想の議論もしていただきましたけども、人口目標については、あくまで第四次で設定した3万2千というのは目標でありまして、それを超えてはいけないとか、下回ってはいけないとか、きっちり、そんな3万2千にいくわけはございませんので、そういった意味での目標設定でございますので、議員が今おっしゃったとおりだというふうに理解をしております。

以上でございます。

平井議員 この問題については、やっぱり担当を含め都計審の委員さんの会議の議論で、今日まで来たというふうに理解をしております。そういった意味では、都計審の委員の皆様方にも敬意を表しなければいけないと思っております。

しかしながら、先ほどからの質疑等聞いておきますと、やはり高さが、この景観を悪化さすんだとかね、人口増えて子育て世代が入ってきたら財政負担が生じるから、入ってきたらいけないとかね、そういうふうにも聞こえんことはない。やっぱり災害が発生

するからという不安を煽ったら、なかなか、こういう開発というのは前へ進まないというふうに思っております。

そういった意味では、しっかりと地権者の皆さんがご苦労して今日まで守り育ててきた土地を、やはり地権者の皆様方の意見を最大限、一住民として尊重しなければいけないというふうに思っておりますし、そこらを準備組合の皆様方としっかりと議論して、より良好なまちづくりを進めていくことが、今後、大変重要やというふうに思っておりますので……（「そのとおり」「質問を」他、議場内私語多し）……、質問やんか、何言うるねん、最後まで聞けや。ヤジを飛ばすな。人が飛ばしたら文句言うて、自分が飛ばしたら平気なのか。

元へ戻りますけどね、そういった意味でも、やっぱり地権者の皆様方としっかりと議論して、今後のまちづくりを進めることが重要だと思っております。そういった意味におきましては、その辺の見解を求めたいと思います。

都市創造部長 従前より、地権者含めまして準備組合とは種々協議をさせていただき中、当該事業を進めてまいった経過もございます。今後におきましても、よりよいまちづくりになりますよう、準備組合としっかりと協議を行い、いいまちを造ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長 暫時休憩したいと思いますので、よろしく申し上げます。

（午後 3 時 38 分～午後 4 時 15 分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

福岡議員 この条例案、「島本町の地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」の一部改正ということで、この条例案の審議に関しては地区計画の審議ではないと思っておりますし、高さ制限に関する審議だと思っております。そしてまた都市計画審議会が島本町の都市計画全般を過去から今までにわたって、ずっと制御していただきながら、今のより良い姿を目指していこうというふうに考えていただいている条例案の中で高さ制限をするところについて、審議結果に基づいて私どもが対応していくというところで、私どもの立場としては、審議会の審議結果、答申の結果を大事にしながらやっていかないかんのかなというふうに思っております。

その中において、議会においてもそういう意見、答申については尊重されるべき内容というふうに考えておるのですが、島本町はいかがお考えでしょうか。

都市創造部長 町といたしましては、都市計画にかかりまして都市計画審議会にいただきましたご意見、当然のことながら尊重して進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

伊集院議員 1 点、確認させていただきます。

種々、今、質問も出ておりましたので、先ほどの質疑の中で、この地区計画にかかり財政的な話が出ておりました。その中におきまして、島本町の下水道の部分、整備計画の話が触れられておりましたけどね。この「下水道整備計画」、たまたま西地区の開発と関わりますけど、本町としては法律上、西地区が開発されようがされまいが、下水道の整備をしていくというのは、基本的にしなければならないことになっているのではないかと、そこだけ確認させていただきます。西地区の開発とは関係なく、それより上に住まいが建っているということは、合併槽など高いお金使っていただいておりますけど、下水を通さなければいけないというのが法律上定められていると思いますが、確認させていただきます。

上下水道部長 JR島本駅西地区の下水道整備に関するお尋ねでございますが、今、議員ご指摘のとおり、市街化区域におきましては都市計画上、下水道については定める施設になってございますので、今回、JR島本駅西側地区についても市街化区域に編入されたということでございますので、町として下水道整備をするということになるという位置づけでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

塚田議員 1点、確認の質問をさせていただきます。この条例制定されて、改正が行われて、どういったような強制力が働くのかについて、ご答弁いただきますようお願いいたします。

都市創造部長 本条例にかかります強制力に関するご質問でございます。

本条例は、「建築基準法」第68条の2において、地区計画等の区域内において建築物の敷地、構造、建築設備または用途に関する事項で、当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これに関する制限として定めることができると規定されており、これを根拠に定める委任条例でございます。また、本条例における罰則につきましては、第13条及び第14条にございますが、当該規定に違反した場合における当該建築物の建築主などには、最高50万円の罰金に処されることといたしております。

以上でございます。

上下水道部長 申しわけございません。先ほどの伊集院議員のご質問の中で、「下水道整備」と申し上げましたが、この地区の幹線整備ということで、今回、計画されている範囲についてはということで、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

清水議員 1点だけ確認というか、先ほど水害、それから調整池の件が出たんで、ちょっと質問したいんですが、西地区、これまで水害が何度かあったと思うんですが、これは基本的には下流の流下不足によるものだと考えてたんですけどね。調整池ができることによって、完全に一時プールができる。だから水害に対しては、減災に繋がるように私は考えるのですが、その辺、いかがですか。

都市創造部長 過去から西側地区におきましては、大雨、豪雨、台風等の際に水に浸かるという事象は生じておりました。今回の開発に伴いまして、一定調整池の整備を予定するとともに既存の水路の改修等もごございますことから、一定、減災的な部分にも寄与するものという認識でございます。

以上でございます。

清水議員 防災という観点というか、雨水の災害を少なくするというので、下流側、特に2-6が来年、再来年ぐらいに繋がると思うんですが、国道のね。そうしたら流下は早くなって、青葉地区の流下速度も早くなるので、JRからこっちについても軽減できるように考えているんですけど。本来、開発によって水害が起こりやすくなるというよりは、小さいときからあそこで住んで、ずっと浸かった状況も見ているので、調整池ができることで、晴れた日に水が流せる、一時プールできるということは減災に繋がるものと考えますが、どうですか。

都市創造部長 一定、雨水をストックできますし、流量も調整できるかどうかというのは今後になると思うんですけども、やはり、それなりの容量を準備いたしますことから、議員ご指摘のとおり、一定の効果というのはあるという認識でございます。

以上でございます。

岡田議員 ちょっと叱られる意見出すかも知れませんが、15階のマンションが建つということは、正直、事業者さんのイメージ図で知っただけであって、私たちは正式には15階のマンションが建つというようなことは全く聞かされてない状況だと思うんですね、今現在。それで、地区計画で50メートルを設定した場合、住民の皆さんが一生懸命反対されてるといようなことも考慮していただいた場合、15階のマンションが建たなかった場合、少し低くしていただいた場合というのは、どのような影響を与えるのでしょうか。

都市創造部長 今回、高さというところでは50m以内という規制でございます。建物についても、一定、50mの範囲内で建築を可能とするという分でございます。現段階において詳細な階数については、まだ事業者含め、準備組合等も含めて検討しているというところで聞き及んでいるところでございます。仮に、今から計画の中でそれを下げると仮になった場合は、やはり一定、保留地処分すべき土地が増えるでありますとか、よりボリュームのある建物が建つのではないかと、危惧される部分というのは出てこようかと思えます。

以上でございます。

岡田議員 例えば、そうしますとね、下げるといことは、結果的には土地価格が下がるというようにも考えられるのではないかと思うんですけども、どうなんでしょうか。そういうトラブルというのか、地権者の方とのトラブルということは考えられるのではないかと。マンションね、住民さんの意向で低くすると。そうすると、やっぱり駅前で

すから、たぶん土地価格というのは高くなってると思うんですよ。その土地価格がやはり低くなる、価格が抑えられるということも十分考えられるのではないかなというふうに思うんですけども。その辺の交渉事だと思うんですが、どのような対応になるんでしょうか。

都市創造部長 現行の規制より高さを抑えることによって、土地の単価、価格については低くなってしまいます。ただ当該土地区画整理事業につきましては、一定の予算規模で面的整備を行うべく事業計画を進めておられていることから、保留地処分となる土地の単価が安くなれば、その分、より多くの保留地処分となる土地を、事業を進めるにあたっては必要となってしまいます。ということは地権者がそれぞれ出し合います減歩も、今以上に増えてくるということが想定されますことから、今後、その事業が、これは土地をお持ちの皆様のご同意のもとで進めている事業ですので、それだけ減歩が増えるのであれば、もう事業をやめて欲しい、事業そのものが要は進まなくなるとかということも、最悪の場合は、そういうことにも影響してくるのではないかという認識でございます。以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して中田の考えを述べ、反対の討論を行います。

今回の地区計画として条例に制定しようとしている内容は、「都市計画法」が目的とする住民福祉の向上に繋がらないことは自明です。「都市計画法」において、住民説明会や意見聴取の機会を設けることとされているのは、住民参画によるまちづくりを進めなければならないという理念から来ています。住民参画とは、住民をただ働きの労働力として使おうとするのではなく、住民の意思や希望に基づいて物事を決めていくことが、その本質であろうと思います。形式的に意見を聞けばそれでよい、というものではないはずです。

ところが、今回、「反映できる住民意見はなかった」との行政発言にもあるように、説明会やアンケート、タウンミーティング、公聴会などで得られた意見を取り入れずに都市計画の変更が行われました。これは「都市計画法」の理念に沿った行政ではなかったと言わざるを得ません。ですから、今回の変更を、住民の代表機関である議会として認めるわけにはいかない、というのが私の考えるところです。

また、他の自治体のまちづくりを見ると、どこも住民参加がうまくいかない四苦八

苦しておられます。一方、本町でのこれまでの説明会や意見募集、公述、タウンミーティングを見ると、本件に対する住民の関心は非常に高いものだったと言えます。これほど住民のまちづくりに対する関心度が高い町は、珍しいのではないのでしょうか。これは本町の無形の財産であって、誇りにすべきものだと思います。まちづくりへの住民参画を願う人たちは、利己的な動機、例えば自分の金銭的利益を求めて動いているのでは決してありません。ただ純粋に、自分の住む町が良くなってもらいたいと意見を述べ、活動をし、行政を信じて、思いが伝わるだろうと、多くの時間を割いてこられたのです。

住民の皆様が差し伸べた手を、町長と執行部の皆さんは、ありとあらゆる機会を使って振りほどいてきました。人口減少を迎えたこれからの時代、社会を健やかに維持するには、行政と住民の協働・協力関係が必要不可欠です。町長や執行部の皆さん、皆さんはご自分達がいかに恵まれた状況にあったのか、おわかりになっていたのでしょうか。その状況を、わざわざ自分達の手で台無しにしたご自覚はあるのでしょうか。こうした中から出てきたのが、直接請求による高さ制限条例でした。これは行政の行った都市計画の変更に対して、明確にノーを突きつけたものだったのです。この条例案が、請求代表人の意見陳述にまともに向き合った議論がないと感じられたままに否決に至ったのは、極めて残念です。

その中で行政が、今後は高さ制限が必要であると述べたことは重要です。行政は、自主条例による高さ制限が手法として不適切である可能性を強く主張されたわけですが、であれば住民の願いをかなえるために、行政が適切だと判断する方法で、早急に都市マスの改定を待たずに、今すぐにでも着手して、住民意見に基づいた高さ制限を設けるべきです。

また、島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱の文面を見るに、住宅開発が過剰にならないように、この項目が設けられているのは明らかです。それにつき、全面を住宅開発可能とするこの地区計画条例を位置づけることは、現状において、あからさまな、この指導要綱に違反するものではないのでしょうか。このようなことから、都市計画に基づく条例改正を今行うことは、適切ではないと考えます。

また、百山地区における準工業地域への用途地域の変更については、住宅が隣接し、ごく最近にも戸建て・集合住宅が建設された状況で、危険物の貯蔵または処理に関する制限を緩和することとなり、容認できないという判断に至りました。また、役場庁舎前の町有地に第四保育所の整備を進めていることから、都市計画のあり方として納得できかねます。

以上のことから、反対の討論といたします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員 第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について、大阪維新の会の会派を代表し賛成の討論を行います。

本条例改正は、地区計画で定めた建築物等の制限内容について、より実効性や継続性を担保するため所要の改正を行うもので、ＪＲ島本駅西地区及び百山地区地区整備計画区域の追加に伴い、改正を行うものです。ＪＲ島本駅西地区地区整備計画区域については、駅前エリア、住宅エリア、農住エリアに分け、さらに住宅エリアを三つに区分することで、それぞれの区域に対し、より適した制限がかけられるものと認識しております。また、条例の強制力についても質疑で確認をさせていただきました。無秩序な開発を抑制するため、一定の効果が見込めるものと理解しております。

今後においては、島本町都市計画審議会における答申の付帯意見を受け設置される予定のまちづくり委員会により、空間構成や建築物の色彩など、形態意匠や色彩制限などの協議が行われていくものだと思っておりますが、本条例改正による制限をもとに、地権者の方の意向も確認しながら、事業者、住民の方が互いにアイデアを持ち寄り、より魅力的なまちづくりのために前向きな検討が行われることを期待しまして、賛成の討論といたします。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第84号議案 地区計画の区域内の建築物等の制限に関する条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

11月28日の臨時議会、12月4日の臨時議会において、先日、島本町の建築物の高さ制限に関する条例審査が行われ、賛成少数で否決されたということは非常に記憶に新しいところであり、私自身、このことを一つの基準という形にして、審査に臨ませていただきました。

当初より、この地区計画の区域内の建築物の高さ制限に関しては、それ以前にある都市計画決定による市街化区域編入についてはやむなしという立場において、ここ2年余り議場では質疑をさせていただいております。特に島本町の広報で、11月号の14ページ～15ページでＪＲ島本駅西地区におけるこれまでの経緯というものを、見開き2ページで、誰にでも経過がわかるような説明を載せていただいております。ただし、2012年の「都市計画マスタープラン」、この当該地域を保留区域に設定するときには都市計画審議会委員として異議を述べ、大阪府都市計画審議会においても審議会委員としては農地保全を訴え、反対の立場を取らせていただいていた以来、この市街化区域編入については厳しい態度を取らせてきていただいたことも確かです。しかしながら、今期の議会活動において、当初予算、都市計画手続き、図書の作成などの当初予算には賛成の立場を取らせていただいております。

そのうえで、この市街化区域に編入された後の建物の高さ、景観保全という立場を守るために、まずは駅前広場の町施行ができないのかということも、この議場で申し上げております。また生産緑地制度の創設についても、前期から会派議員とともに質疑をし、これにおいては、今500㎡以上ということでの制度化がなされ、長年の市街化農地で苦勞

されてきた農地地権者には報いるものになったというふうに思っておりますが、私自身、先ほども申し上げたように、この市街化区域の編入のみに生産緑地制度が300㎡以上という、また下限を設定するというところに着地点をおきながら、また駅前広場は町施行、国や府の交付金を得て町施行ですることによって、土地区画整理準備組合の皆さんに、地権者だけに負担を負わせるものにならないように、一定の公金投資ということも、この議場で申し上げてまいっております。

ただし、私の周りには、市街化区域編入そのものに反対の方、あるいは高層マンションに反対の方も多くおられたことは事実ですし、この二つの提案をすることによって、河野恵子、日本共産党としての見解、見識が問われてきた、そのことも事実ですが、とにかく、ひたすら、この50mという高さを少しでも低くできないかという思いで、議場で正式な発言として取り組んでまいりましたが、非常に残念なことに、地区計画で示されてきたこの高さ制限50mは、この1年来、1mも下げられる努力や議論、議論はありましたけども、そういった方向性や複数のプランなどが示されることなく、都市計画審議会の答申を得るという結果になっております。

反対の理由はただ一つ、前回の業務代行予定者募集をされたときには25mから35m、その辺りだったというふうに聞いておりますし、文教施設の誘致ということもありまして、一定の容認できる範囲というふうなイメージも持っておられた住民の方もおられたと思いますが、事ここに来て50mの高さになったこと。また、前の建築物の高さ制限に関する条例の2,662人の署名により、その後、縦覧を経て正式な条例提案をされた、この20mから25mという住民の方の望む高さ制限から比べると、2倍から2.5倍という高さにおいては、一住民としても、またそういった思いを持っておられる住民の代表としても、到底賛成しかねるということが、唯一の反対の理由です。

また、この質疑において、高層マンションを建てた後に、幾ら生産緑地制度を導入し、300㎡以上の田畑が守られ営農が続けられたとしても、マンション群の夜間の大量照明、マンションによる通風性や日照の障害、こういったことで農地や農作物に悪影響を与えかねないということも、議場でも答弁があったところです。このことについての配慮などは今後議論されると聞いておりますが、ただし、やはりどう考えても50mのマンションが建つ。その周辺にある農地には相当厳しい影響を与え、30年の営農どころか、早晚、農地も手放さなくてはならないという地権者の切実な思いも踏みにじるのではないかと、この高さ制限については、2012年から、もっと前からですね、まちづくり支援業務として相当な職員が投入され、民間の組合施行だ、地権者のものだということを言いながらも、相当な職員の数が投入されてきた、人件費も投入されてきたことを考えますと、農地、都市農地の保全、あるいは周辺住民の環境を守って欲しい、景観を守って欲しいということについて仕事をするということが、あまりにも遅れてきた。この結果をもって50mという高さにせざるを得なかったというふうに私は思っております。

また、50mの高さをもって建築物を建築され、マンションなどが建ったときに、人口急増最大2,250人ということが、すでに保育所の「加速化方針」等で示されており、小学校・学童保育室なども最大、学童保育室で100数十人、小学校では300人の児童が新たに増えるという見込みも、この議場で示されたところです。校区変更や空き教室があるというふうな、そういった答弁や説明もございましたが、いつの時代も、開発をするときには、こういった保育や教育の方向性や財源、収支見通しは、超楽観論で進められてきていることを、この島本町民は十分に経験し、痛恨の教訓を持っているというふうに思いますので、この辺の答弁では、非常に今後の島本町財政全体の収支にも大きく影響し、到底私は責任を持ってない、そのように考えるところです。

高さ50mがもたらす、農地保全ができない、そして人口急増において固定資産税や都市計画税の収入を喜んでいるだけじゃなく、インフラ整備が付きまってくる。そのうえでさらに道路の整備なども、まだ十分ではない。そういったことが全町で見通しが立てられてないところで、この50mの高さ、これが唯一の反対理由であり、様々な提案を述べてまいりましたが、この条例が通るということになるのであれば、駅前広場施行は町という意見は、前回の一般質問でももう撤回はしておりますが、もう考えられないということです。

本来、町内全体の開発行爲において、このような町が補助金を出すということは考えられないことで、駅前広場を町施行にせよということ自体も非常に中立・公平性を欠くということは、私自身も批判を浴びていたところではありますが、あえて50mの高さの解決のために言わせていただいてまいりました。しかし、これももう今日までということで、大変残念ですが、あとは、責任は取りかねるって申し上げましたけども、精一杯私も、これから言えることは言っていきたいと思いますが、非常に残念であるとしか言わざるを得ません。その点についての、本当に展望のある話というのが、この議場で聞けなかったことも残念です。

以上をもちまして、反対の討論といたします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員 第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について、コミュニティネットを代表しまして賛成の討論を行います。

この件につきましては、今日まで様々な方がご尽力いただき、都市計画決定をされたものというふうに認識をしております。そういった中で、様々な意見が西側開発については出ておりますけども、高さだけが、その景観を損なうものではないというふうに思っておりますし、また周辺の住環境と整合性を取り、よりよい開発をしていただけるものというふうに期待をしています。しかしながら、その中で農地への影響、また防災対策、開発に対する人口増に対する公共施設等の整備等、十分に将来のまちづくりにおいて、先を見据えた中でしっかりと西側の開発については検討いただきたいというふうに

思っております。

また、今後とも、そういった意味では開発で多くの皆様方がこの島本町にお越しただくことになるというふうには思いますけども、そういった方に対して、しっかりと、いいまちを造っていただきたいというふうに思っております。また、地権者の皆様方も大変今日まで、そういう土地を守り育てていただいて苦渋の選択をしていただいている。その人の思いも汲んだ中で、しっかりと準備組合の中で議論を重ねて、いいまちを造っていただくよう期待を申し上げて、賛成の討論といたします。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

前の臨時議会の話もありましたが、この高さ制限において、今回、「都市計画法」や「建築基準法」に基づく、2法に基づいて地区計画が制限の実効性を担保するための条例の制定であります。9月20日に決定された範疇の中で、看板、垣根、外壁の面積、建物、そういった中の議論を尽くしていただきたいと思います。

前にありましたように、島本町の人口が一時3万を切り、人口がこのままでは減るのではないかという歴史があります。JR島本駅をやっと半世紀かけて建て、人口が増えつつあります。現在も増える部分のインフラの問題もありますが、この島本町においては同僚議員も質問させていただいております公共施設の総合管理計画、建て替えが来る、耐震が来てる、こういった建物が多い中であります。しっかりと、その部分では建て替えをしていかなければならない部分ともかぶってくることににおいては、まちづくりにおいて、総論で議論していけば削減できる部分も出てくるというふうに考えております。しっかりとまちづくりをしていただきながら、先ほどの答弁にもありましたように、法的拘束力が出てくるという部分もあります。しっかりと秩序を担った建物にしていきたい。

確かに、我々もともと島本町で生まれ育ったもの、また60年、30年、ともに島本町で過ごしてきました我が会派のメンバーとしても、50mという高さだけ聞くと、やっぱり圧迫力も考えますが、しっかりと容積率やいろんな面で見いただき、そして地権者さんも減歩という形で土地を提供していただくこともあります。しっかりと担う形で、この地区計画が成功できるようにお願いを申し上げまして、賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第84号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

村上議長 起立多数であります。

よって、第84号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

本定例会議の会議期間は本日までの予定となっておりますが、先ほどの議会運営委員会で、明日17日まで延長いたしましたので、あらかじめご了承願っておきます。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、12月17日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は12月17日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時49分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

平井議員 LED照明の導入について

清水議員 「島本町公共施設総合管理計画」について

伊集院議員 1. 子育て支援～病児病後児保育を！～

2. 知っていて得する～進化するマイナンバーカード～

第78号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第79号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第80号議案 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

第81号議案 工事請負契約の締結について

第82号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第83号議案 島本町情報公開審査会条例及び島本町情報公開運営審議会条例の一部改正について

第84号議案 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

令和元年

島本町議会12月定例会議会議録

第 3 号

令和元年12月17日(火)

島本町議会 12月定例会議 会議録 (第3号)

年 月 日 令和元年12月17日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり13人である。

| | | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 塚田 | 淳 | 2番 | 大久保 | 孝幸 | 3番 | 東田 | 正樹 |
| 4番 | 平井 | 均 | 5番 | 河野 | 恵子 | 6番 | 清水 | 貞治 |
| 8番 | 川嶋 | 玲子 | 9番 | 戸田 | 靖子 | 10番 | 中田 | みどり |
| 11番 | 野村 | 篤 | 12番 | 伊集院 | 春美 | 13番 | 福嶋 | 保雄 |
| 14番 | 村上 | 毅 | | | | | | |

欠席議員 次のとおり1人である。

7番 岡田 初恵

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|--------|
| 町 長 | 山田 紘平 | 副 町 長 | 小田 哲史 | 教 育 長 | 持 田 学 |
| 総 合 政 策 部 長 | 北河 浩紀 | 総 務 部 長 | 由 岐 英 | 健 康 福 祉 部 長 | 原 山 郁子 |
| 都 市 創 造 部 長 | 名越 誠治 | 上 下 水 道 部 長 | 水 木 正也 | 消 防 長 | 近 藤 治彦 |
| 教 育 こ ど も 部 長 | 岡本 泰三 | 会 計 管 理 者 | 永 田 暢 | | |

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 妹 藤 博 美 書 記 坂 元 貴 行 書 記 村 田 健 一

令和元年島本町議会 12月定例会議議事日程

議事日程第3号

令和元年12月17日(火) 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 第85号議案 | 島本町水道事業条例の一部改正について |
| 日程第2 | 第86号議案 | 島本町下水道条例の一部改正について |
| 日程第3 | 第87号議案 | 令和元年度島本町一般会計補正予算(第5号) |
| | 第88号議案 | 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) |
| | 第89号議案 | 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) |
| 日程第4 | 第90号議案 | 令和元年度島本町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第5 | 第91号議案 | 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算(第2号) |

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は、13名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を、職員から報告させます。

議会事務局長 7番 岡田議員から、体調不良のため欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

村上議長 日程第1、第85号議案 島本町水道事業条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) おはようございます。それでは、第85号議案 島本町水道事業条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の85の1ページでございます。

提案理由につきましては、「水道法」及び「学校教育法」の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、85の4ページの次に添付しております「第85号議案資料 島本町水道事業条例の一部改正について」をご覧ください。

議案の概要でございます。「学校教育法」及び「技術士法施行規則」の一部改正に伴い、資格要件の改正をするもの。「水道法」の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新を追加するもの。その他、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日、ただし、第35条関係及び第19条関係につきましては、令和2年4月1日でございます。

それでは、次のページに添付しております新旧対照表に沿って、ご説明申し上げます。1ページ、「島本町水道事業条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。

「第4条の3 布設工事監督者の資格」でございます。第3号でございますが、「学校教育法」の一部改正により、専門職大学の制度が新たに設けられたことによるものでございます。第8号でございます。「技術士法施行規則」の一部改正により、第2次試験の選択科目が見直されたことに伴いまして、選択科目のうち「水道環境」を削るものでございます。

なお、85の4ページにございます附則第2項において経過措置を設けており、平成31年4月1日前に水道環境を選択して合格した者については、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすものとしております。

「第4条の4 水道技術管理者の資格」でございます。第2号及び2ページの第4号

でございますが、「学校教育法」の一部改正により専門職大学の制度が新たに設けられたことによるものでございます。

2 ページ、「第19条 メーターの貸与」でございます。第1項でございますが、水道メーターにつきましては、新築等に伴い給水装置工事の申し込みがあった際には、職員が直接現地に赴き水道メーターを設置し、使用者に貸与し、使用していただいておりますが、北大阪上水道協議会の構成市町の対応状況も踏まえ、今後は、使用者または管理者、もしくは所有者、実際その多くは工事事業者となりますが、これらの者が職員に代わって水道メーターを設置し、使用していただくこととするために改正を行うものでございます。第4項でございますが、第1項の改正にあわせて、職員がメーターを設置した場合に徴収している取付工事費を削除するものでございます。

「第35条 手数料」でございます。「水道法」の一部改正に伴い、第7号で指定給水装置工事事業者の指定の更新に伴う手数料を追加するとともに、あわせて第6号及び第8号において見直しを行うものでございます。

なお、各号における金額の設定につきましては、「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン(令和元年7月 公益社団法人日本水道協会)」及び北大阪上水道協議会の構成市町の状況等を参考に設定しております。

以上簡単ではございますが、島本町水道事業条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 おはようございます。新旧対照表の2ページ(手数料)に基づいて、1点、確認したいと思います。

今年の10月1日より、指定給水装置工事事業者制度が5年ごとの更新制に変わったことにより、改正されるものと認識しております。新たに更新料が要るということで、手数料金額を設定されていますが、また再交付の金額も変更されています。この算出に当たり根拠とされたものはどのようなものなのか。また、北摂の他市の状況はどういうふうになっているのか、簡単にご説明ください。

上下水道部長 それでは、第35条(手数料)についてのお尋ねでございます。

今回の手数料につきましては、先ほど議員のほうからもご紹介がございました「水道法」の改正に伴いまして更新の手続きが必要になるということで、新たに更新の手数を追加させていただいております。その手数料につきましては、今回、1万円ということで設定をさせていただいておりますが、この1万円につきましては、先ほど提案説明の中でもご説明をさせていただいたところでございますけども、「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン(令和元年7月)」ということで、公益社団法人日本水道協会のほうから出されてございます。その中に、更新の手数料につきましては1万円ということで、お示しがされてございます。まず、この1万

円をもって北大阪上水道協議会各団体におきまして、それぞれご検討されたところでございますが、すべての団体が更新の手数料1万円ということで設定をされたところでございます。

これに伴いまして、新規の手数料につきましても、すべての団体が1万円ということで見直しをされたというところでございます。それと、あと再交付の手数料につきましては、下水道事業のほうの排水設備等工事指定工事店の再交付の手数料と同額ということで、見直しさせていただいたものでございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第85号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第85号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第2、第86号議案 島本町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第86号議案 島本町下水道条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の86の1ページでございます。

提案理由につきましては、「下水道法」及び下水道排水設備工事責任技術者登録の大阪府内の一元化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、86の4ページの次に添付しております「第86号議案資料 島本町下水道条例の一部改正について」をご覧ください。

議案の概要でございます。「下水道法」に則し、特定事業場からの下水水質規制を改正するもの。下水道排水設備工事責任技術者登録の大阪府下水道協会への府内一元化に

に伴い、改正するもの。あわせて指定工事店に関わる各手数料を見直すものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

それでは、次のページに添付しております新旧対照表に沿って、ご説明申し上げます。

1 ページ、「島本町下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。

「第2条 用語の定義」でございます。下水道排水設備工事責任技術者登録の大阪府下水道協会への府内一元化に伴い、新たに「責任技術者」を定義するものでございます。

「第7条の2 指定工事店」でございます。下水道排水設備工事責任技術者登録の大阪府下水道協会への府内一元化に伴い、島本町への責任技術者の登録事務がなくなり、指定工事店の申請事務のみとなることから、所要の改正を行うものでございます。

「第8条 特定事業場からの下水の排除の制限」及び2ページにかけての「第9条 除害施設の設置等」でございます。いずれも「下水道法」に則し、製造業またはガス供給業の用に供する施設からの下水水質規制について、ただし書の追加等を行うものでございます。

2 ページ、「第22条 手数料」でございます。下水道排水設備工事責任技術者登録の大阪府下水道協会への府内一元化に伴い、島本町への責任技術者の登録事務がなくなり、指定工事店の申請にかかる事務となることから、責任技術者にかかる登録手数料を削除し、指定工事店の指定等にかかる手数料を改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、「島本町下水道条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第86号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 86 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 3、第 87 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）から、第 89 号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までの 3 件を一括議題といたします。

なお、本案 3 件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第 87 号議案 令和元年度 島本町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 87 の 1 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入では地方特例交付金、普通交付税及び臨時財政対策債の確定、その他歳出事業費にかかる特定財源などについて補正し、歳出では繰出金及び公債費の確定、人件費などについて補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第 1 条でございますが、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 761 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 121 億 6,662 万 5 千円とするもので、款項別の内容は、87 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

87 の 7 ページをお開き願います。「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。

これにつきましては、主に令和 2 年 4 月 1 日から業務を開始できるよう、本度中に入札を実施し、契約する必要があるため、設定するものでございます。内容につきましては、議案参考資料の 1 ページから 6 ページにお示ししているとおりでございます。

87 の 10 ページをお開き願います。「第 3 表 地方債補正」についてでございます。

まず、「災害復旧事業債」の追加でございます。本事業債は、昨年度の台風により被災した大阪湾広域臨海環境整備センター（通称：フェニックスセンター）の災害復旧事業に対する負担金の財源として発行するものでございます。

次に、「臨時財政対策債」の変更につきましては、本年度の発行可能額が確定したため、補正させていただくものでございます。

続きまして補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

87 の 13 ページからの「歳入」でございます。

第 10 款 地方特例交付金、第 1 項 地方特例交付金、第 1 目 地方特例交付金 416 万 5 千円の増額につきましては、交付額の確定によるものでございます。

第 11 款 地方交付税、第 1 項 地方交付税、第 1 目 地方交付税 1 億 3,510 万 7 千円

の増額につきましても、交付額の確定によるものでございます。

なお、議案参考資料の7ページに普通交付税に関する資料をお示しいたしておりますので、資料に基づき、ご説明させていただきます。

資料の上段にあります「当初予算試算」につきましては、当初予算において試算した数値であり、その下の「交付決定結果」につきましては、算定結果に基づく数値でございます。

なお、普通交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差である財源不足額を基準として交付されるものでございますが、本年度につきましては、主に基準財政収入額のうち一部の税目で算定結果が当初予算積算より下回ったものの、基準財政需要額のうち、公債費を除く個別算定経費が当初予算積算より上回ったことにより、最終算定結果が増額となったものでございます。

87の13ページでございます。第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金285万8千円の増額につきましては、交付額の確定によるものでございます。

第16款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費府負担金1,156万1千円の増額につきましても、それぞれ交付額の確定によるものでございます。第2項 府補助金、第1目 総務費府補助金100万円の増額につきましては、被災者生活再建支援金の財源として交付を受けるものでございます。

第21款 町債、第1項 町債、第7目 臨時財政対策債4,767万9千円の減額及び第8目 災害復旧債60万円の増額につきましては、「第3表 地方債補正」でご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、87の15ページからの「歳出」でございます。人件費の補正につきましては、各費目にわたりますので、最後に一括してご説明申し上げます。

87の16ページでございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 防災計画費200万円の増額につきましては、昨年度の台風第21号の被害により半壊の被害を受け、家屋の解体を余儀なくされた方に対し、被災者生活再建支援金を交付するものでございます。第5目 財務会計費387万4千円の増額につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、財務会計システムを改修するものでございます。第13目 財政調整基金等積立金1億763万円の増額につきましては、財源調整として積み立てるものでございます。

87の18ページでございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第5目 国民健康保険費1,980万6千円の増額及び第6目 後期高齢者医療費168万9千円の増額につきましては、特別会計における事務費及び基盤安定にかかる繰出金の確定によるものでございます。第2項 児童福祉費 第1項 児童福祉総務費1,273万9千円の増額のうち、第23節 償還金、利子および割引料11万5千円につきましては、児童福祉費国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。

87の20ページでございます。第4款 衛生費、第3項 清掃費、第2目 塵芥処理費60万8千円の増額につきましては、昨年の台風により被災した大阪湾広域臨海環境整備センターの災害復旧事業に対する負担金でございます。

87の22ページでございます。第9款 教育費、第1項 教育総務費、第4目 放課後子ども支援費220万4千円の減額のうち、第7節 賃金305万7千円の増額につきましては、非常勤嘱託員指導員の欠員を臨時職員指導員で対応したことによる、報酬から賃金への予算の組替えでございます。

第2項 小学校費、第1目 学校管理費305万9千円の増額につきましては、次年度の児童数増に伴い、必要備品等を購入するものでございます。

第3項 中学校費、第1目 学校管理費107万2千円の増額につきましては、次年度の生徒数増に伴い、必要備品等を購入するものでございます。

87の24ページでございます。第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費700万9千円の減額のうち、第7節 賃金64万1千円の増額につきましては、幼稚園に勤務する教諭が産前・産後休暇を取得する予定であることから、代替の教諭の雇用等でございます。

第5項 社会教育費、第7目 図書館費151万8千円の増額につきましては、職員の病欠休暇取得による臨時職員の出勤日数の増等によるものでございます。

第11款 公債費、第1項 公債費、第1目 元金104万2千円の増額につきましては、元利均等償還を行っている臨時財政対策債について借入れ10年目の利率見直しに伴い、見直し利率が当初借入利率より低くなったため、元金償還額が当初見込みよりも増額となるものでございます。第2目 利子1,791万6千円の減額につきましても、10年目の利率見直しによる減額及び平成30年度分として借り入れた町債の利率確定によるものでございます。

続きまして、87の27ページからの人件費の補正についてご説明申し上げます。今回の人件費の補正につきましては、本年4月以降の人事異動等の反映によるものでござい

ます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇） 続きまして、第 88 号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書 88 の 1 ページをご覧ください。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、保険基盤安定・財政安定化支援事業の確定によるものでございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,980 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、33 億 7,382 万 2 千円とするもので、款項別の内容は、88 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

88 の 7 ページの「歳入」でございます。

第 4 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 1 目 一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金 1,753 万 7 千円、交付税算入されております財政安定化支援事業繰入金で 226 万 9 千円を、それぞれ増額するものでございます。

次に、88 の 8 ページの歳出でございます。

第 7 款 基金積立金、第 1 項 基金積立金、第 1 目 財政調整基金積立金 1,980 万 6 千円の増額につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の増額補正分の合計額を積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 88 号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 89 号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書 89 の 1 ページをご覧ください。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、保険基盤安定の確定でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 168 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 352 万 9 千円とするもので、款項別の内容は 89 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、89 の 7 ページの「歳入」でございます。

第 3 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 2 目 保険基盤安定繰入金 168 万 9 千

円の増額につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

次に、89の8ページの「歳出」でございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金168万9千円の増額につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、第89号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案3件に対する質疑を行います。

中田議員 債務負担行為のまちづくり活動支援業務委託について、お伺いします。

資料請求・人15に、まちづくり活動支援業務の概要などが載っていますが、まずお伺いしたいのは、昨日の質疑でも土地区画整理事業の認可のことをお伺いしたと思うんですが、その認可の前に、この（仮称）まちづくり委員会における一定の結論が必要だと思うんですが、その点、お伺いします。

次に、この資料によると、学識経験者が委員の中に入っていますが、どのような分野の専門分野の方を検討されているのでしょうか。多岐にわたる専門分野の学識経験者の参画が必要と考えますが、いかがですか。それから、公募委員もこの中に入っています。公募委員については、年齢構成や性別等偏りがないように、そして若い世代の方も参画ができるようにと考えますが、いかがでしょうか。

そして、この委員構成ですね、続いて。「JR島本駅西土地区画整理準備組合代表者」とありますが、どのような方が何名ほど入られるのでしょうか。これは公募委員についてもお伺いいたします、何名かということですね。それから「行政職員」というのも書いてありますが、どういう方を想定されているのでしょうか。そして、この（仮称）まちづくり委員会においては、付帯意見に基づいたいろいろな議論がされると思うんですが、町の職員さんはここには、「行政職員」の中には入られるのでしょうか。どういった関係部局の方が必要と考えておられますか、お答えください。

それから、この（仮称）まちづくり委員会においては立場が異なる様々な方が参画されると思うのですが、ここにはないんですけども、会議をファシリテートする立場の方がおられると、より議論がスムーズになると思うのですが、ファシリテーターを導入するお考えはありますでしょうか。

もう一つ、ここに、委員構成の中に入っておりませんが、先日の臨時議会における直接請求がありました。あの請求代表人の方、立派な意見陳述もされたと思うんですが、その方々はまちづくりにおいて有権者の1割を超える署名を集めて、まちづくりに関する提案を直接請求という形で行ったと思います。そういう方々も、請求代表人の方というの、まちづくりに高い意識をお持ちだと思うので、この方々も委員構成の中に、請

求代表者枠というのを入れてみてはいかがでしょうか。このこともお尋ねしたいです。

そして、この当該事業においては、多くの町民の方が関心を持っておられます。これまでもいろんな意見があったと思いますが、会議の公開はもちろんのこと、議事録の作成でしたりホームページ等で会議の詳細を公開する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

そして開催時間ですね、この会の。開催時間帯について、公募委員等においても、仕事をされている方というのは、今までどおりの平日の昼間開催の会議ですと、なかなか出席が難しいことがあります。ですから、平日の夜間や土日・祝日等、他の自治体ではこういった工夫をして、多様な方の参画を促していると思います。ですから、こういう柔軟な時間帯での開催を望みますが、いかがでしょうか。また、その件は応募の際に、たぶん公募委員というのは募集をされると思うんですが、募集の際に、そのことを書いておくことが——もし、そういう対応をされるのであれば——必要だと考えますが、その件、ぜひ、そうするのであれば、その記載をお願いしたいと思います。

それから最後に、この（仮称）まちづくり委員会はこれまで、今まで都計審だったり、いろんな説明会、意見募集されてきたと思うんですが、結局、今までやってきたことからという理由で、計画ありきの不十分な議論があったと、私も、町民の多くの方も認識しているところです。ですから、せつかく予算をかけてするんですから、この委員会は計画ありきの不十分な議論に終わることなく、丁寧に議論を進めていただきたいと考えていますが、この点、見解を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

都市創造部長 それでは、（仮称）まちづくり委員会につきまして多数ご質問いただきましたので、順次、ご答弁申し上げます。

まず、1点目でございます。現在、JR島本駅西土地地区画整理準備組合におかれましては、事業計画案等を作成のうえ、事業認可権者である大阪府と協議を進められているところでございます。また、（仮称）まちづくり委員会においては、今後、開催させていただくことといたしておりますが、委員会での議論を経て、一定の結論が導き出されるまでは一定の時間を要するため、委員会での結論が出される前に事業の認可を受けられることが想定されます。こうした状況を踏まえ、町といたしましては、現在、事業認可後においても引き続き検討される事業の具体的な協議内容に、委員会における結論を反映していただくよう協議してまいりたいと考えております。

続きまして、委員構成に関するご質問でございます。当該委員構成につきましては、幅広い分野における学識経験者の方、JR島本駅西土地地区画整理準備組合の代表者、地域住民としての公募委員の方、大阪府の担当職員の方のご参画を、案として検討いたしております。なお、現時点においては町としての案であり、正式な依頼につきましては、予算のご可決をいただいた後に対応させていただく予定でございます。

また委員の選考に関しましては、性別、年齢構成等、可能な限り偏りがないように、一定留意してまいりたいと考えております。

続きまして、学識経験者の専攻分野に関するご質問でございます。現状におきましては、あくまで案でございますが、空間デザイン、交通、法律等の専門家の方のご参画を予定いたしており、合計4名程度の学識経験者のご参加を予定いたしているところでございます。

続きまして、公募委員についてのご質問でございます。公募委員につきましては、附属機関等委員の選任基準を準用し、町内に在住、在勤、在学の原則70歳までの方等の条件を付し、広報しまもと及びホームページで募集させていただき、島本町公募委員選考要綱に基づき選考させていただきたいと考えております。なお、年齢構成や性別等偏りがなく、一定留意してまいりたいと考えております。

続きまして、JR島本駅西土地地区画整理準備組合の代表者の参画に関するご質問でございます。現在、町においてはJR島本駅西土地地区画整理準備組合に、当該委員会へのご参画を打診しているところであり、正式な参画のご意向など、どのような職の方が、何名ご参画いただけるか等、詳細につきましては、今後、協議を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、行政職員の参画にかかるご質問でございます。現状の案といたしましては、大阪府職員の方のご参画を検討いたしており、景観やインフラ部門の担当の方にご参画させていただきたいと考えております。なお、現状においては大阪府にご参画の相談をさせていただいている段階にあることから、詳細に関しましては予算のご可決をいただいた後、協議を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、庁内関係部局における職員の参画に関するご質問でございます。当該委員会の所掌事務につきましては、土地地区画整理事業区域内での景観やインフラ等のルール作りに関する協議検討といたしておりますことから、町においては、こうした事務を所掌いたしております都市計画課をはじめ都市創造部において対応してまいりたいと考えております。

続きまして、委員会におけるファシリテーター的役割に関するご質問でございます。ファシリテーターの配置につきましては、会議を円滑かつ有意義なものとするためには効果的な役割の一つであるものと考えておりますが、現時点において詳細は未定であるため、今後、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、委員構成にかかるご質問で、直接請求に携わった方を入れてはどうかというご質問でございますが、委員構成につきましては、学識経験者、準備組合代表者、公募委員、行政職員のご参画による会議体を検討しておりますが、幅広く参画の機会を設けたうえで募集することが望ましいと考えておりますことから、ご指摘の方々限定してご参加いただくことは、現時点においては検討いたしておりません。

続きまして、会議の公開等に関するご質問でございます。（仮称）まちづくり委員会の公開に関しましては、審査会等の会議の公開に関する指針に基づき、原則公開させていただく方向で検討をしてみたいと考えております。また、ホームページ等における会議概要等の公開に関しましては、現在、未定でございますが、今後、一定検討をしてみたいと考えております。

続きまして、開催時間帯等に関するご質問でございます。基本的には、他の審議会等と同様に平日昼間の開催を予定いたしておりますが、開催時間等においては、委員の皆様のご意向も含め、柔軟に対応をしてみたいと考えております。なお、公募委員募集の際の広報誌等への記載については、いただきましたご意見等も踏まえて、一定検討をしてみたいと考えております。

続きまして、最後でございます。当該委員会のスケジュールに関するご質問でございます。（仮称）まちづくり委員会につきましては、本補正予算をご可決いただいた後に、公募委員の募集及び選考手続き後、最速で来年の2月以降を目途に開催させていただき、約半年間程度の精力的なご議論を経たうえで、来年度の夏頃に一定の結論をいただきたいと考えております。なお、会議の開催にあたりましては、闊達なご議論をいただき、充実した会議となるよう、十分留意をしてみたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 では、質問なんですけれども、学識経験者の方や府の職員さんが、空間デザインだったり、交通、法律の方、景観やインフラということを言われていたんですが、この駅の西側という地区は、以前、生物調査をしたときに、桜井地区は生物多様性においても重要な地区であるということが報告書にも記載されていますし、町の重要種、私もこれまでも何度も指摘していることですが、重要種も生息している場所です。ですから、一定、こういう学識の中に生物多様性だったり、地球環境への配慮とか、自然環境との共生みたいな、今、流行りのSDGsのこともありますし、持続可能性に関しての専門家、生物多様性の専門家ということも、ぜひ、ご配慮いただけたらなと思いますが、この件も伺いたいです。

それから、いろいろ具体的にお答えいただきましたが、この委員会の成果品は、どういったものを想定されているのか、お聞かせください。

都市創造部長 （仮称）まちづくり委員会の学識経験者に関する再度のご質問でございます。これまでも、JR島本駅西地区における自然環境等にかかるご意見をいただいておりますことから、自然環境等を含む自然科学系分野を専攻されている学識経験者の必要性につきましては、町といたしましても一定認識しているところでございます。現状では、学識経験者の参画につきましては、空間デザインや交通、法律等の専門家の合計4名程度を想定しておりますが、議員からいただいたご意見につきましても、今後、学識経験者の選考に際し、一定、参考とさせていただきたいと考えております。

続きまして、当該委員会の成果品に関するご質問でございます。（仮称）まちづくり委員会につきましては、委員会での議論の進め方等について、現在、鋭意検討を行っているところであり、成果品につきましても現時点では確定しておらず、詳細につきましては、今後、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 第 87 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）、債務負担行為として、まちづくり活動支援業務委託 410 万 1 千円が一般財源で設定されておりますが、島本町都市計画審議会答申の付帯意見を受けて、（仮称）J R 島本駅西地区まちづくり委員会を要綱設置されるということでございます。

本年度から来年度にかけて、空間構成や建築物の色彩などに関するルールづくりを検討されるとのことですが、どのような事項に対してルール作りをされるのか。すでに都市計画で決まっています、J R 島本駅西地区まちづくり委員会の協議対象ではない事項と、協議してルール作りしていく事項について、事例のイメージも含めて、ご紹介いただければと思います。あわせて景観・インフラ等のルール作りについても、ご同様に、ご紹介ください。

都市創造部長 （仮称）まちづくり委員会におきます検討事項に関するご質問でございます。

（仮称）まちづくり委員会につきましては、本年 7 月 31 日に開催いたしました都市計画審議会の答申における付帯意見に基づき、要綱設置するものとしております。そのため、当該委員会におきましては、J R 島本駅西地区のまちづくりのうち、用途地域及び建築物の最高限度や最低敷地面積などを定めた地区計画といった都市計画の内容そのものについて検討していただくものではなく、具体的な事業実施にあたっての建築物の形態、意匠、色彩の、景観やインフラに関することなどを検討していただくことを想定いたしております。

以上でございます。

大久保議員 第 87 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）の中の債務負担行為について、ちょっと質問があります。

外国人英語指導講師派遣業務委託ですね、2,112 万円のこの契約方式と、その契約方式に至りました経緯をお伺いします。また、今後、この契約方式の見直しはお考えか、お伺いします。

教育こども部長 それでは、1 点、お尋ねでございます。

外国人英語指導講師派遣業務委託に関する債務負担でございますが、本業務は、町立保育所、幼稚園及び小・中学校に外国人講師の派遣を受けまして、外国語活動または英語指導に直接関わるものであり、業者の実績はもちろんですが、社員研修の実施の有無や充実度、学校事情に細かく対応できるなどの諸条件を満たしている必要がございます。

また、指導にあたる外国人講師は指導力、健康面、生活面、人間性等、様々な要件を満たさすものでなければならぬため、その性質、または目的が、価格だけで契約の相手を決める指名競争入札に適さないことから、随意契約にて契約を行ってまいりました。

今後は実績とノウハウを持つ業者に提案を求め、本町にとってより充実した英語教育の内容となるよう、プロポーザル方式により業者選定をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。幼稚園、保育所、そして今現在小学校 1,878 名、中学校 765 名、計 2,643 名での児童生徒に英語を教えているということですが、この教師の体制をお伺いをします。

それともう 1 点、令和 2 年度 4 月より小学校 5 年生から英語が正式教科に新たに追加されるということですが、中学校の受験にも影響があります。今のこの予算でまかなえるのか、また対象となる学年を見直す必要はないのか、お伺いします。

教育こども部長 2 点でございますが、まず、学校現場での教員による英語の指導体制についてでございます。

まず、小学校におきましては、各学年の担任と中学校の英語科の教員を、小学校専科指導担当や小・中連携教科指導担当として活用するとともに、そこに外国人英語指導助手を配置し、行っております。次に中学校では、英語科の教員と外国人英語指導助手で行っております。本町では、可能な限り英語教育に関わる加配を活用しながら、英語教育推進体制を実施をしておるところでございます。

続きまして、2 点目でございますが、令和 2 年度より小学校では新学習指導要領の全面実施となります。5～6 年生では英語が教科化となり週 2 時間実施、そして 3～4 年生では外国語活動として週 1 時間実施となります。本町では、外国語活動においては、すでに新学習指導要領全面実施に向けた移行期間から教育課程の特例申請を行い、小学校低学年から時数を確保し、先行実施してまいりました。中学校では、標準時数より 1 時間多く授業を実施しておりますことから、すでに全学年において英語教育に取り組んでおり、新学習指導要領全面実施に伴う対象学年を見直すのではなく、さらなる取り組みの充実を、財政との整合を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 一般会計補正予算と、国民健康保険事業特別会計補正予算とで質問させていただきます。

先ほども質問ありましたがけれども、債務負担行為、まちづくり活動支援業務において、さらに質問がございます。

まずは、このまちづくり活動支援業務の根拠ですね。町の都市計画審議会の付帯意見で示されているということは何度か説明をいただいておりますが、大阪府の都市計画審

議会が夏の8月5日に開かれまして、今、手元に会議録がございます。そこで山田町長が発言をされ、そして賛成されたとは言え4人の委員が発言されたという、かつて、この大阪府の審議会ですらこれほどまでの発言があった例は、私は知りません。その中で山田町長が委員としてお答えになっているところに、「付帯意見の中におきましても、準備組合さんと継続的な協議を進めるとのこと」という部分と、あと「住民の方がすごく気にしていらっしゃる景観の部分についても、しっかりとしたそういうルールを定めながら、まちづくりを行っていきべきであるという旨いただいておりますので、私どももいたしましても、その部分は丁寧にやっていただきたいというふうに考えております。」、こういう発言をなさっております。ただし、この景観ということについてのルールということについては、一定、先日の直接請求による署名は否決をされておりますので、それ以外の部分ということになるのかと思いますが、そのことが、このまちづくり活動支援業務として現れているということで間違いはありませんか。

それから、なぜ、この支援業務は委託事業で行うのか。その点について、改めて答弁を求めます。

スケジュールについて、この活動支援業務、非常に重要なものと私も認識しておりますけれども、先ほどの答弁にあったように、事業認可のほうが先行する可能性があるということですので、スピーディーに進められるということはわかるんですが、では、事業認可のスケジュールと、そして当然、この大型事業であります、島本町の開発指導要綱での事前協議と、そういったことも行われるということになりますので、事業認可のスケジュール及び開発指導要綱、事前協議等の協議が始められる、そういったスケジュールについて、今のわかっている段階で結構です、お示してください。

それから、広報についてです。このまちづくり活動支援業務で広報活動するというわけではありませんが、しかしながら、先ほど質問にもあったように、非常にこの部分は具体的なものになりますので、今までの議論がどんなふうに体现されるのかということですね。そこにあたるわけですから、皆さんが非常に注目をされる。ちょっと私の聞き漏らしだったら申しわけありません。会議の公開についての答弁を、先ほどちょっと聞き漏らしております。再度、会議の公開、あるいは内容を知ることができる手立てなどについては、どのように今、考えておられるのか、答弁を求めます。

また、広報ということですが、こういった凝縮されたまちづくり活動支援業務もありますけれども、昨日も申し上げました広報しまもと11月号で、島本町のJR島本駅西地区まちづくりとしての広報は一定なさったと思います。そして昨日、地区計画条例も、もう可決をいたしました。行政としての都市計画としての事務、私たち議員の議論というのは、一つの大きな区切りを迎えたと思っておりますので、そろそろ、この広報、あるいはまちづくりについて、こんなふうにやりたいと思っているということについては、もう事業者、地権者、土地区画整理準備組合（本組合）も含めて、もう、この活動は責任

を持っていただいてバトンタッチをするということとか、ホームページなどを日々更新していただくとか、議会で決まったことぐらいは広報していただくとか、そういったことをやっていただくということにバトンタッチをする、けじめをつける、そういう時期だと思いますが、いかがでしょうか。

それから、先ほどの質問にもありました。環境とか景観というものについて、どのように取り扱っていただけるのかというのが、たぶん、非常に今までの直接請求署名の賛同された住民や、やむなく市街化やむなしというふうに思っておられる住民の方が、最後の砦として思っておられるのが環境と景観です。環境という面においては、このまちづくり活動支援業務では担えない部分があるかも知れませんが、事業者、組合におかれては、環境影響評価を簡易版においても、せめて項目を限定してでも、騒音、日照障害、電波障害、気象、生態系及び可能であれば景観、このような項目で簡易版においても事業者が環境影響評価を、このまちづくり活動支援業務とは別途行っていただくということを町として要請するべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

それと、一般会計の他の項目です。

公募型公益活動支援事業補助金、従来、私も住民発意の地区計画などの勉強をされている団体や、あるいは今回、直接請求署名などを行われた住民の団体、直接請求署名が政治活動とは思っておりませんので、そういった団体が本格的にまちづくりの提案を、同じような椅子に座りながらやるという部分においては有益なものかなというふうに思っておりますが、この資料請求で示された「特定の行政ニーズに応じて設定したテーマ」、これはもう一定決めておられるのか。このテーマについては、いつ公表されるのか。その点について、ご説明を求めます。

あとは、第四保育所の警備業務、先般、いろいろとご報告もいただいているところですが、11月1日に第四保育所のお子さんが仮移転をして2ヵ月目に入ったということで、非常に現場においては苦勞されていることと思っております。この警備業務が入る際に、私、内覧会、事前の施設見学会や、その後に対しても、非公式な場所でもありますけれども、この警備業務というのが第四保育所についての警備業務であるということですが、ふれあいセンター全体の警備業務もある。その点で縦割りや横割りということが生じた中で隙間に、犯罪や侵入者、あつてはならないことが起こるのではないかとこのように思いましたので、それぞれ厳密に職域は分けておられますが、ふれあいセンター全体で、やはり防犯訓練はやるべきではないかというふうに申し上げたことがございます。そういったことは現在、お考えになっているのか、答弁を求めます。

あと、国民健康保険の特別会計です。

これは先般の決算議会でも強く申し上げました。資料請求によって、今回の基金残高が5億3千万円を超えるということが明らかになっております。空前の金額であります。

しかしながら、先日、12月6日に国民健康保険運営協議会が行われて、傍聴の機会をいただきました。当然ながら、もうわかっていたことではありますが、大阪府の示している標準保険料率、これを加味したものが一定示され、議論がされたところですが、当然、値上げが示されている。多少、抑制はされても値上げはもう明らかと。これはもう導入される前からわかっていたことでもありますし、私たちの国民健康保険の条例の15条、この規定を変えない限り、毎年、これから値上げをしていく。しかしながら、基金が積み上がっていく。

その点については、もうこの5億3千万という基金残高がこれからも推移していくことになれば、到底、被保険者や府民の納得は得られないというふうに思っております。条例の修正、あるいは大阪府の保険料算定方法の再検討などについて、決算議会で大阪府とも鋭意協議を求めています。いかがでしょうか。その点について、現在、どこまでの検討が行われているのか、答弁を求めます。

山田町長 前の大阪府の都市計画審議会で私が申し上げたことにつきましては、議員、お見込みのとおり、この（仮称）まちづくり委員会を設置するというところで考えておりましたので、この中で、空間構成や建築物の色彩などに関する詳細なルールを協議検討するところへ繋がっているものでございます。

以上でございます。

都市創造部長 （仮称）まちづくり委員会にかかります数点のご質問でございます。

まず、1点目の委託の必要性についてでございます。今回、委託をさせていただく内容につきましては、資料及び計画案等の作成や、運営支援を委託させていただく予定といたしております。できるだけ早期に着手することを目指してまいりたいと考えております。

続きまして、組合、今、実際どういう状況にあるのかというご質問でございますが、JR島本駅西土地地区画整理事業及び業務代行予定者については、現在、準備組合におかれましては事業認可申請の協議をされているところであり、今後、換地にかかる調整や、埋立土砂搬入などの事業着工に向けた協議をされていくと認識いたしております。

続きましてスケジュール、開発等にかかりますスケジュールについてのご質問でございます。町が定めている島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱、いわゆる開発指導要綱につきましては、300㎡以上の開発行為など、中高層建築物の建築行為、福祉環境整備施設の建築行為等に対して適用し、法令等に基づき大阪府等に許認可申請等をする前に、事前協議をするよう指導いたしているところでございます。このため、今回の土地地区画整理事業区域内におけるそれぞれの保留地や換地におきまして、これらの行為を進められる際には、あらかじめ近隣住民等にも説明会等により説明し、必要な調整を図るよう指導してまいりたいと考えております。なお、近隣への説明等につきましては、それぞれの事業主が行うことになるものと考えております。

続きまして、広報についてでございます。JR島本駅西地区のまちづくりにつきましては都市計画の変更を伴う業務であり、また駅前の公共性の高い事業として位置づけを行っていることから、これまで、町といたしましても支援を行ってきたところでございます。このような経緯から、町としても住民の皆様にも都市計画の内容や、土地区画整理事業の経緯や仕組みなどの情報提供を、広報しまもとなどでさせていただいているところでございます。

なお、準備組合に対しましても、事業の進捗に応じて情報提供を行っていただくよう要望をさせていただいておりますが、町といたしましても、今後も必要に応じて、適宜住民の皆様への情報提供を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、会議の公開についてでございます。本会議につきましては、現時点では公開させていただくことを予定いたしております。具体的な会議の進め方などの詳細については、現在、検討中となっております。

続きまして、環境影響評価等についてでございます。環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントにつきましては、環境に影響を及ぼす恐れのある事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度でございます。JR島本駅西地区における土地区画整理事業につきましては、その範囲が約13haであり、本町域も対象となる「大阪府環境影響評価条例施行規則」に規定される対象要件である50haに満たないため、実施対象外となるものでございます。

なお、JR島本駅西土地区画整理準備組合に対しましては、地区内外の環境保全について十分な配慮をお願いするとともに、町が各種の事務事業を行ううえで生物多様性のあり方に配慮すべき事項を定めた「生物多様性保全創出ガイドライン」に記載する内容を踏まえていただくよう、要望しているところでございます。

私からは、以上でございます。

総合政策部長 それでは、公募型公益活動支援事業補助金について、ご答弁を申し上げます。

この補助金につきましては、様々な地域課題に対して、住民等が自発的及び自主的に公益活動をしていただくあたって補助金を出そうということで考えたものでございます。これまで、にぎわい創造補助金という形で、町のにぎわいづくりのための補助金を出しておりましたが、これと統合した形で、今回、考えております。「特定の行政ニーズに対応したテーマ」ということですが、現時点でまだ設定はしておりません。これから庁内の関係各部署に照会をかけまして、テーマを設定していきたいというふうに思っております。その中で選定をして、募集をする際に、お示しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長 ふれあいセンターでの防犯訓練の実施についてのお尋ねでございますが、現在、ふれあいセンターにおきましては、消防訓練は実施いたしておりますが、ご指摘の防犯訓練については実施をいたしておりません。ただ、ご承知のとおり、ふれあいセンターには指定管理者において 24 時間体制での警備員を配置いたしているところでございます。また、指定管理者においては不審者等に対する対応マニュアルを策定いたしております。また、安全対策を講じているところでございますので、そういったところから館内の防犯対策について努めているところでございます。

ただ、現在、保育所が一時的に移転していることもございますし、保育所の警備員とふれあいセンターの警備員の連携というのは当然重要なことで、あってしかるべきなことでございますし、今後もそういったことに努めていきたいと思っております。我々、ふれあいセンター利用者として、今は保育所事業の安全に万全を期していくということは重要な役割であるというふうに認識をいたしておりますので、今後、防犯訓練の必要性等について、指定管理者とも協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 国民健康保険財政調整基金の使用用途についてのご質問でございます。

大阪府の国民健康保険運営方針におきまして、市町村が保有する財政調整基金の取り扱いについて定められておきまして、この基金を取り崩す際の要件といたしまして、4 点ございます。1 点目は保険料の収納不足の場合の事業費納付金への充当、2 点目が府の財政安定化基金への償還のため、これは府の財政安定化基金から借入れを行った際の償還という意味合いでございます。3 点目は過去の累積赤字の解消のため、4 点目が府内共通基準を上回る保健事業等を実施するためという、この 4 点でございます。

現在のところ、本町におきましては、府の財政安定化基金の借入れや累積赤字というのがございませぬので、保険料の収納不足の場合の事業費納付金の充当か、共通基準以上の保健事業の実施の場合のみ使用できるというような形になっております。

事業費納付金につきましては、国民健康保険制度が広域化されまして、都道府県が予算を策定いたします際に、各市町村の被保険者数であるとか、被保険者の所得、あとは各市町村の徴収率などを見込みまして、各市町村が納付すべき国民健康保険事業納付金というのを決定をいたします。しかしながら、都道府県の予算策定時の見込みが乖離いたしまして、実績で差額が生じた場合につきましても、それはもう次年度以降は精算されないため、市町村が独自で補てんする必要がございます。平成 30 年度におきましては、国民健康保険料の当初予算とその収入済み額に約 2,720 万円ほど不足が生じております。この財源不足につきましては、本町として補てんする必要がございますので、今後も市町村の責めによらない財源不足が生じるおそれがあり、それにつきまして事業費納付金として活用していきたいと考えております。

また、もう一つの町独自の保健事業でございます。現在、本町が独自の保健事業とし

て実施をしておりますのが、特定健康診査の項目に総コレステロールという項目を追加しております。あとピロリ菌検査及び前立腺がん検査の一部の負担金の助成、あと、がん検診につきましては自己負担金を全額助成をさせていただいております。実績といたしまして約375万ほど、こういった独自の保健事業で活用しております、当面、こういった独自の保健事業を実施していくための財源として、基金を優先的に活用していきたいと考えております。

また、大阪府との協議についてでございますが、大阪府の国民健康保険広域化調整会議におきまして、平成30年度決算を踏まえまして、令和2年度に運営方針の見直しの議論が行われるというふうに聞き及んでおります。今現在は保険料から交付されております市町村独自保健事業にかかる財源につきましても、見直し等議論になる可能性もありますので、こういった基金を活用した新たな町独自の保健事業の導入につきましては、この広域化調整会議の検討内容とかを注視しつつ検討していく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時14分～午前11時25分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

河野議員 再質問です。ご答弁いただいた中で、まちづくり活動支援協議会についての根拠などもお聞かせいただきましたが、委託事業とすることによって、本来、職員のやるべき仕事を一定軽減するという役割があると思っております。

そういうことから鑑みても、そしてもう地区計画が、条例が制定され、いよいよ今度は事業者・組合中心の開発、保全も含めた開発、そういった行為として進めていかれることが中心になるわけですから、今までかかっておられた職員は部長を先頭に11人いたということ、先日、景観条例のときに資料請求させていただいております。部長の数を除いたとしても、10人おられる中、このテーマに関わる職員は5分の1部分ぐらいは減らせるんじゃないですかと、簡単に言うと2人ということになります。JR島本駅西地区ということについて間接的に関わることはあったとしても、専従的に関わるということはいったん離れて、幾ら有権者の10分の1、議会で否決されたとはいえども、やはり他の地区の景観、街並みとか、あるいは全町的に中立公平な立場で仕事をする職員、まして景観行政団体を目指すという島本町の「総合計画」の中での位置づけもあるので、そういったことに向けても研修を重ねる。あるいはミニ開発も含めて、今、開発指導担当者も非常に苦慮されているというふうにも思いますので、この西側開発に対しても客観的な形で開発指導を行うべく、開発指導業務などについても職員をしっかりと配置する。もちろん、今、全町民から言われています道路の渋滞問題、開発に伴う道路整備、バリアフリー化なども相当な要求があります。

こういったところに重点に配備をされ、この部分については、先日、答えられた 11 人というものについては 5 分の 1 は減らす。それは、私はできるというふうに思っておりますが、これは町長になろうかと思えますけれども、答えられる方に答えていただいたら結構です。いかがでしょうか。答弁を求めます。

先ほど申し上げたような広報活動とか説明責任ということは、今後は事業者に移るわけです、組合に移るわけですから、開発指導の説明会を開くのも、これはもう島本がすることではありませんので、そういった意味で思い切って手を離すということが、今、もう必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

環境影響評価については、確かに府の条例基準に当たらないということは、繰り返し、この議場で答弁をいただいておりますが、これは高槻市が J R 高槻駅北東地区開発事業環境影響評価準備書のあらまし、もちろん、これは高槻市として独自の条例を持っておられて、それに適応した形でやっておられます。ここでも、まちづくり協議会というものがある、開発の事業者及び土地区画整理組合設立準備会というところと、他の法人が協議会として、この事業を進めているという中で、その範囲で環境影響評価をやっておられますし、島本町の、幾ら面積基準が府の条例に当たらないとしても、やはり島本町の市街化の面積の中で、この西地区が占める面積、そして及ぼす影響ということは計り知れないということから考えると、先方にそういった努力を求めるということは、一度ぐらいはやってもいいんじゃないかと思えます。

また、J R 島本駅を設置する際にも、周辺自治会からの求めに応じて J R 西日本株式会社騒音測定を行われました、線路の反響音ですね。こういったことなんかは特に、新しいマンションが建ったときに、マンションとマンションの間を鉄道が走る、反響音が走る。こういったことで、実は島本町内のマンション建設においても騒音策定をさせたという、そういった自治会があったというふうに聞いておりますので、そういったレベルは、この望ましいまちづくりにおいては、やはり住民の要望水準としては、町としても努力を求めるということが必要ではないかと思っております。

また、日照障害や電波障害、気象、生態系などにおいて、私は何も近隣住民のことだけを言っているわけではありません。何よりも、この西地区開発における貴重な残される農地に対する影響です。これはたぶん、私が言うというよりも、農地を持っておられる方であれば、開発に伴う日照、また夜間の照明などについて、因果関係や、いろんなことを測って進めて欲しいということをお持ちであろうと思っておりますので、その点について、いかがでしょうか。答弁を求めます。

また、直接請求署名の条例提案の際に、景観というのは主観的なものだという発言があったと思えます。これは全然間違っていると思っております。しかし、主観的なものというレベルで、私たちはこれから置いていくわけにはいけません。景観行政団体になるためには、議会組織や行政組織として公的な部分での調査・検討を今までできてお

りません。それは先ほどの条例審査の際にも、景観条例を取り組んで来た職員が1人もいなかったという答弁や数にも表れております。ここは大いに反省をし、議員の個々で取り組んでおられた方がおられることは十分知っておりますが、私たち議会も、そして行政としても、景観についての調査検討を始めるということを、やはり姿勢として占めす必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

それから、一般会計の公募公益活動支援事業補助金については、にぎわい創造の部分の補助金も包含されているということ、私自身、理解いたしましたので、再質問はいたしません。

あと、第四保育所の警備業務に関しましては、ずいぶん前にはなりますけれども、第二保育所の保護者会主催で防災訓練みたいなことをされまして、議員にも招待が来まして、参加した議員においては、第二保育所の中の様々な防犯や防災の訓練がどのようにされているのかということ、当日、非常に丁寧に説明を受けました。保育所においては月に1回、防災や防犯、あらゆる範囲での訓練を重ね、例えば全国の例で言うと東日本大震災の際は、保育所におられた子どもさんは誰一人命を落とすことがなかったという実績をお持ちです。保育所というのは月に1回、学校以上にこういった訓練を積み重ねておられますが、では、今、第四保育所の中の仮移転したときの防犯・防災訓練は月1回行われる体制にあるのかということと、だからこそ全館で一緒に取り組む必要があるのではないかと考えております。もし、何か異論、反論があれば、お答えください。

国保の特別会計です。先ほどの丁寧なご説明、答弁をいただきました。非常に、今の条件としては難しいとは言え、財源不足の数千万と、この5億3千万の基金の増え方というのは、もう全然、桁が違います。この議場においては、国保の被保険者というのは非常に少数者であるということ、私は知っておりますが、本当にこの20年間、例えば議員のひとり暮らし女性、例えば女性議員という場合であれば、男性も女性もですけども、この20年間で月1万5千円ぐらい保険料は値上げしているという実態があります。収入はほとんど変わっておりませんが、保険料だけが上がっていく。これがまさに町内の住民の被保険者の実態であり、低所得の営業の方などが中心になる国保です。

その辺の構造的な欠陥については、国の問題もありますけれども、島本町として努力できる範囲とすれば、次年度の保健事業に心電図や、また胃がん検診、内視鏡を加える。そういったことができるのではないかと考えております。また府に対しては、人間ドックの助成の金額を引き上げる、そういった基準を作っていただく。健診項目の充実、また場所や回数の充実なども、町としては可能ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

山田町長 まず、人員の配置と業務の分担等々についてでございますけれども、個別の業務の分担につきましては、各部、各課において割り振りをされておりますので、直接的に私が、この業務はあなたが担当しなさいというわけではないのです。ただ、今回も

この議場におきまして、景観に関する施策などについてはスピーディーに、早期にやっていきなさいという皆様方からのご意見もいただいておりますので、部として優先順位を上げてやっていただくという方針は、私からお示しをさせていただきたいというふうには思っております。その中で、人員の体制につきまして不足がある場合については人事異動のことも含めて、今後、1月以降、そういった検討を進めてまいりますので、その中で各部、人事課も含めて検討はしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

都市創造部長 まず、環境に関する再度のご質問でございます。

町といたしましては、準備組合に対しまして、生物多様性の保全等についてご配慮いただいておりますとか、農地については営農環境の維持継続にかかります支援をお願いしたいという旨の要望を出しているところでございます。今後も引き続きまして、環境でありますとか営農環境にご配慮いただくような形で、しっかりと要望なり協議のほう、行ってまいりたいと考えております。

あと、騒音や日照、電波障害等々についてのご質問でございますが、開発指導要綱の中でも一定、きっちりと指導していくことになろうかと思えますし、計画が出されるなり、計画の案の段階でも、行政としても、しっかり関与してまいりたいというふうに考えております。

あと、環境施策の調査検討についての経過についてでございます。本町の環境施策につきましては、「第四次総合計画」でお示しして以降、平成24年度に景観施策検討業務として、ワークショップの開催などの取り組みを行ってまいりました。しかしながら、その後、他の施策を優先して取り組んでまいりましたことなどから、景観計画の策定等には至っておりません。今回の都市計画審議会の答申の付帯意見を受けまして、JR島本駅西地区のまちづくりにおける景観の取り組みをきっかけといたしまして、これらを全町的な景観施策にどのように活用していくか、本事業の取り組みを踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 ふれあいセンターで今、第四保育所の保育を行っておりますので、それについて避難訓練等ということでご質問いただきました。

先ほど、総務部長のほうから施設管理として全体のお話をさせていただいたわけですが、第四保育所がもともとあった場所でも、月に1回、避難訓練を実施しております。引き続き保育所単独で、同様の頻度で、ふれあいセンターにおいても行っておるところでございます。またふれあいセンター、11月1日から保育所機能を移しましたが、それまでも、8月にふれあいセンターで実施された避難訓練には第四保育所から所長・副所長が参加してともに避難訓練を行っておりますので、今後もふれあいセンター全体で避難訓練として実施される際には、連携して、その実施訓練の中に参加して

いって、情報共有等を図っていけるような体制を構築していきたいと考えております。
以上でございます。

健康福祉部長 保健事業の充実についての再度のご質問でございます。

確かに議員ご指摘のとおり、大阪府が国民健康保険事業につきまして広域化をされて後、本町の国民健康保険事業で未実施であった人間ドック助成というのが開始されておられまして、お1人当たり1万3千円まで助成ができるようになっております。平成30年度につきましては69件の方が、この人間ドック助成というのを受けておられまして、これにつきましては、広域化することにより充実した部分であるのかなというふうに認識をしております。

また町独自で実施しております保健事業につきましては、今現在、健診業務等委託しております高槻市医師会と協議等行いまして、そのご意見とかも十分踏まえながら、今後も国の動向等を踏まえて、充実については取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。

河野議員 ちょっと1点、漏れというか、ありました。まちづくり支援協議会の有識者についての構成は先ほどお伺いしましたが、行政職としては大阪府から来ていただくということで、この専門部署としては景観とか、そういったところから来ていただけるのかなというふうに、ちょっと期待するところですが、例えば大阪府で言えば、どのような部署を指すのか、参考までにお答えください。

以上です。

都市創造部長 失礼いたしました。大阪府からご参画をお願いしたいと考えております職員についてでございます。景観分野の専門家として、建築物の形態、意匠、色彩等を専門とされている部署からお願いしたいというふうに、現在、考えているところでございます。

以上でございます。

東田議員 一般会計補正予算について、質問させていただきます。

まず、防災計画費の補助金の被災者生活再建支援金の200万円ですけれども、台風21号の被害にあわれて、お家が半壊されたということですので、単純に台風21号、昨年ですから、この時期に支援金が支給されるというのは、ちょっと時間かかっているなと思うんですけど、その要因について、ご説明をお願いしておきます。

それと教育費の部分で、非常勤職員報酬の学童保育室指導員、これを減額して、学童保育室指導補助員、これに増額してますよね。学童保育室指導員が雇えなくて、アルバイトということで指導補助員を雇用したというふうにヒアリングではお伺いしているんですけど、この学童保育室指導補助員、この方は今後、今、学童保育室で経験を積んでいってますから、この後、継続的に雇用していくとなると学童保育室指導員になれるのかという部分で、そうなりましたら一定、人員不足というのはちょっと解消されるとか、

マシになるのかなと思うんですけど、その辺りについて、ちょっとお伺いしたい。

それと、先ほどから皆さん質問されてますまちづくり活動支援業務委託ですけども、まちづくり委員会と、(仮称)となってますけど、この名称がはっきりするのはいつなのかなというのと、これはこの委員会の中で決定されるのかなというのを伺いしておきたいのと、中身ですけど、空間構成や建築物の色彩などに関するルール作りを検討する必要があるためという部分で、先ほどから景観ではない部分に関して多数質問出てたんですけど、実際にこの中では、確か景観に関するものの検討する委員会だったと思うんですけど、その中身、具体的にどのようなことを検討するんだということと、それで検討した内容、実際に事業を進めるにあたって、どのように反映していくんだというのを、ちょっとお伺いしておきます。

総務部長 1点目の大阪府被災者生活再建支援事業について、ご答弁を申し上げます。

この制度なんですけれども、昨年の7月豪雨並びに台風第21号で被災された方々を対象に、昨年12月に大阪府において制度化された事業でございます。この制度につきましては、基礎支援金というものと加算支援金というものの、2種類あるんですけれども、本町において1世帯、該当世帯がありますので、大阪府に対して申請をいたしておりました。ただ、昨年の災害の被害が広範囲に及んでいたことから、申請件数が非常に多くなったことによりまして、大阪府におかれまして予算に不足が生じる可能性があるということで、基礎支援金のみ、まず交付がなされております。これについては本年6月議会でご可決をいただいて、交付していたものでございます。このたび、大阪府において新築購入にかかる加算支援金につきましても交付の目途が立ったということから、新たに交付決定がなされ、今回、補正でお願いをいたしているものでございます。

以上でございます。

教育こども部長 学童保育指導員の報酬の減額、賃金の増額の部分でございますが、今回、報酬の減額をさせていただいた分については、非常勤嘱託員として学童保育室指導員有資格者として勤務をお願いしようとしていた方、これが全体で年度当初2名の欠員が出まして、その補充といたしまして臨時職員の学童保育室の指導補助員、これは無資格の方なんですけど、それを採用したという取り扱いでございまして、指導員になるためには資格がございますので、その無資格の方が指導員になるという流れにはなっておりません。臨時職員の中でも有資格の指導員として採用された方については、今後の勤務実態等を踏まえて資格を持つ指導員にはなれるんですけど、今回の方については無資格者であったということでございます。

以上でございます。

都市創造部長 (仮称)まちづくり委員会に対しまして、数点のご質問を頂戴いたしました。

まず名称、いつ確定するかでございまして、本委員会については要綱で定める予定としておりまして、当該予算、ご可決賜りましたら、速やかに要綱のほうを確定いたしま

して、その中でしっかりと名称も確定してまいりたいと考えております。

あと、具体的な中身についてでございます。JR島本駅西地区のまちづくりのうち、用途地域及び建築物の最高限度や最低敷地面積などを定めた地区計画といった都市計画の内容や、そのものについて検討していただくものではなく、具体的な事業実施にあたりましての建築物の形態、意匠、色彩の、景観やインフラに関すること等を検討していただくということを想定いたしております。

あと、一定事業への反映についてでございます。まず、現時点におきましては成果品を作成するかどうかについては、まだ決まっておりませんが、当該委員会には一定、地権者の方からのご参画もお願いさせていただき予定としておりますことから、そこで議論なされた内容につきましては、当該事業に一定反映していただけるものという認識でございます。

以上でございます。

東田議員 学童保育室指導員の方については、それでは今のところは欠員のままとするか、募集を続けていかなければならないというふうに理解をしました。

それで、まちづくり活動支援業務委託ですね、そのとおりでと思うんですけど、この景観、先ほどからも他の議員からもいろいろありますとおりで、景観、私は主観だと思っているんですけど、その主観に対しても、いろんな主観があつて、どれも否定できるものではないと思っています。その中で、やっぱり主観と主観がぶつかり合うと、どうしても利害関係になっちゃいますし、あんまりよろしくないのかなというふうに思っています。

そして、今現在、西側のまちづくり、この前の条例請求でも、あのことはもう明確な利害関係が成立しているんだなというふうに私、見ているんですけど、やはり、こういう大きなまちづくり進めていって、ここでこのような委員会というのを作っていくのであるんですから、当然、客観的な目でまちづくりについて議論していただくような方が、学識経験者ですか、公募委員の方についても入っていただく必要があると思います。それをもって、地権者の方も入っていただいていますし、どのように反映させていくんだというような委員会になるというのが当然かなというふうに思っているんですけども、この辺りについての見解を伺っておきます。

都市創造部長 当該委員会につきましては、様々なジャンルからの学識の経験をお持ちの方でありますとか、あと大阪府からもご参画いただく予定としております。その中で、あと公募の地域の住民の方であるとか、地権者の代表の方というような構成メンバーとしておりますことから、一定、客観的な目で、よりよいまちづくり、よりよい景観、よりよいインフラのデザインでありますとか、そのようなものが議論できるものという認識でございます。

以上でございます。

戸田議員 一般会計補正予算です。先ほども質疑が出ていました防災計画費、被災者生活

再建支援金 200 万円についてです。この件は、過去に 6 月の補正予算でしたか、耐震化に関わる除却補助を活用して、島本町として大変きめ細かな、寄り添う支援を行ってこられたものと認識しています。一方、本年度、関東地区の大きな災害を機に一部損壊も対象となり、多くの被害があった北摂他市においても疑義や不満の声があがっているところですので、それはともかく、この件につき一連のお金の流れ、歳入歳出両方あがっていますので、そのようなものを、この際、確認しておきます。説明していただけますでしょうか。

2 点目は塵芥処理費です。フェニックスの負担金 60 万 8 千円につき、総額は幾らになりますか。この負担金は今後も続くものなのか、その辺りのご説明をお願いいたします。

債務負担行為です。清掃工場の受付等、あるいは一般廃棄物の処理に関わる債務負担行為につき、今回、期間を令和元年から令和 4 年の 3 年間とされています。その理由と意図について、ご説明をお願いいたします。

ふれあいセンター、令和 2 年度の第四保育所警備業務委託について、1,838 万円でしたでしょうか。これについて問います。これは新たに入札されるということでしょうか。確認します。

多く質疑が行われています、まちづくり活動支援業務委託です。第 84 号の審議の際にも質疑いたしておりますが、街並み、山並み、眺望、田園風景との調和、建築物の建て方、そういったものを都市計画の一般論として、こうなりますよ、用途地域に基づいて可視化する技術的な手法を使ってデータ化し、それを共有したうえでの議論が行われることが重要と私は考えています。都市計画審議会でも、これらのことは「これからでもやろうと思えばおそらく幾らでもできる」と、会長が自らおっしゃっていたのが印象に残っております。まさに、この（仮称）まちづくり委員会が、その場と機会になるのではないかと思い、質疑します。大学などの連携、都市計画に詳しいコンサル業者への委託など、様々な支援内容——支援と言っているのかどうか分かりませんが、考えられるのですが、なぜ委託先を府の都市整備推進センターとあらかじめ想定しておられるのか、納得できかねます。

1 点、まず、地権者を長く支援されていたことから、この点において中立性を欠いていると私は思います。これは問題ではありませんか。2 点目、400 万円規模の委託費を大阪府の都市整備推進センターと決め、随意契約にすることの妥当性はどこにあるのでしょうか。3 点目、委託先を公募することはできないのですか。原則的には、総合評価やプロポーザルの手法を使って公募するべきであると思いますが、何か課題がありますか。

以上です。

総務部長 1 点目の大阪府被災者生活再建支援事業についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

事業の内容等につきましては、先ほど東田議員にご答弁申し上げたとおりなんですけれども、この資金の流れという部分でございますが、この府制度が昨年の12月に制度化されたことから、本町で該当する1世帯の方については、府制度ができる前に半壊の認定を受けられ、そして住宅を建て替えられるという選択を取られております。当時、この制度がなかったことから、既存の町制度で、旧耐震の建物の解体を行う場合の補助制度がございますので、その制度により40万円を、まず交付をいたしております。この40万円については、その2分の1が国から交付がされるものでございますが、それを除却に対する補助として、まず出していた。その後、大阪府の制度ができて、この大阪府の制度につきましては、先ほどご答弁したように基本支援金、これは除却にかかるもの、これが上限100万円。それから加算支援金、これは新築または購入にかかるもので、上限が200万円でございます。

まず、この6月議会で60万円の補正予算をお願いいたしました部分については、基礎支援金の部分でございます。除却に関わる部分で、上限の100万円から既存の制度で40万円を交付いたしておりましたので、その差引額として60万円をご可決いただいて交付をさせていただいた。その後、大阪府のほうで加算支援金についての予算についても目途がついたということから、今回、200万円を交付させていただく。ただ、そのうちの2分の1については大阪府のほうから補助が出る。お金の流れとしては、こういった流れになっているものでございまして、当該世帯につきましては、それぞれの制度を合計して300万円の支援ができたところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 債務負担行為の第四保育所警備業務委託の業者決定方法でございますが、この第四保育所の警備業務につきましては、ふれあいセンターで保育所業務、保育を行うのが令和2年度に限って、令和3年4月からは前の駐車場に今現在整備を予定しています新第四保育所に移ることを想定しておりますので、今、11月からふれあいセンターで保育をやっております。この警備業務、3月まで4ヵ月をやっていただくことになるので、知識、経験を踏まえて、できることなら担当課としては、その点も踏まえていきたいとは考えておりますが、ただ、業者選定方法につきましては「地方自治法」、関連法令に照らしあわせて慎重に検討して、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 まず、フェニックスにかかります負担金の件でございます。

本町が負担すべき金額につきましては、合計といたしまして94万3千円が本町の負担金となっております。そのうち、今回、補正予算をお願いさせていただいておりますのが60万8千円。あと、令和2年度の当初予算で、残りの33万5千円について計上させていただく予定といたしております。

あと、各塵芥処理費にかかります3年、複数年契約、3年間の理由についてござい

ます。

まず、1点目といたしましては、ごみ処理広域化が進展いたしたとしても、具体的な協議に数年かかると見込まれること。あと、包括運営委託が進展したといたしましても、導入前に必要な施設整備を行う必要があり、その整備には少なくとも数年を要すること。あと3点目といたしまして、毎年、入札を実施し、仮に業者が入れ替わることとなれば、安定した施設運営ができなくなるおそれがあること。最後に4点目といたしまして、精密機能検査報告書を直近で平成31年3月に作成しており、次回の作成が、予定では3年後であることなどをトータル的に勘案し、今回、3年の債務負担とさせていただいたところでございます。

続きまして、(仮称)まちづくり活動支援業務についてでございます。

まず、1点目にございました委託先の中立性についてでございます。公益財団法人大阪府都市整備推進センターにおかれましては、まちづくり活動支援業務等において本町からの業務委託を受けていただいておりますが、中立性を担保する必要がある町の業務を委託する立場であることから、中立でないというような認識は持っておりません。

あと、委託にあたって随意契約とすることに対してのご質問でございます。今回のまちづくり活動支援業務におきましては、(仮称)まちづくり委員会で用いる資料作成等を業務委託することといたしており、本業務は平成22年から25年度、平成27年度から29年度のJR島本駅西地区におけるまちづくり活動支援業務及び平成30年度から31年度の区域区分変更等業務と密接に関連いたしており、資料及び計画案の作成や運営支援等の一連の業務において、できるだけ早期に着手することを目指しつつ、これまでの経緯や作成資料、検討内容の蓄積を活かして、十分な整合を図る必要があることから、本年度区域区分変更等業務を委託しております公益財団法人大阪府都市整備推進センターと契約する必要があるものと考えているところでございます。

続きまして、委託先を公募としない理由等々についてでございます。今回のまちづくり支援業務につきましては、7月31日に開催いたしました島本町都市計画審議会の答申の付帯意見でいただきましたように、JR島本駅西土地区画整理事業へ、(仮称)まちづくり委員会での協議内容を反映させていただくため、これまでの経緯を踏まえつつ早期に委員会を開催し、一定の結論を出す必要があると認識しているところでございます。このため、より早期に当該委員会の業務に着手するために、公募ではなく随意契約とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後0時02分～午後1時00分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

戸田議員 休憩を挟んで、私の2回目の質問になります。防災計画費・被災者生活再建支援金、塵芥処理費・フェニックスの支援金、そして清掃工場等一般廃棄物の処理に関する債務負担行為の期間について、詳細にご説明いただきまして、一定理解したところで、清掃工場の期間を3年としての契約については、事務処理の効率化等も図れる、また経費削減にも繋がるのではないかとということで、妥当性を見出したところではあります。

ふれあいセンターの第四保育所の保育に関わる警備業務委託についてです。

その前にね、この保育所と、同センターを管理してくださる業者との合同の防災・防犯訓練、もう、これは絶対要ると私も思っておりますので、鋭意、前向きに検討していただきたいなど、まず申し上げておきます。

入札に関してですが、本来であれば新たに入札するのが望ましい。しかし、保育に関わる件です。子どもとの関係性がようやく築けたかなあというところで、新たに業者を替えてしまう結果になるのはいかがかなと。引き続き同様の業者にという考え方も否定できないのではないかなと思っています。この辺りのお考え、もう少しお示しいただいて、この議場の場で審議しても良いのではないかなと思っています。私自身は、にわかには判断はできかねる。しかしながら、随契にされるのも否定できない。しかし、その判断の一つとして、現状の業務のクォリティに対する現場の声がどうであるかとか、保護者の意見がどうであるかというのは絶対大事だと思います。

そこで問います。人14で資料請求させていただきました警備日誌です。前に議員にお知らせいただいたふれあいセンター開館時間外における一般利用者の方の侵入について。11月29日に、保育所関係者しか入館できない時間帯に一般利用者が侵入されていた、早朝のことだったと思います。しかし、この11月29日の警備日誌を見ると、不審者の発見というか、そういうのはなかった、「ない」というところに丸が付いているんですね。つまり、これが警備のクォリティということになるのではないのでしょうか。ここがちょっと懸念するところで、この辺り、今現在、その後どういう対策を取られたのか、確認しておきたいと思います。

まちづくり活動支援業務です。中立性を欠いているのではないですか、という都市整備推進センターへの委託について、いいえ、というようなご答弁だったと思いますが、地権者の方は同センターとこれまで関係性が深く、様々な情報を共有されているわけです。情報量が一般市民とは格段に違っています。また、ファシリテーション能力、ファシリテーションということでも中田議員からも質疑がありましたけれども、これが非常に今回は重要。そのファシリテーション力という点でどうなのか。このことが、場のムード、議論の内容、成果を決めると私は思っております。従って、このファシリテーション能力ということについてどのようにお考えなのかも含めて、次、3点、問います。

1点目、公募委員がお2人ということでしたが、あまりにも少なすぎませんか。お2人であれば、市民目線の意見が1対1の二極化したものになるやも知れず、3名という

奇数でもって、応募者の考え方をバランス良く反映させるトライアングルな議論ができるのが理想的であると思いますが、いかがでしょうか。例えば、3名というのには私には根拠がありまして、地権者に何名ですかと問われていると、前の他の議員の質疑のご答弁でしたけれどもね。地権者に何名ですかと問うのではなくて、こちらから何名お願いしますと。それが地権者の方と市民公募委員と同じ人数であるということが、私は望ましいと思います。そのところ、いかがお考えか。

3点といいましたが、2点目は、先ほど学識経験者の内容をもうご答弁いただいているので、それはいいとして、もう1点は、高さ制限のイメージを技術的に共有して、具体的なイメージを持って専門的な意見が述べられる場にしたい、再三、申し上げております。それには対話を促す技術力が必須です。

申し上げにくいんですけど、過去に同センターの当初の担当者が地権者に対して、土地を「地べた」と呼び、このままでは汲み取りのまま、というような表現で、非常に威圧的に迫り、開発への同意を促しておられたシーンが、私は今も脳裏から離れないのです。このことからして、参加者が互いの意見を尊重しながら、ときに対立してでも建設的な意見が交わせるイメージを持つことができないでいます。これまで行ってこられた地権者への支援とは、今回の委員会の業務は全く性質が異なる新たな取り組みです。これに対して、同じ都市整備推進センターへ委託されるということは、あまりにも工夫がなく、残念に思います。何とか改めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

成果品ということからも、そうです。資料の作成というふうにおっしゃっています。資料の作成という点では、今までの流れをわかったださっている方がいい。でも、これはそのための仕事じゃないんです。対話、市民意見の反映、まちづくりの将来像を見ること。資料の作成はコンサルさんだったら絶対できます、過去資料を見て。成果品というものがどのようなものかも見えてきてないわけです。従って、今までとは違うところに委託されるのが適当ではないかなと思ひ、再度、お尋ねする次第です。

以上です。

教育こども部長 債務負担行為・第四保育所警備業務委託について、2点のご質問でございます。

まず、1点目でございますが、今、警備業務にあたっている業者に次年度もお願いしてはどうかということでございますが、この点、先ほどもご答弁をさせていただきました。11月から実施されて3月まで4ヵ月、この間に培われた知識、経験がありますので、担当課としてはそういう業者に引き続きお願いしたいという気持ちはありますが、ただ、「地方自治法」、関係法令の条文等に照らし合わせて、やはり、ここは慎重に検討して適切に対応していくべきというふうに考えておりますので、今現時点で入札、随意契約にするか、その点についてはお答えは差し控させていただきます。

もう1点でございますが、11月29日に開館時間外に一般利用者の侵入事案があった、

その発生を受けての対応ということでございます。先ほどご紹介いただきました人 14 の警備日誌におきまして、一般利用者の侵入事案があったのに、ここに「異常なし」と書かれているという点につきましては、議長宛てに出させていただいた文書の経過の中でも書かせていただいたんですが、見つけられたのが、施設清掃作業の方。そこから警備のほうに報告があつて、当日、勤務していた方に確認をしたが、警備業務関係者としては確認できなかったということで、いったん、この 11 月 29 日の警備日誌には「異常なし」と書かれたということでございました。ただ、その報告書にも書かせていただいたんですが、やはり事実及び原因が未特定の状態であっても、通常と異なる事案が発生した際には速やかに町に報告していただく必要があるということで、その辺については注意指導を、私どものほうからさせていただいたところでございます。

その他の再発防止策としては、保育所開所時刻である 7 時 30 分をもって解錠操作を行う。また、解錠後は一切現場を離れない。また、これまで地階及び 1 階の出入り口並びに駐車場出入り口の鍵を、一人の者が解錠することとなっておりますが、解錠時に現場を離れる取り扱いにならないよう、今後は各位置に配置される者が個々に解錠作業を行うなど、業者と検討して、お示しをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

都市創造部長（仮称）まちづくり委員会についての再度のご質問でございます。

まず、行政がファシリテート、ファシリテーター役についての考え方、基本的な部分でございますが、先ほど他の議員にもご答弁させていただきましたとおり、会議を円滑かつ有意義なものにするためには効果的な役割があるものという認識でございます。現時点におきましては、詳細は未定ではございますが、そのようなご意見があるということを含めて、今後、詳細な部分、検討してまいりたいと考えております。

あと、公募の委員さんと地権者、同一の人数であることが必要ではないかというご質問でございます。現在のところ、公募の委員については 2 名程度を予定しており、地権者につきましては、本予算ご可決賜りました後に詳細な協議のほうをスタートさせていただく予定としております。一定、人数については準備組合等とも協議する中で、人数については確定してまいりたいというふうに考えております。

あと、都市整備推進センターに関するご質問でございますが、過去に恫喝的な、そのような発言があつたかどうかという部分については、私自身は詳細な部分、承知はいたしておりません。ただ私、平成 28 年度以降、現在の職に着任しておりますが、それから以降においては、私自身、そのような場面を目にしたことはもちろんございませんし、地権者のほうから、そのようなお声を伺ったこともございません。なお、本委員会については、学識経験をお持ちの方 4 名程度、大阪府からの専門的な知識を持った職員のご参画も 2 名程度ということを予定しておりますので、かなり客観的な視点で、丁寧な議論がなされるという認識でございます。

あと、都市整備推進センターに随意契約の件ではございますが、やはり本件については、過去からいろんな経過がある中で、今までの経過も含めてご承知していただいたうえで、スピード感を持って委員会の運営にご支援賜りたいということで、都市整備推進センターを、現在、チョイスしている状況でございます。

以上でございます。

中田議員 第四保育所の警備業務委託についてです。ふれあいセンターでの保育という点で、普通では考えられない、不特定多数が出入りする特殊な状況における警備である状況ですよね。その業務委託に関してですので、その点をしっかり、その危機感を周知していただきたいなということが言いたいです。というのも、先ほど戸田議員、他の議員からも指摘があったように、今回、一般利用の方の侵入があったということです。再発防止策を取られているということは十分わかるのですが、細かいところに至るまで、あのような状況で、あらゆることが想定される中で、細かいところまで指示するのはなかなか難しいことだと思うんです。

そういう意味では根本的には、そういう不特定多数が出入り施設での保育という状況であるという危機感というか、警備の方にそういう状況であるということを再度お伝えいただくことが、一番の再発防止策になると思うし、これまでもふれあいセンター保育になるまでに、保護者の方から、耐震化の問題で命が優先ということで、防災上はふれあいセンターは安全であるけれども、やっぱり不特定多数が入る防犯上のミスはどうかということも再三指摘されていますし、この議場でも指摘されてきたことです。

今回、やはり、というふうにとられても仕方がないですよ、起こるべくして起こってしまった。何もなかったのが良かったんですけども、という状況でもありますので、今回も再発防止の中で、再度、その危機感、根本的な状況のあり方、警備としての危機感を持っていただきたいということと、業務委託に関しても、もし新しいところに替わるなり替わらないなりでも、折々にそういうことを伝えていただきたいと思うのですが、その点、ちょっと確認させてください。

教育こども部長 第四保育所警備業務委託、債務負担行為の件でございます。

保育環境の整わない、保育所でない、ふれあいセンターという場所で保育をしているということを、しっかり業者に伝えるという点については、私も当然のことだと思っておりますし、業者が決まった後、短期間でありましたが、現場を確認しながら、保育所長も入って危険箇所を確認して、しっかりと今までもお伝えしてきたつもりでございます。ただ今回、このような開館時間外に一般利用者が侵入したという事態で、保護者の皆様をはじめ関係者の皆様にご不安を与えたことについては、ほんとに申しわけなく思っております。今回、事案発生後、直ちに事業者の方にはお越しいただいて、しっかりと今後の警備について当たっていただくようお願いをいたしましたし、今後も引き続き、その点については、こちらとしてもしっかりと要望してまいりたいと考えております。

そしてもう1点、事業者が替わることがあっても対応ができるようにということについては、当然のことだと感じております。契約業者が替わることとなった場合でも、次年度当初からの保育所運営に支障が生じないよう、契約業者とは入念な事前調整に努めるなどにより、業務の円滑な実施を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 まちづくり委員会——（仮称）ですけれども——のことについて、どういうJRの駅前の開発をするかによって大きく変わってくるというふうには思うんですけれども、委員の選定が大きな役割になるんだというふうに思っています。また、委員構成のバランスとかというより、行政としてどういうまちづくりをしていくのか、というふうなことで委員の選定も考えていかなければいけないというふうに思っております。例えば、水無瀬川左岸地域には緑地公園がございます。ああいう農空間を活用した、やっぱり他市にないような駅前のあり方を考えていただきたい。

一つには考え方として、右岸地域にもそういう都市公園的な規模の公園、またそこにはペットエリアとか、乳幼児のエリア、そういうのも併設するような形で、まちづくりの活性化に努めることが大変重要であるというふうに思っております。そういった意味においても、委員の選定というふうなことが重要な役割を担うと思っておりますので、その辺について、ちょっと考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それともう一つは防犯灯の修繕の業務ですけれども、当然、LEDに切り替えるというふうな認識でいいのかどうか。その辺、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

都市創造部長 今回の（仮称）まちづくり委員会で検討する具体的なルール作りの中には、将来的に町が管理をいたすこととなります公園であったり、道路であったり、そのような部分についても、一定ご議論いただく予定としているところでございます。先ほど議員からご紹介ございましたペットの件であったり、乳幼児に特化した公園、遊具の設置等、そのような部分について、具体的な公園の中身についても一定議論してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

総務部長 防犯灯についてでございますが、防犯灯につきましては、議員の一般質問でもご答弁させていただきましたとおり、近年につきましては、器具の経年劣化によりLED灯の更新を行うケースも増えてきております。また、開発等による新規で防犯灯を設置する場合についてもLED灯を設置することとして、LED化を推進しているところでございます。今後におきましても、財政との整合でございますけれども、計画的にLED化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 ほぼ質疑が出ておりましたので、先ほど国保のほうで、財政調整基金への繰入金が入りまして5億ほどの積立になってくると、今年度末ですね。その部分に活用さ

れることも、何に使えるかという部分の4種類も答えていただいております。過去は、広域でやってない時代は、一度、国保の運営協議会とか、皆さん、協議会で議論していただきながら還元していただくということもありましたけども、実質上、今回は広域化になってきている部分でありますので、ちょっと想定外のことも起きるだろうという部分を鑑みますと、今すぐ手をつけるのは、ちょっとどうかと私も思っております。

ただ、その中で、例えばですよ、先ほど4種類あげていただいたんですが、ちょっと聞き漏れもありますので、マイナンバーカードなど、令和3年に使っていく部分もありますけども、こういったものに例えばトータル的な計画ができてくると、そういうものに活用していくように基金を回していくことも可能なのかなのか。先ほどの規定の中でいけるのかなのか、参考までにお訊きしたいと思います。

それと、先ほどもありましたフェニックスの負担の部分ですね。一定金額等、答弁いただいております。ちょっと聞き漏れもあったのかも知れませんが、一応、これは大阪府内の広域でやっていますので、公平性の観点で言うと積算根拠自体の配分、そういう部分の計算式が出るのかなのか。積算根拠を、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

以上です。

健康福祉部長 基金の活用について、再度のお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、マイナンバーカードにつきましては、令和3年以降、保険証としても活用できるようにということで国からの方針が示されております。今現在、島本町の国民健康保険の保険証というのは紙の交付になっておりまして、基本、世帯単位ごとに交付をしておりますが、「健康保険法」が改正されまして、今度は個人ごとに番号が付番されますので、国民健康保険の保険証につきましてもカード化を実施していく必要があるのかなというふうに認識をしております。それにかかります財源につきましては、この国保の基金とは別に、まだ国のほうから一定財源措置がなされると認識しておりますので、それらを活用いたしまして着実に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 フェニックスにかかりますご質問でございます。

今回の災害にかかります応急復旧につきましては、トータルで約15億円の費用を要することとなっております。そのうち約7億5千万円を、フェニックスを利用しております2府4県の各自治体並びに一部事務組合で負担するという仕組みになっておりまして、その負担率等については、搬入予定廃棄物量から按分して計算されております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。国保のほう、もちろん国からの補助も出てきますので、一定の出前とか、いろいろしていかなければならないので、そういう部分に入らない部分も考えていただきたいところもありますが、先ほどありましたピロリ菌とかがん検査、こ

ういったものに活用されていくという部分もよくわかります。ちょっと、この点においては助成を拡げるかどうかは国の動向も見ていかないといけないと思いますので、その点、注視していただきたいと思います。

それとフェニックスの部分、基本的には廃棄物の量であるということであれば、納得いく負担であろうかと思えます。

最後に、フェニックスに関しまして、一つだけ、実質上、これ広域臨海ですけども、広域的な議論というのは進んでいるのかどうか。そこはどちらでしょうか、ちょっと今の議論がどうなっているか、参考までに、それだけお訊きさせていただきます。

総合政策部長 ごみの広域化につきましては、高槻市と広域行政についての意見交換ということで、これまでも進めてきておりました、重要な、大きな課題であるというふうに思っておりますが、高槻市からは、現時点では消防、それから文化財行政についての議論をまず進めましょうということの提案がございまして、そちらのほうで今、お話をさせていただいている状況です。ただ、ごみについても課題でありますので、この点についても、今後、精力的に協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第 87 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第 5 号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第 87 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

まず、まちづくり活動支援業務について、中田の意見を述べさせていただきます。

時間とお金を費やして、住民を落胆させることのないようにしていただきたい。前の「地区計画条例」改正案の討論でも述べたとおり、これまで行政は様々な機会を作り、時間と予算をかけ、住民意見に耳を傾けるかのような姿勢を示してきました。だからこそ住民の皆さんは、その姿勢を信じ、まちづくりに参加するのだとの思いから貴重な時間を割いてこられました。しかし、結果はどうだったのでしょうか。これ以上のマンションは要らないという住民意向が多いことを行政は認識していたにも関わらず、高層マンションを可能とする都市計画案を決定してしまいました。公益が何かを、説得力ある形で示すこともないままにです。そして、有権者の 1 割以上もの賛成署名を集めた直接請

求による条例案も、行政はほとんど上げ足取りとしか言いようがない意見を添えた理由で反対し、行政と議会でなきものにしました。住民の落胆は、これ以上ない状態だと言っているでしょう。

このような中、改めて予算をかけて行うというまちづくり活動支援業務です。今度こそ住民意見の反映をし、失地回復を図るべく、その運営、構成、進行には細心の配慮が必要です。そういった観点を踏まえて、要望したいことがあります。

まず第1に、まちづくり委員会の構成メンバーについてです。これまでの経過を考えると、駅西の都市計画にこれまで深く関わってきた学識経験者は、今回の委員会への参加は遠慮していただくことが適切だと考えます。また、委員構成のジェンダー、年齢等のバランスを取る必要もあります。これまで都市計画に関わる議論に参加したのは、ほとんどが年配の男性でした。これでは多様な意見を汲み取ることは難しく、そのことが住民にほとんど支持されない都市計画に繋がった原因の一つだと考えられます。この点、年齢、性別等、偏りがないように留意をしてくださるということでしたので、よろしくお願いいたします。

第2に、これと関連して開催時間です。平日の昼間、昼間の開催は、若い世代で仕事を持っている方は最初から応募すらできません。幅広い年代層の方が応募できるように、平日の夜や休日に開催するなどの配慮をしていただきたいと思います。

第3に、建設的な議論をするため、ファシリテーターの配置を強く求めます。今回の委員構成を見ると、多様なバックグラウンドを持った参加者が集まり、これまで以上に様々な意見が交わされることが想定されます。そのような委員会をスムーズに進行させるには、優れたファシリテート能力が必要です。職員や学識経験者、地域住民、準備組合の方、それぞれの立場の専門性を遺憾なく発揮していただくためには、委員以外の立場で、ファシリテーターとして第三者的な立場の方に公平・公正に取り仕切ってまとめていただくことが望ましいと考えます。

第4に、会の透明性、説明責任についてです。駅西のまちづくりは、多くの町民にとって関心の高いものです。会の傍聴や、その後の音声及び議事録の公開、広報での結果の周知等、でき得る限りの広報に努めていただきたいと思います。

最後に、まちづくり活動支援の成果品についてです。はっきり言って、法的拘束力もない、聞いてもらえるかの担保さえもないものです。しかし、実行するからにはないがしろにされないように、そして、真に将来にわたって住民の誇りとなるまちづくりに繋がるよう、最大限の努力をしてください。これ以上、予算と時間を無駄にする余裕は、職員にも、住民にもありません。

次に、四保の警備委託についてです。一般（保育所）利用者以外の進入があったということ。また、それが警備会社から保育所及び行政に連絡がなかったことは大変問題なことだと思います。再発防止のため様々なことはされていると思いますが、改めて、ふれ

あいセンター保育というのがいかに特殊な状況か、これまでの経緯で不特定多数が出入りする場所での保育がいかに安全対策上不安視されていたかということ、委託先及び警備員の方に直接伝えて、再度、周知徹底をしていただきたいと思います。

その他補正予算、債務負担行為については町政に必要なものと認め、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 それでは、第 87 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）について、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 761 万 2 千円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ 121 億 6,662 万 5 千円とするものです。

歳出の主な内容は、債務負担行為として、清掃工場受付・粗大ごみ処理施設運転及び分別作業委託 2 億 2,275 万円、第二小学校給食調理業務委託 8,897 万 7 千円、第三小学校給食調理業務委託 8,311 万 4 千円、町立小中学校校務業務委託 7,178 万 1 千円、それから外国人英語指導講師派遣業務委託 2,112 万円などです。

特に、外国人英語指導講師派遣業務委託は、本町が力を入れ、先進的に取り組んでおられる英語教育の成果が見られる重要な予算であると認識をします。今後とも、日本人が国際社会で競争に勝ち抜くには英語力は必須であり、力を注ぐべき未来への投資と考えます。また令和 2 年度 4 月より、小学校 5 年から英語が正式教科に追加されるということです。中学校の受験にも影響があります。そういった観点からも、子ども達に英語力の格差が出ないように、今後とも島本町の小・中学生の英語力の維持向上のために、ご尽力をくださるようお願いいたします。

他の補正予算に関しましても、適切な予算執行と判断をし、賛成の討論とします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 87 号議案 2019 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）に対し、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

質疑はいたしませんでしたが、今回の補正において特に必要なものとして被災者生活再建支援事業補助金、これがようやく府が補助することの態度を示したことについて安堵をしております。これは北部地震以来の度重なる被災をする府民に対し、大阪府としての努力を、府議会にも強い要望が寄せられてきたということがありまして、それが今、やっと形になったものと思います。まだまだブルーシートが町内にも見受けられる状況ですので、国、府に対して、被災者に対する生活再建、改めて要望を行っていただくとともに、島本町としてもできることについて、引き続き検討を重ねていただきたいと思います。

二つ目には、第四保育所警備業務については質疑をさせていただきました。現時点で、

すでに始まっている事業、業務でありますけれども、とにかく、あれほどの複合施設、あの中にも全体の管理者がいて、図書館長がいる、社会福祉協議会には会長・事務局長がいる。様々な管理職が存在する複合的な施設の中で、やはり総合的な防犯訓練をやっていただきたいということはおかねてから、いろいろな場所において、私は求めてまいりました。防災訓練については、すでに承知しております。ですので、保育所が今、単体では毎月1回、防犯訓練も含めた防災訓練をやっておられる。それを拡大し、全体として取り組む。そのこととともに、やはり何をおいても、ミスや失敗ということが起こり得るということは十分想定をしております。そういったことがあったときに、報告・連絡・相談を速やかに行われるということが、今回の様々な経験においても痛切に感じております。間違っても、保育所の保護者からその事案を聞くというようなことが繰り返されることは絶対にあってはならないということでは、その点の精度を高めていただきますよう求めておきます。

他に、債務負担行為において概ね必要なもの、それと人事に関する増額・減額補正について、他の事業については必要なものと認めたくえで、債務負担行為補正においては、公募型公益活動支援事業補助金は、かつてのにぎわい創造の活動補助金に加えて、幅広く金額を増やしたものというふうに認識しておりますが、補助金と言えども、やはり活動内容についての報告、もちろん公金でありますので、収支報告もしっかり出させていただくということを前提に、事業推進をお願いします。

それから、質問はいたしませんでしたが、ごみ搬入指導業務委託、これについては、やはり不適切なごみ搬入、特に産業系ですね、そういったものについてのごみ搬入指導というものが、現場が非常に厳しいものであるということは、全国の様々なそういった現場において聞かれる話です。また、私としてはごみ減量ということを申し上げておりますので、まず、こういったところから、燃やすべきものではない、搬入すべきものではないごみを、しっかりと毅然と指導できる。その点については、今後、推移をしっかりと見ていきたいと思っております。

また、まちづくり活動支援業務委託においても質疑をさせていただき、様々、見えてまいりました。最終的には、この会議が公開されるということにおいては、また事務局、そして委託業者においても努力をしていただく部分があるわけですが、この議場で議論になった公平・中立性というものにおいて言いますと、そういうことを徹底しようと思うと、地権者、土地区画整理準備組合、本組合の方が出席するということは、その時点で公平・中立性ということにはならないということにもなりかねませんので、公平・中立ということ、この仕事の成果品が、後において公金支出として問題視されない、そういった成果品を出すということだけを念頭に、しっかりと取り組んでいただくことを強く求めておきます。

また、景観についても様々質疑がありましたけれども、もちろん、都市計画審議会か

らの付帯意見、そして、かつて島本町の町長から出された要望書においては、「景観」という言葉が述べられておりますので、景観については、やはり、より専門性の高い、そして利害やいろんな対立を生む要素があるということは、十分に私たち経験しておりますので、それを超えるだけの専門性のある方、大変ご苦労とは思いますが、呼んでいただいて、目一杯、そこは専門性を発揮していただき、利害を越える提案などをしていただけるようなことを期待しております。

町立幼稚園等バス運行管理業務委託、質疑はしておりませんが、やはり第一幼稚園1ヵ所に公立幼稚園がなったということ。来年度以降、民間の認定こども園が開所をするという見通しにおいて、町内での幼稚園教育、そして送迎等に関する保護者の意見や、その点についての負担がどうなっているのかということについては、この業務を通じて推移をこれも見ていきたいと思いますが、現場においても、その点は引き続き丁寧に、第二幼稚園廃止後の2年目の第一幼稚園の状況などを、しっかりと保護者の状況を把握していただくように努めることを強く求めまして、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第87号議案 島本町一般会計補正予算に対しまして、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

主に、交付税の交付額の決定についての補正額が主なものであったと思います。その中で、数点、質疑をさせていただきましたが、被災者生活再建支援事業補助金などについては、本町としては把握したのはもっと早い段階であったんですけども、大阪府の財源確保に時間がかかって、今回の補正予算となったということです。これにつきましては多くの方が被災されたので、大阪府としても、この予算確保にこれだけ時間かかって、これも一生懸命やっていたんだなというふうには理解をしております。

また、他の議員からもありましたけども、第四保育所の警備業務ですけども、確かに皆さんおっしゃるとおりで、今後、このようなことが二度とあってはならない。今、携わっていただいている人にも当然そうですし、これから事業者選定する際にも、しっかりと指導して行っていただきたいと思います。

それと、まちづくり委員会等のまちづくり活動支援業務委託ですけども、これにつきましては、島本町のまちづくりの方向性というのにも関わってくるのかなというふうに思っております。町長が従前からおっしゃっているように、未来志向のまちづくりというのを、このJR西側のまちづくりにあげておられるんですから、このまちづくりが、これからの島本のまちづくりの規範となるようなものにしていただきたいと思えます。

そのような中で、この島本町の中の単体だけで、ミクロな目線で見るとはなくて、やっぱりマクロな目線でしっかりと見ていくことも必要かなというふうに思います。この島本町というのは、やはり大阪と京都の中間に位置して、交通の利便性が良いという

ようなまちづくりでもございますし、その中で、この大阪の中で島本町がどのような位置づけであったり、どのようなものが求められているんだというような目線というの、しっかり考えていく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。そういうような中で、島本町としての特色、JR島本駅の西側地区の特色を反映していくようなまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

それと、先ほどから、この委員の選定ですけれども、他の議員の討論の中にございました年配の方はご遠慮していただきたいというような部分ですけれども、これについては全く反対です。日本国憲法、基本的人権尊重がうたわれてますように、年齢であったり、性別であったり、国籍であったり、出自であったり、障害の有無によって権利が阻害されるようなことがあっては、決してならないと思います。発言を聞いておりますと、年齢をもとに遠慮していただきたいということは、その年齢をもって排除しているようにしか、私には聞こえない。そのようなまちづくりが、そういうような方向性を持った委員会が、決して、いいまちづくりになるとは思えませんし、やっぱり島本町の住民の方が皆さんなじんでいただけるように、誰も排除することのないような委員の選定が必要であるというふうに考えております。そういう中で、やっぱり客観的な意見を持って、皆さんに納得していただける、そして未来に繋がるようなまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第87号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第5号）について、公明党を代表し討論を行います。

主に、まちづくり活動支援業務についてでございます。これは町が、仮称ではあります。JR島本駅西地区まちづくり委員会を設置され、区域内での景観やインフラ等、具体的な詳細なルールに関して協議検討をされるものであります。いよいよの具体的な内容に入られるわけでございますが、特に委員構成につきまして、先ほどから皆さんのご質問等にもございましたが、住民の方々からの公募につきましては、幅広い視野や観点で考えていただけるような、本当の意味での公平・公正な選任をお願いしておきます。

将来に繋がるまちづくりでもあります。より良好で、駅前としてのにぎわいもあり、また住民の皆さんに喜んでいただけるようにしていただけるよう、また開発があって良かったと皆さんに思っていただけるようなことに繋がるよう、このまちづくり委員会はこれから6回、開催予定とされておりますが、まちづくり委員会は大切なものであると私たちは考えます。このようなことから、より良好にまちづくりができるため、また今の島本町の現状から鑑みますと、子ども達の思いっきり遊ぶ場所も、なかなか取られていない状況でございます。

そういう意味でありましたら、そういうところの公園整備とか、本当の意味で、皆さ

んが喜んでいただけるまちづくりになるよう、しっかりと協議検討をしていただけることを大いに期待いたしまして、1点ではございますが、これに評価をいたしまして、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第87号議案 島本町一般会計補正予算(第5号)ですね、令和元年度の、に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

歳入歳出総額1億761万2千円を追加されまして、それぞれ121億6,662万5千円と、トータルになります今回の予算ではあります。

こういった中、先ほどにも皆さんからもありましたように被災者生活再建支援事業補助金、新たに出てきた分で、本町として今回100万円補助を出されるということにおいては、大変評価したいと思います。6月分と合わせまして、被災された方へのほんの一部の気持ちになる部分でも、ありがたい話だと思っております。

それに対しまして、またフェニックスのセンター災害復旧事業費、台風21号におきましてフェニックスに関わりました災害費用としまして、今回、島本町としては60万円を出されます。この負担割合の公平性の観点をお訊きしたところは、やはり廃棄物量、この点を根拠にされた積算根拠であるということと理解いたしました。ただ、それぞれの市町村の部分で見ますと、やはり2府4県、広域でやっているところであれば、組合として入っていらっしゃるところ、一つの自治体として負担になるところ、あくまでも排出量でありますので、広域的にしている部分というのが、負担割合がそれぞれで持ち合える、協力体制でいけるという部分を鑑みますと、島本町においても広域連携の議論は進めていっていただきたいと要望しておきます。

それと、主には費用の確定や補助金確定等であるという部分におきましては、一定、妥当であると思っております。その中におきまして、今回、16件の債務負担行為があがっております。この債務負担行為においては、基本的に4月1日から執行していきたいという部分で入札が今年度にされるということとありますので、一定、またこれは予算等においては、詳細のことはそれぞれ各委員会でお訊きしていくと思っておりますが、それまでに、本日もありましたような危惧する点等は、また精査していただきたいと思っております。

その中で、一番声が多かった部分においては、やはり、まちづくり活動支援業務委託ですね。(仮称)まちづくり委員会等において、今回、資料作成と会議録の作成における債務負担行為であります。答弁では、基本的には公開していくということをお話しされておりますが、これは、ほんとは選任された委員さん達と議論しながら、再度、随時、公開するものなのか、そうでないものかは、そこで決められるものであらうと思っておりますので、要綱等が作成されたら、また速やかに議会にでもお示しいただきたい、情報提供いただきたいということを要請しておきます。

皆さんもありましたように、我々も会派としても、この島本町においては、意見がそれ

ぞれ違うでしょうけども、島本にとって、未来を見据えて、しっかりと素晴らしいまちづくりをしていきたいという思いは一緒であります。意見が違う住民の声を聞きなさい、という声もありましたが、その住民の声というのは十人十色でありますので、しっかりと皆様と議論していただく。そして、これにおいては前の当会派の議員の質問に答えていただいていますように、都市計画審議会を踏まえて、そして「都市計画法」の中で定められている部分の——ちょっとのり代がある部分ですね——と、この景観の部分においては議論を尽くしていただくということでありますので、たくさんの学識経験者の方々を入れていただきながら、専門知識を持った情報収集をされながら議論していただきたいと思っております。

そういったことも踏まえ、この島本が間もなく 80 周年を迎えますが、町政施行、これからは 90 周年と、先を見据えてしっかりとまちづくり、本町単独だけでいけるのか、将来的には広域連携をしながら手を組めるようになっていけるのかは、それぞれの財政規模にもかかってきますので、しっかりと皆様にはお力添えを賜りながら、この補正予算においては期待を申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 以上で、討論を終結いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

村上議長 暫時、休憩いたします。

(午後 1 時 51 分～午後 1 時 55 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、採決を行います。

第 87 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 87 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 88 号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 88 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 88 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 89 号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 89 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 89 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 57 分～午後 2 時 10 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、第 90 号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第 90 号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算(第 3 号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 90 の 1 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、共済費等の定時決定によります人件費の補正及び決算見込みを勘案し不足が見込まれる科目の補正をお願いするものでございます。

第 1 条は「総則」、第 2 条は「収益的支出」として、収益的支出の既決予定額に 57 万 6 千円を追加し、5 億 3,386 万 9 千円とするもので、款項別の内容は、90 の 3 ページの「令和元年度 島本町水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。第 3 条「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費で 2 万 7 千円を追加するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書により、ご説明申し上げます。

90 の 5 ページでございます。「収益的支出」でございます。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費、節 法定福利費2万7千円の増額につきましては、職員共済組合にかかります共済費について、定時決定により増額となるものでございます。第2目 配水及び給水費、節 光熱水費2万3千円の増額につきましては、山崎加圧ポンプ場外3ヵ所における電気使用料で、決算見込みを勘案し、増額するものでございます。第4目 総係費、節 通信運搬費37万円及び節 手数料15万6千円の増額につきましては、納付書の発送件数及びコンビニ収納の件数が、マンション開発等による給水人口の増加により、当初見込んでいた件数よりも大きく増加したことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第90号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

村上議長 起立全員であります。

よって、第90号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第91号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇） それでは、第91号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の91の1ページでございます。

今回の補正予算につきましては、共済費の定時決定によります増額、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）を前倒して実施するための関連予算の増額及び債務負担

行為の追加をお願いするものでございます。

第1条は「総則」、第2条は「収益的支出」として、収益的支出の既決予定額に2万円を追加し、8億3,562万円とするもので、款項別の内容は、91の5ページの「令和元年度 島本町下水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

第3条は「資本的収入及び支出」として、91の2ページでございます。資本的収入の既決予定額に1,520万円を追加し、8億8,671万3千円とし、資本的支出の既決予定額に1,607万5千円を追加し、12億2,883万5千円とするもので、款項別の内容は、91の5ページの「令和元年度 島本町下水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

第4条は「債務負担行為」の補正で、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）を前倒して実施するために追加設定をさせていただくもので、期間は令和元年度から令和2年度までの2年間、限度額を1億9,100万円とするものでございます。内容につきましては、91の12ページの次に、議案参考資料として「債務負担行為（追加設定）」に関する資料でお示ししているとおりでございます。

第5条は「企業債」の補正で、91の3ページでございます。公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）の特定財源として、公共下水道事業債の限度額を2億7,460万円から2億6,740万円にするものでございます。

第6条「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費で9万5千円を追加するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書によりご説明申し上げます。

91の8ページでございます。「収益的支出」でございます。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用、第5目 総係費、節 法定福利費2万円の増額につきましては、職員共済組合にかかります共済費について、定時決定により増額となるものでございます。

次に、「資本的収入」でございます。

第1款 資本的収入、第1項 企業債、第1目 企業債、節 企業債720万円の増額につきましては、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）にかかる特定財源でございます。第2項 国庫補助金、第1目 国庫補助金、節 社会資本整備総合交付金800万円の増額につきましては、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）にかかる特定財源、防災・安全交付金として、大阪府への計画別流用申請により増額が可能となったものでございます。

91の9ページでございます。「資本的支出」でございます。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 公共下水道整備事業費、節 法的福利費7万5千円の増額につきましては、職員共済組合にかかります共済費について、定時決定により増額となるものでございます。節 工事請負費1,600万円の増額につき

ましては、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）にかかるものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第91号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

村上議長 起立全員であります。

よって、第91号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、12月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和元年島本町議会12月定例会議を閉じまして、散会いたします。

次回は、来年2月27日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦労様でございました。

（午後2時21分 散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 8 5 号議案 島本町水道事業条例の一部改正について
- 第 8 6 号議案 島本町下水道条例の一部改正について
- 第 8 7 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 8 8 号議案 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 9 号議案 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 0 号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 1 号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月17日

島本町議会議長

署名議員（8番）

署名議員（10番）

令和元年島本町議会12月定例会議の結果は次のとおりである。

| 事 件 番 号 | 件 名 | 結 果 |
|---------|--|----------------|
| 一 般 質 問 | 1. 廃棄物処理のトータルコスト削減改善について 2. 減災に向けた取組み ～保育基盤整備加速化方針の状況～ ～島本町全体の減災への備え～ | 12月13日 福嶋議員 |
| | 1. 大阪府ごみ処理広域化計画 ～災害・環境・財政の視点から～ 2. 第二期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて ～幼児教育・保育の指導主事の配置～ 3. 庁舎新築、耐震化課題について問う | 〃 戸田議員 |
| | 1. 手話通訳派遣・補聴器使用環境の改善について 2. 小中学校施設・体育館の猛暑対策、要援護・障がい児者対応を問う 3. 町内小中学校で50人近い授業発生一少人数学級の緊急課題を問う 4. 役場庁舎耐震化の財源確保・経常収支改善について | 〃 河野議員 |
| | 1. 町のもっている情報は住民みんなのもの 2. 気候変動をくいとめたい！島本町にできることは？ | 〃 中田議員 |
| | 1. 島本町の禁煙対策について 2. 島本町庁舎内の節電対策について 3. 島本町の民生委員活動費について | 〃 大久保議員 |
| | 1. スポーツを通じたまちなぎわいづくりについて 2. 町財政の収支見通しの精度の向上について | 〃 東田議員 |
| | 1. 子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ） 2. 保育施設周辺に「キッズゾーン」の整備 | 〃 岡田議員 |
| | 1. 長期的な歳入増加について 2. 中期的な地域活性化策について | 〃 野村議員 |
| | 1. 自治体クラウドについて 2. 工事単価上昇に伴う入札等への影響について | 〃 塚田議員 |
| | LED照明の導入について | 12月16日 平井議員 |
| | 「島本町公共施設総合管理計画」について | 〃 清水議員 |
| | 1. 子育て支援～病児病後児保育を！～ 2. 知っていて得する～進化するマイナンバーカード～ | 〃 伊集院議員 |

| 事 件 番 号 | 件 名 | 結 果 |
|-------------|--|------------------------|
| 第 7 8 号 議 案 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 1 2 月 1 6 日 原 案 同 意 |
| 第 7 9 号 議 案 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 〃 原 案 同 意 |
| 第 8 0 号 議 案 | 大字高浜財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて | 〃 原 案 同 意 |
| 第 8 1 号 議 案 | 工事請負契約の締結について | 〃 原 案 可 決 |
| 第 8 2 号 議 案 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 〃 原 案 可 決 |
| 第 8 3 号 議 案 | 島本町情報公開審査会条例及び島本町情報公開運営審議会条例の一部改正について | 〃 原 案 可 決 |
| 第 8 4 号 議 案 | 島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について | 〃 原 案 可 決 |
| 第 8 5 号 議 案 | 島本町水道事業条例の一部改正について | 1 2 月 1 7 日 原 案 可 決 |
| 第 8 6 号 議 案 | 島本町下水道条例の一部改正について | 〃 原 案 可 決 |
| 第 8 7 号 議 案 | 令和元年度島本町一般会計補正予算（第5号） | 〃 原 案 可 決 |
| 第 8 8 号 議 案 | 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） | 〃 原 案 可 決 |
| 第 8 9 号 議 案 | 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 〃 原 案 可 決 |
| 第 9 0 号 議 案 | 令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第3号） | 〃 原 案 可 決 |
| 第 9 1 号 議 案 | 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号） | 〃 原 案 可 決 |